

官報

号
国会会議録

令和八年四月二十八日

○第二百二十一回 衆議院會議録 第十六号

令和八年四月二十八日(火曜日)

議事日程 第十二号

令和八年四月二十八日

午後一時開議

第一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

第二 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

一 経済施策を一体的に講ずることによる完全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○本日の會議に付した案件
日程第一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

令和八年四月二十八日 衆議院會議録第十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

午後一時二分開議
○議長(森英介君) これより會議を開きます。

日程第一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

○議長(森英介君) 日程第一、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長丹羽秀樹君。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔丹羽秀樹君登壇〕

○丹羽秀樹君 ただいま議題となりました法律案、いわゆる第十六次地方分権一括法案につきまして、地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体の提案等を踏まえ、空家等管理活用支援法人への商工会議所等の非営利法人の指定を可能とするほか、地方債のデジタル証券方式での発行を可能とするなどの措置を講じようとするものであります。

本案は、去る四月十五日日本委員会に付託され、翌十六日黄川田国務大臣から趣旨の説明を聴取り、二十三日、質疑を行い、これを終局いたしました。

した。次いで、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(森英介君) 日程第二、防衛省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。安全保障委員長西村明宏君。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔西村明宏君登壇〕

○西村明宏君 ただいま議題となりました法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛隊の組織の改編、防衛副大臣の定数の一名増加、自衛官の人材確保のための制度の整備等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る十六日、本會議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、同日小泉防衛大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。二十一日及び二十四日、質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(森英介君) 日程第三、健康保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長大串正樹君。

健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔大串正樹君登壇〕

○大串正樹君 ただいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、持続可能な医療保険制度の実現に向け、必要な保険給付等の適切な実施並びに世代間及び世代内での負担の公平性の確保を図るため、

所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性が特に高い薬剤を用いた療養等について、その要する費用のうち一部を保険給付の対象外とする一部保険外療養を創設すること、

第二に、後期高齢者医療において、金融所得を保険料等に公平に反映することができるよう、金融機関等がオンラインにより金融所得に係る情報を後期高齢者医療広域連合に対して提供する義務等を設けること、

第三に、出産に係る保険給付体系を見直すとともに、妊婦に対する健康診査について、国は望ましい基準に係る標準額を定めるものとする、

第四に、高額療養費の支給要件等を定める際には、特に長期療養者の家計への影響が適切に考慮されるよう、法律上明確化すること、

第五に、業務効率化、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援する新たな事業を地域医療介護総合確保基金に設けること

等であります。

本案は、去る四月九日の本会議において趣旨説明が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、翌十日上野厚生労働大臣から趣旨の説明を聴取し、十五日から質疑に入り、二十一日には参考人から意見を聴取し、二十四日には高市内閣総理大臣に対する質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。次いで、討論、採決を行った結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付すことに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 討論の通告があります。順次これを許します。濱地雅一君。

〔濱地雅一君登壇〕

○濱地雅一君 中道改革連合の濱地雅一です。

会派を代表し、健康保険法の一部改正案に対する、賛成の討論を行います。(拍手)

世界に冠たる国民皆保険制度の下、我が国の医療保険は国民の健康と生活基盤を支える重要なインフラとして機能してきました。しかし、世界一速い少子高齢化の進行、特に、医療の高度化、薬剤の高額化が進む中、今後も適切な医療提供体制を維持できるのか、強い危機感を持つております。全世代型社会保障が叫ばれて久しくなりますが、現役世代の負担に頼る構造は改善されたとは言えず、社会保険料の負担に対する不満は増すばかりであります。

この問題意識に立つて、以下、賛成理由を述べます。

一つは、国民健康保険料の均等割の軽減措置対象を高校生世代まで拡大し、子育て世帯の国民健康保険料が低減される点です。

国民健康保険は、被用者保険と異なり事業主負担がなく、世帯の加入人数に応じて保険料が算定されるため、特に低所得者やフリーランスの方には負担が重かったものが、本改正で、全国平均、世帯当たり年間二万円の軽減となり、高く評価いたします。

次に、後期高齢者医療保険料への金融所得の勘案です。

御存じのとおり、後期高齢者医療保険の財源は、その半分为公費、残り半分为保険料。その保険料のうち、四分の三は現役世代からの支援金で成り立っております。被用者保険の中には、後期高齢者への支援金の方が加入者への給付を上回るものもあり、被用者保険の財政を悪化させています。

また、高齢者間でも、確定申告をしている方は

保険料算定の基礎とされながら、源泉徴収される場合には保険料に算定されない、世代内の不公平感が指摘されておりました。今回、この不公平を是正し、かつ、現役世代の保険料の低減につながるため、評価をいたします。

なお、現在、窓口三割負担となる現役並み所得の高齢者の保険料には公費助成がないため、金融所得の勘案が進み、三割負担者が増加すると、逆に後期高齢者支援金が増加する懸念があり、この点は早急な対応を求めます。

次に、妊娠、出産に対する支援が大幅に強化される点です。

これまで出産一時金で支援してまいりましたが、出産費用の上昇や地域間、施設間の差が顕著となり、出産費用を全国的に支援することは困難となっております。

本改正では、お祝い膳などのサービス部分と保険診療部分を除く分娩費用は、医療機関に直接給付する現物給付方式が導入されます。平たく言えば、標準的な出産費用は自己負担なく保険適用され、出産への安心感が増すこととなります。

妊婦健診については、健診項目の全国的な標準化、費用の平準化が図られます。

現在、自治体ごとに健診項目にばらつきがあり、診療の自己負担額も、ゼロ円の自治体も三割ある一方、三万円以上が一割もあります。今後は、自治体及び医療機関に望ましい基準と標準額を示す努力義務が課され、妊婦健診の見える化が図られます。

なお、出産費用については、当分の間、現行の出産一時金による現金給付方式と新制度である保険適用の現物給付方式が併存します。確かに、新制度への移行には相応の準備期間が必要ではあります。併存期間はできるだけ早期に解消すべきであり、新制度の給付水準に優位性を持たせることが必要と考えます。

加えて、周産期医療体制の支援事業については、社会保険料抑制の観点から、公費による支援とするよう強く要望しておきます。

以上、評価する主な点ですが、委員会質疑では多くの懸念される点がありました。

一つは、高額療養費。高額療養費は、最後のセーフティネットとして欠くことのできない国民皆保険の中核的制度です。

政府は、昨年、高額療養費の引上げにつき、予算案の修正を余儀なくされました。今回は、社会保障審議会に専門家委員会を設け、患者団体を含めた関係当事者との九回の協議を行い、とりわけ、長期療養者の家計に与える影響を勘案し、多数回該当金額の据置きや、年間上限額を設定した点は評価をいたします。

しかし、専門委員会において関係者に最終的な金額を提示したのは協議最終盤であり、進め方に問題があったと言わざるを得ません。また、多数回該当や年間上限に当たらない療養者にとっては大幅な負担増となる場合もあり、関係者の理解が得られたとは言えない状況でした。

そこで、中道改革連合は、国民が安心して利用できる高額療養費制度の見直し法案を他会派とともに共同提出をいたしました。この議員立法は、政府案の百十五条に定める高額療養費の支給要件の考慮事項を加重、上乘せするプログラム法案です。我々は、単に政府案に反対、対決姿勢ではなく、政府案と両立をする形で、高額療養費制度の維持と、患者を始めとする関係者の懸念を払拭し得る現実的な議員立法として提出をいたしました。が、残念ながら成立に至らず、継続審議といたしました。

一方で、最後の総理入り質疑では、この議員立法の趣旨を受け、今後の見直しに当たっては、今回と同様に、患者団体を含む当事者が参画する審議会の形式を維持し、必要な資料を示して丁寧な

令和八年四月二十八日 衆議院会議録第十六号

議論を行っていくこと、配慮が必要な方にはしっかりと必要な受診が確保されるよう対応すること、さらには、加入する保険者が変わると多数回該当がリセットされてしまう制度の欠陥は早急に見直していく旨など、前向きな総理答弁がなされました。今後は、この総理答弁を重く受け止め、患者も納得し得る対応を強く求めます。

もう一つの懸念は、OTC類似薬の一部保険外診療です。医療用を処方される患者とOTCで対応している方の公平を図るため、保険収載薬価の四分の一の特別の料金を求める趣旨は理解しますが、この特別の料金を免除される要配慮者の範囲が不明確なことでした。

委員会質疑では、要配慮者の範囲につき、まず、子供は高校生世代までを含めること、また、がん患者や難病患者などの慢性疾患を抱える方とは、公費負担の対象とならない指定難病者を含む難病やがん患者を始め、身体的負担が重く、継続的に行われる治療の際にOTC類似薬が使用される場合を指すこと、さらに、入院患者は特定の疾病に限定しないこと、アトピー性皮膚炎など年間を通じて症状が継続し通院が必要な長期使用の場合には負担を求めないことなど、具体的な答弁があり、省令の基準が明確化をされたと思っております。

今後、見直しをする際には、附則の検討事項に示された考慮事項を遵守し、安易な拡大を行わないことを強く申し上げておきます。

最後に、イラン情勢の影響から国民生活を底支えるため、本日、中道、立憲、公明の三党で経済対策及び補正予算を求める緊急提言を行いました。医療現場でも、透析回路を始め、供給に不安が広がっております。医療物資の優先供給の枠組みの構築など、早期の編成を求め、私の賛成討論を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

健康保険法等の一部を改正する法律案

○議長(森英介) 豊田真由子君。

(豊田真由子君登壇)

○豊田真由子君 参政党の豊田真由子です。

私は、会派を代表し、健康保険法等改正案について、賛成の立場から討論をいたします。(拍手)

今回の法案は、急速な少子高齢化の進行や、国民の命を守るための医療の高度化や高額化などにより、給付費の増大や深刻な人手不足といった構造的な課題に直面する我が国の医療保険制度を持続可能なものとしていくために、必要な保険給付等の適切な実施と、世代間や世代内での負担の公平性の確保などを図るものとして賛成をいたしますが、しかしながら、多くの課題もあり、今後の運用を注視してまいりたいと考えております。

以下、賛成の理由と意見を申し述べます。

第一に、いわゆるOTC類似薬の保険給付の見直しです。必要な医療は保険給付として維持し、また、子供や入院患者、がんや難病の方などからは別途の負担を取らない配慮もなされています。

ただし、重症化の防止などの措置も大切で、また、審議において、私は、在宅療養を受ける患者さんはどうなるのかなどをたどりましたが、配慮の对象から真に必要な方が漏れることのないよう、また、対象となるかの判断について、医療現場に過重な負担をかけることのないように、政府の責任において、ガイドラインなどをきちんと示すほか、必要な支援をしっかりと行っていくべきと考えます。

第二に、高額療養費の見直しに関し、負担が大幅に上がる方や、年間上限や多数回該当で救われない方など、多くの懸念が指摘されています。病やけがに苦しむ方々が更に金銭的負担によって追い詰められるといったことがないように、例えば、支給を受ける方の家計の収入、支出の状況に留意し、今回の見直しの影響調査なども含め、適切な決定プロセスと、患者そして御家族の方々に

寄り添った運用がなされるよう注視してまいります。

第三に、分娩に関する標準的な費用を設定し、現物給付化を図り、様々なサービス費用の見える化を進めることは、妊婦の皆様の経済的、心理的負担軽減のために重要です。

ただし、この三十年間、地方部を中心に、分娩施設数は半数以下となり、周産期の医療提供体制を維持、確保していくには、公費によるしっかりとした支援を含めた対応が急務と考えます。

第四に、医療現場の業務の効率化と勤務環境の改善は必須であり、今回、医療介護総合確保基金による支援を法律上位置づけ、厚労大臣による認定の仕組みが設けられました。

ただ、政府の補助金が適切に執行されなくては、国民の信頼を得ることはできません。不正の防止と、実効性あるお取組を着実に進めていくことが必要です。

今回の質疑を通じ、私は、国の補助金の不合理な返還ルールの変更を国に強く求めてまいりましたが、先般の厚労委員会では、準備が整い次第、速やかに措置できるよう取り組んでまいりたいとの御答弁をいただきました。

たとえ野党であっても、間違っていることは間違っているときちゃんと論拠を持って説明することで国のルールを変えていくことができるんだということは、政治への不信感が強いと言われる今日の日本社会において、たとえ小さな声であっても、政治がそれをしつかりと国民の声として受け止め伝えていくことで、国はちゃんと変わっていくんだということを示す、ささやかであっても確かな一歩であったと思っております。深く感謝を申し上げます。

今も、全国各地に、病やけがや老いや障害で大きな不安の中にある方と御家族がいらっしゃいます。そして、医療、介護、福祉、保育などの現場

で、奮闘し、疲弊する多くの従事者の皆さんがい

らっしゃいます。国民の皆様が、どんな状況でも

必ず希望はある、国は必ず自分たちを支えてくれ

る、そう実感していただくことができるよう、今

後とも、ここにいらつしやる全ての皆様方と御一

緒に、力強く取り組んでまいりたいと思います。

政府におかれては、今回、真摯な議論を経て、

多数の会派が法案に賛成したことへの重みをしっか

りと受け止め、たくさんさんの思いの詰まった附帯決

議を尊重し、適切な制度運用と更なる制度改革に

誠実に努めていただくことを求めた上で、私の討

論といたします。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(森英介君) 古川あおい君。

古川あおい君登壇

○古川あおい君 チームみらいの古川あおいで

す。

会派を代表して、健康保険法等の一部を改正す

る法律案に対し、賛成の立場から討論を行いま

す。(拍手)

健康保険法等の一部を改正する法律案 出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案

明不足が生んだものです。

また、今回の改正を始め、社会保障制度におい

ては給付の水準や対象範囲など具体的な内容の多

くが政令や告示に委ねられており、法案成立後

は、国会の審議を経ることなく、詳細を政府が決

定することが可能です。だからこそ、法案審議の

場で政府の方向性について確認をすることは特に

重要な意味を持ちます。

例えば、本法案の質疑の中では、一部保険外療

養について、OTC類似薬以外に対象を広げるこ

とは想定していないとの答弁がありました。しか

し、こうして明らかになった内容も、国民に伝わ

らなければ不安の解消にはつながりません。

本日、四月二十八日のこの本会議討論の時点

で、国会議事録検索システムで公開されている厚

生労働委員会の議事録は四月三日分が最新であ

り、本法案の法案審議の議事録は一つも公開され

ていません。国民が審議の内容を議事録で確認で

きない状態のまま採決が行われようとしているこ

とは、国会として重く受け止めなければなりません。

また、データが十分に活用されていないという

ことも明らかにしました。

高額療養費制度について、本法案は負担上限額

を変更するものではありませんが、見直しを行う

際、長期療養者への家計に与える影響等を考慮

するという考慮事項を追加する改正が含まれてい

ます。そうした影響を考慮するに当たっては、

データに基づく定量的な分析が不可欠ですが、こ

こにも課題がございます。

そもそも、社会保障制度の見直しは、結論あり

きではなく、客観的なデータとファクトに基づく

議論によって進められるべきです。

しかし、高額療養費制度の見直しにおいて、撤

回された前回の案と今回の見直し案を分ける明確

な定量的基準はなかったとの答弁がありました。

なぜ今なのか、なぜこの金額なのか、ほかに方法

はなかったのか。これらの点について、国民が納

得できる説明が十分になされたとは言えない状況

です。

重い病気を抱える患者や家族にとって、医療費

の予見可能性は生活設計の根幹に関わります。

チームみらいは、十分なデータと定量的な根拠に

基づかない高額療養費の自己負担引上げには依然

として反対であり、高額療養費制度を含めた社会

保障制度の今後の見直しに当たっては、制度改正

が患者や家計に与える影響を継続的に把握し、そ

の結果を国民の前に明らかにすることを求めま

す。

本法律案は、持続可能な医療保険制度の実現に

向けたものであり、その必要性は理解し、本法案

には賛成をいたします。

しかし、本法律案に賛成をするということは、

政府への白紙委任ではございません。患者や妊産

婦への配慮、透明性の確保、生活実態に基づく制

度運用など、附帯決議に盛り込んだ事項を着実に

実行し、国民が安心して医療を受け続けられる制

度の実現に向け、引き続き真摯な取組を政府に強

く求め、賛成討論といたします。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(森英介君) これにて討論は終局いたしま

した。

○議長(森英介君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本案は委

員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 出入国管理及び難民認定法及び出

入国管理及び難民認定法第二条第五号口の

旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に

関する法律の一部を改正する法律案(内閣

提出)

○議長(森英介君) 日程第四、出入国管理及び難

民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第

五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例

に関する法律の一部を改正する法律案を議題とい

たします。

委員長の報告を求めます。法務委員長井上英孝

君。

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び

難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する

外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部

を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○井上英孝君 ただいま議題となりました法律案

につきまして、法務委員会における審査の経過及

び結果を御報告申し上げます。

本案は、電子渡航認証制度を創設し、査証を必

要としないこととされている外国人であって観光

等を目的とする短期滞在者等について、認証を受

けたこと等を入国の要件とするほか、在留資格の

変更の許可等に係る手数料の額の上限額を引き上

げる等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る四月十四日本委員会に付託され、

翌十五日平口法務大臣から趣旨の説明を聴取し、

十七日質疑に入り、二十一日参考人から意見を聴

取しました。二十四日、質疑を終局し、採決の結

果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきも

のと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(森英介君) 日程第五、学校教育法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長齋藤洋明君。

学校教育法等の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(齋藤洋明君登壇)

○齋藤洋明君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、情報通信技術の進展に鑑み、児童生徒の教育の充実を図る観点から、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は、
第一に、小中高等学校等で使用しなければならぬ教科用図書について、デジタルな形態を含み得るよう、新たに教科書として規定すること、

第二に、義務教育諸学校において使用されるデジタルな形態を含む新たな教科書等を無償措置の対象とするとともに、そのために必要な事項を定めること、

第三に、デジタルな形態を含む新たな教科書の発行、使用等に伴い、音楽や動画を含む著作物の利用を、権利者の許諾なく可能とする等の措置を講ずること
などであります。

本案は、去る四月二十一日本委員会に付託され、翌二十二日松本文部科学大臣から趣旨の説明を聴取しました。二十四日質疑を行い、同日、質疑を終局した後、討論、採決を行った結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(森英介君) この際、内閣提出、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案について、小野田国務大臣の趣旨説明

進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣小野田紀美君。

(国務大臣小野田紀美君登壇)

○国務大臣(小野田紀美君) 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

本法律案は、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることに鑑み、特定重要物資等の供給に不可欠な役務に関する規定の整備、特定社会基盤事業として定めることができる事業への医療分野の追加、海外において国際的な輸送網の強化に資する施設整備等を行う事業に対する株式会社国際協力銀行からの貸付け等の支援に関する制度の創設、安全保障に関する経済施策に係る調査研究の推進及び官民の連携による協議会に関する規定の整備等の措置を講ずること、外部からの脅威に対して国家及び国民の安全を一層確保することを目的としております。

このような趣旨から、この度、本法律案を提案することとした次第でございます。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、重要な物資又はその原材料等の供給に不可欠な役務であって専ら当該物資等の供給のために用いられるものについて、外部に過度に依存し、又は依存するおそれのある場合に、当該物資を特定重要物資として指定することができることとしております。また、特定重要物資等の安定的な供給の確保のため、国、特定重要物資等の生産等の事業を行う事業者その他の関係者は、相互に連携を図りながら協力するよう努めることとして

おります。

第二に、特定社会基盤事業として定めることができる事業に、病院が行う医療等及び医療情報基盤・診療報酬審査支払機構の行う医療情報化推進業務の一部を追加することとしております。

第三に、特定重要技術の研究開発の促進等を図るため、指定基金協議会を組織できる基金が設置される法人の対象に、研究開発独立行政法人のほか特別の法律により設立された法人を加えることとしております。

第四に、特定海外事業の促進に関する制度として、経済安全保障上重要な海外事業を実施しようとする者は、特定海外事業計画を作成し、主務大臣に提出して、その認定を受けることができることとし、株式会社国際協力銀行が、新たな勘定を設けて、認定特定海外事業者に対して必要な資金の貸付け等の支援を行う制度を創設することとしております。

第五に、内閣総理大臣が、安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進のために必要な調査研究を行うとともに、経済活動に関し行われる国家及び国民の安全を害する行為の防止のための情報共有及び対策について協議する官民協議会を組織することとし、これらに関する業務の一部を独立行政法人経済産業研究所に行わせることができることとしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日としております。
以上が、この法律案の趣旨及び内容の概要であります。(拍手)

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案

(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(森英介君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。長谷川淳二君。

(長谷川淳二君登壇)

○長谷川淳二君 自由民主党の長谷川淳二です。(拍手)

まず冒頭、三陸沖の地震及び北海道十勝地方南部の地震並びに岩手県大槌町を始めとする山林火災において被災された方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、困難な環境下で消火活動に従事されている消防、自衛隊始め関係者の皆様に深く敬意と感謝を申し上げます。

それでは、ただいま議題となりました経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案について、会派を代表して質問いたします。

二〇二二年に制定された経済安全保障推進法は、安全保障の裾野が経済分野に広がる中で、国家国民の安全を経済面から確保するため、重要な役割を果たしてきたと評価しています。

一方、ロシアによるウクライナ侵略の長期化、中国のレアアース輸出規制に代表される経済の武器化の拡大、そして、中東情勢の緊迫化を受けた原油を始めとする供給不安の高まりなど、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境を踏まえ、我が国の経済の自律性を向上させ、優位性、不可欠性を確保するため、更なる施策を推進していく必要があると。

我が党は、経済安全保障の概念をいち早く提唱し、経済安全保障推進法制定後も、関連する施策全体を不断に見直し、必要な法改正を行うべきと提言してまいりました。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する長谷川淳二君の質疑

そこで、まず、現行の経済安全保障推進法に基づく各種施策の成果と課題、そして改正案の提出に至った考え方について、小野田経済安全保障担当大臣にお伺いをいたします。

次に、特定重要物資の安定的な供給の確保に関する制度は、半導体、重要鉱物、蓄電池、抗菌薬など十六の物資を特定重要物資として指定し、造船能力の復活や重要鉱物の確保など、我が国のサプライチェーンの強靱化に重要な役割を果たしています。

一方、足下では、中東情勢の緊迫化を受けて、石油やナフサなどの石油関連製品の安定供給確保が喫緊の課題となっておりますが、昭和のオイルショック時に我が国は石油備蓄法を制定して世界でも最高水準の国家備蓄を整備したように、今回の中東情勢から得られる教訓も踏まえ、ナフサを始めとする重要物資の供給リスクを洗い出し、国内生産力の強化、備蓄の拡大、調達先の多角化、再資源化の推進など、我が国のサプライチェーンをより強固なものにしていく施策が求められていると考えます。

そこで、今回の中東情勢から得られる教訓も踏まえ、特定重要物資の安定的な供給確保に関する制度を今後どのように活用していく方針か、小野田大臣にお伺いをいたします。

次に、基幹インフラ制度への医療分野の追加につきましては、近年のサイバー攻撃の巧妙化、高度化に伴い、国民生活の基盤である医療提供体制を確保する上で極めて重要であると考えます。

一方、医療機関は、収入の大部分を公定価格である診療報酬が占めており、独自に価格転嫁ができず、また、極めて厳しい経営状況にあるため、対象に想定されている特定機能病院では、サイバーセキュリティ対策等に係る負担が重くなるのではないかと懸念をいたします。

そこで、基幹インフラ制度への医療分野の追加に当たっては、医療特有の事情に鑑み、国による

支援が必要ではないかと考えますが、どのように対応するのか、小野田大臣にお伺いをいたします。

次に、経済安全保障上重要な海外事業への支援についてお尋ねいたします。

サプライチェーンの強靱化を図るためには、国内向けの対策だけでなく、同盟国、同志国等との連携を強化し、例えば、我が国のシーレーン上に位置する国々での燃料供給拠点や船舶修理ドックの整備など、海外におけるサプライチェーン構築やインフラ整備を支援していくことも重要であります。

本法案では、経済安全保障上重要な海外事業を展開するため、国際協力銀行、JBIICを活用した新たな支援の仕組みが盛り込まれていますが、一方で、昨年九月に日米首脳会談で合意された日米戦略的投資五千五百億ドルの支援についても、JBIICの通常業務において対応することとなっております。JBIICの業務は質、量共に拡大するのではないかと考えます。

そこで、本法案により、JBIICが経済安全保障上重要な海外事業に対して新たな支援業務を行う意義、必要性を伺うとともに、JBIICの財務健全性の確保を含め、どのようなスキームとしているのか、小野田大臣にお伺いをいたします。

最後に、日本経済の脆弱性が顕在化した今回の中東情勢のように、一層複雑さを増している安全保障環境にあつては、我が国の産業基盤の抱えるリスクを分野横断的に点検、分析し、国際情勢の変化に応じてどのような対策を取るべきかについて、専門的かつ機動的な調査研究や政策提言を行う体制を整備するとともに、官民が連携して的確な施策を推進していくことが急務であると考えます。

そこで、本法案により創設される総合的な経済安全保障シンクタンク及び官民協議会に具体的にどのような役割を担わせようとしているのか、小

野田大臣にお伺いをいたします。

以上、本法案が、大胆な危機管理投資と相まって、我が国の経済安全保障の確保に一層寄与することを期待申し上げて、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣小野田紀美君登壇)

○国務大臣(小野田紀美君) 長谷川淳二議員からは、まず、現行法に基づく施策の成果と課題、改正案提出の考え方についてお尋ねがありました。現行の経済安全保障推進法に基づき、これまで、十六の特定重要物資の安定供給確保のための支援、十五分野における基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、五十一の先端的な重要技術を対象とした研究開発等の伴走支援、二十五の特定技術分野における特許出願非公開による機微な発明の流出防止を実施することで、我が国の自律性の向上、優位性、不可欠性の確保に向けた取組は着実に進展しております。

他方、中東情勢を始め、国際情勢の急速な変化等、我が国の経済安全保障をめぐる環境が複雑化する中、現行制度の見直しや拡充を行うべきであると考えます。具体的には、重要な物資のサプライチェーンの更なる強靱化のための取組、医療分野の基幹インフラ制度への追加による医療の安定提供の確保等が必要です。

加えて、国際情勢の激変等に伴う新たな課題に迅速かつ強力に対応していくため、経済安全保障上重要な海外事業を支援するための新たな制度、総合的な経済安全保障シンクタンク及び官民協議会の創設も不可欠です。

こうした課題を踏まえ、外交力、防衛力、経済力、技術力、情報力、人材力を含む総合的な国力を強化しながら最大限活用し、我が国の平和と安全、繁栄を経済面から確保するための更なる措置を講ずるため、今般、経済安全保障推進法の改正案を提出するものであります。

次に、特定重要物資に係る制度の今後の活用についてお尋ねがありました。

現下の中東情勢に伴い、石油関連製品など、供給制約を受ける可能性が急速に顕在化した重要物資について、政府一体として安定供給確保に向けた対応を行っているところです。

その上で、厳しさを増す国際情勢を踏まえ、ある程度先を見越した物資の安定供給を確保していく観点から、関係各省と連携してスピード感を持ってサプライチェーン上のリスク点検を実施し、必要に応じて特定重要物資に指定していきま

す。

さらに、一般の法改正も踏まえ、物資のみならず、その供給に不可欠な役務を含め、民間事業者やその他の関係者の協力を得ながら、重要な物資の安定供給確保に取り組んでまいります。

次に、基幹インフラ制度への医療分野の追加に係る支援についてお尋ねがありました。

基幹インフラ制度への医療分野の追加に当たっては、事業者にとって過度な負担にならないよう、規制対象は真に必要な範囲に限定するとともに、事業者の負担に配慮し、十分な準備期間を設けるため、段階的に対象病院を指定することを検討しております。

また、厚生労働省において、病院のサイバーセキュリティ対策等について、既存の措置等を活用して可能な限り必要な支援を行っていくことも検討していると承知しております。

こうした点も含め、対象事業者等の検討に当たっては、事業者等の御意見もお聞きしながら、丁寧に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、経済安全保障上重要な海外事業の促進に関する制度を創設する意義等についてお尋ねがありました。

一般に、海外事業は国内事業に比べて事業リスクが高いことに加え、近年、国際環境が急激に変

化し、国家間の産業や技術の囲い込み競争の激化に伴う政策変更等により、リスクが一層高まっております。

このため、経済安全保障上重要な事業であつても、民間企業の経営判断だけでは投資に踏み切れず、事業が実施されない場合があります。

本制度は、海外事業支援の知見や実績を有する国際協力銀行が支援実施主体となつて、より強力なリスクテイクを行うことで、民間資金の動員を図り、こうした海外事業を実施可能とするための仕組みを整備するものです。

具体的には、本制度においては、政府が認定した事業に対して支援を行うための新たな勘定を国際協力銀行に設けた上で、この業務から生じる損失額が資本金等の範囲内となるように運用すること、債務超過が生じないことを確保し、国際協力銀行の財政健全性に影響が生じないようにすることとしております。

その上で、本制度と日米戦略的投資イニシアティブとの関係性につきましても、本制度では、経済安全保障上重要ではあるが、採算性に不確実性があるため、本法案で盛り込んだ劣後出融資といった政策的な支援がなければ民間資金動員が図れない事業を対象としております。

これに対し、日米戦略的投資イニシアティブは、日米政府間での了解覚書上も、元利返済相当額の分配と、その後の追加的な利益配分を前提としており、採算性が確保可能なプロジェクトを念頭に置いていると承知しております。

したがいましても、日米戦略的投資イニシアティブの下で実施されるプロジェクトに対し、本制度を活用することは想定しておりません。

最後に、総合的なシンクタンク及び官民協議会の役割についてお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、経済安全保障をめぐる様々な課題に対し、幅広い分野の専門知識を結集して対応することが重要となっています。

このため、総合的な経済安全保障シンクタンクを法的に位置づけ、外交、情報、防衛、経済、技術の高度な専門知識を総合的に結集し、政府の要請に即応することも含めて、定量的な調査研究や、各府省の所掌を横断したテーマの調査研究、政策提言を行わせることとしています。

また、経済安全保障においては、政府のみならず民間企業等も主要な担い手となることから、これまで以上に官民連携を強化することが重要です。

そのため、官民協議会の枠組みを創設し、構成員に国家公務員と同等の守秘義務を課すことで、情報保全を徹底しつつ、政府と民間企業等が経済安全保障に関する脅威やリスク認識等の情報を共有するなど、先ほど申し述べた経済安全保障シンクタンクも活用しながら、効果的な官民連携を一層推進することとしております。(拍手)

○議長(森英介君) 長妻昭君。

(長妻昭君登壇)

○長妻昭君 中道改革連合の長妻昭です。(拍手)

本日午前、中道改革連合、立憲民主、公明の三党で、木原官房長官に、イラン戦争の影響で深刻化する物価高や物資不足に対応するため、二〇二六年度補正予算案の早期編成を要請をいたしました。これは、私たちが一万件以上寄せられた個人、法人の意見を基に喫緊の課題であると判断したものです。真摯に取り組んでいただきたい。改めまして、ただいま議題となりました経済安全保障改正法案及びJ B I C 改正法案について質問をいたします。

経済安全保障は、先進国の中でも日本が最も対応が遅れており、その増強は喫緊の課題です。しかし、状況が激変する中、本法案は何周も遅れていると言わざるを得ません。まず、二つの危機を事例として本法案の有効性を質問し、その次に、本法案がばらまきや天下りを助長するリスク等についてお尋ねをいたします。

まず、第一の危機は、ホルムズ海峡の閉鎖に伴う経済の混乱です。

まさに経済安保の危機でもあり、本法案を現在の経済的危機に当てはめると、どのような効果があるか、対応が可能なのでしょうか。仮に本法案がホルムズ海峡閉鎖前に施行されていれば、物資不足に対してどのような効果を上げていたのでしょうか。今回、国内で不足問題化している物資のうち、特定重要物資に指定されているものは何があり、事後、事前でどんな対応を取れるのでしょうか。

また、今回の経済の混乱で役務の提供に支障が出ている特定社会基盤事業や特定社会基盤事業者としては、それぞれどのようなものがあり、事前と事後でどのような対応を取るのででしょうか。

また、本法案が施行されていれば、第三条の二にある官民協議会を開催し、今回のホルムズ海峡閉鎖に伴う経済の混乱についても議論をするのでしょうか。

法律以前の課題として、そもそも日本は原油のホルムズ海峡からの依存度が今回のイラン戦争の直前では九三%であり、この六十年間で最も高くなっています。韓国や台湾でも七〇%であり、危機感がなさ過ぎました。

なぜこんなに依存度が高くなったのか。また、今後、どのような手段で、何%まで依存度を下げていくつもりですか。仮に本法案が施行されていたとすれば、これほどまでに依存度が高くなるという失態を招かなかったのか、お尋ねをいたします。

現在、特定重要物資として、医療関係では抗菌薬と人工呼吸器が指定されております。しかし、命に関わる人工心肺装置や人工透析の機器、器材、麻酔設備、器材、手術に必要な器材等は除外をされております。含めるべきと考えますが、いかがですか。

特に、ナフサ不足による医療機器不足は深刻です。本法案ではどのような対応がなされるのですか。また、今後、ナフサ不足が発生した際に、本法案ではどのような備えがなされるのでしょうか。

本法案はイラン戦争前に立案されたものであり、今後も同様なケースがあった場合、有効な対応が可能なのか疑問です。法案修正すべきところがあれば修正に応じる姿勢で臨んでいただきたいが、いかがでしょうか。

第二の危機は、フロンティアAIモデルであるアンソロビック社のクロード・ミュトスの脅威です。システムの脆弱性を一瞬に見抜き、悪用すれば、いざいどんな金庫でも開けてしまう金庫破りになります。核兵器並みと言われるゆえんです。いずれ、アンソロビック社以外でも同様の性能以上のAIが開発され、悪用が広がるのは時間の問題です。現行の能動的サイバー防御法案だけでも、国家サイバー統括室だけでも手に負える問題ではなく、サプライチェーンをも破壊する、まさに経済安全保障の問題です。

真つ先に狙われる可能性があるのが金融機関です。クロード・ミュトスの出現で預金が盗まれるリスクは高まっていると言えるのか、まず金融庁にお尋ねをいたします。

また、通信、水道、電力、運輸などを麻痺させて社会が大混乱に陥るリスクも想定されます。政府は、この危機感をどの程度お持ちなのでしょう。

本法案では新たに、病院が行う医療等も特定社会基盤事業として定めることができる事業に追加をいたしました。現在ある十五分野含めて、本法案では、これらの事業がクロード・ミュトスに対してどのような防衛策を取れるのでしょうか。お尋ねをいたします。

米国では、クロード・ミュトス等への対策としてグラスウィングというプロジェクトを立ち上

げ、AIによって防衛体制を取るなど、取組が進められております。

日本では、単に危機を共有するだけの情けないレベルにとどまっており、本法案にある官民協議会を活用して、日本版グラスウィングのようなプロジェクトを立ち上げるお考えがあるのでしょうか。本問題は官民協議会でも議論されることになるのでしょうか。お尋ねをいたします。

本来は、手遅れにならないためにも、本法案の審議の前に、迅速に日本版グラスウィングのプロジェクトを立ち上げるべきと考えますが、いかがですか。これは緊急を要する大問題です。

基幹インフラ制度に医療分野を追加することとしていますが、医療機関は経営余力が乏しく人材も不足しています。病院に対して、システムの更新、構築を従来の事業者から高額な事業者へ変更させられる場合や、専門人材の増強を要請される場合もあるのでしょうか。上野大臣にお尋ねいたします。そして、担当、小野田大臣にもお尋ねをいたします。

その際は、法律での要請となり、断ることは許されないのでしょうか。その際に発生する費用の補填は考慮されないのでしょうか。また、最大幾つもの、どのような病院が基幹インフラに指定される可能性があるのでしょうか。確認をいたします。

次に、ばらまきや天下りを助長するおそれについて質問いたします。

その前提として、三年半前に施行された経済安保推進法の総括をしなければなりません。この三年半の間に権限濫用が発生していないかどうかを政府としてどのように点検をしていますか。また、そのような事案が発生しましたか。法律の成立、施行前と比較して、個人や企業の利益についてはどのように増進したと評価していますか。数字を根拠に出してお答えをください。

本法案では、JBICの支援に関して、収支相

償の原則も適用除外、償還確実性の原則も適用除外であり、もはや野方図な補助金と同じです。コロナ緊急時のゼロゼロ融資は別として、損失を前提とした融資をする銀行など聞いたことがありません。JBICによる融資の結果として損失が生じた場合、その判断の是非を検証、公表するのでしょうか。

そもそも、主務大臣が事業計画を認定する基準は厳格にあるのでしょうか。報道では、最後は官邸の政治判断で決まるケースも出るだろうと経済官庁の幹部が話したとあります。巨額な企業献金を自民党に提供している企業が優先的に決まるということは絶対にありません。確認をいたします。さらに、高市首相が成長戦略で推進する十七分野に損を覚悟で資金を流すなどということはありませぬ。これも確認をいたします。

本法案では、JBICが損失を前提にリスクの高い事業への出資もできることとしています。このような仕組みによって、仮に、淘汰されるべき古い産業技術のために民間資金が動員されるようなことがあれば、損失が発生するだけでなく、産業構造の転換を遅らせてしまうおそれがないのでしょうか。加えて、そのようなことが起こらないための歯止め策をお尋ねをいたします。

省庁の貯金箱とも言われ、今や税金無駄遣いの象徴である基金を性懲りもなく拡大する仕組みが本法案にこっそり盛り込まれています。法律の裏づけがある基金を拡大するのです。

これまで、経済安保推進法でJSTとNEDOの二団体に基金が置かれていたものを、さらに本法案では、基金を造成できる団体を最大三十五もの研究開発行政法人に広げる条項六十三条が提案をされています。天下りも増える一方ではないでしょうか。最大三十五法人というのは事実でしょうか。事実とすれば、とんでもないことです。基金の止めどない拡大はやめて、通常予算の措置としたい。見直したいだけです。

トランプ大統領と約束した五千五百億ドル、約八十四兆円の対米投資では、赤澤大臣の国会での説明では、収支相償の原則と償還確実性の原則は守られると答弁をしております。今回の法案にある収支相償の原則も適用除外、償還確実性の原則も適用除外のJBICスキームは、五千五百億ドルの対米投資で使うのでしょうか。確認をいたします。

本法案において、総合的なシンクタンクを独立行政法人である経済産業研究所に創設する一方、内閣府では別途、安全、安心に関するシンクタンクを今年度中をめどに設置するとしております。政府有識者会議では、まだできていないこの二つのシンクタンクについて、研究が重複し、二重投資となる可能性がある、近い将来統合すべきという提言が出されました。天下りポストが増えるだけです。猛省して、一つにまとめてください。いかがでしょうか。

これで質問を終わりますが、今後とも、国家が経済を武器化して他国に圧力をかけるケースが増えてくると予想をされます。同盟国の米国と例外ではありません。貿易立国として歩みを進めてきた日本が生き残るためにも、利権や企業献金に左右される不透明な対策であってはなりません。まさにEBPMが重要です。利権やばらまきでなく、データや客観的根拠、証拠、エビデンスに基づいて政策の目的、手段を決定し、効果を検証、改善しなければなりません。この観点から、私たちは本法案を厳しく審議してまいります。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣小野田紀美君登壇)

○国務大臣(小野田紀美君) 長妻昭議員から、まず、ホルムズ海峡封鎖による経済的影響と本法律案の関係、特定重要物資の対応状況、特定社会基盤事業の状況、官民協議会の四点についてお尋ねがありました。

まず、一般のホルムズ海峡封鎖による経済的影響への対応は、我が国の平和と安全、経済的な繁栄に関することであり、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するという経済安全保障推進法の目的から排除されるものではありません。

また、近年、類を見ないほど複雑化しつつある国際情勢や安全保障環境の変化に対応すべく、本法律案では、御質問にもあった官民協議会、そして総合的なシンクタンクを創設し、経済安全保障上の幅広い課題について、対策の検討や調査研究等を行うこととしております。

これらで扱う個別のテーマについては、ホルムズ海峡の閉鎖に伴う経済的な影響も含め、改正法施行後の時々々の情勢等を踏まえ、適時適切に判断してまいります。

次に、特定重要物資の対応状況についてお答えいたします。

本改正法案においては、物資の供給に不可欠な役務を確保することで、特定重要物資の一層の安定供給確保を図ることなどを軸に置いていきます。

また、原油や石油関連製品等の安定供給確保は、経済安全保障推進法だけではなく、ほかの法律に基づく制度等、様々な施策を組み合わせ、その安定供給確保を講じております。

経済安全保障推進法で支援対象になっているものとして、例えば、ヘリウムについては、特定重要物資である半導体の製造に必要な原料として、その備蓄やリサイクルを行う施設設備の導入等支援を進めてきており、既に、備蓄量の確保に一定の効果을上げているところでです。

中東情勢を含む昨今の国際情勢も踏まえ、引き続き、関係省庁によるほかの施策とも連携しつつ、重要物資の安定供給確保を強力に実施してまいります。

次に、医療関係物資を特定重要物資に指定する必要性についてお尋ねがありました。

医療関係物資の安定供給確保についても、経済安全保障推進法のみならず、ほかの法律に基づく制度等、様々な施策も組み合わせ対応してきております。

また、原油やナフサを含む石油製品については、日本全体として必要となる量を確保できおり、医療関係物資も含めた一部で生じる供給の偏りや流通の目詰まりについては、中東情勢に伴う重要物資安定確保担当大臣である赤澤大臣と関係閣僚の下で、政府一丸となって対応を進めております。

その上で、経済安全保障推進法においては、医療関係の物資として、抗菌性物質製剤と人工呼吸器を特定重要物資に指定し、その指定に基づき、厚生労働省において、国内生産基盤強化や備蓄の支援を行っておりますが、その他の医療物資についても、国民の生命、生活にとって大変重要な物資であると認識しております。

今回の改正法案と直接関連するものではありませんが、今般の中東情勢の影響を受けた足下の対応と同時並行で、ある程度先を見越した対応として、関係省庁とも連携し、スピード感を持ってリスク点検を実施いたします。その結果も踏まえて、特定重要物資としての指定も含め、安定供給に向けた必要な対策を適切かつ迅速に講じてまいります。

次に、法案修正についてお尋ねがありました。本法律案は、特定の事案を念頭に改正を行うものではありませんが、イラン情勢を含め、複雑化する国際情勢等に鑑み、外交力、防衛力、経済力、技術力、情報力、人材力を含む総合的な国力を強化しながら最大限活用し、我が国の平和と安全、繁栄を経済面から確保するための更なる措置を講ずるため、提出するものであります。

法案修正については、国会審議における御議論を経て、国会にて判断されるものと承知しております。

次に、AIを悪用したサイバー攻撃に対する政府の認識と、基幹インフラの対応についてお尋ねがありました。

AIがサイバー攻撃に悪用され、我が国の基幹インフラが危険にさらされるリスクをいかに回避するかという点は重要な課題であると認識してまいります。

現在、基幹インフラ役務の安定的な提供を確保するため、政府においては、サイバーセキュリティ等の観点から様々な施策を包括的かつ重層的に行っています。

経済安全保障推進法における取組としては、基幹インフラ制度の運用を通じて、サイバー攻撃等も含め、特定妨害行為のおそれの低減を図っているところ です。

これに加え、基幹インフラ所管省庁においては、各業法やガイドライン等に基づき、事業者に対してサイバーセキュリティ対策を行うよう定めております。また、基幹インフラ事業者にはサイバー対処能力強化法に基づき、本年十月一日からサイバーセキュリティインシデントが発生した場合等の報告が義務づけられ、更なるサイバーセキュリティ強化のための取組が進むと承知しています。

御指摘のクロード・ミュトスを始めとするAIの急速な進展への対応については、AISIとも協働しつつ、高度なAIの技術動向や国際情勢等について情報収集や分析を行い、必要に応じて対策を講じる等、関係省庁と連携して適切に対応してまいります。いずれにいたしましても、引き続き基幹インフラ制度を通じて、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に努めてまいります。

次に、官民協議会と日本版グラスウィングについてお尋ねがありました。

官民協議会は、経済安全保障では、政府のみならず民間企業等も主要な担い手となることから、経済安全保障上の幅広い課題について、あらゆる脅威やリスクを念頭に検討を行うために創設するものです。

米国企業が開発した、プログラムの脆弱性を発見する能力にたけたAIの事例も含め、AIを活用したサイバー対処能力の強化は、我が国の重要な課題です。

金融分野においては、金融庁主導によりAI脅威に対する金融分野のサイバーセキュリティ対策強化に関する官民連携会議が開催され、また、国家サイバー統括室においても、AIを活用したサイバー対処能力の強化について、有識者会議で議論が進められていると承知しています。

本官民協議会で協議を行う個別のテーマについては、こうした関係省庁の動きや改正法施行後の経済安全保障環境を踏まえ、適時適切に判断してまいります。

次に、基幹インフラ制度への医療分野の追加に係る病院の対応についてお尋ねがありました。

医療分野を基幹インフラ制度の対象とすることにより、対象となる医療機関等が重要な設備の導入や維持管理等の委託を行う際に、当該設備が我が国の外部から行われる妨害行為の手段として使用されるおそれについて審査することとなります。

このおそれが大きい場合、経済安全保障推進法第五十二条に基づき、事業所管大臣たる厚労大臣は、医療機関等に対し、設備の導入等計画書などの変更を含め、必要な措置を講ずることを勧告し、勧告に応諾しない場合には命令することが可能となっております。その上で、事業者が当該命令に違反した場合には、同法に基づき、罰則の対象となり得るものです。

次に、権限濫用等についてお尋ねがありました。

経済安全保障推進法の運用に当たっては、有識者の意見を聞くとともに、例えば、サブライチェーンの強靱化について、基本指針や個々の物

資の取組方針を策定する際はあらかじめパブリックコメントを実施するなど、広く国民の意見を聞きながら各施策の詳細を決定しております。

このような手続を踏まえるとともに、毎年、施策の実施状況のフォローアップを行い、その結果をホームページ上で公表するなど、経済安全保障施策が適切な形で運用されるよう留意しており、特段問題となるような事案は発生していないと考えております。

経済安全保障推進法の各施策の評価に関するお尋ねについて、サプライチェーンの強靱化においては、これまで十六の特定重要物資について、百四十八件の供給確保計画を認定、支援し、液化天然ガスの余剰確保や肥料の備蓄を始め、安定供給確保の効果が始めてあります。

基幹インフラ制度については、令和七年三月末までに九百七十二件の届出の審査を行いました。審査を通じて、特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが低減し、基幹インフラ業務の安定的な提供の確保につながっていると考えております。

先端的な重要技術の開発支援については、令和八年三月末までに四十の指定基金協議会を組織し、重要技術の研究開発等の伴走支援を進めております。

特許出願非公開制度については、二十五の特定技術分野において、令和七年三月末までに九十件の保全審査を行いました。審査を通じて、特許手続を通じた機微な技術の公開や情報流出の防止につながっていると考えております。

経済安全保障推進法の各施策を実施すること、法施行前と比べて、我が国の自律性の向上、優位性、不可欠性の確保に向けた取組は着実に進展しているものと評価しております。

次に、経済安全保障上重要な海外事業の促進に関する制度において損失が生じた場合の検証及び説明責任、そして支援対象事業の認定基準につ

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する長妻昭君の質疑

てお尋ねがありました。

まず、認定基準についてお答えいたします。本制度では、経済安全保障推進法第八十五条の第三項において、支援の対象となる特定海外事業の認定をするための基準を明確に定めるとともに、同法第八十五条の二において、基本指針を策定し、当該認定に関する基本的な事項を定め、認定に際して判断する内容の明確化を図ることとしております。

政府としては、これらの法令上の基準及び基本指針に基づき、個々の事業計画について、必要な審査を行った上で認定し、支援を行うこととしており、御指摘のように、恣意的な判断や、法令、指針によらない形で認定を行うことはございません。

また、認定後の実施状況について、同法第八十五条の六第一項及び第二項の規定に基づき、認定特定海外事業者からの定期的かつ必要に応じた報告を受けることに加え、JBIICを通じた適時適切なモニタリングを実施した上で、必要に応じて早期に対応を取ることにしています。

その上で、仮に、支援した事業において損失が生じた場合には、必要な事項の報告や資料提出の求めにより、事業の実施状況や、損失要因等について確認を行い、必要に応じて有識者等の御意見もいただきながら、フォローアップを行い、企業の機微情報等に鑑みて差し支えない範囲で、事業の実施状況やフォローアップ内容について公表してまいります。

また、本制度による支援が産業構造の転換を遅らせることがないのか、そのための歯止め策についてもお尋ねがありました。

まず、繰り返しになりますが、本制度は、我が国の経済安全保障上重要であるものの、国際環境の急激な変化等に伴うリスクの高まりにより、採算性に不確実性があるため、既存の支援ツールだけでは民間企業から十分な投資が行われない海外

事業について、国の支援を呼び水として、民間企業の参画を得ることで、そうした事業の実施を可能にするものです。

したがいまして、本制度が産業構造の転換を遅らせるとの御指摘であります。が、そもそも、国が支援して先ほど申し上げたようなリスクを低減したとしても、事業の立ち上げや継続自体が見込まないような事業は支援の対象外と考えております。加えて、恒常的に赤字が見込まれるような事業性のない事業であつて、赤字補填のために追加出資や融資が延々と求められる可能性のあるものを支援対象とすることも想定しておりません。

こうした点は、支援対象事業の認定時において、JBIICから情報提供を受けつつ、対象事業の実現可能性や収益性等をしつかり評価することに対処してまいります。

次に、重要技術の研究開発等に係る基金及び当該基金を設置する法人についてお尋ねがありました。

本法案の指定基金に関する改正は、公募型研究開発に係る業務を行う法人が、その特性に応じた特定重要技術の研究開発等を指定基金協議会を活用して行うことが重要であることから、指定基金協議会を設置できる基金の範囲を広げるものです。

この範囲には研究開発独立行政法人が設ける基金が含まれますが、実際に三十五の研究開発独立行政法人それぞれに基金を造成するためには、経済安全保障推進法とは別に各法人の設置法等に基金設置の根拠が必要です。したがって、本法案により新たな基金の設置が可能となるものではなく、また、予算措置の在り方を決めるものではございません。

なお、法人における指定基金の運営体制に関しては、国家公務員法等に基づく再就職に関する規定等も踏まえつつ、適切に運用していくことは当然です。

経済安全保障上の重要技術の研究開発等については、その特性等を踏まえつつ、実効性を持った適切な仕組みに基づき推進することが重要であり、本法案の内容は、このような取組に資するものと考えております。

次に、経済安全保障上重要な海外事業を支援する制度と日米の戦略的投資イニシアティブとの関係についてお尋ねがありました。

今般の制度は、海外事業のうち、我が国の経済安全保障上重要であるものの、採算性に不確実性があるため、本法律案で盛り込んだ劣後出融資といった政策的な支援がなければ民間資金の動員が図れないような事業を対象としております。

これに対し、日米戦略的投資イニシアティブは、了解覚書上も、元利返済相当額の分配とその後追加的な利益配分を前提としており、採算性が確保可能なプロジェクトを念頭に置いております。

したがって、日米戦略的投資イニシアティブの下で実施されるプロジェクトに対し、今般の制度を活用することは想定しておりません。

最後に、総合的な経済安全保障シンクタンクと重要技術戦略研究所の統合についてお尋ねがありました。

総合的な経済安全保障シンクタンクは、今般の法改正で法的に位置づけられ、公的機関である独立行政法人内に設置されるものであり、政府の要請に即応することも含めて、外交、情報、防衛、経済、技術の専門性を要する調査研究、政策提言を行う唯一のシンクタンクとなります。

他方、重要技術戦略研究所については、一般財団法人として設立される民間の機関であり、アカデミアも巻き込んだ形で、産官学連携による経済安全保障の観点からの科学技術戦略の推進等に加え、大学と連携した人材育成を行うことが期待されているところです。

このように、これら二つのシンクタンクは想定されている役割及び組織体制が異なっていることから、両者の強みを生かす形で、しっかりと連携させてまいりたいと考えております。

また、有識者会議から御提案いただいた統合の在り方を検討するに際しては、独立行政法人と民間機関の組織体制の違い、人材育成に係る学位授与等の大学特有の機能の在り方、経済安全保障へのアカデミアの関与といった論点も含め、丁寧に整理を進める必要があります。

いづれにいたしましても、人材、資金を最大限効果的に活用すべく、有識者会議の御提言も踏まえて、統合の在り方については、速やかに検討を進めてまいります。(拍手)

(国務大臣片山さつき君登壇)

○国務大臣片山さつき君 長妻議員から、クロード・ミュトスの出現についてお尋ねがありました。

AI技術が急速に進展する中、サイバー攻撃にAIが活用されることで、攻撃のスピードや規模が劇的に加速、拡大するなど、委員御指摘のように、金融業界においても、サイバーセキュリティをめぐる脅威は高まっていると認識しております。

金融システムについては、相互接続性が高く、リアルタイムで処理されているため、サイバー攻撃により、市場への影響や信用不安に波及し得るという特性があります。

こうした中、金融機関は、重要インフラ機能を担う立場として、脆弱性情報の把握から脆弱性を修正するパッチ適用までの迅速化や、インシデント発生時の備えなどがこれまで以上に重要になるものと考えております。

次に、日本版グラスウィングについてお尋ねがありました。

AI技術の進展による脅威への対応は、早急に定める必要があると認識しております。

令和八年四月二十八日 衆議院会議録第十六号

金融庁としては、四月の二十四日金曜日にAI脅威に対する金融分野のサイバーセキュリティ対策強化に関する官民連絡会議を開催し、金融業界と政府、日本銀行等が共通の理解を持ち、先を見据えた対応を検討していくため、事務レベルの議論を深める作業部会を立ち上げることにについて出席者から賛同を得ました。

いわば金融の日本版プロジェクト・グラスウィングであるこの作業部会を中心に、クロード・ミュトスを始めとしたAIモデルへの対応等について迅速に検討してまいります。

次に、経済安全保障上重要な海外事業の促進に関する制度における検証や説明責任、認定基準等についてお尋ねがありました。

まず、認定基準につきましては、本制度では、法律上、経済安全保障に資するものとして、支援の対象となる特定海外事業を認定するための基準を明確に定めております。政府としては、こうした基準等に基づき、個々の事業計画について、恣意的ではなく、必要な審査をきちんと行った上で認定し、支援を行うこととしております。

また、認定後は、事業の実施状況について事業者に報告を求めるとともに、JBICを通じて適時適切なモニタリングを実施することとしており、仮に損失が生じた場合には、事業の実施状況や損失要因等について検証を行うこととしております。

財務省としては、内閣府やJBICと密接に連携しつつ、事業の認定やフォローアップを適切に実施するとともに、必要な説明責任を果たしてまいります。

次に、本制度による支援が産業構造の転換を遅らせることがないのか、そのための対策についてお尋ねがありました。

まず、本制度の目的は、採算性に不確実性があるものの、我が国の経済安全保障上重要な事業を支援することであり、これは、今後の我が国経済

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の趣旨説明に対する長妻昭君の質疑

にとつて必要な事業を後押しするものです。決して、淘汰されるべき古い産業技術を維持したり、産業構造の転換を遅らせるものではありません。

また、事業の実施に際しては、国の支援を呼び水として、民間からの出資等があることが法令上の条件となっており、そうした投資がない事業は支援の対象外となります。そのため、恒常的に赤字が見込まれるような事業性のないものであつて、赤字補填のために追加出資や融資が延々と求められる可能性がある事業が支援対象となることは想定していません。

こうした点につきましては、財務省としましては、支援対象事業の認定時において、JBICからの情報提供を受けつつ、対象事業の実現可能性や収益性などをしっかりと評価することで対処してまいります。

次に、経済安全保障上重要な海外事業を支援する制度と日米の戦略的投資イニシアティブとの関係についてお尋ねがありました。

今般新設する制度は、我が国の経済安全保障上重要ではあるが、採算性に不確実性があるため、JBICによる政策的な支援がなければ民間資金の動員が十分には行われないと認められる事業を対象としております。

一方、日米戦略的投資イニシアティブは、採算性が確保されるプロジェクトを念頭に置いており、今般新設される制度を活用することは想定をしておりません。(拍手)

(国務大臣赤澤亮正君登壇)

○国務大臣赤澤亮正君 長妻昭議員から、原油輸入のホルムズ依存度についてのお尋ねがありました。

我が国は、過去二度の石油危機を経て、一九八〇年代以降、発電分野において、LNG、原子力、再生可能エネルギーなど、中東に依存しないエネルギーへの転換を推進するとともに、自動車の燃費の大幅な向上を始めとして、省エネルギー

の取組を強力に推進をしてきました。この結果、原油の輸入量は、ピーク時である一九七三年度と比較し、二〇二四年度は半減をしています。

一方で、原油の中東依存度として見れば、二〇二五年に九四％と高い水準であります。これは、一九八七年度に一たび六七・九％まで減少したものの、アジアの原油生産国における国内需要の拡大やロシアに対する制裁の発動等により、供給源の選択肢が限定された結果であります。

御指摘のとおり、原油の供給源の多角化が不可欠ですが、経済性や国内精製設備の特徴も考慮しつつ進める必要があることから、一概に調達比率に関する目標値を設定することは差し控えたくなります。

いづれにせよ、民間事業者とも連携して、積極的な資源外交や資源国における開発支援を始め、あらゆる選択肢を排除せずに原油調達の多角化を進めてまいります。(拍手)

(国務大臣上野賢一郎君登壇)

○国務大臣上野賢一郎君 長妻昭議員の御質問にお答えをいたします。

医療関係物資の特定重要物資への指定についてお尋ねがありました。

経済安全保障推進法の枠組みにおいて、医療関係物資として抗菌性物質製剤と人工呼吸器を特定重要物資に指定し、それに基づき、厚生労働省において、国内の生産基盤強化や備蓄の支援を行っております。

これに加えて、現在、厚生労働省において、特定重要物資以外の医療関係物資についても、例えば、医薬品の原材料などの供給元の複線化や代替供給先の探索費用についての補助を行うなど、必要な取組を行っているところです。

医療関係物資は、国民の生命、生活にとつて大変重要な物資であると認識しており、引き続き、関係省庁とも連携して、サプライチェーンリスク調査を実施し、その結果も踏まえ、特定重要物資

への指定も含め、安定供給確保に向けた必要な対策を適切かつ迅速に講じてまいります。

基幹インフラ制度への医療分野の追加に関する、費用の補填や病院の指定についてお尋ねがありました。

基幹インフラ制度は、各インフラ事業法において既に役務の安定提供の責務を負っている事業者への上乗せ規定であるため、これまでも、基幹インフラ制度への対応に伴い発生する費用の補填は行われていません。

一方で、事業者にとって過度な負担にならないよう、基幹インフラ制度の基本指針において、規制対象を真に必要な範囲に限定することとされています。

その上で、医療分野に関しては、事業者の負担に配慮し、十分な準備期間を設けるため、段階的に対象病院を指定することや、病院のサイバーセキュリティ対策等について、既存の措置等を活用して、必要な支援を行っていくことも検討していきます。

また、基幹インフラ制度の対象病院については、全国に八十八ある特定機能病院から選定することを念頭に、本法案の施行から三年程度の期間に、各都道府県につき少なくとも一病院を指定する方向で検討しているところです。(拍手)

(議長退席、副議長着席)

○副議長(石井啓一君) 西田薫君。

(西田薫君登壇)

○西田薫君 日本維新の会の西田薫でございます。(拍手)

まず初めに、我が国を取り巻く国際情勢は、ロシアのウクライナ侵略や中東情勢に象徴される地政学リスクの高まりに加え、AIや量子コンピュータといった先端技術をめぐる競争の激化により、経済安全保障の重要性が一層増しております。加えて、中国によるレアアース等重要鉱物

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する西田薫君の質疑

の輸出管理措置など、経済的威圧の現実的リスクも顕在化しております。

こうした中、政府が、経済安全保障推進法の施行から三年を経て、サプライチェーンの強靱化、基幹インフラの拡充、さらには、シンクタンク機能の創設など、総合的な制度見直しを進めていることは高く評価をいたします。

今回の改正案には、我が党が三月五日に小野田大臣に手交した提言書の内容が随所に反映されており、誠にありがとうございます。政策提言が具体的な制度として結実しつつあることを評価するものであります。

その上で、本制度の実効性を一層高める観点から、順次質問いたします。

まず、サプライチェーンの強靱化についてです。

今回の改正では、従来の物資に加え、その供給に不可欠な役務を新たに支援対象とした点は、大きな前進であります。

例えば、国際通信の約九十九％は海底ケーブルに依存しており、その機能は敷設や修復といった役務によって支えられております。東日本大震災の際には、房総半島に集中していた陸揚げ拠点が同時被災するなど、我が国の脆弱性も明らかとなりました。

こうした現実を踏まえれば、単に敷設だけでなく、どうやら、切断防止や迅速な修復能力の確保、さらには、陸揚げ拠点の分散化まで含めた総合的な対策が不可欠と考えますが、政府の見解を求めます。

また、今回、レアアースを始めとした重要物資の安定供給確保に向けた努力義務や協力要請が整備された点についても高く評価をいたします。しかしながら、依然として供給側中心の発想にとどまっているのではないのでしょうか。

二〇一〇年の尖閣諸島における中国漁船衝突事件を契機に、レアアースの調達先の分散化が進め

られましたが、結果として、再び特定国への依存が高まっているのが実態であります。その要因は、需要側が価格優位性を優先し、調達行動を変えなかったことにあります。

我が党の提言を受けて、需要側への調達多角化インセンティブが今回の改正案に盛り込まれたと理解をしております。補助金、税制措置の要件として調達の多角化を条件づける設計になっているのか、具体的に示してください。

次に、特定重要物資の見直しについてです。

現在、半導体や蓄電池など十六物資が指定され、総額約二・五兆円規模の支援が行われておりますが、医薬品や重要鉱物など国民生活に直結する分野においては、依然として海外依存度が高い状況にあります。例えば、医薬品の原薬の多くは海外に依存しており、供給途絶は国民の生命、健康に直結する重大なリスクであります。

経済安全保障は、最先端分野のみならず、こうした基盤分野も含めて総合的に捉えるべきであり、指定対象の妥当性について不断に検証し、機動的に見直していく仕組みが必要不可欠です。政府として、どのような頻度や基準で特定重要物資の見直しを行うのか、明確な方針をお示しく下さい。

次に、基幹インフラ制度への医療分野の追加についてであります。

電子カルテを始めとした医療DX基盤は、一度機能停止に陥れば医療提供そのものが滞る可能性が高く、運用の安全性確保は我が国にとって喫緊の課題でありました。このため、法改正に医療分野を基幹インフラとして位置づけたことを高く評価するものであります。

一方で、対象となる特定機能病院は、地域医療の中核を担う存在でありながら、全国で約八十か所の指定にとどまっております。これらの医療機関に対し新たな届出義務や審査対応が課されることで、経営や人員体制、ひいては地域医療そのも

のに影響が及ぶ懸念もあります。制度の趣旨を損なうことなく、医療機関の負担軽減と地域医療体制の維持を両立させる観点から、定期的な効果検証と柔軟な見直しが必要と考えますが、政府の対応を伺います。

次に、経済安全保障シンクタンクについてであります。

省庁間の縦割りを打破し、分野横断的な司令塔機能を構築することは、政府全体としての政策立案能力の向上のために必要不可欠であります。その実効性を担保するには、政府が保有する機微な情報を適切に共有し、政策立案に反映させる仕組みが不可欠であります。

同時に、情報漏えいは我が国にとって重大なリスクとなるため、シンクタンクの構成員には国家公務員と同等の守秘義務を課し、厳格な情報管理体制の構築が必要不可欠であると考えます。

政府として、どのように情報の集約と管理を両立させるのか、具体的な運用方針をお示しく下さい。

最後に、デジタル分野と海外展開について伺います。

我が国のデジタル赤字は拡大を続け、将来的には赤字額が最大四十五兆円規模に達するとの試算もあり、日本維新の会は、この問題を経済安全保障の中核的課題の一つと位置づけております。

現在、ガバメントクラウドにおいても海外事業者のシェアが大半を占めており、このままではクラウドロックインのリスクが高まります。

したがって、国産クラウドの育成と利用拡大に向けた明確な目標設定や調達基準の見直しが必要であり、あわせて、海外市場における日本企業の展開支援を強化し、外需獲得につなげていくべきと考えます。

そこで、国内基盤の強化と国産クラウドの海外展開を一体的に進める戦略について、政府の見解を伺います。

経済安全保障は、単なるリスク対応ではなく、我が国の成長戦略そのものであります。今回の法改正において我が党の提言が反映された点を踏まえ、今後とも不断の見直しと実効性の向上を図り、強靱で自律的な経済構造の構築につなげていくことを強く期待し、私の質問を終わらせていただきます。

御清聴、誠にありがとうございました。(拍手)

(国務大臣小野田紀美君登壇)

○国務大臣(小野田紀美君) 西田議員の質問にお答えする前に、先ほどの長妻議員の特定社会基盤事業の状況の質問への答弁を補足させていただきます。

特定社会基盤事業に関してのお答えです。

経済安全保障推進法における基幹インフラ制度は、今般追加を予定している医療分野等を対象として、重要な設備が我が国外部からの妨害行為の手段として用いられることを防止する制度です。そのため、本制度において、ホルムズ海峡の事案を踏まえた特段の対応は想定しておりませんが、それぞれの特定社会基盤事業を規律する各業法の規定等に基づき、各省庁において役務の安定的な提供の確保に向けた適切な取組がなされているものと承知をしております。

西田議員からのお答えさせていただきます。

西田議員からは、まず、海底ケーブルの防御や保守等の総合的な対策についてお尋ねがありました。

四方を海洋に囲まれた我が国にとって、海底ケーブルは、社会活動、経済活動を維持する上で欠かすことのできない重要なインフラであり、その安全性の確保は極めて重要と考えております。海底ケーブルに関する対策としては、通信事業者におきまして、海底ケーブルや陸揚げ局の監視、警備、障害発生時の体制の構築、海底ケーブルの多ルート化などの取組が行われておりま

す。

政府においては、関係省庁が連携し、我が国周辺海域の警戒監視、陸揚げ局の警備支援、海底ケーブルの多ルート化や陸揚げ局の分散化に対する支援などを行ってきたところ、これに加えて、今般、海底ケーブルの敷設、保守等の取組を強化することも念頭に、経済安全保障推進法の改正を行うこととしているものです。

今後とも、我が国の社会経済活動の基盤である情報通信ネットワークの利用に影響が生じることがないように、関係省庁と協力の上、しっかりと取り組んでまいります。

次に、需要側への調達多角化のインセンティブについてお尋ねがありました。

特定重要物資の安定供給確保は、特定重要物資やその原材料等の供給を行う事業者だけではなく、特定重要物資の供給を受ける事業者としての需要側を始め、幅広い関係者の存在の上で成り立つものです。

このため、本改正法案においては、国や供給側のみならず、需要側も含めた幅広い関係者に対して、特定重要物資等の安定供給確保のための相互の連携及び協力を努力義務として規定するとともに、この努力義務規定に基づき、需要側も含めた民間事業者が、特定重要物資等の安定供給確保に資する行動が取りやすくなるよう、国として必要な措置を講ずるよう努める旨を規定しております。

こうした国による措置としては、例えば、調達先の多角化への支援や、調達先を多角化することなどを各種制度の適用の要件とするなど様々なものが考えられますが、詳細については、各業界の実態等を踏まえて、関係省庁とも連携して検討、対応してまいります。

次に、特定重要物資の見直しを行う頻度及び基準についてお尋ねがありました。

特定重要物資として指定すべき物資について

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の趣旨説明に対する西田議員の質疑

は、内閣府及び関係省庁が連携し、先端的な技術

に関連した物資に限らず、国民の生存に必要な不可欠、又は広く国民生活や経済活動が依拠している物資を対象とし、重要な物資の安定供給に関する様々なリスクを不断に点検し、その点検結果も踏まえて、国内外からの代替供給確保の可能性等を踏まえた外部依存性や、ほかの制度による措置の実施状況を踏まえた施策の必要性等の基準を満たす場合には、随時、新たに指定を行い、必要な措置を講ずること、重要な物資の安定供給確保に取り組んでいるところです。

引き続き、重要物資の安定供給確保のため、重要なサプライチェーンの潜在的なリスクについて点検を行った上で、その結果等を踏まえて、適切かつ速やかに対応してまいります。

次に、基幹インフラ制度への医療分野の追加に係る効果検証と見直しについてお尋ねがありました。

医療分野の追加に当たっては、事業者にとつて過度な負担にならないよう、規制対象を真に必要な範囲に限定するとともに、事業者の負担に配慮し、十分な準備期間を設けるため、段階的に対象病院を指定することを検討しているところです。

本改正法案の施行後も、不断に厚生労働省を始めとする関係者と取組状況の検証、評価、そして見直しを行い、事業者の負担軽減と制度の実効性の確保が図られるよう取り組んでまいります。

最後に、総合的な経済安全保障シンクタンクへの情報の集約と管理の両立についてお尋ねがありました。

総合的な経済安全保障シンクタンクには、外交、情報、防衛、経済、技術の高度な専門知識を総合的に結集し、政府の要請に即応することも含めて、定量的な調査研究や、各府省の所掌を横断したテーマの調査研究、政策提言を行わせることとしております。

政策に直結する、実りのある調査研究とする観

点から、このシンクタンクにおいては、内閣官房国家安全保障局及び内閣府の経済安全保障担当部署が中心となって集約した各省庁の情報も含め、必要に応じて政府が保有する機微な情報を活用することも念頭に置いております。あわせて、情報管理を徹底すべく、シンクタンクの役職員には国家公務員と同等の守秘義務を課すこととしております。

より具体的な情報管理の仕組みについては、法案成立後に、調査研究基本指針において基本的な考え方を定めた上で、詳細な運用については、シンクタンクを設置することとなる独立行政法人経済産業研究所の内部規程等で定めることを想定しております。(拍手)

(国務大臣赤澤亮正君登壇)

○国務大臣(赤澤亮正君) 西田議員から、国産クラウドについてお尋ねがありました。

AI等のデジタルサービスが社会活動の基盤としての役割を増す中、DXやAIトランスフォーメーションの基盤たるクラウドの国内基盤の強化と海外展開を一体的に進めることは、我が国の経済成長や経済安全保障の観点から重要です。

このため、これまで、クラウドサービスを提供する国内事業者による技術開発や高度なコンピュターの導入に対して千三百六十六億円の予算を措置し、支援するとともに、クラウドサービスの海外展開を後押しするための現地での実証を支援してきました。

今後は、現場にAIをいち早く実装し、世界に先駆けて、日本の強みを生かせるフィジカルAIやロボットのデータ基盤を構築することが勝ち筋です。

こうした考えに基づき、日本成長戦略の戦略分野の一つであるデジタル・サイバーセキュリティの作業部会においても、クラウドについて、二〇三〇年までに十二兆円の国内市場規模を目指すとの方向性が示されたところであります。

令和八年四月二十八日 衆議院会議録第十六号

この目標の実現に向けて官民で取り組むとともに、海外の需要獲得にも通じる国際競争力を高めることにより、国産クラウドの育成、普及を全力で進めてまいります。(拍手)

○副議長(石井啓一君 森ようすけ君)

(森ようすけ君登壇)

○森ようすけ君 国民民主党・無所属クラブの森ようすけです。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました経済安全保障推進法改正案及びJBIIC法改正案について質問いたします。(拍手)

安全保障の概念は、従来の防衛、外交分野にとどまらず、食料、エネルギー、半導体、医薬品、医療機器等を含む経済分野へと大きく広がりを見せています。特定の国、地域への過度な依存を回避し、強靱なサプライチェーンを構築すること、国際経済社会において不可欠性の高い優れた技術を保有することなど、総合的な経済安全保障体制の強化は、現在の国際情勢を踏まえて不可欠な課題です。

自分の国は自分で守る、我が党が掲げる主要政策の柱の一つです。その実現のためにも、経済安全保障の推進は極めて重要であり、更なる政策の強化と不断の見直しが必要であると考えていることを冒険申し上げて、質問に入ります。

まず、イラン情勢に伴う重要物資の安定確保について伺います。

今回の情勢を受け、我が国の資源調達の脆弱性や経済安全保障上の課題が改めて浮き彫りとなりました。過去二度のオイルショックの教訓を踏まえ石油備蓄体制が整備されてきたことは、先人たちの尽力のたまものです。

しかしながら、燃料や石油関連製品が社会の隅々まで十分に行き渡っているのか、また、先行きがいまだ不透明な中、重要物資の供給を滞りなく継続できるのか、依然として懸念が残ります。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の法律案の趣旨説明に対する森ようすけ君の質疑

先が見通せない中、不安を感じている国民や供給不足に直面している事業者の声も多く寄せられています。

日々刻々と変化し、先行きが不透明な情勢の中にあつて、重要物資の安定確保の現況について、重要物資安定確保担当大臣にお伺いいたします。

次に、医療物資の供給状況について伺います。

医療現場においては、二トリルグローブやメデイカルエプロン、それに加え、シリンジや点滴キット等の供給制約が生じており、状況は一層深刻化しているとの声が現場から寄せられています。

大規模病院と小さな診療所との間における供給の優先順位の差や、流通段階における売り控え、さらには、政府における対応の偏り、供給量全体としては不足していないと政府は説明していますが、様々な要因により現場に届いていない実態が存在していることは看過できません。

政府として、医療物資の供給状況が一層深刻化している認識があるのか、また、情報提供窓口を通じた対応について、医療機関の規模や機能によって差が生じることなく、迅速かつ適切に対応できているのか、そして今後の改善の見通しについてどのように考えているのか、厚生労働大臣にお伺いいたします。

建築資材の供給不足も深刻です。住宅設備や建材全般にわたり供給の不安定化が指摘されている中、塗装業や防水業で使用される資材についても入手が困難になっているとの声が強まっています。

具体的には、必要な資材が確保できず、仕事はあるにもかかわらず受注を断らざるを得ず、結果として収入が途絶えてしまうといった切実な実態を聞いています。こうした状況は、仕事があるにもかかわらず受けることができないという機会損失を生じさせており、小規模事業者や個人事業主の事業に深刻な影響を及ぼしている問題です。現在の建築資材の供給状況について、政府とし

てどのように認識しているのか、また、資材供給の安定化に向けてどのような対応策を講じているのか、さらに、資材不足により収入減に直面している小規模事業者や個人事業主の実態をどのように把握し、どのような対策を考えているか、国土交通大臣にお伺いいたします。

本改正案は、今般のイラン情勢が改めて顕在化させた我が国の経済安全保障の課題を、必ずしも十分に踏まえた内容とは言えないのではないかと考えます。

今回のイラン情勢を受けて、我が国の経済安全保障政策の在り方そのものを見直す必要があると認識しているのか、また、経済安全保障推進法の施策の枠内で対応可能と考えているのか、それとも、本法案とは別の政策的な枠組みや追加的な措置によって対応すべきだと考えているのでしょうか。

あわせて、特定重要物資の指定についても伺います。今回の事態を踏まえ、石油関連製品や医療物資、建築資材などについて、追加指定の検討は是非についてどのように考えていますでしょうか、経済安全保障担当大臣にお伺いいたします。

次に、急速に進化するAIがもたらす経済安全保障上の脅威について伺います。

アメリカでは、ベッセント財務長官が、FRBパウエル議長、大手金融機関CEOとの緊急会合を開催し、AIによる高度なサイバー攻撃が金融システム全体に深刻な脅威となり得るとの強い警戒感が示されています。

アンソロピック社のクロード・ミュトスは、システム上の欠陥を特定し、極めて多数の脆弱性を既に発見しています。こうした技術の潜在的な危険性を踏まえ、一般公開を見送り、一部大手企業に公開を限定するなど、高度化するAIのリスク認識が国際的に急速に高まっています。

また、先週金曜日には、片山金融担当大臣の呼びかけにより、AI脅威に対する金融分野のサイバーセキュリティ対策強化に関する官民連絡会議が開催され、日本銀行の植田総裁や国内大手金融機関の幹部らが出席しました。

金融システムは相互接続性が非常に高く、リアルタイムで処理されるため、サイバー攻撃によって直ちに市場への影響や信用不安にまで波及し得る特性があること、また、金融機関が重要インフラ機能を担っている上で、脆弱性の情報把握からパッチの適用までの迅速化、インシデントが発生した際の備えがこれまで以上に重要になると、会議後に大臣から言及もされております。

本法律では、金融、電力、港湾等の十五の基幹インフラ分野を対象として、設備導入や維持管理の委託に際し、届出、審査を行う制度が整備されており、今般の改正案では医療分野の追加が規定されています。

しかしながら、AIによるサイバー攻撃の高度化が急速に進展する中で、こうした現行の制度的枠組みが目前に迫りつつあるリスクに十分に対応し得るのかについては、大きな懸念があります。仮に、制度上の審査を経た設備やシステムであっても、高度化されたAIによって脆弱性がつかれ、侵害が生じた場合、従来の対応では限界があるのではないのでしょうか。

さらに、今後、諸外国においても同等の高性能AIが開発、展開されることも想定され、サイバー空間における経済安全保障への脅威は一層高度化、複雑化していくことが見込まれます。

高度化するAIがもたらす経済安全保障上のリスクを政府としてどのように認識しているのか。また、現行の経済安全保障推進法の枠組みが、こうした新たな脅威に対して十分に機能し得ると考えているのか、それとも、制度の見直しや新たな対応が必要であると認識しているのか。さらに、AIの進展を踏まえ、経済安全保障への考え方そのものを見直す必要があるのではないのでしょうか。

アメリカでは、一部企業において、自社のソフトウェア開発工程にクラウド・ミュートを組み込む動きがあります。基幹インフラ分野における届出、審査制度にとどまらず、基幹インフラシステムの構築時から、サイバーセキュリティ強化のためにAIを活用することを国が主導して行う必要性があるのではないのでしょうか。

また、超高度なAIによる攻撃を想定した脆弱性チェックやストレステストを、各省庁がそれぞれの基幹インフラ分野において、責任を持って実施していく体制を構築する必要があるのではないのでしょうか。

広義の経済安全保障を捉える上で、民主主義の根幹である選挙への外国からの影響力行使を防止することも極めて重要です。選挙結果が外国勢力からの介入によって操作されることは、それが経済活動、経済方針にも大きな影響が出てくることになります。実際に、他国の選挙において外国勢力による選挙介入が確認されています。

我が国の選挙は、紙の投票用紙で行われるものの、期日前投票や投票所受付、投票結果集計等のシステム導入がされているため、こうしたシステムが攻撃されて適正な選挙執行がゆがめられる可能性もあります。選挙システムの堅牢性を確保するためにも、現行の十五の基幹インフラ分野に選挙インフラを指定することを今後検討するべきではないのでしょうか。

次に、本法律施行後の成果と評価について伺います。

本法律は、施行後三年を目途とした見直し規定が設けられており、現行制度の運用を通じて明らかとなった課題や国際情勢の変化等を踏まえ、今回の改正案が提出されたものと認識しています。

これまで、経済安全保障に係る基本方針の策定、重要物資の安定的な供給の確保に関する制度、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度、先端的な重要技術の開発支援に関する

制度、特許出願の非公開に関する制度等が講じられてきました。

法律に基づき講じた施策によって、現時点までにどのような具体的な成果が得られたと認識しているのか、とりわけ、指定した特定重要物資について安定供給確保の取組がどの程度進展したと評価しているのか、お伺いいたします。

現在、特定重要物資として十六物資が指定されていますが、そのうち、医療関係物資は抗菌性物質製剤と人工呼吸器に限られています。それ以外の麻酔薬や昇圧薬、輸液、電解質製剤などについても、安定供給のリスクが指摘されています。こうしたその他の医療物資を特定重要物資に指定する必要性について、どのように考えていますでしょうか。

本改正案では、供給確保計画の認定を受けた事業者において、原材料供給者等の事業廃止や事業譲渡、海外移転等により安定供給確保に支障が生じる場合には、主務大臣が関係者に対して必要な協力を求めることができるとされています。

これまでに、他の事業者の事業廃止等によって、認定を受けた供給確保計画の実施が困難となるおそれがある事例は、具体的にどのようなように存在していたのでしょうか。また、任意の協力要請によつて事態の改善にどの程度の効果が見込めるのか、どの程度の実効性が確保されると考えているのか、お伺いいたします。

現在、十五分野の基幹インフラが指定され、改正案では医療分野の追加が規定されています。医療分野の追加に関しては、これまでも国会審議や有識者会議でも指摘がなされていたものの、対象に入れる必要はないと政府では判断していました。

今回の見直しにおいて、個々の医療機関を基幹インフラ制度の対象とすることとした背景、理由は何でしょうか。また、下水道やダム等のその他の分野も重要な基幹インフラに含まれるとこ

ろ、経済安全保障、国家安全保障の観点から、具体的にどのような基準に基づき選定しているのでしょうか。

最後に、JBICによる海外事業支援についてお伺いいたします。

本改正案では、経済安全保障上重要な海外事業を支援する新たな制度を創設することとされています。採算性に不確実性があり、既存の支援ツールだけでは民間企業から十分な投資が行われない一方で、経済安全保障上の効果が見込める海外事業を支援する方向性は理解します。

一方で、国が損失リスクを引き受ける以上、対象事業の選定に当たっては具体的な基準を設けることが必要だと考えます。国が損失リスクを負つても進めるほど経済安全保障上の大きな効果がある事業に限って認めるべきであり、可能な限り定量的な評価に基づく選定が求められます。

対象事業が必要以上に拡大しないように、また、損失リスクに見合わない事業が選定されないように、透明性の高い評価を行うことや、認定後にも適切なモニタリングを行う体制が必要であると考えますが、御見解をお伺いいたします。

経済安全保障推進法が成立した令和四年から、三年が経過しました。この間、経済安全保障をめぐる状況は大きく変化し、とりわけ急激に高度化するAIがもたらす新たな脅威は、重大な課題として顕在化しています。

今後の国会における審議においては、現行法の延長線上にとどまるのではなく、こうした環境変化を正面から捉え、真に強固な経済安全保障体制の構築に資する制度の在り方について議論を深めていく必要があります。

そうした観点も含めた充実した審議が行われることを強く求め、質問を終わります。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣小野田紀美君登壇)
○国務大臣 小野田紀美君 森ようすけ議員から

は、まず、今回のイラン情勢を受けた我が国の経済安全保障施策の見直しの必要性、経済安全保障推進法の施策の枠内での対応可能性、石油関連製品等の特定重要物資への追加指定についてお尋ねがありました。

イラン情勢の影響を受けた石油製品等の緊急的な対応については、中東情勢に伴う重要物資安定確保担当大臣である赤澤大臣を中心に、政府一丸となつて対応を進めております。

その上で、赤澤大臣や関係閣僚の下で把握された重要物資のサプライチェーンの状況も踏まえて、ある程度先を見越した対応が必要となる物資については、関係省庁と連携して、スピード感を持ってリスク点検を実施し、経済安全保障推進法上の対応として、必要に応じて特定重要物資に指定してまいります。

また、経済安全保障政策の推進に当たっては、今般のイラン情勢を含め、絶えず変化する国際情勢や社会経済構造等を踏まえて、具体的な取組について不断に検討、見直しを行うことも重要です。経済安全保障に関する更なる課題が生じることを常に想定し、引き続き、必要な取組を進めてまいります。

次に、AIがもたらす経済安全保障上のリスクについてお尋ねがありました。

日々急速に進化するAIには利点のみでなく様々なリスクも存在しており、経済安全保障の観点からは、例えば、AIのサイバー攻撃への悪用やAIの利用を通じた情報窃取被害等のリスクが想定されると認識しています。

経済安全保障推進法における取組としては、基幹インフラ制度の運用を通じて、サイバー攻撃等も含め、特定妨害行為のおそれの低減を図っているところです。

いずれにいたしましても、AIの急速な進展が経済安全保障にもたらす影響については、不断の見直しが必要なものと認識しており、AISIと

も協働するなど、高度なＡＩの技術動向や国際情勢等について情報収集や分析を行い、必要に応じて対策を講じる等、関係省庁と連携し、適切に対応してまいります。

次に、基幹インフラに対するＡＩを用いたサイバー攻撃への対応についてお尋ねがありました。

ＡＩがサイバー攻撃に悪用され、我が国の基幹インフラが危険にさらされるリスクをいかに回避するかという点は重要な課題であると認識しております。

現在、基幹インフラ役務の安定的な提供を確保するため、政府においては、サイバーセキュリティ等の観点から様々な施策を包括的かつ重層的に行っています。

例えば、基幹インフラ所管省庁においては、各業法やガイドライン等に基づき、事業者に対してサイバーセキュリティ対策を行うよう定めています。

また、基幹インフラ事業者には、サイバー対処能力強化法に基づき、本年十月一日からサイバーセキュリティインシデントが発生した場合等の報告が義務づけられることになっており、この報告も踏まえた更なるサイバーセキュリティ強化のための取組が進められていくと承知しております。

加えて、経済安全保障推進法における取組としては、基幹インフラ制度の運用を通じて、サイバー攻撃等も含め、特定妨害行為のおそれの低減を図っておるところです。

さらに、現在、国家サイバー統括室において、ＡＩを活用したサイバー対処能力の強化等について、有識者会議で議論を進めているところと承知しております。

こうした議論の動向も踏まえながら、引き続き、基幹インフラ制度を通じて、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に努めてまいります。次に、選挙に係るシステムについてお尋ねがあ

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の法律案の趣旨説明に対する森ようすけ君の質疑
りました。

政府や地方公共団体が調達する選挙に関する情報システムについて、悪意ある機能が組み込まれていない機器を用いる等、サプライチェーンリスク対策を講じることが重要です。

この点、政府が調達するシステムについては、サイバーセキュリティ戦略本部等において、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を策定する等、必要な措置を講じています。また、地方公共団体が調達するシステムについても、令和六年改正地方自治法においてサイ

バーセキュリティ対策の実施が義務づけられ、サプライチェーンリスク対策を含め、現在、必要な措置を省令等で示す等の具体的な取組が進められていくと承知しております。

このように、政府や地方公共団体についても必要な取組が進められており、本改正法案においては、選挙に係るシステムの調達主体である政府ですとか地方公共団体を基幹インフラ制度の対象に追加することとはしておりませんが、今後必要に応じ制度の見直しを不断に行つてまいります。

次に、経済安保推進法に基づく施策の成果についてお尋ねがありました。

現行の経済安全保障推進法に基づき、これまで、十六の特定重要物資の安定供給確保のための支援、十五分野における基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、五十一の先端的な重要技術を対象とした研究開発等の伴走支援、二十五の特定技術分野における特許出願非公開による機微な発明の流出防止を実施することで、我が国の自律性の向上、優位性、不可欠性の確保に向けた取組は着実に進展しております。

とりわけ特定重要物資の安定供給確保については、二〇二二年に十一の物資を指定した後も、関係各省と連携して、不断にサプライチェーン上のリスクの点検を実施し、必要な特定重要物資の指定を進めてまいりました。

その結果、昨年までに十六の特定重要物資を指定し、民間事業者による供給確保計画の認定件数は百四十八件に達しております。

物資の生産基盤の増強には工場の新築や増改築等を伴い、開始から三年以上の期間を要する計画も多く、効果がすぐに出るものばかりではありませんが、認定計画はおおむね順調に進んでおります。例えば、逼迫に備えた液化天然ガスの余剰の確保ですとか、肥料の備蓄、永久磁石、航空機部品、工作機械などの生産能力強化といった取組で、既に安定供給確保の効果が始まっておりま

す。

このように、特定重要物資の安定供給確保の取組は、制度面、具体的な成果の両方の面から、着実に進展していると評価しております。

次に、医療関係物資の特定重要物資指定の必要性についてお尋ねがありました。

経済安全保障推進法では、医療関係物資として、抗菌性物質製剤と人工呼吸器を特定重要物資に指定し、その指定に基づき、厚生労働省において、国内生産基盤強化や備蓄支援を行っております。

これに加えて、現在、厚生労働省において、特定重要物資以外の医療関係物資についても、例えば、医薬品の原材料などの供給元の複線化や代替供給先の探索費用についての補助を行うなど、必要な取組を行っていると承知しております。

医療関係物資は、国民の生命、生活にとって大変重要な物資であると認識しており、引き続き、関係省庁とも連携して、サプライチェーンリスク調査を実施し、その結果も踏まえ、特定重要物資への指定も含め、安定供給確保に向けた必要な対策を適切かつ迅速に講じてまいります。

次に、安定供給確保に支障が生ずる場合の措置についてお尋ねがありました。

特定重要物資の安定供給確保は、その生産等を行う事業者だけでなく、その事業者に対して原材料

料等を供給する事業者、供給を受ける事業者を始め、幅広い関係者の存在の上で成り立っているものです。

これまで特定重要物資のサプライチェーン強靱化に向けた制度を運用してきましたが、その中で、取引先の事業の廃止により認定供給確保計画の実施が困難となったケースが実際にありました。

これを踏まえ、今般の改正案では、認定供給確保計画に基づく取組が困難となる場合に、主務大臣が幅広い関係者に協力を求めることができるようにすることとしています。

本規定は、計画の認定を受けていない事業者など、本法の支援枠組みの対象ではない事業者も広く対象としていることを踏まえ、事業者側に主務大臣からの要請に応える義務を課すものではありませんが、本規定に基づく要請には一定の重みがあるものと考えております。

次に、基幹インフラ制度の対象分野についてお尋ねがありました。

基幹インフラ制度の対象となる事業は、法律上、国民生活及び経済活動の基盤となる役務であつて、その安定的な提供に支障が生じた場合、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものとされてお

り、これらの基準を満たすものを選定しております。

こうした考え方にに基づき、今般の改正法案においては、近年、医療機関を標的としたサイバー事案が続いていること、また、更なる医療ＤＸの推進が見込まれ、今後、サイバー攻撃等を受けた場合には医療の安定的な提供への影響が現在よりも大きくなる可能性があることなども踏まえて、基幹インフラ制度の対象に病院の行う医療等を追加することとしております。

最後に、経済安全保障上重要な海外事業の促進に関する制度についてお尋ねがありました。

本制度において、経済安全保障上重要な海外事業、すなわち特定海外事業を認定するに当たっては、経済安全保障上の重要性の観点のみでなく、収益性や対象事業の規模等の情報を踏まえることも重要であると考えております。このため、国際協力銀行法第十一条第一項第九号に基づき、JBICから必要な情報の提供を受けることとしています。

また、認定後の実施状況につきまして、経済安全保障推進法第八十五条の六第一項及び第二項の規定に基づき、認定特定海外事業者から定期的かつ必要に応じた報告を受けることに加え、JBICを通じて適時適切なモニタリングを実施する方針であり、そのために必要な体制を整備してまいります。(拍手)

(国務大臣上野賢一郎君登壇)

○国務大臣(上野賢一郎君) 森ようすけ議員の御質問にお答えをいたします。

医療物資の供給状況についてお尋ねがありました。

厚生労働省では、全医療機関等からの情報提供窓口の設置や、製造販売業者等へのヒアリングに加え、E M I Sを用いた報告システムなど、様々なルートを通じて情報収集を徹底しており、医療物資等について、現時点において直ちに供給が滞る状況ではないと承知をしております。

また、全医療機関等から集めた情報により得られた個別の流通の目詰まり等については、経済産業省と連携し、順次、解消を行っているほか、必要な物資を適切に医療機関に届けられるよう、医療機関や供給業者団体の双方に対し、必要量に見合う量の受注、発注、適切な対応への協力を依頼をしたところです。

こうした取組を一つ一つ丁寧に積み上げていくことが重要と考えており、引き続き、きめ細かな情報把握を行い、医療物資等の安定供給に万全を期してまいります。(拍手)

(国務大臣金子恭之君登壇)

○国務大臣(金子恭之君) 森ようすけ議員から、中東情勢による建築資材や建設業者に対する影響や対応についてお尋ねがございました。

建設業において、中東情勢の影響により建設資材の供給の偏りや流通の目詰まり等が生じ、その解消に向けた取組が着実に進められているものの、依然として、工事の代金や工期、中小建設業者の経営などへの影響について、建設業界などから懸念の声が寄せられていると認識をしております。

このため、国土交通省としても、関係団体へのヒアリング等により、建設資材の需給動向などを中小建設業者の状況も含めて把握するとともに、相談窓口を開設し、目詰まり情報の提供を呼びかけるなど、経済産業省等と連携して、建設資材の供給の安定化に取り組んでいるところでございます。

引き続き、建設資材の供給等の動向を注視し、現場の中小建設業者の声も丁寧に伺いながら、経済産業省や関係団体等と連携して、建設資材の供給の安定化に全力で取り組むとともに、セーフティーネット貸付けなど中小事業者の資金繰りを支援する制度の周知等に努めてまいります。(拍手)

(国務大臣赤澤亮正君登壇)

○国務大臣(赤澤亮正君) 森ようすけ議員から、重要物資の安定確保の現況についてお尋ねがありました。

まず、各国からの代替調達や石油備蓄の放出を通じて、原油、石油製品については日本全体として必要な量は確保できており、年を越えて石油の供給を確保できるめどがついています。

一方で、一部で供給の偏りや流通の目詰まりが生じていることから、経済産業省の分野だけでなく、医療、農業や物流を含め、分野横断でサブライチェーンの情報を集約し、供給の偏りや目詰まりを解消して、供給を順次確保してきております。

引き続き、国民の皆様への命、そして暮らしを守るべく、全力で取り組んでまいります。(拍手)

○副議長(石井啓一君) 河合道雄君。

(河合道雄君登壇)

○河合道雄君 チームみらいの河合道雄です。会派を代表いたしまして、経済安全保障推進法並びにJBIC法の改正案について質問をいたします。(拍手)

経済安全保障法制については、国際秩序の変化に加え、AIの急速な進化を踏まえて議論をする必要がございます。

チームみらいとして、今国会の様々な質疑にて何度も主張いたしました。AIの急速な変化を踏まえた経済安全保障体制の構築が急務と考え、その問題意識から質問をいたします。

今月、アンソロピック社が開発したAIモデル、クロード・ミユトスが国際社会に衝撃を与えています。一般に使われているOSやブラウザの未公表のシステムの穴が数千件発見されたこと報告され、人間のセキュリティ専門家の実力にAIが追いついた、又は追いついたのではないかと考えられているからです。

アンソロピック社は、悪用を危惧し、同モデルへの一般公開を見送り、金融、IT業界など特定少数の組織にのみ、防御目的で提供をしております。今後、短時間のうちに、オープンAI社を始めとするほかの企業や国家もこのようなモデルを開発できる可能性があり、攻撃能力が広く拡散していくおそれがあります。本件を受け、極めて強力なAIモデルを念頭にした対策を迅速に進めるべきと考えております。

ここで、経済安全保障担当大臣にお伺いします。先端的なAIが安全保障上の脅威となり得る時代に、政府としてどのような対応方針を持つて

いるか、お聞かせください。

また、イギリスのAI安全機関、AISIは、クロード・ミユトスのアクセスを得て、独立評価を公表しました。これは、二〇二四年以降、両者が正式な合意の下で継続的に評価を重ねてきたためと考えられます。日本にも、AI安全機関、AISIが設置されておりますが、個別モデルを独立評価できる能力を持たなければ、イギリスのAISIのようにAI開発企業から信頼される土台を築けません。

ここで伺いたいします。日本AISIの評価能力や体制強化を政策目標として明確に位置づけ、工程表を示すとともに、アンソロピック及びオープンAI両者への国家レベルの戦略的コミュニケーションを能動的にしかけることが我が国の経済安全保障にとっても必要と考えますが、大臣の見解をお聞かせください。

今般の経済安全保障推進法の改正により、医療分野が新たに基幹インフラ制度の対象に追加されます。この改正で事業規模が比較的小さくかつ専門人材が十分でない事業者が対象となり、事業者の負担や実効性が懸念されています。事業者が届出、審査、報告義務を実質的に果たせるよう、具体的にどのような方策を講じていくか、大臣のお考えをお聞かせください。

また、守るべき対象が拡大する一方で、攻撃主体は国家から犯罪集団まで複雑化し、AIを活用して攻撃も高度化しています。対抗するためには、警察、自衛隊、国家サイバー統括室三者の強化、そして三者間の連携並びに事業者との密な連携が必要です。

サイバー安全保障担当大臣にお伺いします。三者の機能強化と連携強化をどう進めていくのか、大臣の見解をお聞かせください。

経済安全保障法制の重要論点として、安全保障上重要な民間保有データの防護や、データセン

ます。従来、不正競争防止法や外国為替及び外国貿易法によつて情報管理が担保されてきましたが、デジタル化の進展や生成AIの技術革新を踏まえた上で、安全保障上重要なデータのセキュリティを確保するための施策を講じる必要があります。

日本は、DFFT、信頼性のある自由なデータ流通の提唱国として、国際的に自由なデータ流通を推進してきました。だからこそ、データセキュリティの規律設計は一層の丁寧さが求められます。

そこで、経済安全保障担当大臣に伺います。大臣は、データセキュリティの確保をどのように進めていくお考えでしょうか。対象となるデータごとの性質を踏まえて、施策検討の現状と方向性をお聞かせください。

本日は、特にAI、サイバー安全保障領域に焦点を当てて質問をいたしました。ここから数か月、今後の経済安全保障上極めて重要な時期となり得ます。政府には一層の危機感を持つて取り組んでいただくことを要望するとともに、チームみらいとしても、具体的な提案を進めてまいりたい所存です。

本日は、御清聴いただき、ありがとうございます。（拍手）

〔国務大臣小野田紀美君登壇〕

○国務大臣小野田紀美君 河合道雄議員から、まず、AIの高度化を踏まえた政府の対応方針についてお尋ねがありました。

日々急速に進化するAIには、利点のみでなく様々なリスクも存在しており、例えば、AIのサイバー攻撃への悪用やAIの利用を通じた情報窃取被害等のリスクが想定されると認識しております。

こうしたリスクも踏まえつつ、昨年十二月に、イノベーション促進とリスク対応の両立を旨とするAI基本計画を閣議決定したところで、AI

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する河合道雄君の質疑

の急速な進展がもたらす影響については、不断に見直しが必要であり、AI戦略本部における総理指示も踏まえ、本年夏の改定を目指し、AI基本計画の充実に向けた検討を進めてまいります。

加えて、AIとも協働し、高度なAIの技術動向や国際情勢等について情報収集、分析を行い、経済安全保障の観点も加味し、必要に応じて対策を講じる等、関係省庁と連携し、必要な取組を推進してまいります。

次に、AIの機能強化についてお尋ねがありました。

AIの安全性やセキュリティの確保は極めて重要であり、AIの機能強化は喫緊の課題と認識しているところ、昨年十二月に閣議決定したAI基本計画において、政府を挙げたAIの抜本的な機能強化を講ずべき施策として明確に位置づけているところです。

AIにおいて、同計画に基づいて、人員の拡充を図るとともに、個別の先進AIモデルを自ら評価する機能や、海外企業、海外機関を含む国内外の関係者との連携を強化すべく、取組を進めているところと認識しております。

AIの安全性やセキュリティの確保は、AIの利活用の促進のみでなく、経済安全保障の観点からも極めて重要です。機能強化がされたAIとも協働し、企業や研究機関等有する高度なAIの技術動向や国際情勢等について情報収集、分析を行いながら、経済安全保障の確保に必要な取組を推進してまいります。

次に、基幹インフラ制度への医療分野の追加に係る届出義務等についてお尋ねがありました。

医療分野の追加に当たっては、事業者にとつて過度な負担とならないよう、規制対象を真に必要な範囲にするとともに、事業者の負担に配慮し、十分な準備期間を確保する観点から、段階的に対象病院を指定することを検討しているところで

より具体的な制度設計に向け、引き続き丁寧な事業者等の御意見を踏まえていきたいと考えております。また、制度運用に当たっても、事業者が円滑に対応できるよう、事業所管省庁である厚生労働省と連携をして早期に事前相談をいただく体制を整えるなど、十分にコミュニケーションを取りながら、適切に対応してまいります。

こうした厳しさを増すサイバー情勢に対応するため、昨年五月にはサイバー対処能力強化法及び同整備法が成立し、現在、本年十月一日から施行する官民連携の強化や警察、自衛隊によるアクセス・無害化措置のほか、来年初までの通信情報の利用の施行に向け、組織体制の整備等に取り組んでおります。

最後に、データセキュリティについてお尋ねがありました。

また、昨年十二月に閣議決定したサイバーセキュリティ戦略において、AIにより一層脅威が高まると予想されるサイバー攻撃の被害の防止に向けた取組を推進すると位置づけているほか、現在、国家サイバー統括室では、AIを活用したサイバー対処能力の強化等について、有識者会議で議論を進めているところです。

こうした問題意識の下、経済安全保障法制に関する有識者会議において、安全保障上重要な個人に関する機微なデータを防護するための措置や、大量のデータの保存、処理を行うデータセンター、クラウドサービスを提供する者に関する措置を検討することが必要との提言が今年一月に取りまとめられたところです。

引き続き、警察、自衛隊を始め関係省庁とも連携しながら、我が国のサイバー対処能力の強化に取り組んでまいります。（拍手）

その上で、同有識者会議では、措置の実効性や事業者負担等を考慮し、引き続き丁寧な検討を行うことが必要であるとされておりまして、対象とするデータの性質等も含め、同提言を踏まえ、政府として引き続き検討を進めてまいります。

○副議長（石井啓一君） 本日は、これにて散会いたします。

（拍手）

午後三時二十九分散会

〔国務大臣松本尚君登壇〕

○国務大臣松本尚君 サイバー攻撃への対応強化についてお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、AI技術の急速な進展、普及と相まって、サイバー攻撃にAIが活用されることで、攻撃のスピード、規模が劇的に増加するなど、サイバーセキュリティにおける新たな脅威に直面している状況であると認識していま

出席国務大臣

法務大臣 平口 洋君
財務大臣 片山さつき君
国務大臣 松本 洋平君
文部科学大臣 上野賢一郎君
厚生労働大臣 赤澤 亮正君
経済産業大臣 金子 恭之君
国土交通大臣 小泉進次郎君
防衛大臣 小野田紀美君
国務大臣

こうして厳しさを増すサイバー情勢に対応するため、昨年五月にはサイバー対処能力強化法及び同整備法が成立し、現在、本年十月一日から施行する官民連携の強化や警察、自衛隊によるアクセス・無害化措置のほか、来年初までの通信情報の利用の施行に向け、組織体制の整備等に取り組んでおります。

出席副大臣

国 務 大 臣 黄川田仁志君
国 務 大 臣 松本 尚君
内閣府副大臣 鈴木 隼人君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る二十四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

金融機能の強化のための特別措置に関する法律

等の一部を改正する法律

旅券法の一部を改正する法律

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律

農林中央金庫法の一部を改正する法律

農業近代化資金融通法の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る二十四日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

中小企業基本法第十一条第一項の規定に基づく「令和七年度中小企業の動向」に関する報告

中小企業基本法第十一条第二項の規定に基づく「令和八年度中小企業施策」についての文書

小規模企業振興基本法第十二条第一項の規定に基づく「令和七年度小規模企業の動向」に関する報告

小規模企業振興基本法第十二条第二項の規定に基づく「令和八年度小規模企業施策」についての文書

(理事補欠選任)

一、去る二十四日、内閣委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 鳩山 二郎君(理事井出庸生君去る二十四日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

石原 正敬君

今岡 植君

一、去る二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

大空 幸星君

長田紘一郎君

金子 容三君

川崎ひとと君

文月 涼君

渡辺 博道君

西田 薫君

高山 聡史君

うるま譲司君

伊藤 聡君

稲葉 大輔君

岩崎 比菜君

遠藤 寛明君

鹿嶋 祐介君

丸尾なつ子君

萩原 佳君

小林 修平君

井出 庸生君

武部 新君

辻 秀樹君

辻 由布子君

福原 淳嗣君

金村 龍那君

補欠

今岡 植君

石原 正敬君

丸尾なつ子君

稲葉 大輔君

鹿嶋 祐介君

遠藤 寛明君

伊藤 聡君

岩崎 比菜君

うるま譲司君

小林 修平君

萩原 佳君

文月 涼君

長田紘一郎君

渡辺 博道君

川崎ひとと君

金子 容三君

大空 幸星君

西田 薫君

高山 聡史君

金澤 結衣君

大野敬太郎君

稲葉 大輔君

川松真一朗君

草間 剛君

横田 光弘君

文部科学委員

辞任

石田 真敏君

井原 隆君

渡海紀三朗君

藤沢 忠盛君

船田 元君

山本 大地君

河合 道雄君

石井 拓君

島田 智明君

三反園 訓君

加藤 大博君

中曽根康隆君

新田 章文君

武藤かず子君

大岡 敏孝君

今 洋佑君

坂本竜太郎君

前川 恵君

若山 慎司君

高階恵美子君

田村 憲久君

藤田 誠君

補欠

三反園 訓君

今 洋佑君

大岡 敏孝君

石井 拓君

前川 恵君

島田 智明君

武藤かず子君

加藤 大博君

坂本竜太郎君

中曽根康隆君

若山 慎司君

新田 章文君

石田 真敏君

河合 道雄君

渡海紀三朗君

井原 隆君

山本 大地君

船田 元君

藤沢 忠盛君

伊藤信太郎君

西田 昭二君

今 洋佑君

経済産業委員

辞任

伊藤 達也君

石坂 太君

五十嵐 清君

北神 圭朗君

白坂 亜紀君

古川 元久君

浅田眞澄美君

繁本 護君

東田 淳平君

小竹 凱君

白坂 亜紀君

北神 圭朗君

五十嵐 清君

古川 元久君

三原 朝利君

浅田眞澄美君

伊藤 聡君

東田 淳平君

長澤 興祐君

新田 章文君

石橋林太郎君

衛藤 博昭君

丸尾なつ子君

三原 朝利君

補欠

石坂 太君

伊藤 達也君

東田 淳平君

繁本 護君

浅田眞澄美君

小竹 凱君

白坂 亜紀君

北神 圭朗君

五十嵐 清君

古川 元久君

三原 朝利君

浅田眞澄美君

伊藤 聡君

東田 淳平君

長澤 興祐君

新田 章文君

石橋林太郎君

衛藤 博昭君

丸尾なつ子君

井原 隆君

安全保障委員

補欠

藤沢 忠盛君
石井 拓君
丸尾なつ子君
山本 深君
遠藤 寛明君
宮内 秀樹君
世古万美子君
川崎ひでと君
谷川 とむ君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

補欠

高見 康裕君
山本 大地君
田中 昌史君
岡本 康宏君
永田磨梨奈君
新田 章文君
古川 直季君
草間 剛君
渡辺 創君
赤羽 一嘉君
岡本 康宏君
とかしきなおみ君
とかしきなおみ君
辻 由布子君
東田 淳平君
本田 太郎君
古川 直季君
草間 剛君
永田磨梨奈君
田中 昌史君
高見 康裕君
赤羽 一嘉君
渡辺 創君

補欠

石井 拓君
丸尾なつ子君
山本 深君
宮内 秀樹君
世古万美子君
川崎ひでと君
谷川 とむ君

補欠

藤沢 忠盛君
石井 拓君
丸尾なつ子君
山本 深君
遠藤 寛明君
宮内 秀樹君
世古万美子君
川崎ひでと君
谷川 とむ君

補欠

藤沢 忠盛君
石井 拓君
丸尾なつ子君
山本 深君
遠藤 寛明君
宮内 秀樹君
世古万美子君
川崎ひでと君
谷川 とむ君

補欠

藤沢 忠盛君
石井 拓君
丸尾なつ子君
山本 深君
遠藤 寛明君
宮内 秀樹君
世古万美子君
川崎ひでと君
谷川 とむ君

補欠

藤沢 忠盛君
石井 拓君
丸尾なつ子君
山本 深君
遠藤 寛明君
宮内 秀樹君
世古万美子君
川崎ひでと君
谷川 とむ君

補欠

藤沢 忠盛君
石井 拓君
丸尾なつ子君
山本 深君
遠藤 寛明君
宮内 秀樹君
世古万美子君
川崎ひでと君
谷川 とむ君

補欠

藤沢 忠盛君
石井 拓君
丸尾なつ子君
山本 深君
遠藤 寛明君
宮内 秀樹君
世古万美子君
川崎ひでと君
谷川 とむ君

補欠

藤沢 忠盛君
石井 拓君
丸尾なつ子君
山本 深君
遠藤 寛明君
宮内 秀樹君
世古万美子君
川崎ひでと君
谷川 とむ君

補欠

藤沢 忠盛君
石井 拓君
丸尾なつ子君
山本 深君
遠藤 寛明君
宮内 秀樹君
世古万美子君
川崎ひでと君
谷川 とむ君

補欠

藤沢 忠盛君
石井 拓君
丸尾なつ子君
山本 深君
遠藤 寛明君
宮内 秀樹君
世古万美子君
川崎ひでと君
谷川 とむ君

補欠

藤沢 忠盛君
石井 拓君
丸尾なつ子君
山本 深君
遠藤 寛明君
宮内 秀樹君
世古万美子君
川崎ひでと君
谷川 とむ君

補欠

藤沢 忠盛君
石井 拓君
丸尾なつ子君
山本 深君
遠藤 寛明君
宮内 秀樹君
世古万美子君
川崎ひでと君
谷川 とむ君

補欠

藤沢 忠盛君
石井 拓君
丸尾なつ子君
山本 深君
遠藤 寛明君
宮内 秀樹君
世古万美子君
川崎ひでと君
谷川 とむ君

補欠

藤沢 忠盛君
石井 拓君
丸尾なつ子君
山本 深君
遠藤 寛明君
宮内 秀樹君
世古万美子君
川崎ひでと君
谷川 とむ君

補欠

藤沢 忠盛君
石井 拓君
丸尾なつ子君
山本 深君
遠藤 寛明君
宮内 秀樹君
世古万美子君
川崎ひでと君
谷川 とむ君

補欠

藤沢 忠盛君
石井 拓君
丸尾なつ子君
山本 深君
遠藤 寛明君
宮内 秀樹君
世古万美子君
川崎ひでと君
谷川 とむ君

補欠

藤沢 忠盛君
石井 拓君
丸尾なつ子君
山本 深君
遠藤 寛明君
宮内 秀樹君
世古万美子君
川崎ひでと君
谷川 とむ君

補欠

藤沢 忠盛君
石井 拓君
丸尾なつ子君
山本 深君
遠藤 寛明君
宮内 秀樹君
世古万美子君
川崎ひでと君
谷川 とむ君

補欠

藤沢 忠盛君
石井 拓君
丸尾なつ子君
山本 深君
遠藤 寛明君
宮内 秀樹君
世古万美子君
川崎ひでと君
谷川 とむ君

補欠

藤沢 忠盛君
石井 拓君
丸尾なつ子君
山本 深君
遠藤 寛明君
宮内 秀樹君
世古万美子君
川崎ひでと君
谷川 とむ君

補欠

藤沢 忠盛君
石井 拓君
丸尾なつ子君
山本 深君
遠藤 寛明君
宮内 秀樹君
世古万美子君
川崎ひでと君
谷川 とむ君

補欠

藤沢 忠盛君
石井 拓君
丸尾なつ子君
山本 深君
遠藤 寛明君
宮内 秀樹君
世古万美子君
川崎ひでと君
谷川 とむ君

補欠

藤沢 忠盛君
石井 拓君
丸尾なつ子君
山本 深君
遠藤 寛明君
宮内 秀樹君
世古万美子君
川崎ひでと君
谷川 とむ君

補欠

藤沢 忠盛君
石井 拓君
丸尾なつ子君
山本 深君
遠藤 寛明君
宮内 秀樹君
世古万美子君
川崎ひでと君
谷川 とむ君

補欠

藤沢 忠盛君
石井 拓君
丸尾なつ子君
山本 深君
遠藤 寛明君
宮内 秀樹君
世古万美子君
川崎ひでと君
谷川 とむ君

補欠

藤沢 忠盛君
石井 拓君
丸尾なつ子君
山本 深君
遠藤 寛明君
宮内 秀樹君
世古万美子君
川崎ひでと君
谷川 とむ君

(議案送付)

一、去る二十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

食育基本法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

一、去る二十三日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

食育基本法の一部を改正する法律案

一、去る二十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

食育基本法の一部を改正する法律案

一、去る二十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

食育基本法の一部を改正する法律案

一、去る二十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

食育基本法の一部を改正する法律案

一、去る二十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

食育基本法の一部を改正する法律案

一、去る二十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

食育基本法の一部を改正する法律案

一、去る二十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

食育基本法の一部を改正する法律案

一、去る二十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

食育基本法の一部を改正する法律案

一、去る二十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

食育基本法の一部を改正する法律案

一、去る二十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

食育基本法の一部を改正する法律案

一、去る二十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

食育基本法の一部を改正する法律案

一、去る二十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

食育基本法の一部を改正する法律案

一、去る二十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

食育基本法の一部を改正する法律案

一、去る二十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

食育基本法の一部を改正する法律案

一、去る二十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

食育基本法の一部を改正する法律案

一、去る二十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

食育基本法の一部を改正する法律案

旅券法の一部を改正する法律案

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案

農林中央金庫法の一部を改正する法律案

農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

右国会に提出する。

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣 高市 早苗

第一章 内閣府関係(第一条)

第二章 総務省関係(第二条―第七条)

第三章 法務省関係(第八条)

第四章 厚生労働省関係(第九条―第十条)

第五章 国土交通省関係(第十一条―第十四条)

附則

第一章 内閣府関係

(児童福祉法の一部改正)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の十八第一項中「設置者(以下この条の下に「第三十三条の二十二の二」を加える。

第三十三条の十九第一項中「この項、次項並びに第三十三条の二十二第二項及び第二項」を「この節」に改める。

第三十三条の二十二の次に次の一条を加える。

第三十三条の二十二の次に次の一条を加える。

第三十三条の二十二の次に次の一条を加える。

第三十三条の二十二の次に次の一条を加える。

第三十三条の二十二の次に次の一条を加える。

第三十三条の二十二の次に次の一条を加える。

第三十三条の二十二の次に次の一条を加える。

第三十三条の二十二の次に次の一条を加える。

第三十三条の二十二の次に次の一条を加える。

第三十三条の二十二の次に次の一条を加える。

第三十三条の二十二の次に次の一条を加える。

第三十三条の二十二の次に次の一条を加える。

第三十三条の二十二の次に次の一条を加える。

第三十三条の二十二の次に次の一条を加える。

第三十三条の二十二の次に次の一条を加える。

第三十三条の二十二の次に次の一条を加える。

第三十三条の二十二の次に次の一条を加える。

第三十三条の二十二の二 都道府県は、都道府県障害児福祉計画に基づく障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施のため、対象事業者その他障害児通所支援等の提供を行う者に対する補助金の交付を行う場合には、当該補助金の交付に関する事務（交付の決定を除く。第五十六条の五の二において同じ。）を連合会に委託することができる。

第三十三条の二十三中「前条第二項各号」を「第三十三条の二十二第二項各号」に改める。

第五十六条の三の次に次の一条を加える。

第五十六条の三の二 国庫は、都道府県が第三十三条の二十二の二に規定する補助金の交付を行う場合には、予算の範囲内で、当該都道府県が同条に規定する者に対して補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五十六条の五の二中「関する業務」の下に「並びに第三十三条の二十二の二の規定により都道府県から委託を受けて行う補助金の交付に関する事務」を加える。

第二章 総務省関係

（地方自治法の一部改正）

第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百四十三条の三第一項中「条例の」を「第二百四十九条第二項の規定による予算の要領の公表及び第二百三十三条第六項の規定による決算

の要領の公表のほか、条例で」に、「毎年二回以上」を「毎会計年度少なくとも一回以上」に改める。

第二百五十二条の三十二第二項中「住所並びに」を削り、同条第四項中「本条」を「この条」に改め、同条第九項中「住所並びに」を削る。

第二百九十五条を次のように改める。

第二百九十五条 市町村又は特別区は、財産区

の財産又は公の施設に関し必要があると認めるときは、条例で、財産区の議会又は総会を設けることができる。

前項の条例の制定又は改廃については、都道府県知事も、市町村又は特別区の議会に議案を提出することができる。

第一項の規定により財産区の議会又は総会が設けられた場合には、当該財産区に関し市町村又は特別区の議会の議決すべき事件（同項の条例の改廃を含む。）については、当該財産区の議会又は総会が議決するものとする。

前項の場合における第二項の規定の適用については、同項中「制定又は改廃」とあるのは「改廃」と、「市町村又は特別区の議会」とあるのは「財産区の議会又は総会」とする。

第二百九十六条第一項中「前条の条例中にこれを規定しなければ」を「前条第一項の条例で定めなければ」に改め、「また」を削り、同条第二項中「外」を「ほか」に改め、同条第三項中「第二編」を「前編」に改める。

第二百九十六条の二第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「基く」を「基づく」に改め、同条第二項中「以てこれを」を「もつて」に改め、同条第四項中「第二百九十五条を」を「第二百九十五条第一項に、」において「は」を「に」に改める。

別表第一測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の項中「第十四条第三項第三十九条において準用する場合を含む。」を削る。

（地方財政法の一部改正）

第三条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第五条の五の見出し中「証券発行」を「地方債証券等の発行」に改め、同条第一項中「証券を」に「次に掲げるもの」に、「においては、政令の定めるところにより」を「には」に改め、「売出し」を削り、同項に次の各号を加える。

一 地方債証券

二 地方債証券に表示されるべき権利であつて、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二項の規定により地方債証券とみなされるもの

第五条の五第二項中「前項の証券」を「前項各号に掲げるもの（次条から第五条の十までにおいて「地方債証券等」という。）」に改める。

第五条の六を次のように改める。

（募集地方債証券等に関する事項の決定）

第五条の六 地方公共団体は、その発行する地方債証券等を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集地方債証券等（当該募集に応じて当該地方債証券等の引受けの申込みをした者に対して割り当てる地方債証券等をいう。）についてその総額、利率その他の政令で定める事項を定めなければならない。

第五条の八を第五条の十一とする。

第五条の七の見出し中「地方債証券」を「地方債証券等」に改め、同条中「証券を発行する方法によつて地方債を起す場合においては、」を削り、「共同して証券」を「共同して地方債証券等」に、「当該地方債を」を「当該地方債証券等」に改め、同条を第五条の十とし、第五条の六の次に次の三条を加える。

（地方債原簿）

第五条の七 地方公共団体は、地方債証券等を発行した日以後遅滞なく、地方債原簿を作成し、これに政令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

（会社法の準用）

第五条の八 会社法（平成十七年法律第八十六号）第六百七十七条から第六百八十条まで、第六百八十二条、第六百八十三条、第六百八十四条第一項、第六百八十五条第五項を除く、第六百八十六条から第七百一条まで、第七百三条、第七百五条（第四項を除く）、

第七百八条及び第七百九条の規定は、地方公共団体が地方債証券等を発行する場合について準用する。この場合において、同法第六百七十八条第二項中「第六百七十六条第十号の期日」とあるのは「政令で定める期日」と、同法第六百九十七条第一項第三号中「種類」とあるのは「内容を特定するものとして政令で定める事項」と、同法第七百五条第一項及び第二項中「社債管理者」とあるのは「地方債証券等の管理の委託を受けた者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（国外地方債証券等の特例）

第五条の九 地方公共団体は、国外地方債証券等（本邦以外の地域において発行する地方債証券等をいう。）を発行する場合には、前三条の規定にかかわらず、当該国外地方債証券等の準拠法又は発行市場の慣習によることができる。

（電波法の一部改正）

第四条 電波法（昭和二十五年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一百二条の二第三項中「総務省及び関係地方公共団体の事務所に備え付け」を削る。

（地方公営企業法の一部改正）

第五条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四十条の二第一項中「管理者は」の下に「第二十四条第二項の規定による予算の原案の作成及び第三十条第一項の規定による決算の調製のほかを加え、」を「少なくとも一回」に改め、「書類を」の下に「作成し」を加える。

（公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正）
第六条 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の八第一項中「の日から二箇月以内に、少なくとも三回の」を「後遅滞なく」に、「二箇月を」を「二月を」に改める。

(地方独立行政法人法の一部改正)

第七條 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第九十六條第一項中「の日から二月以内に、少なくとも三回の」を「後遅滞なく」に改める。

第三章 法務省関係

(戸籍法の一部改正)

第八條 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二百一十一條の三」を「第二百一十一條の四」に改める。

第二百一十條の三第一項中「前條第一項の規定によりする第十條第一項の請求又は前條第一項の規定によりする」を「第二百一十九條の規定により戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもつて調製されているときは、第十條第一項の請求又は」に改め、「は」の下に「戸籍謄本等又は除籍謄本等に代えて」を加え、「ついても」を「ついで」に改め、同項に後段として次のように加える。

前條第一項各号に掲げる請求を、当該各号に定める者に対してするとき(本籍地の市町村長以外の指定市町村長に対してするときに限る。)も、同様とする。

第二百一十條の三第四項中「第一項」を「第一項後段に改め、(「本籍地の市町村長以外の指定市町村長に対してするものに限る。」を削る。

第六章に次の一条を加える。

第二百一十一條の四 戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号の発行を受けた地方公共団体の機関(議會を除く。)又は当該機関の属する地方公共団体が、第二百一十條の三第三項に規定する戸籍電

子証明書又は除籍電子証明書の提供を求めるときは、当該地方公共団体は、政令で定めるところにより、電子情報処理組織の使用料を負担しなければならない。

第四章 厚生労働省関係

(介護保険法の一部改正)

第九條 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百一十五條の四十九」を「第百一十五條の五十」に改める。

第六章に次の一条を加える。

(都道府県の援助等)

第百一十五條の五十 都道府県は、介護サービス事業者、指定事業者その他これらに類する者として厚生労働省令で定めるものに對し、介護サービス、第一号事業その他これらに類する事業として厚生労働省令で定めるものに從事する者の確保のための費用に対する補助金の交付その他の必要な援助を行うことができる。

2 都道府県は、前項の規定により補助金の交付を行う場合には、当該補助金の交付に関する事務(交付の決定を除く。第百七十六條第一項第四号において同じ。)を連合会に委託することができる。

第百二十七條の見出しを削り、同條の前に見出しとして「(国の補助)」を付し、同條の次に次の一条を加える。

第百二十七條の二 国は、都道府県が第百一十五條の五十第一項の規定により補助金の交付を行う場合には、予算の範囲内において、当該都道府県が同項に規定する者に対して補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第百七十六條第一項に次の一号を加える。
四 第百一十五條の五十第二項の規定により都道府県から委託を受けて行う補助金の交付

に関する事務

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正)

第十條 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「地域生活支援事業」を「地域生活支援事業等」に、「第七十八條」を「第七十八條の二」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 地域生活支援事業等

第三章に次の一条を加える。

(都道府県の人材確保支援事業)

第七十八條の二 都道府県は、指定事業者等、指定相談支援事業者その他これらに類する者として主務省令で定めるものに對し、障害福祉サービス又は相談支援に従事する者の確保のための費用に対する補助金の交付その他の必要な援助を行うことができる。

2 都道府県は、前項の規定により補助金の交付を行う場合には、当該補助金の交付に関する事務(交付の決定を除く。第九十六條の二において同じ。)を連合会に委託することができる。

第九十五條に次の一項を加える。

3 国は、都道府県が第七十八條の二第一項の規定により補助金の交付を行う場合には、予算の範囲内において、当該都道府県が同項に規定する者に対して補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第九十六條の二中「関する業務」の下に「並びに第七十八條の二第二項の規定により都道府県から委託を受けて行う補助金の交付に関する事務」を加える。

第五章 国土交通省関係

(測量法の一部改正)

第十一條 測量法(昭和二十四年法律第百八十八

号)の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「あらかじめ」を削り、「関係都道府県知事に通知しなければ」を「公示しなければ」に改め、同條第二項中「終つたときは」を「終つたときは、遅滞なく」に、「関係都道府県知事に通知しなければ」を「公示しなければ」に改め、同條第三項を削る。

第三十六條に次の一項を加える。

2 国土地理院の長は、前項の規定による求めがあつたときは、技術的助言を行うものとし、測量計画機関は、当該技術的助言を受けた後でなければ、公共測量を実施してはならない。

第三十六條の次に次の一条を加える。

(実施の公定)

第三十六條の二 前條第二項の規定による技術的助言を受けた測量計画機関は、その実施しようとする公共測量の地域、期間その他必要な事項を国土地理院の長に通知しなければならない。

2 測量計画機関は、公共測量の実施を終わつたときは、その旨を国土地理院の長に通知しなければならない。

3 国土地理院の長は、前二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

第三十八條中「第三十六條」を「第三十六條の二まで」に改め、同條に次の一項を加える。

2 第十四條の規定は、国土地理院が実施する公共測量について準用する。

第三十九條中「第十四條」を「第十五條」に、「に準用する」を「について準用する」に改める。
第六十條第一項中「第十四條第三項(第三十九條において準用する場合を含む。)」を削る。

(港灣法等の一部改正)

第十二條 次に掲げる法律の規定中「の日から二

月以内に、少なくとも三回の」を「後遅滞なく、」に改める。

一 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第十条の八第一項

二 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百四十四号)第三十七条の六第一項

三 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第三十五条の六第一項

四 広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)第三十条の六第一項

(土地区画整理法の一部改正)

第十三条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項に次のただし書を加える。

ただし、組合が、当該届出に併せて、国土交通省令で定めるところにより、理事の住所についてその一部のみを公告することを求める旨を申し出たときは、当該住所の一部の公告をもつて住所の全部の公告に代えることができる。

(空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正)

第十四条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「一般財団法人」の下に「その他の営利を目的としない法人」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第九条及び第十条の規定並びに次条第二項並びに附則第六条、第九条及び第十条の規定 公布の日

令和八年四月二十八日 衆議院会議録第十六号

二 第十三条の規定 令和八年十月一日

三 第二条(地方自治法別表第一測量法(昭和二十四年法律第八十八号)の項の改正規定に限る。)及び第十一条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

四 第二条(地方自治法第二百四十三条の三第一項の改正規定に限る。)、第三条及び第五条の規定並びに次条第一項並びに附則第七条及び第八条の規定 令和九年四月一日

五 第八条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(地方財政法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第三条の規定による改正後の地方財政法の規定は、前条第四号に掲げる規定の施行の日以後に募集又は交付をする地方債について適用し、同日前に募集又は交付をした地方債については、なお従前の例による。

2 前項に規定するもののほか、第三条の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(公職選挙法の一部改正)

第四条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二百六十八条中「第二百九十五条」を「第二百九十五条第一項」に、「外」を「ほか」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

(入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の一部改正)

第五条 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「第二百九十五条」を「第二百九十五条第三項」に改める。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

(印紙税法の一部改正)

第六条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「及び第二号並びに」を「、第二号及び第四号並びに」に改める。

(社債、株式等の振替に関する法律の一部改正)

第七条 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百十四条」を「第百十四条の二」に改める。

第百十三号の表第六十七号第一項の項中「第百十五号第二項に規定する」を「第百十五号の五第一項第一号に掲げる」に改め、同表第七十一号第一項の項中「第百十五号の六」を「第百十五号の八」に、「地方債の募集又は」を「地方債証券等の」に、「募集等受託者」を「管理受託者」に改め、同表第七十一号第八項の項中「募集等受託者」を「管理受託者」に改める。

第百十四号第一項中「もの」の下に「(以下「振替地方債」という。))」を加え、「当該地方債」を「当該振替地方債」に改め、同表第二項中「地方債で振替機関が取り扱うもの」を「振替地方債」に、「当該地方債」を「当該振替地方債」に改め、第六章第一節に次の一条を加える。

(振替地方債についての地方財政法の適用除外)

第百十四号の二 振替地方債については、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条の八において準用する会社法第六百八十二条第一項から第三項まで、第六百八十八号第一項、第六百九十号第一項、第六百九十一号第一項及び第二項、第六百九十三号第一項、第六百九十四号第一項並びに第六百九十五号の二第二項から第三項までの規定は、適用しない。

附則第二十七条第一項中「第百十三号において準用する第六十六条第一号を除く。」に規定する振替地方債をいう。」を削り、「第百十四条」の下に「第百十五号」を加え、同表第二項中「(昭和二十三年法律第九号)第五条の六において読み替えて準用する会社法第七百五号第二項に規定する」を「第五条の五第一項第一号に掲げる」に改める。

附則第二十八条第一項中「、第百十四条」を「から第百十四条の二まで」に改める。

(地方公共団体金融機構法の一部改正)

第八条 地方公共団体金融機構法(平成十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第一号中「証券発行の」を「地方財政法第五条の五第二項に規定する地方債証券等(次号及び第三十二号第五項第四号において「地方債証券等」という。)を発行する」に改め、同項第二号中「証券発行の」を「地方債証券等(次号及び第三十二号第五項第四号において「地方債証券等」という。)を発行する」に改める。

第三十二条第五項第四号中「証券発行の」を「地方債証券等(次号及び第三十二号第五項第四号において「地方債証券等」という。)を発行する」に改める。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九条 所得税法等の一部を改正する法律(令和七年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第六条のうち印紙税法別表第三の改正規定及び附則第一条第十号から第十二号までの規定中「及び第二号」を「、第二号及び第四号」に改める。

調整規定

第十条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が所得税法等の一部を改正する法律(令和七年法律第十三号)附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、前条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第六条のうち印紙税法別表第三の改正規定及び附則第一条第十号から第十二号までの規定中「及び第二号」を、「第二号及び第四号」に改める。

第六条のうち印紙税法別表第三の改正規定中「第五十六条の五の二(連合会の業務の規定による業務)」の下に、「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第四十三号第二号及び第三号(同条第二号の業務に係る業務に限る。)(連合会の業務)に掲げる業務」を加え、「及び第二号」を「第二号及び第四号」に改め、「第五十六条の五の二(連合会の業務)の規定による業務」の下に「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第四十三号第二号及び第三号(同条第二号の業務に係る業務に限る。)(連合会の業務)に掲げる業務」を加え、「を削る」。

附則第一条第十号を次のように改める。

十 削除

附則第一条第十一号及び第十二号中「第五十六条の五の二(連合会の業務)の規定による業務」の下に、「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第四十三号第二号及び第三号(同条第二号の業務に係る業務に限る。)(連合会の業務)に掲げる業務」を加え、「及び第二号」を「第二号及び第四号」に改める。

理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団

体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 義務付けの緩和等

地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付けの緩和等を行うこととし、関係法律(十七法律)の改正を行うこと。

2 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。

二 議案の可決理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

令和八年四月二十三日

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長 丹羽 秀樹

衆議院議長 森 英介殿

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

令和八年三月六日

内閣総理大臣 高市 早苗

防衛省設置法等の一部を改正する法律(防衛省設置法の一部改正)

第一条 防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第四条第一項第三号中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改める。

第六条中「十四万九千四百三人」を「十四万九千四百六十二人」、航空自衛隊を「四万五千四百七十一人、航空宇宙自衛隊」に、「航空自衛官」を「航空宇宙自衛官」に、「四万七千三百三十一人」を「四万七千八百八十三人」に、「三千四百二十三人」を「三千六百二十六人」に、「三百四十三人」を「三百四十六人」に改める。

に、「千九百三十六人」を「千九百六十一人」に改める。

第十二条中「航空幕僚長」を「航空宇宙幕僚長」に改める。

第十九条第一項中「航空幕僚監部」を「航空宇宙幕僚監部」に、「航空幕僚長」を「航空宇宙幕僚長」に、「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改める。

第十九条の二第四項中「航空幕僚長」を「航空宇宙幕僚長」に改める。

第二十条第一項中「航空幕僚監部」を「航空宇宙幕僚監部」に、「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改める。

第二十一条第一項中「航空幕僚監部の長を航空幕僚長」を「航空宇宙幕僚監部の長を航空宇宙幕僚長」に改め、同条第二項中「航空幕僚長は航空自衛官」を「航空宇宙幕僚長は航空宇宙自衛官」に改める。

第二十二条中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改め、同条第六号中「航空幕僚長」を「航空宇宙幕僚長」に、「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改める。

第二十三条中「航空幕僚監部は航空自衛隊」を「航空宇宙幕僚監部は航空宇宙自衛隊」に改める。

第二十五条第一項中「航空幕僚監部」を「航空宇宙幕僚監部」に、「航空幕僚副長」を「航空宇宙幕僚副長」に、「航空自衛官」を「航空宇宙自衛官」に改め、同条第二項中「航空幕僚副長」を「航空宇宙幕僚副長」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改める。

第二条第一項中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改め、同条第四項中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に、「航空幕僚監部」を「航空宇宙幕僚監部」に、「航空幕僚長」を「航空宇宙幕僚長」に改める。

第三条第三項中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に、「空」を「空及び宇宙」に改める。

第八条ただし書中「航空自衛隊の部隊」を「航空宇宙自衛隊の部隊」に改め、同条第一号中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改め、同条第四号中「航空幕僚監部」を「航空宇宙幕僚監部」に、「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に、「航空幕僚長」を「航空宇宙幕僚長」に改める。

第九条第一項中「航空幕僚長」を「航空宇宙幕僚長」に、「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改める。

第九条の二中「航空幕僚長」を「航空宇宙幕僚長」に改める。

第三章第三節の節名中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改める。

第二十条第一項中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改め、「航空総隊」の下に、「宇宙作戦集団」を加え、「航空教育集団、航空開発実験集団」を「航空宇宙教育集団」に改め、同条中第七項を削り、第六項を第七項とし、同条第五項中「航空教育集団は、航空教育集団司令部」を「航空宇宙教育集団は、航空宇宙教育集団司令部」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 宇宙作戦集団は、宇宙作戦集団司令部及び

令和八年四月二十八日 衆議院会議録第十六号

宇宙作戦団その他の直轄部隊から成る。

第二十条の五を削る。

第二十条の四の見出しを「(航空宇宙教育集団司令官)」に改め、同条中「航空教育集団の」を「航空宇宙教育集団の」に、「航空教育集団司令官」を「航空宇宙教育集団司令官」に改め、同条第二十條の五とし、第二十條の三を第二十條の四とし、第二十條の二の次に次の一條を加える。

(宇宙作戦集団司令官)
第二十条の三 宇宙作戦集団の長は、宇宙作戦集団司令官とする。

2 宇宙作戦集団司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、宇宙作戦集団の職務を統括する。

第二十條の七第二項中「航空教育集団」を「航空宇宙教育集団」に、「航空教育集団司令官」を「航空宇宙教育集団司令官」に改める。

第二十條の八中「航空総隊」の下に、「宇宙作戦集団」を加え、「航空教育集団、航空開発実験集団」を「航空宇宙教育集団」に改める。

第二十一条第一項中「航空総隊」の下に「宇宙作戦集団」を加え、「航空教育集団、航空開発実験集団」を「航空宇宙教育集団」に改め、「航空総隊司令部」の下に「宇宙作戦集団司令部」を加え、「航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部」を「航空宇宙教育集団司令部」に改める。

第二十一条の二第一項中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改め、同条第二項中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改め、「航空総隊」の下に、「宇宙作戦集団」を加え、「航空教育集団及び航空開発実験集団」を「及び航空宇宙教育集団」に改める。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

第二十二條第三項中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改める。

第二十四條第一項、第三項及び第四項中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改め、同条第五項中「第三項及び第四項」を「及び前二項」に、「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改める。

第二十五條第一項中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改め、同条第八項中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に、「航空教育集団司令官」を「航空宇宙教育集団司令官」に改める。

第三十二條第三項中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改める。

第六十五條の二第二項第一号中「航空幕僚監部」を「航空宇宙幕僚監部」に、「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に、「に係る」を「又は次のイ若しくはハに該当する隊員であつた者に係る」に改める。

第六十五條の十の見出しを「(就職の援助)」に改め、同条第一項中「防衛大臣は」の下に、「防衛省令で定めるところにより」を、「援助」の下に「及び第六十五條の二第二項第一号イ又はハに該当する隊員であつた者の離職後その年齢が六十五年に達するまでの間の就職の援助」を加える。

第九十六條第一項中の「各号」を削り、同項第一号中「航空幕僚監部」を「航空宇宙幕僚監部」に改める。

別表第一中「第十五旅団」「第十五旅団司令部」「第十五師団」「第十五師団司令部」に「を」

別表第三中「航空支援集団」「航空教育集団」「航空開発実験集団」「航空宇宙支援集団」「航空宇宙教育集団」

司令部 東京都」「宇宙作戦集団司令部 浜松市」を「航空支援集団司令部 東京都」「航空宇宙教育集団司令部 東京都」

宇宙作戦集団司令部 東京都」「航空支援集団司令部 東京都」「航空宇宙教育集団司令部 浜松市」に改める。

(国家行政組織法の一部改正)
第三条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
別表第三(防衛省の項中)「人」を「二人」に改める。

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)
第四条 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に、「航空自衛官」を「航空宇宙自衛官」に改める。

第二十七條の二中「自衛官を除く。」の下に「次項、」を加え、「第二十七條の八第一項第一号」を「第二十七條の八第一項」に改め、「引き続き」及び「同条から第二十七條の十まで、第二十七條の十二及び第二十七條の十三において単に「在職期間」という。」を削り、同条第一号中「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の在職期間は、自衛官となつた日から自衛官を退職した日までの期間(当該期間が

二以上あるときは、これらの期間を合算した期間」とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、初めて自衛官となつた日から当該各号に定める日(当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める日のうち最も遅い日)までの期間(自衛官であつた期間に限る。)を除く。

- 一 在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられ、自衛隊法第三十八条第二項の規定により失職した場合その失職した日
- 二 在職期間中の行為に関し自衛隊法第四十六條の規定による免職の処分を受けた場合 その処分を受けた日

第二十七条の三第二項中「一・七二四」を「二・五七二」に、「四・二八六」を「六・四二九」に改め、同条第三項中「前条第三号」を「前条第一項第三号」に改める。

第二十七条の四第一項中「六」を「九」に、「一・七二四」を「二・五七二」に改める。

第二十七条の八第一項第二号中「在職期間」の下に「(自衛官となつた日から自衛官を退職した日までの期間(第二十七条の二第二項ただし書に規定する期間を除く。))をいう。以下この条から第二十七条の十まで、第二十七条の十二及び第二十七条の十三において同じ。))」を加える。

第三十条中「第二十七条の二」を「第二十七条の二第二項」に改める。

附則第十二項中「第二十七条の二第一号及び」を「第二十七条の二第一項第一号及び」に改め、同項の表第二十七条の二第一号の項中「第二十七條の二第一号」を「第二十七條の二第一項第一号」に改め、同表第二十七條の三第二項の項中

「一・三八」を「一・八四」に、「二・〇七」を「二・七六」に改める。

附則第十三項中「第二十七條の二第一号」を「第二十七條の二第二項第一号」に改め、同項の表第二十七條の二第二号の項中「第二十七條の二第一号」を「第二十七條の二第二項第一号」に改め、同表第二十七條の三第二項の項中「二・七二四」を「二・五七二」に、「一・三八」を「一・八四」に、「四・二八六」を「六・四二九」に、「二・〇七」を「二・七六」に改め、同表第二十七條の四第一項の項中「六」を「九」に、「三・四五」を「四・六」に、「一・七二四」を「二・五七二」に、「一・三八」を「二・八四」に改める。

附則第十五項の表第二十七條の四第一項の項中

「六」

三・四五

を

九

四・六

「一・三八」を「一・八四」に改める。

第五條 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十七條の三第一項中「二回」を「三回」に、「それぞれを」を「その者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年(その者の定年に達する日から自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年までの期間が一年以内である場合には、同日の属する年の翌年。以下同じ。))の防衛省令で定める月に第三回目の給付金をそれぞれ」に改め、同条第二項中「及び第二回目の給付金の額」を「第二回目の給付金及び第三回目の給付金の額」に、「二・五七二」

を「二・二五」に、「六・四二九」を「四・五」を、第三回目の給付金にあつては「二・二五」に改め、「一、第一回目の給付金及び第二回目の給付金の支給される時期並びに算定基礎期間の年数を勘案して一を超えない範囲内でそれぞれ算定基礎期間の年数に依りて政令で定める率を乗じて得た額」を削り、同条第三項中「及び第二回目」を「第二回目の給付金及び第三回目」に改める。

第二十七條の四第一項中「給与年額相当額からその者に係る俸給月額に二・五七二」を「給与年額調整額(その者に係る給与年額相当額にその者に係る退職前五年間の各年における俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、特地勤務手当、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当、航空管制官手当、勤勉手当及び寒冷地手当の合計額のうち当該期間内において最も高い額として政令で定めるところにより計算した額を加えた額(第二号及び第四項第二号において「加算調整上限額」という。))までの範囲内において政令で定めるところにより計算した額に相当する額をいう。以下同じ。))からその者に係る俸給月額に三」に、「一、その者に係る支給調整上限額から退職の翌年におけるその者の所得金額を減じた額をその者に係る支給調整上限額からその者に係る支給調整下限額を減じた額で除して得た率を乗じて得た額をいう。第三項第一号において同じ。))を減じた」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前条第二項の規定により計算した給付金

の合計額

二 前号に掲げる額にその者に係る加算調整上限額から退職の翌年におけるその者の所得金額を減じた額を算定調整額(その者に係る加算調整上限額からその者に係る支給調整下限額を減じた額をいう。第四項第二号において同じ。))で除して得た率を乗じて得た額

第二十七條の四第三項第一号を次のように改める。

一 その者に係る支給調整上限額を超え、その者に係る給与年額調整額に満たない場合 支給調整額からその者に係る前条第二項又は第三項の規定により計算した第二回目の給付金の額に相当する額を減じた額に相当する金額

第二十七條の四第三項第二号中「給与年額相当額」を「給与年額調整額」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「金額との」を「金額(防衛省令で定めるものを除く。))との」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 若年定年退職者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年の前年におけるその者の所得金額(第二号及び次項において単に「所得金額」という。))が支給調整下限額を超え、給与年額調整額に満たない場合には、前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、第三回目の給付金の額は、これらの規定により計算した第三回目の給付金の額に相当する額から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に〇・二五を乗じて得た額を減じた額とする。

一 前条第二項の規定により計算した給付金の合計額 二 前号に掲げる額にその者に係る加算調整上限額から所得金額を減じた額を算定調整額で除して得た率を乗じて得た額 5 所得金額がその者に係る給与年額調整額以上である場合には、前条第一項の規定にかかわらず、第三回目の給付金は、支給しない。 第二十七条の五第一項中「係る給付金」の下に「(第一回目及び第二回目のものに限る。)」を加え、「に規定する額」を「の規定により計算した額」に改め、同条第二項ただし書中「前条第四項に規定する」を「前条第六項の規定により計算した」に、「給与年額相当額」を「給与年額調整額」に、「本文」を「この項本文」に改め、同条第三項中「給与年額相当額」を「給与年額調整額」に改める。 第二十七条の六第一項を次のように改める。 第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者は、次の各号に掲げる日までに、防衛大臣又はその委任を受けた者に対し、当該各号に定める措置をとらなければならない。 一 その者の退職した日の属する年の翌々年の防衛省令で定める日 防衛省令で定める書類を添えて、その者の退職の翌年における所得に関する事項を届け出ること。 二 その者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年の防衛省令で定める日 防衛省令で定める書類を添えて、当該年の前年における所得に関する事項を届け出ること。 第二十七条の六第二項中「の規定により」を	「(第一号に係る部分に限る。)」の規定による」に改め、「又は書類の提出」を削り、「同項の規定による」を「当該」に改め、「及び次条第一項の規定による給付金」を削り、同条第三項中「の規定により」を「(第一号に係る部分に限る。)」の規定による」に改め、「又は書類の提出」を削り、「第一項の規定による」を、「当該」に改め、「及び次条第一項の規定による給付金」を削り、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。 4 第一項(第二号に係る部分に限る。)」の規定による届出をなすべき者が、正当な理由がなく、当該届出をしないときは、防衛大臣は、第三回目の給付金の全部又は一部を支給しないことができる。 第二十七条の七を次のように改める。 第二十七条の七 削除 第二十七条の九第一項第一号及び第二号中「第二十七条の七第一項の規定による」を「第三回目に」に改め、同項第三号中「第二十七条の七第一項の規定による」及び「同項の規定による」を「第三回目に」に改める。 第二十七条の十一第一項各号を次のように改める。 一 第一回目の給付金の支給を受ける前に死亡した場合 第二十七条の三第二項又は第三項の規定により計算した額の第一回目の給付金、第二回目の給付金及び第三回目の給付金を同条第一項に規定する月にそれぞれ支給する。 二 第一回目の給付金の支給を受けた後第二回目の給付金の支給を受ける前に死亡した
場合 第二十七条の三第二項又は第三項の規定により計算した額の第二回目の給付金及び第三回目の給付金を防衛省令で定める月に支給する。 三 第二回目の給付金の支給を受けた後第三回目の給付金の支給を受ける前に死亡した場合 第二十七条の三第二項又は第三項の規定により計算した額の第三回目の給付金を防衛省令で定める月に支給する。 第二十七条の十一第二項第一号中「に規定する額」を「の規定により計算した額」に改め、同項第二号中「その者の平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして同条第二項及び第二十七条の四第三項の規定を適用した場合における第二十七条の五第二項に規定する」を「同条第二項の規定により計算した」に改め、同条第四項中「第一項各号」を「第一項第一号又は第二号」に、「平均所得金額」を「退職の翌年における所得金額」に改め、同条第八項を削り、同条第七項中「平均所得金額」を「退職の翌年における所得金額」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「平均所得金額」を「退職の翌年における所得金額が」に改め、「当該平均所得金額を当該若年定年退職者の退職の翌年における所得金額とそれぞれ」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項中「平均所得金額」を「退職の翌年における所得金額」に、「給与年額相当額」を「給与年額調整額」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。 5 第一項第三号に該当する若年定年退職者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年の前年におけるその者の所得金額が	「(第一号に係る部分に限る。)」の規定による」に改め、「又は書類の提出」を削り、「同項の規定による」を「当該」に改め、「及び次条第一項の規定による給付金」を削り、同条第三項中「の規定により」を「(第一号に係る部分に限る。)」の規定による」に改め、「又は書類の提出」を削り、「第一項の規定による」を、「当該」に改め、「及び次条第一項の規定による給付金」を削り、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。 4 第一項(第二号に係る部分に限る。)」の規定による届出をなすべき者が、正当な理由がなく、当該届出をしないときは、防衛大臣は、第三回目の給付金の全部又は一部を支給しないことができる。 第二十七条の七を次のように改める。 第二十七条の七 削除 第二十七条の九第一項第一号及び第二号中「第二十七条の七第一項の規定による」を「第三回目に」に改め、同項第三号中「第二十七条の七第一項の規定による」及び「同項の規定による」を「第三回目に」に改める。 第二十七条の十一第一項各号を次のように改める。 一 第一回目の給付金の支給を受ける前に死亡した場合 第二十七条の三第二項又は第三項の規定により計算した額の第一回目の給付金、第二回目の給付金及び第三回目の給付金を同条第一項に規定する月にそれぞれ支給する。 二 第一回目の給付金の支給を受けた後第二回目の給付金の支給を受ける前に死亡した
その者に係る給与年額調整額以上である場合には、同項の規定にかかわらず、同号に定める第三回目の給付金は、支給しない。 第二十七条の十一第九項を削り、同条第十項中「同条第一項」を「同条第一項第一号」に、「以降の各年」を「と」、同項第二号中「その者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年の防衛省令で定める日」とあるのは「防衛省令で定める日」と、「当該年の前年」とあるのは「若年定年退職者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年の前年」に改め、「第一回目の給付金及び次条第一項の規定による給付金」とあるのは「第二回目の給付金」とを削り、「第二十七条の十一第十項」を「第二十七条の十一第九項」に改め、「の規定による給付金及び次条第一項」を削り、同項を同条第九項とする。 第二十七条の十二第十一項中「前条第六項並びに同条第十項」を「前条第七項並びに同条第九項」に改める。 第二十七条の十三第二項中「第二十七条の十一第六項」を「第二十七条の十一第七項」に、「同条第十項」を「同条第九項」に、「第二十七条の十一第七項」を「第二十七条の十一第八項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第三項中「第二十七条の十一第七項」を「第二十七条の十一第八項」に、「同条第六項」を「同条第六項」を「同条第七項」に改める。 第三十条中「第二十七条の六第四項(第二十七条の十一第十項)を「第二十七条の六第五項(第二十七条の十一第九項)に改める。	場合 第二十七条の三第二項又は第三項の規定により計算した額の第二回目の給付金及び第三回目の給付金を防衛省令で定める月に支給する。 三 第二回目の給付金の支給を受けた後第三回目の給付金の支給を受ける前に死亡した場合 第二十七条の三第二項又は第三項の規定により計算した額の第三回目の給付金を防衛省令で定める月に支給する。 第二十七条の十一第二項第一号中「に規定する額」を「の規定により計算した額」に改め、同項第二号中「その者の平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして同条第二項及び第二十七条の四第三項の規定を適用した場合における第二十七条の五第二項に規定する」を「同条第二項の規定により計算した」に改め、同条第四項中「第一項各号」を「第一項第一号又は第二号」に、「平均所得金額」を「退職の翌年における所得金額」に改め、同条第八項を削り、同条第七項中「平均所得金額」を「退職の翌年における所得金額」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「平均所得金額」を「退職の翌年における所得金額が」に改め、「当該平均所得金額を当該若年定年退職者の退職の翌年における所得金額とそれぞれ」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項中「平均所得金額」を「退職の翌年における所得金額」に、「給与年額相当額」を「給与年額調整額」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。 5 第一項第三号に該当する若年定年退職者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年の前年におけるその者の所得金額が

附則第十二項の表第二十七条の三第一項の項中「二回」を「三回」に、		第二回目の給付金	
前期算定基礎期間に係る第二回目の給付金(以下単に「第二回目の給付金」という。)		第二回目の給付金	前期算定基礎期間に「第二回目の給付金」
係る第二回目の給付金(以下単に「第二回目の給付金」という。)		第三回目の給付金	前期算定基礎期間に「第三回目の給付金」
係る第三回目の給付金(以下単に「第三回目の給付金」という。)		に、「第三回目の給付金」を「第四回目の給付金」に、「第四回目の給付金」を「第五回目の給付金」という。を、その者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年の防衛省令で定める月に後期算定基礎期間に係る第三回目の給付金(次項及び第三項において「第六回目の給付金」に改め、同表第二十七条の三第二項の項及び第二十七条の三第三項の項を次のように改める。	
第二十七条の三第二項		次条において	以下
算定基礎期間(退職の日において定められていたその者に係る定年に達する日の翌日から自衛官以外の職員の定年に達する日までの期間をいう。以下同じ。)		前期算定基礎期間	
得た額とする		得た額とし、第四回目の給付金、第五回目の給付金及び第六回目の給付金の額は、退職の日においてその者の受けていた俸給月額に後期算定基礎期間の年数を乗じて得た額に第四回目の給付金にあつては一・一五を、第五回目の給付金にあつては二・三を、第六回目の給付金にあつては一・一五をそれぞれ乗じて得た額とする	

第二十七条の三第三項		第三回目の給付金	第三回目の給付金並びに第四回目の給付金、第五回目の給付金及び第六回目の給付金
附則第十三項の表第二十七条の三第二項の項中「二・五七」を「二・二五」に、「二・八四」を「二・一五」に、「六・四二九」を「四・五」に、「二・七六」を「二・三」に改め、同表第二十七条の四第一項の項中「二・五七」を「三」に、「一・八四」を「一・五三三三三三」に改める。		附則第十四項中「第二十七条の四第一項及び第三項、第二十七条の六第二項及び第三項並びに第二十七条の七第一項」を「第二十七条の三第一項、第二十七条の四第一項、第三項及び第四項、第二十七條の六第一項第二号及び第二項から第四項まで並びに第二十七條の十一第九項」に改め、同項の表第二十七條の四第一項の項の前に次のように加える。	
第二十七条の三第一項		自衛官以外の職員の定年	年齢六十年
附則第十四項の表第二十七條の四第三項の項の次に次のように加える。			
第二十七條の四第四項		自衛官以外の職員の定年	年齢六十年
第三回目の給付金の額は、これら		第三回目の給付金(附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する第三回目の給付金をいう。以下同じ。の額は、附則第十二項の規定により読み替えられた同条第二項及び第三項	
第二十七條の六第一項第二号		自衛官以外の職員の定年	年齢六十年
附則第十四項の表第二十七條の六第三項の項を次のように改める。			
第二十七條の六第二項		第二回目の給付金	第二回目の給付金、第三回目の給付金、第四回目の給付金(附則第十二項の規定により読み替えられた第二十七條の三第一項に規定する第四回目の給付金をいう。以下同じ。)、第五回目の給付金(附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する第五回目の給付金をいう。以下同じ。及び第六回目の給付金(附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する第六回目の給付金をいう。以下同じ。)

第二十七条の六第三項	前条第一項
前期算定基礎期間(附則第十二項の規定により読み替えられた第二十七条の三第一項に規定する前期算定基礎期間をいう。)及び後期算定基礎期間(附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する後期算定基礎期間をいう。)に係る前条第一項	

附則第十四項の表第二十七条の六第三項の項の次に次のように加える。

第二十七条の六第四項	第三回目の給付金	第三回目の給付金、第四回目の給付金、第五回目の給付金及び第六回目の給付金
------------	----------	--------------------------------------

附則第十四項の表第二十七条の七第一項の項中「第二十七条の七第一項」を「第二十七条の十一第一項」に改める。

附則第十五項中「第二十七条の七まで」を「第二十七条の六まで」に改め、同項の表第二十七条の四第一項の項中「二・五七」を「三」に、「一・八四」を「一・五三三三三三」に、「第四回目の給付金」を「第五回目の給付金」に改め、同表第二十七条の四第二項の項中「第四回目の給付金」を「第五回目の給付金」に改め、同表第二十七条の四第三項の項中「第三回目の給付金」を「第四回目の給付金」に改め、

に、	退職の翌年	六十一歳の年	を	退職の翌年	第二回目の給付金の額
----	-------	--------	---	-------	------------

付	六十一歳の年	に改め、同表第二十七条の四第四項の
付	第五回目の給付金の額	

項中「第二十七条の四第四項」を「第二十七条の四第六項」に改め、同項の前に次のように加える。

第二十七条の四第四項	第三回目の給付金の額は、これら	第六回目の給付金(附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する第六回目の給付金をいう。以下同じ。)の額は、附則第十二項の規定により読み替えられた同条第二項及び第三項
第三回目の給付金の額に	第六回目の給付金の額に	
第二十七条の四第五項	第三回目の給付金	第六回目の給付金

附則第十五項の表第二十七条の五第一項の項を次のように改める。

第二十七条の五第一項	第一回目及び第二回目	第四回目及び第五回目
退職した日	年齢六十年に達する日の翌日	

附則第十五項の表第二十七条の五第二項の項中「第三回目の給付金」を「第四回目の給付金」に、「第四回目の給付金」を「第五回目の給付金」に改め、同表第二十七条の六第一項の項中「第二十七条の六第一項」を「第二十七条の六第一項第一号」に改め、同表第二十七条の六第二項の項中「第三回目の給付金」を「第四回目の給付金」に、「第四回目の給付金」を「第五回目の給付金」に改め、同項の次に次のように加える。

第二十七条の六第四項	第三回目の給付金	第六回目の給付金
------------	----------	----------

附則第十五項の表第二十七条の七第一項の項及び第二十七条の七第二項の項を削り、同表第二十七条の九第一項及び第五項の項中「及び第五項」を削り、「第三回目の給付金」を「第四回目の給付金」に改め、

に、	第二回目の給付金	第四回目の給付金	を	第二回目の給付金	第三回目の給付金
----	----------	----------	---	----------	----------

付	第五回目の給付金	に改め、同項の次に次のように加える。
付	第六回目の給付金	

第二十七条の九第五項	第一回目の給付金	第四回目の給付金
第二回目の給付金	第五回目の給付金	

附則第十五項の表第二十七条の十一第一項の項中「第三回目の給付金」を「第四回目の給付金」に、「退職の翌年」を「第二回目の給付金」に、「六十一歳の年」を「第五回目の給付金」に、「第二回目の給付金」を「第三回目の給付金」に、「第四回目の給付金」を「第六回目の給付金」に改め、同表第二十七条の十一第四項の項を次のように改める。

第二十七条の十一第四項	退職の翌年	六十一歳の年
第二回目の給付金	第五回目の給付金	

附則第十五項の表第二十七条の十一第四項の項の次に次のように加える。

第二十七条の十一第五項	第三回目の給付金	第六回目の給付金
-------------	----------	----------

附則第十五項の表第二十七条の十一第六項の項を次のように改める。

第二十七条の十一第六項	退職の翌年	六十一歳の年
-------------	-------	--------

附則第十五項の表第二十七条の十一第七項の項を削り、同表第二十七条の十一第八項の項中「第二十七条の十一第八項を「第二十七条の十一第七項及び第八項」に、「第二回目の給付金」を「第一回目の給付金」に改め、同表第二十七条の十一第十項の項中「第二十七条の十一第十項」を「第二十七条の十一第九項」に、「第三回目の給付金」を「第四回目の給付金」に、「第四回目の給付金」を「第五回目の給付金」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和九年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条及び第四条（防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「防衛省給与法」という。）第五条第一項第二号の改正規定を除く。以下同じ。）の規定並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日
- 二 第二条中自衛隊法第六十五条の二第二項第一号の改正規定（「に係る」を「又は次のイ若しくはハに該当する隊員であつた者に係る」に改める部分に限る。）及び同法第六十五条の十（見出しを含む。）の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第五条及び附則第五条の規定 令和十年四月

月一日

2 第四条の規定による改正後の防衛省給与法（以下「第四条改正後防衛省給与法」という。）の規定並びに次条及び附則第三条の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（若年定年退職者給付金の支給に関する経過措置）

第二条 第四条改正後防衛省給与法第二十七条の二から第二十七条の四まで及び第二十七条の八並びに附則第十二項、第十三項及び第十五項の規定は、令和八年四月一日以後に退職した新若年定年退職者（第四条改正後防衛省給与法第二十七条の二第一項に規定する若年定年退職者をいう。次条から附則第五条までにおいて同じ。）に係る若年定年退職者給付金について適用し、同日前に退職した旧若年定年退職者（第四条の規定による改正前の防衛省給与法第二十七条の二に規定する若年定年退職者をいう。附則第五条において同じ。）に係る若年定年退職者給付金については、なお従前の例による。

第三条 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に退職した新若年定年退職者に対する第四条改正後防衛省給与法第二十七条の三及び第二十七条の四並びに附則第十二項、第十三項及び第十五項の規定の適用については、第四条改正後防衛省給与法第二十七条の三第二項中「二・五七二」とあるのは「二」と、「六・四二九」とあるのは「五」と、第四条改正後防衛省給

与法第二十七条の四第一項中「九」とあるのは「七」と、「二・五七二」とあるのは「二」と、第四条改正後防衛省給与法附則第十二項の表第二十七条の三第二項の項中「一・八四」とあるのは「二・五三二」と、「二・七六」とあるのは「二・二九八」と、第四条改正後防衛省給与法附則第十三項の表第二十七条の三第二項の項中「二・五七二」とあるのは「二」と、「一・八四」とあるのは「一・五三二」と、「六・四二九」とあるのは「五」と、「二・七六」とあるのは「二・二九八」と、同表第二十七条の四第一項の項中「九」とあるのは「七」と、「四・六」とあるのは「三・八三二」と、「二・五七二」とあるのは「二」と、「一・八四」とあるのは「一・五三二」と、第四条改正後防衛省給与法附則第十五項の表第二十七条の四第一項の項中「九」とあるのは「七」と、「四・六」とあるのは「三・八三二」と、「二・五七二」とあるのは「一・五三二」と、「二・八四」とあるのは「二」とする。

第四条 令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に退職した新若年定年退職者に対する第四条改正後防衛省給与法第二十七条の三及び第二十七条の四並びに附則第十二項、第十三項及び第十五項の規定の適用については、第四条改正後防衛省給与法第二十七条の三第二項中「二・五七二」とあるのは「二・二八六」と、「六・四二九」とあるのは「五・七二四」と、第四条改正後防衛省給与法第二十七条の四第一項中「九」とあるのは「八」と、「二・五七二」とあるのは「二・二八六」と、第四条改正後防衛省給与法附則第十二項の表第二十七条の三第二項の項中「二・八四」とあるのは「一・六八四」と、「二・七六」とあるのは「二・五二六」と、第四条改正後防衛省給与法附則第十三項の表第二十七条の三第二項の項中「二・五七二」とあるのは「二・二八六」と、「一・八四」とあるのは「一・六八四」と、「六・四二九」とあるのは「五・七二四」と、

と、「二・七六」とあるのは「二・五二六」と、同表第二十七条の四第一項の項中「九」とあるのは「八」と、「四・六」とあるのは「四・二二」と、「二・五七二」とあるのは「二・二八六」と、「一・八四」とあるのは「一・六八四」と、第四条改正後防衛省給与法附則第十五項の表第二十七条の四第一項の項中「九」とあるのは「八」と、「四・六」とあるのは「四・二二」と、「二・五七二」とあるのは「二・二八六」と、「一・八四」とあるのは「二・二八六」と、「二・八四」とあるのは「二・五二六」と、

第五条 第五条の規定による改正後の防衛省給与法第二十七条の三から第二十七条の六まで、第二十七条の九、第二十七条の十一から第二十七条の十三まで及び第三十条並びに附則第十二項から第十五項までの規定は、令和十年四月一日以後に退職した新若年定年退職者に係る若年定年退職者給付金について適用し、同日前に退職した旧若年定年退職者及び新若年定年退職者に係る同日以後に支給する若年定年退職者給付金については、前三条の規定の例による。

（政令への委任）
第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正）
第七条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第四項第二号中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改める。

理由

自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更、航空自衛隊の航空宇宙自衛隊への改編その他の自衛隊の組織の改編を行うとともに、防衛副大臣の定数を一名増加するほか、若年定年

により退職する自衛官に対する再就職の援助の拡充、若年定年退職者給付金の支給水準の引上げ等の自衛官の人材確保のための制度の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更、航空自衛隊の航空宇宙自衛隊への改編その他の自衛隊の組織の改編を行うとともに、防衛副大臣の定数を一名増加するほか、若年定年により退職する自衛官に対する再就職の援助の拡充、若年定年退職者給付金の支給水準の引上げ等の自衛官の人材確保のための制度の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 現下の急速に厳しさを増す安全保障環境に対応するため、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正して、自衛官の定数の変更、航空自衛隊の航空宇宙自衛隊への改編及び宇宙作戦集団の新編、陸上自衛隊第十五旅団の第十五師団への改編等を行うとともに、国家行政組織法の一部を改正して、防衛副大臣の定数を一名増加すること。

2 人的基盤の抜本的強化のため、自衛隊法及び防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正して、若年定年により退職する自衛官が六十五歳に達するまでの間は、引き続き、防衛省が再就職の援助を行うことができることとする。また、若年定年退職者給付金の支給水準の引上げや支給要件の緩和等を行うこと。

3 この法律は、令和九年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定めること。また、この法律の施行に伴い必要となる経過措置につ

いて定め、関係法律について所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費のうち、人的基盤の抜本的強化に関する部分については、令和八年度一般会計予算に約二十四億円が計上されている。その他の部分については、金額不詳である。

右報告する。

令和八年四月二十四日

安全保障委員長 西村 明宏
衆議院議長 森 英介殿

(別紙)

防衛省設置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 自衛官の定数について、将来の人口動態に伴う厳しい制約を踏まえ、従来の任務遂行に必要な人員の積み上げを基本とする考え方と、自衛隊の任務遂行に必要な態勢の整備との両立を図りつつ、中長期的に防衛力を維持し得る適正な定数の在り方を検討すること。

二 航空宇宙自衛隊の発足に際し、航空及び宇宙領域において航空宇宙自衛隊が我が国の安全保障に寄与するための在り方、作戦の原則、組織運営や部隊運用において準拠すべき事項と考え方、隊員の任務遂行上の心構え等を定める指針を整備し、広く共有すること。また、時宜に応じて適切に改訂を加えること。

三 若年定年退職者給付金の支給水準の引上げ等の措置の効果を検証するため、適切な指標を設

け、一定の期間の中で検証を行うこと。その検証の結果に基づき適切な措置を講ずること。

四 若年定年制度の意義は継承しつつ、国家公務員法の改正により六十五歳までの雇用が原則となったことも踏まえ、自衛官についても六十五歳雇用の制度化を検討すること。

健康保険法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

令和八年三月十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

健康保険法等の一部を改正する法律
(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「の承認を受けた」を「に対し、健康保険の被保険者とならないことにより国民健康保険の被保険者となる旨の申出をした」に改める。

第七条の二の次に次の一条を加える。
(協会の実施する保健事業)

第七条の二の二 協会は、前条第二項第二号に掲げる業務(第六章の規定による保健事業に関するものに限る。第七条の二十九の二において「保健事業業務」という。)を行うに当たっては、被保険者及びその被扶養者の年齢、性別、健康状態その他の事情を考慮し、適切かつ有効に行わなければならない。

第七条の二十九の次に次の一条を加える。
(保健事業業務の実施状況に係る報告)

第七条の二十九の二 協会は、保健事業業務の実施状況について、毎事業年度、厚生労働大臣に報告しなければならない。

第五十八条第三項中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改める。
第六十三条第二項に次の一号を加える。

六 要指導医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品をいう。又は一般用医薬品(同項第四号に規定する一般用医薬品をいう。)との代替性が特に高い薬剤を用いた療養その他の適正な医療の提供を確保しつつ、公平かつ効率的な保険給付を行う必要性を鑑みその要する費用のうち一部を保険給付の対象としないものとする療養として厚生労働大臣が定めるもの(以下「一部保険外療養」という。))

第六十三条に次の一項を加える。

8 厚生労働大臣は、第二項第六号の定めをするに当たっては、所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の療養を受ける者の事情を踏まえた療養となるよう配慮するものとする。

第六十五条第三項第二号中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改める。

第七十条第二項中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

5 保険医療機関は、国民が受ける医療の質の向上とその適正かつ効率的な提供を図るため、当該保険医療機関における業務の効率化及びその従業者の勤務環境の改善のための措置を講ずるよう努めるものとする。

第七十二条第二項、第八十条第一号及び第三号から第五号まで並びに第八十一条第一号及び第三号中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改める。

第八十二条第一項中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に、「若しくは第五号」を「第五号若しくは第六号」に改める。

第八十六条第一項中「又は選定療養」を「、選定療養又は一部保険外療養」に改め、同条第二項中「保険外併用療養費」を「評価療養、患者申

出療養又は選定療養を受けた場合(当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受けた場合を除く。)における保険外併用療養費に改め、同条第五項中「第二項の下に」又は第三項を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「及び選定療養」を「選定療養及び一部保険外療養」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第一号」を「第二項第一号又は前項第一号イ若しくはロ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 一部保険外療養を受けた場合(当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。)における保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額(当該療養に食事療養が含まれるときは当該控除した額及び前項第二号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該控除した額及び同項第三号に掲げる額の合算額)とする。

一 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき第七十六条第二項の定めを勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)

ロ 医療費の動向及び医療保険の財政状況並びに療養を受ける者の事情その他の事項を考慮して保険給付の対象としない費用として厚生労働大臣が定めるところにより算定した額

二 前号に掲げる額に第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額(療養の給付に係る同項の一部負担金について第七十五条の

二 第二項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額)

第八十七条第二項中「について算定した費用の額の下に」(一部保険外療養を受けた場合)当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。)にあつては、当該費用の額から前条第三項第一号ロの規定による厚生労働大臣の定めにより算定した額を控除した額を加え、同条第三項中「前条第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第一百十條第二項第一号中「額」を「額。以下この号において同じ。」(保険医療機関等から一部保険外療養を受けた場合)当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。)にあつては、当該費用の額から第八十六条第三項第一号ロの規定による厚生労働大臣の定めにより算定した額を控除した額に改め、同条第三項中「及び選定療養」を「選定療養及び一部保険外療養」に改め、「選定療養を受ける場合」の下に「当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受ける場合を除く。」を加え、「前項第二号」を「保険医療機関等から一部保険外療養を受ける場合(当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受ける場合を含む。)」にあつては同条第三項第一号の費用の額の算定、前項第二号に改める。

第一百五條第二項中「家計」の下に「、とりわけ長期にわたつて継続的に療養を受ける者の家計」を加える。

第三十一條第一項中「又は選定療養」を「選定療養又は一部保険外療養」に改める。
第四百九條の表第八十六条第二項及び第五項の項中「及び第五項」を「第三項及び第六項」に改める。
第五百四十四條第一項中「承認を受けた」を「申出をした」に改める。

第六十條第三項第三号中「第六十條の三」を「第六十條の三第一項」に改め、同条第五項中「二年」とを「毎事業年度」に改める。

第六十條の三に次の一項を加える。
2 協会は、第六十條第五項に規定する健康保険事業の収支の見通しを踏まえ、少なくとも、当該収支の見通しを公表したときから二年以内に前項の規定による準備金の積立ての状況から健康保険事業の運営に支障が生ずると見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を報告するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

第七十九條中「承認を受けた」を「申出をした」に改める。

第二百四條第一項第一号中「承認」を「申出の受理」に改める。

第二百五條の四第一項中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改める。

附則第五條の三(令和二年度以降の一の事業年度)を「令和八年度」に、「第三号に掲げる額」を「第三号に掲げる累計額」に、「第三号に掲げる額」を「当該累計額」に改め、「乗じて得た額」の下に「に五百億八百五十九万七千円を加えて得た額」を加え、同条第一号中「平成二十七年」から当該一の事業年度の前事業年度までの間において毎年度継続して協会の一般保険料率を千分の百とし、かつ、「を削り、「次号ロにおいて」を「以下」に、「当該一の事業年度の前事業年度末」を「令和七年度末」に改め、同条第二号ロ中「平成二十七年」から当該一の事業年度までの間において毎年度継続して協会の一般保険料率を千分の百とし、かつ、「を削り、「当該一の事業年度までの前事業年度までの間の」を「令和六年度までの間の」に、「次号ロにおいて」を「以下」に改め、同条第三号中「当該一の事業年度の前事業年度」を「令和七年度」に改める。
附則第五條の四を第五條の九とし、第五條

の三の次に次の五條を加える。

第五條の四 令和九年度においては、第五百五十三條及び第五百五十四條並びに附則第四條の二、第五條及び第五條の二の規定にかかわらず、国庫は、附則第五條の規定により読み替えて適用される第五百五十三條及び第五百五十四條第一項、附則第四條の二の規定により読み替えて適用される附則第五條の規定により読み替えられた第五百五十四條第二項並びに附則第五條の規定により読み替えて適用される附則第五條の二の規定により算定される額から、第一号に掲げる額(第三号に掲げる累計額がある場合には、第一号に掲げる額から当該累計額を控除して得た額)から第二号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)に千分の百六十四を乗じて得た額に五百億八百五十九万七千円を加えて得た額を控除して得た額を補助する。

一 平成二十七年から令和七年度までの間において国保法等一部改正法第六條の規定による改正前の附則第五條の四から第五條の六までの規定を適用せず、かつ、前條の規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる令和八年度末における協会の準備金の額

二 次に掲げる額のうちいずれか高い額
イ 前条第二号イに掲げる額

ロ 国保法等一部改正法第六條の規定による改正前の附則第五條の四から第五條の六までの規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる平成二十七年から令和七年度までの間の各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額(平成二十七年から当該各事業年度までの間において納付額を原資として、協会に対して交付された額がある場合には、当該各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額から、平成二十七年

度から当該各事業年度までの間における当該交付された額の累計額を控除して得た額のうち最も高い額

三 平成二十七年次から令和八年度までの間における納付額を原資として、協会に対して交付された額の累計額

第五条の五 令和十年度においては、第五百五十三條及び第五百五十四條並びに附則第四條の二、第五條及び第五條の二の規定にかかわらず、国庫は、附則第五條の規定により読み替えて適用される第五百五十三條及び第五百五十四條第一項、附則第四條の二の規定により読み替えて適用される附則第五條の規定により読み替えられた第五百五十四條第二項並びに附則第五條の規定により読み替えて適用される附則第五條の二の規定により算定される額から、第一号に掲げる額(第三号に掲げる累計額がある場合には、第一号に掲げる額から当該累計額を控除して得た額)から第二号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)に千分の百六十四を乗じて得た額に五百億八百五十九万七千円を加えて得た額を控除して得た額を補助する。

一 平成二十七年次から令和七年度までの間において国保法等一部改正法第六條の規定による改正前の附則第五條の四から第五條の六までの規定を適用せず、かつ、前二條の規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる令和九年度末における協会の準備金の額

二 次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ 附則第五條の三第二号イに掲げる額
ロ 平成二十七年次から令和七年度までの間において国保法等一部改正法第六條の規定による改正前の附則第五條の四から第五條の六までの規定を適用せず、かつ、附則第五條の三の規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる

平成二十七年次から令和八年度までの間の各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額(平成二十七年次から当該各事業年度までの間において納付額を原資として、協会に対して交付された額がある場合には、当該各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額から、平成二十七年次から当該各事業年度までの間における当該交付された額の累計額を控除して得た額)のうち最も高い額

三 平成二十七年次から令和九年度までの間における納付額を原資として、協会に対して交付された額の累計額

第五条の六 令和十一年度においては、第五百五十三條及び第五百五十四條並びに附則第四條の二、第五條及び第五條の二の規定にかかわらず、国庫は、附則第五條の規定により読み替えて適用される第五百五十三條及び第五百五十四條第一項、附則第四條の二の規定により読み替えて適用される附則第五條の規定により読み替えられた第五百五十四條第二項並びに附則第五條の規定により読み替えて適用される附則第五條の二の規定により算定される額から、第一号に掲げる額(第三号に掲げる累計額がある場合には、第一号に掲げる額から当該累計額を控除して得た額)から第二号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)に千分の百六十四を乗じて得た額を控除して得た額を補助する。

一 平成二十七年次から令和七年度までの間において国保法等一部改正法第六條の規定による改正前の附則第五條の四から第五條の六までの規定を適用せず、かつ、前三條の規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる令和十年度末における協会の準備金の額
二 次に掲げる額のうちいずれか高い額
イ 附則第五條の三第二号イに掲げる額

ロ 平成二十七年次から令和七年度までの間において国保法等一部改正法第六條の規定による改正前の附則第五條の四から第五條の六までの規定を適用せず、かつ、附則第五條の三及び第五條の四の規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる平成二十七年次から令和九年度までの間の各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額(平成二十七年次から当該各事業年度までの間において納付額を原資として、協会に対して交付された額がある場合には、当該各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額から、平成二十七年次から当該各事業年度までの間における当該交付された額の累計額を控除して得た額)のうち最も高い額

三 平成二十七年次から令和十年度までの間における納付額を原資として、協会に対して交付された額の累計額

第五条の七 令和十二年度においては、第五百五十三條及び第五百五十四條並びに附則第四條の二、第五條及び第五條の二の規定にかかわらず、国庫は、附則第五條の規定により読み替えて適用される第五百五十三條及び第五百五十四條第一項、附則第四條の二の規定により読み替えて適用される附則第五條の規定により読み替えられた第五百五十四條第二項並びに附則第五條の規定により読み替えて適用される附則第五條の二の規定により算定される額から、第一号に掲げる額(第三号に掲げる累計額がある場合には、第一号に掲げる額から当該累計額を控除して得た額)から第二号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)に千分の百六十四を乗じて得た額を控除して得た額を補助する。

一 平成二十七年次から令和七年度までの間において国保法等一部改正法第六條の規定

による改正前の附則第五條の四から第五條の六までの規定を適用せず、かつ、附則第五條の三から前条までの規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる令和十一年度末における協会の準備金の額

二 次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ 附則第五條の三第二号イに掲げる額
ロ 平成二十七年次から令和七年度までの間において国保法等一部改正法第六條の規定による改正前の附則第五條の四から第五條の六までの規定を適用せず、かつ、附則第五條の三から第五條の五までの規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる平成二十七年次から令和十年度までの間の各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額(平成二十七年次から当該各事業年度までの間において納付額を原資として、協会に対して交付された額がある場合には、当該各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額から、平成二十七年次から当該各事業年度までの間における当該交付された額の累計額を控除して得た額)のうち最も高い額

三 平成二十七年次から令和十一年度までの間における納付額を原資として、協会に対して交付された額の累計額
第五条の八 令和十三年以降の一の事業年度においては、第五百五十三條及び第五百五十四條並びに附則第四條の二、第五條及び第五條の二の規定にかかわらず、国庫は、附則第五條の規定により読み替えて適用される第五百五十三條及び第五百五十四條第一項、附則第四條の二の規定により読み替えて適用される附則第五條の規定により読み替えられた第五百五十四條第二項並びに附則第五條の規定により読み替えて適用される附則第五條の二の規定により算定される額から、第一号に掲げる額(第三号に掲げる累計額がある場合には、第一号に掲げる額から当該累計額を控除して得た額)から第二号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)に千分の百六十四を乗じて得た額を控除して得た額を補助する。

一 平成二十七年次から令和七年度までの間において国保法等一部改正法第六條の規定

り算定される額から、第一号に掲げる額(第三号に掲げる累計額がある場合には、第一号に掲げる額から当該累計額を控除して得た額)から第二号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)に千分の百六十四を乗じて得た額を控除して得た額を補助する。

一 平成二十七年年度から令和七年度までの間において国保法等一部改正法第六六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用せず、かつ、附則第五条の三からこの条までの規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる当該一の事業年度の前事業年度末における協会の準備金の額

二 次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ 附則第五条の三第二号イに掲げる額
ロ 平成二十七年年度から令和七年度までの間において国保法等一部改正法第六六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用せず、かつ、附則第五条の三からこの条までの規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる平成二十七年年度から当該一の事業年度の前々事業年度までの間の各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額(平成二十七年年度から当該各事業年度までの間において納付額を原資として、協会に対して交付された額がある場合には、当該各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額から、平成二十七年年度から当該各事業年度までの間における当該交付された額の累計額を控除して得た額)のうち最も高い額
三 平成二十七年年度から当該一の事業年度の前事業年度までの間における納付額を原資として、協会に対して交付された額の累計

額

第二条 健康保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金及び出産手当金の支給(第九十九条―第一百九条)」を「第二節の二分娩費の支給(第九十八条の二―第九十八条の二十四)―第三節 傷病手当金、埋葬料、出産時一時金及び出産手当金の支給(第九十九条―第一百九条)」に改め、「家族移送費」の下に「家族分娩費」を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金」に改める。

第三条第十三項中「又は第八十八条第一項を」を「第八十八条第一項に改め、「指定訪問看護を受けようとする者」の下に「又は第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所(分娩を取り扱うものに限る。以下「分娩取扱保険医療機関等」という。)若しくは第九十八条の二第二項に規定する指定助産所等から分娩の担当を受けようとする者」を加え、「又は指定訪問看護事業者」を「指定訪問看護事業者又は分娩取扱保険医療機関等若しくは指定助産所等」に改める。

第五十条第一項中「第六十三条第三項第二号の下に」第九十八条の二第二項第二号を加える。
第七十条の二第三項中「出産育児関係事務費拠出金」を「出産関係事務費拠出金」に改める。
第五十一条の三第二項中「又は第八十八条第三項」を「第八十八条第三項」に、「の確認を」第九十八条の二第一項又は第九十二條の二第一項の確認に改める。
第五十二条中第九号を第十一号とし、同条第八号中「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 家族分娩費の支給

第五十二条中第五号を第六号とし、同条第四号中「出産育児一時金」を「出産時一時金」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二分娩費の支給

第五十四条中「家族移送費」の下に「家族分娩費(第九十八条の二第三項において準用する第九十八条の二第十項の規定により支給される分娩の担当に要した費用に相当する金額を含む。次条第四項及び第六十条第二項において同じ。)」を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金(第九十四条第二項において準用する第九十一条第三項の規定により支給される差額を含む。第五十六條第一項において同じ。)」に改め、「移送費」の下に「分娩費(第九十三條の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の担当に要した費用に相当する金額を含む。)」を加え、「若しくは出産育児一時金」を「若しくは出産時一時金(第九十九條において準用する第九十一条第三項の規定により支給される差額を含む。)」に改める。
第五十五条第四項中「移送費」の下に「分娩費(第九十八条の二第十項(第九十八条の二第四第二項において準用する場合を含む。))の規定により支給される分娩の担当に要した費用に相当する金額を含む。第六十條第二項において同じ。)」を加え、「若しくは家族移送費」を「家族移送費若しくは家族分娩費」に、「又は負傷を」若しくは負傷又は出産に、「又は療養費の支給」を若しくは療養費の支給又は分娩の担当に改める。

第五十六条第一項中「移送費」の下に「分娩費」を加え、「出産育児一時金」を「出産時一時金(第九十一条第三項(第九十六條第二項において準用する場合を含む。))の規定により支給され

る差額を含む。)」に改め、「家族移送費」の下に「家族分娩費」を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金」に、「第一百条第二項」を「第九十八条の二第十項(第九十八条の二第四第二項及び第九十二條の二第三項において準用する場合を含む。))の規定による分娩の担当に要した費用に相当する金額及び第一百条第二項」に改める。

第五十八条第三項中「又は第八十八条第一項」を「第八十八条第一項」に改め、「規定する指定訪問看護事業者」の下に「又は同号に規定する保険医療機関(分娩を取り扱うものに限る。以下「分娩取扱保険医療機関」という。若しくは第九十八条の二第一項第一号に規定する指定助産所)を加え、「又は第八十五條第五項」を「若しくは第八十五條第五項」に、「」を「」若しくは第九十條第四項の規定による支払」に、「若しくは第九十八条の二第三項(第九十八条の二第四第二項及び第九十二條の二第三項において準用する場合を含む。))若しくは第九十一条第二項(第九十六條第二項及び第九十四條第二項において準用する場合を含む。)」に、「又は指定訪問看護事業者」を「当該指定訪問看護事業者又は当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所」に改める。

第六十条第一項中「薬剤師」の下に「助産師」を加え、「又は手当」を若しくは手当又は分娩の担当に改め、「診療録」の下に「助産録」を加え、同条第二項中「訪問看護療養費」の下に「分娩費」を加え、「若しくは家族訪問看護療養費」を「家族訪問看護療養費若しくは家族分娩費」に、「又は第八十八條第一項」を「第八十八條第一項」に改め、「指定訪問看護」の下に「又は分娩の担当」を加える。

第六十五条第三項中第六号を第七号とし、同項第五号中「第八十九條第四項第七号」の下に

「及び第九十八条の六第二項第五号」を加え、
「以下この号、第八十九条第四項第七号及び第九百九十九条第二項において」を「以下」に改め、
「。第八十九条第四項第七号」の下に「及び第九十八条の六第二項第五号」を加え、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 当該申請に係る病院又は診療所（分娩を取り扱うものに限る。）が、保険給付に関し分娩の手段の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第九十八条の十九第一項（第九十八条の二十四第二項、第一百十二条の二第三項及び第四百九十九条において準用する場合を含む。）の規定による指導を受けたものであるとき。

第八十条第一号中「従事する保険医」の下に「（分娩の手段に従事する保険医を含む。）」を加え、「第一百十条第七項」を「第九十八条の五、第九十八条の二十四第二項、第一百十条第七項、第一百十二条の二第三項」に改め、同条第二号中「第七十条の二第二項」の下に「第九十八条の五において準用する場合を含む。」を加え、同条第三号中「第一百十条第七項」を「第九十八条の五、第九十八条の二十四第二項、第一百十条第七項、第一百十二条の二第三項」に改め、同条中第十号を第十六号とし、第九号を第十五号とし、第八号を第十四号とし、第七号の次に次の六号を加える。

八 分娩取扱保険医療機関において分娩の手段に従事する第九十八条の四に規定する登録助産師が、第九十八条の十三第一項（第九十八条の二十四第二項、第一百十二条の二第三項及び第四百九十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき（当該違反を防止するため、当該分娩取扱保険医療機関が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

九 分娩取扱保険医療機関について、第九十八条の二第三項（第九十八条の二十四第二項、第一百十二条の二第三項及び第四百九十九条において準用する場合を含む。）又は第一百一条第二項（第六十六条第二項、第一百十四条第二項及び第四百九十九条において準用する場合を含む。）の規定による支払に関する請求について不正があったとき。

十 分娩取扱保険医療機関が第九十八条の二十第一項（第九十八条の二十四第二項、第一百十二条の二第三項及び第四百九十九条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により報告若しくは診療録、助産録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

十一 分娩取扱保険医療機関の開設者又は従業者が、第九十八条の二十第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（当該分娩取扱保険医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該分娩取扱保険医療機関が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

十二 分娩取扱保険医療機関の開設者が第九十八条の二十三第三項（第九十八条の二十四第二項、第六十六条第二項、第一百十二条の二第三項、第一百十四条第二項及び第四百九十九条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

十三 この法律以外の医療保険各法による被保険者又は被扶養者の分娩の手段に関し、第一号から第三号まで又は第八号から前号

までのいずれかに相当する事由があったとき。

第八十一条第一号中「第一百十条第七項」を「第九十八条の五、第九十八条の二十四第二項、第一百十条第七項、第一百十二条の二第三項」に改め、同条第二号中「第七十条の二第二項」の下に「（第九十八条の五において準用する場合を含む。）」を加え、同条中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 保険医（分娩の手段に従事する医師に限る。次号において同じ。）が、第九十八条の二十第一項（第九十八条の二十四第二項、第一百十二条の二第三項及び第四百九十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、第九十八条の二十第一項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六 保険医について、この法律以外の医療保険各法による分娩の手段に関し、第一号、第二号又は前号のいずれかに相当する事由があったとき。
第八十二条第一項中「第一百十条第七項」を「第九十八条の五、第九十八条の二十四第二項、第一百十条第七項、第一百十二条の二第三項」に改め、「第七十条の二の下に」（第九十八条の五において準用する場合を含む。）を加える。
第四章第二節の次に次の一節を加える。
第二節の二 分娩費の支給

（分娩費）
第九十八条の二 被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、分娩取扱保険医療機関等又は次に掲げる助産所（以下「指定助産所等」という。）のうち、自己の選定するものか

ら、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、分娩の手段を受けたときは、その分娩の手段に要した費用について、分娩費を支給する。

一 厚生労働大臣の指定を受けた助産所（以下「指定助産所」という。）

二 特定の保険者が管掌する被保険者に対して分娩の手段を行う助産所であつて、当該保険者が指定したものの

三 健康保険組合である保険者が開設する助産所

2 分娩費の額は、当該分娩の手段につき分娩の手段に要する標準的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額とする。

3 被保険者が第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所（分娩を取り扱うものに限る。）又は第一項第一号若しくは第二号に掲げる助産所から分娩の手段を受けたときは、保険者は、その被保険者が当該病院若しくは診療所又は当該助産所に支払うべき分娩の手段に要した費用について、分娩費として被保険者に対し支給すべき額の限度において、被保険者に代わり、当該病院若しくは診療所又は当該助産所に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、被保険者に対し分娩費の支給があつたものとみなす。

5 被保険者が第六十三条第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所（分娩を取り扱うものに限る。）又は第一項第三号に掲げる助産所から分娩の手段を受けた場合において、保険者がその被保険者の支払うべき分娩の手段に要した費用のうち分娩費として被保険者に支給すべき額に相当する額の支払を免除したときは、分娩費の支給があつたものとみなす。

6 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、分娩の手当に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

7 保険者は、分娩取扱保険医療機関又は指定助産所から分娩の手当に要した費用(分娩費として被保険者に対し支給すべき額を限度とする。第九項において同じ。)の請求があつたときは、第二項の定め並びに第九十八条の五において準用する第七十条第一項及び第七十二条第一項の厚生労働省令並びに第九十八条の十第一項及び第九十八条の十三第一項の厚生労働省令に照らして審査の上、支払うものとする。

8 保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を基盤機構又は国保連合会に委託することができる。

9 前各項に定めるもののほか、分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の分娩の手当に要した費用の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

10 保険者は、被保険者が分娩の手当を受ける場合において第一項の規定による分娩費の支給を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が分娩取扱保険医療機関等若しくは指定助産所等以外の者から分娩の手当を受けた場合において保険者がやむを得ないものと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、第二項の定めの場合により算定した費用の額を基準として保険者が定める当該分娩の手当に要した費用に相当する金額を支給することができる。ただし、その額は、現に当該分娩の手当に要した費用の額を超えることができない。

(分娩費の額の定めに関する厚生労働大臣の調査)

第九十八条の三 厚生労働大臣は、前条第二項

の定めを適正なものとするため、必要な調査を行うものとする。

2 分娩取扱保険医療機関又は指定助産所は、前項の調査に資するため、当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所において提供する分娩の手当の内容その他の厚生労働大臣が定める情報を厚生労働大臣に報告しなければならない。

(保険医又は登録助産師)

第九十八条の四 分娩取扱保険医療機関又は指定助産所において健康保険の分娩の手当に従事する医師又は助産師は、保険医(医師であるものに限る。)又は厚生労働大臣の登録を受けた助産師(以下「登録助産師」という。)でなければならない。

(準用)

第九十八条の五 第七十条第一項及び第二項の規定は分娩取扱保険医療機関について、第七十条の二第二項の規定は分娩取扱保険医療機関の管理者について、第七十二条の規定は分娩取扱保険医療機関において分娩の手当に従事する保険医(医師であるものに限る。)について、それぞれ準用する。

(指定助産所の指定)

第九十八条の六 第九十八条の二第一項第一号の指定は、政令で定めるところにより、助産所の開設者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第九十八条の二第一項第一号の指定をしないことができる。

一 当該申請に係る助産所が、この法律の規定により指定助産所に係る第九十八条の二第一項第一号の指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないものであるとき。

二 当該申請に係る助産所が、保険給付に関

し分娩の手当の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第九十八条の十九第一項(第九十八条の二十四第二項、第二百十二条の二第三項及び第四百四十九条において準用する場合を含む。)の規定による指導を受けたものであるとき。

三 当該申請に係る助産所の開設者又は管理者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 当該申請に係る助産所の開設者又は管理者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 当該申請に係る助産所の開設者又は管理者が、社会保険料について、当該申請をした日の前日までに、社会保険各法の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料の全てを引き続き滞納している者であるとき。

六 前各号のほか、当該申請に係る助産所が、指定助産所として著しく不適当と認められるものであるとき。

(地方社会保険医療協議会への諮問)

第九十八条の七 厚生労働大臣は、指定助産所に係る第九十八条の二第一項第一号の指定をしないこととするときは、地方社会保険医療協議会の議を経なければならない。

(指定助産所の指定の更新)

第九十八条の八 第九十八条の二第一項第一号の指定は、指定の日から起算して六年を経過したときは、その効力を失う。

2 指定助産所であつて厚生労働省令で定める

ものについては、前項の規定によりその指定の効力を失う日前六月から同日前三月までの間に、別段の申出がないときは、第九十八条の六第一項の申請があつたものとみなす。

(指定助産所のみなし指定)

第九十八条の九 助産所が助産師の開設したものであり、かつ、当該開設者である助産師のみが分娩の手当に従事している場合において、当該助産師について第九十八条の四の登録があつたときは、当該助産所について、第九十八条の二第一項第一号の指定があつたものとみなす。ただし、当該助産所が、第九十八条の六第二項に規定する要件に該当する場合であつて厚生労働大臣が同号の指定があつたものとみなすことが不適当と認められるときは、この限りでない。

(指定助産所の責務)

第九十八条の十 指定助産所は、当該指定助産所において分娩の手当に従事する登録助産師に、第九十八条の十三第一項の厚生労働省令で定めるところにより、分娩の手当に当たらせるほか、厚生労働省令で定めるところにより、分娩費に係る分娩の手当を担当しなければならない。

2 指定助産所は、前項(第九十八条の二十四第二項、第二百十二条の二第三項及び第四百四十九条において準用する場合を含む。)の規定によるほか、この法律以外の医療保険各法による分娩費に係る分娩の手当を担当するものとする。

(指定助産所の管理者の責務)

第九十八条の十一 指定助産所の管理者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一 登録助産師であること。

二 分娩取扱保険医療機関又は指定助産所において登録助産師として三年以上分娩の手

令和八年四月二十八日 衆議院會議録第十六号

当に従事した経験その他の厚生労働省令で定める要件を備える者であること。

2 指定助産所の管理者は、適正な分娩の手当の効率的な提供を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定助産所に勤務する助産師その他の従業者を監督するとともに、当該指定助産所の管理及び運営につき、必要な注意をしなければならない。

(登録助産師の登録)

第九十八条の十二 第九十八条の四の登録は、助産師の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第九十八条の四の登録をしないことができる。

一 申請者が、この法律の規定により第九十八条の四の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者であるとき。

二 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 前三号のほか、申請者が、登録助産師として著しく不相当と認められる者であるとき。

3 厚生労働大臣は、第九十八条の四の登録をしないこととするときは、地方社会保険医療協議会の議を経なければならない。

4 第一項又は第二項に規定するもののほか、第九十八条の四の登録に関して必要な事項は、政令で定める。

(登録助産師の責務)

第九十八条の十三 分娩取扱保険医療機関又は

健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

指定助産所において分娩の手当に従事する登録助産師は、厚生労働省令で定めるところにより、健康保険の分娩の手当に当たらない。

2 分娩取扱保険医療機関又は指定助産所において分娩の手当に従事する登録助産師は、前項(第九十八条の二十四第二項、第一百十二条の第二項及び第四百九条において準用する場合を含む。)の規定によるほか、この法律以外の医療保険各法による分娩の手当に当たらないとする。

(指定助産所の指定の辞退又は登録助産師の登録の抹消)

第九十八条の十四 指定助産所は、一月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

2 登録助産師は、一月以上の予告期間を設けて、その登録の抹消を求めることができる。

(指定助産所の指定の取消)

第九十八条の十五 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定助産所に係る第九十八条の二第一項第一号の指定を取り消すことができる。

一 指定助産所において分娩の手当に従事する登録助産師が、第九十八条の十三第一項(第九十八条の二十四第二項、第一百十二条の第二項及び第四百九条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき(当該違反を防止するため、当該指定助産所が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く)。

二 指定助産所の管理者が、第九十八条の十一第二項の規定に違反したとき(当該違反を防止するため、当該指定助産所の管理者として、相当の注意及び監督を尽くしたときを除く)。

三 前二号のほか、指定助産所が、第九十八

条の十第一項(第九十八条の二十四第二項、第一百十二条の二第三項及び第四百九条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

四 第九十八条の二第三項(第九十八条の二十四第二項、第一百十二条の二第三項及び第四百九条において準用する場合を含む。)又は第四百九条第二項(第四百九条第二項、第四百九条第二項及び第四百九条において準用する場合を含む。)の規定による支払に関する請求について不正があつたとき。

五 指定助産所が、第九十八条の二十第一項(第九十八条の二十四第二項、第一百十二条の二第三項及び第四百九条において準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定により報告若しくは診療録、助産録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定助産所の開設者又は従業者が、第九十八条の二十第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(当該指定助産所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定助産所が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く)。

七 指定助産所の開設者が第九十八条の二十三第三項(第九十八条の二十四第二項、第一百六条第二項、第一百十二条の二第三項、第一百二十四条第二項及び第四百九条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

八 この法律以外の医療保険各法による分娩に係る分娩の手当に関し、前各号のいず

れかに相当する事由があつたとき。

九 指定助産所の開設者又は管理者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。

十 指定助産所の開設者又は管理者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。

十一 前各号に掲げる場合のほか、指定助産所の開設者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

(登録助産師の登録の取消)

第九十八条の十六 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該登録助産師に係る第九十八条の四の登録(第二号に掲げる場合にあつては、当該指定助産所の管理者の登録助産師に係る同条の登録)を取り消すことができる。

一 登録助産師が、第九十八条の十三第一項(第九十八条の二十四第二項、第一百十二条の二第三項及び第四百九条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

二 指定助産所の管理者が、第九十八条の十一第二項の規定に違反したとき(当該違反を防止するため、当該指定助産所の管理者として、相当の注意及び監督を尽くしたときを除く)。

三 登録助産師が、第九十八条の二十第一項(第九十八条の二十四第二項、第一百十二条の二第三項及び第四百九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により出頭を求められてこれに

令和八年四月二十八日 衆議院会議録第十六号 八条の四の登録を取り消そうとするときは、政令で定めるところにより、地方社会保険医療協議会に諮問するものとする。 (処分に對する弁明の機会の付与) 第九十八条の十八 厚生労働大臣は、第九十八条の第二項第一号の指定をしないこととするとき、又は第九十八条の四の登録をしないこととするときは、当該指定を受けようとする助産所の開設者又は当該登録を受けようとする助産師に対し、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明をすべき日時、場所及びその事由を通知しなければならない。 (厚生労働大臣の指導) 第九十八条の十九 分娩取扱保険医療機関及び指定助産所並びにこれらにおいて分娩の担当に従事する保険医(分娩の担当に従事する医師に限る。次条第一項において同じ。)及び登録助産師は、健康保険の分娩の担当に関し、厚生労働大臣の指導を受けなければならない。 2 厚生労働大臣は、前項の指導をする場合において、必要があると認めるときは、分娩の担当に関する学識経験者をその関係団体の指定により指導に立ち会わせるものとする。ただし、関係団体が指定を行わない場合又は指定された者が立ち会わない場合は、この限りでない。 (分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の報告等) 第九十八条の二十 厚生労働大臣は、分娩費に係る分娩の担当に関して必要があると認めるときは、分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所若しくは分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所の開設者若しくは管理者、保険医、登録助産師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)に対し報告若しくは診療録、助産録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所の開設者若しくは管理者、保険医、登録助産師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に係る者に対して質問させ、若しくは分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所について設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 第七条の三十八第二項及び前条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、第七条の三十八第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。(保険者が指定する病院等における分娩の担当) 第九十八条の二十一 第六十三条第三項第二号及び第三号に掲げる病院又は診療所(分娩を取り扱うものに限る。)において行われる健康保険の分娩の担当に関する準則については、第九十八条の五において準用する第七十条第一項及び第七十二条第一項の厚生労働省令の例による。 2 第九十八条の第二項第二号及び第三号に掲げる助産所において行われる健康保険の分娩の担当に関する準則については、第九十八条の十第一項及び第九十八条の十三第一項の厚生労働省令の例による。 (分娩の担当の内容及び提供) 第九十八条の二十二 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の担当を受けようとする被保険者に対し、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等において行われる分娩費及び出産一時金の支給に係る分娩の担当の内容及び費用その他の厚生労働大臣が定める情報を提供するものとする。 (分娩の担当の内容及び提供) 第九十八条の二十三 分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所において行われる分娩費及び出産一時金の支給並びにこれらに相当するこの法律以外の医療保険各法による給付に係る分娩の担当の内容及び費用その他の厚生労働大臣が定める情報を厚生労働大臣に報告しなければならない。 2 厚生労働大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者に分かりやすい形で公表するとともに、その周知に努めなければならない。 3 厚生労働大臣は、分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の管理者が第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。 (資格喪失後の分娩費の支給) 第九十八条の二十四 被保険者の資格を喪失した日(任意継続被保険者の資格を喪失した者にあつては、その資格を取得した日)の前日まで引き続き一年以上被保険者(任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。)であつた者(以下この条、第四百四条及び第六百六条第一項において「一年以上被保険者であつた者」という。)が、被保険者の資格を喪失した日(以下六月以内に、分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等のうち自己の選定するものから当該資格を喪失したことを証	八条の四の登録を取り消そうとするときは、政令で定めるところにより、地方社会保険医療協議会に諮問するものとする。 (処分に對する弁明の機会の付与) 第九十八条の十八 厚生労働大臣は、第九十八条の第二項第一号の指定をしないこととするとき、又は第九十八条の四の登録をしないこととするときは、当該指定を受けようとする助産所の開設者又は当該登録を受けようとする助産師に対し、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明をすべき日時、場所及びその事由を通知しなければならない。 (厚生労働大臣の指導) 第九十八条の十九 分娩取扱保険医療機関及び指定助産所並びにこれらにおいて分娩の担当に従事する保険医(分娩の担当に従事する医師に限る。次条第一項において同じ。)及び登録助産師は、健康保険の分娩の担当に関し、厚生労働大臣の指導を受けなければならない。 2 厚生労働大臣は、前項の指導をする場合において、必要があると認めるときは、分娩の担当に関する学識経験者をその関係団体の指定により指導に立ち会わせるものとする。ただし、関係団体が指定を行わない場合又は指定された者が立ち会わない場合は、この限りでない。 (分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の報告等) 第九十八条の二十 厚生労働大臣は、分娩費に係る分娩の担当に関して必要があると認めるときは、分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所若しくは分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所の開設者若しくは管理者、保険医、登録助産師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)に対し報告若しくは診療録、助産録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所の開設者若しくは管理者、保険医、登録助産師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に係る者に対して質問させ、若しくは分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所について設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 第七条の三十八第二項及び前条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、第七条の三十八第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。(保険者が指定する病院等における分娩の担当) 第九十八条の二十一 第六十三条第三項第二号及び第三号に掲げる病院又は診療所(分娩を取り扱うものに限る。)において行われる健康保険の分娩の担当に関する準則については、第九十八条の五において準用する第七十条第一項及び第七十二条第一項の厚生労働省令の例による。 2 第九十八条の第二項第二号及び第三号に掲げる助産所において行われる健康保険の分娩の担当に関する準則については、第九十八条の十第一項及び第九十八条の十三第一項の厚生労働省令の例による。 (分娩の担当の内容及び提供) 第九十八条の二十二 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の担当を受けようとする被保険者に対し、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等において行われる分娩費及び出産一時金の支給に係る分娩の担当の内容及び費用その他の厚生労働大臣が定める情報を提供するものとする。 (分娩の担当の内容及び提供) 第九十八条の二十三 分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所において行われる分娩費及び出産一時金の支給並びにこれらに相当するこの法律以外の医療保険各法による給付に係る分娩の担当の内容及び費用その他の厚生労働大臣が定める情報を厚生労働大臣に報告しなければならない。 2 厚生労働大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者に分かりやすい形で公表するとともに、その周知に努めなければならない。 3 厚生労働大臣は、分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の管理者が第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。 (資格喪失後の分娩費の支給) 第九十八条の二十四 被保険者の資格を喪失した日(任意継続被保険者の資格を喪失した者にあつては、その資格を取得した日)の前日まで引き続き一年以上被保険者(任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。)であつた者(以下この条、第四百四条及び第六百六条第一項において「一年以上被保険者であつた者」という。)が、被保険者の資格を喪失した日(以下六月以内に、分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等のうち自己の選定するものから当該資格を喪失したことを証	他の厚生労働大臣が定める情報を提供するものとする。 (分娩の担当の内容及び提供) 第九十八条の二十三 分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所において行われる分娩費及び出産一時金の支給並びにこれらに相当するこの法律以外の医療保険各法による給付に係る分娩の担当の内容及び費用その他の厚生労働大臣が定める情報を厚生労働大臣に報告しなければならない。 2 厚生労働大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者に分かりやすい形で公表するとともに、その周知に努めなければならない。 3 厚生労働大臣は、分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の管理者が第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。 (資格喪失後の分娩費の支給) 第九十八条の二十四 被保険者の資格を喪失した日(任意継続被保険者の資格を喪失した者にあつては、その資格を取得した日)の前日まで引き続き一年以上被保険者(任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。)であつた者(以下この条、第四百四条及び第六百六条第一項において「一年以上被保険者であつた者」という。)が、被保険者の資格を喪失した日(以下六月以内に、分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等のうち自己の選定するものから当該資格を喪失したことを証
---	--	--

する書類の提示その他の厚生労働省令で定める方法により一年以上被保険者であった者であることの確認を受け、かつ、分娩の手当を受けたときは、被保険者として受けることができるはずであった分娩費として、当該分娩の-handling-につき第九十八条の二第二項の定め例により算定した費用の額の支給を最後の被保険者から受けることができる。ただし、被保険者であった者が船員保険の被保険者となつたときは、この限りでない。

2 第九十八条の二第三項から第九項までの規定は前項の資格喪失後の分娩費の支給について、同条第十項の規定は一年以上被保険者であった者に係る分娩の-handling-に要した費用に相当する金額の支給について、第九十八条の三、第九十八条の四、第九十八条の十第一項、第九十八条の十三及び第九十八条の十九から前条までの規定並びに第九十八条の五において準用する第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定は前項の資格喪失後の分娩費に係る分娩の-handling-について、それぞれ準用する。

第四章第三節の節名中「出産育児一時金」を「出産時一時金」に改める。
第百一条の見出しを「(出産時一時金)」に改め、同条中「被保険者が」の下に「分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から健康保険の分娩の-handling-を受け、」を加え、「出産育児一時金」を「出産時一時金」に改め、同条に次の六項を加える。

2 被保険者が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から、第九十八条の二第一項の規定による分娩費に係る分娩の-handling-を受けたときは、被保険者は、被保険者に代わり、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に対し、前項の出産時一時金(その被保険者が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき出産に要した費用(同条第三項の規定により支払われる額に相当する額を除く。以下この項及び第四項において同じ。)に相当する額に限る。次項及び第五項において同じ。)を支払うことができる。この場合において、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、その被保険者が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき出産に要した費用に係る債権の弁済に充てるものとする。

3 被保険者は、前項の規定による支払をした出産時一時金の額が第一項の政令で定める金額に満たないときは、厚生労働省令で定めるところにより、その差額を被保険者に支給するものとする。

令和八年四月二十八日 衆議院会議録第十六号

に支払うべき出産に要した費用(同条第三項の規定により支払われる額に相当する額を除く。以下この項及び第四項において同じ。)に相当する額に限る。次項及び第五項において同じ。)を支払うことができる。この場合において、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、その被保険者が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき出産に要した費用に係る債権の弁済に充てるものとする。

4 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、出産に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

5 被保険者は、第二項の規定による出産時一時金の支払をするときは、当該支払に関する事務を基盤機構又は国保連合会に委託することができる。

6 被保険者は、被保険者が出産したにもかかわらず、第一項の規定による出産時一時金の支給を受けることができない場合において、被保険者がやむを得ない事情があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、出産時一時金として、政令で定める金額を支給することができる。

7 前各項に定めるもののほか、出産時一時金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
第百四条中「被保険者の資格を喪失した日(任意継続被保険者の資格を喪失した者にあつては、その資格を取得した日)の前日まで引き続

健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

き一年以上被保険者(任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。)であつた者(第百六条において「一年以上被保険者であつた者」という。)を「一年以上被保険者であつた者」に改める。
第百六条の見出し中「出産育児一時金の給付」を「出産時一時金の支給」に改め、同条中「(以下この下に)」を「分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の-handling-を受け、」を加え、「(出産育児一時金)」を「(出産時一時金として、第百一条第一項の政令で定める金額)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第九十八条の二十二及び第九十八条の二十三の規定は前項の資格喪失後の出産時一時金に係る分娩の-handling-について、第百一条第二項から第七項までの規定は前項の資格喪失後の出産時一時金の支給について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「第九十八条の二第一項」とあるのは「第九十八条の二十四第一項本文」と、「同条第三項」とあるのは「第九十八条の二十四第二項において準用する第九十八条の二第三項」と、同条第六項中「第一項」とあるのは「第百六条第一項」と読み替えるものとする。

第四章第四節の節名中「家族移送費」の下に「家族分娩費」を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金」に改める。
第百十二条の次に次の一条を加える。
(家族分娩費)
第百十二条の二 被保険者の被扶養者が、厚生労働省令で定めるところにより、分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被扶養者であることの確認を受け、分娩の手当を受けたときは、被保険者に対し、その分娩の-handling-に要した費用について、家族分娩費を支給する。

2 家族分娩費の額は、当該分娩の-handling-につき第九十八条の二第二項の定め例により算定した費用の額とする。

3 第九十八条の二第三項から第九項までの規定は家族分娩費の支給について、同条第十項の規定は被扶養者に係る分娩の-handling-に要した費用に相当する金額の支給について、第九十八条の三、第九十八条の四、第九十八条の十第一項、第九十八条の十三及び第九十八条の十九から第九十八条の二十三までの規定並びに第九十八条の五において準用する第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定は家族分娩費に係る分娩の-handling-について、それぞれ準用する。

第百十四条の見出しを「(家族出産時一時金)」に改め、同条中「被扶養者が」の下に「分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から健康保険の分娩の-handling-を受け、」を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金」に、「第百一条」を「第百一条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。
2 第九十八条の二十二及び第九十八条の二十三の規定は家族出産時一時金に係る分娩の-handling-について、第百一条第二項から第七項までの規定は家族出産時一時金の支給について、それぞれ準用する。
第百二十七条第十号を第十三号とし、第九号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。
十二 特別分娩費の支給
第百二十七条第八号中「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。
八 家族分娩費の支給
第百二十七条中第五号を第六号とし、同条第四号中「(出産育児一時金)」を「(出産時一時金)」に改

め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 分娩費の支給

第二百二十八条第一項中「移送費」の下に、「分娩費」(第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。以下この条において同じ。)を加え、「出産育児一時金」を「出産時一時金」(第百四十九条において準用する第百一条第三項の規定により支給される差額を含む。第三項及び第四項において同じ。)に改め、同条第三項中「移送費」の下に、「分娩費」を加え、「若しくは出産育児一時金」を「若しくは出産時一時金」に改め、「家族移送費」の下に「家族分娩費」(第百四十二条の二第三項において準用する第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。次項、第六項及び第七項において同じ。)を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金」(第百四十九条において準用する第百一条第三項の規定により支給される差額を含む。次項において同じ。)に改め、同条第四項中「家族移送費」の下に「家族分娩費」を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金」に改め、「移送費」を「分娩費」を加え、「若しくは出産育児一時金」を「若しくは出産時一時金」に改め、同条第六項中「移送費」の下に「分娩費」を加え、「若しくは特別療養費」を「家族分娩費、特別療養費若しくは特別分娩費」に、「又は負傷を若しくは負傷又は出産に」「又は療養費の支給」を「若しくは療養費の支給又は分娩の手当」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 特別分娩費(第百四十五条の二第四項において準用する第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。次項において同じ。)の支給は、同一の出産について、前章の規定又はこの法律以外の医療保険各法の規定によりこの章の規定による分娩費又は家族分娩費の支給に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第百三十四条の次に次の一条を加える。

(分娩費)

第百三十四条の二 日雇特例被保険者が、受給資格者票を第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所(分娩を取り扱うものに限る。第六項及び第七項、第百三十七条第一項、第百四十二条の二第一項、第百四十四条第一項並びに第百四十五条の二第一項において同じ。)又は第九十八条の二第二項第一号若しくは第二号に掲げる助産所のうち自己の選定するものに提出して、そのものから分娩の手当を受けたときは、その分娩の手当に要した費用について、分娩費を支給する。

2 日雇特例被保険者が分娩費の支給を受けるには、出産の日(出産の日が産の予定日後であるときは、産の予定日)の属する月の前四ヶ月間に通算して二十六日分以上の保険料がその者について納付されていなければならない。

3 保険者は、日雇特例被保険者が、前項に該当することを、日雇特例被保険者手帳によつて証明して申請したときは、これを確認したことを表示した受給資格者票を発行し、又は既に発行した受給資格者票にこれを確認したことを表示しなければならない。

4 第一項の受給資格者票は、前項の規定による確認を受けたものでなければならない。

5 受給資格者票の様式、第三項の規定による確認その他受給資格者票に關して必要な事項

は、厚生労働省令で定める。

6 保険者は、日雇特例被保険者が分娩の手当を受ける場合において第一項の規定による分娩費の支給を受けることが困難であると認めるとき、又は日雇特例被保険者が第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは第九十八条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる助産所以外の者から分娩の手当を受けた場合において保険者がやむを得ないものと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、同条第二項の定めの場合により算定した費用の額を基準として保険者が定める当該分娩の手当に要した費用に相当する金額を支給することができる。ただし、その額は、現に当該分娩の手当に要した費用の額を超えることができない。

7 日雇特例被保険者が、第三項の規定による確認を受けないで、第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所又は第九十八条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる助産所から分娩の手当を受けた場合には、保険者が、その確認を受けた場合において、緊急やむを得ない理由によるものと認めるときも、前項と同様とする。

第百三十七条の見出しを「(出産時一時金)」に改め、同条中「出産した場合において、その産の日の属する月の前四ヶ月間に通算して二十六日分以上の保険料がその者について納付されている」を「第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所又は第九十八条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる助産所又は第九十八条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる助産所から分娩の手当を受け、出産した」に、「(出産育児一時金)」を「(出産時一時金)」に、「(第百一条)」を「(第百一条第一項)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第百三十四条の二第二項の規定は、出産時一時金の支給について準用する。

第百三十八条第一項中「出産育児一時金の支給を受けることができる日雇特例被保険者には、出産の日(出産の日が産の予定日後であるときは、産の予定日)を「日雇特例被保険者が出産した場合において、その出産の日(出産の日が産の予定日後であるときは、産の予定日)の属する月の前四ヶ月間に通算して二十六日分以上の保険料がその者について納付されているときは、当該出産の日」に改める。

第百四十二条の次に次の一条を加える。

(家族分娩費)

第百四十二条の二 日雇特例被保険者の被扶養者が、受給資格者票を第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所又は第九十八条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる助産所のうち自己の選定するものに提出して、そのものから分娩の手当を受けたときは、日雇特例被保険者に対し、その分娩の手当に要した費用について、家族分娩費を支給する。

2 日雇特例被保険者が家族分娩費の支給を受けるには、出産の日(出産の日が産の予定日後であるときは、産の予定日)の属する月の前二ヶ月間に通算して二十六日分以上又は当該月の前六ヶ月間に通算して七十八日分以上の保険料が、その日雇特例被保険者について、納付されていなければならない。

3 第百三十四条の二第三項から第五項までの規定は家族分娩費の支給について、同条第六項及び第七項の規定は日雇特例被保険者の被扶養者に係る分娩の手当に要した費用に相当する金額の支給について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第百四十二条の二第二項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第百四十二条の二第一項」と読み替えるものとする。

第四百四十四条の見出しを「家族出産時一時金」に改め、同条第一項中「被扶養者が」の下に「第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所又は第九十八条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる助産所から健康保険の分娩の手当を受け、」を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金として、第一百一条第一項の政令で定める金額」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第四百四十二条の二第二項の規定は、家族出産時一時金の支給について準用する。

第四百四十四条第三項を削る。

第四百四十五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「特別療養費」を付し、同条第一項第二号中「二月間」を「二月間に」、三月ないし六月間を三月から六月までの間に、「はり付け」を「貼り付ける」に改め、同項第三号中「はり付け」を「貼り付ける」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(特別分娩費)

第四百四十五条の二 次の各号のいずれかに該当する日雇特例被保険者でその該当するに至った日の属する月の初日から起算して五月(月の初日に該当するに至った者については、四月。次項において同じ。)を経過しないもの又はその被扶養者が、特別分娩費受給票を第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所又は第九十八条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる助産所のうち自己の選定するものに提出して、そのものから分娩の手当を受けたときは、日雇特例被保険者に対し、その分娩の手当に要した費用について、特別分娩費を支給する。ただし、当該分娩の手当につき、分娩費(第三百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。)又は家族分娩費(第四百四十二条の二

第三項において準用する第三百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。)の支給を受けることができるときは、この限りでない。

一 初めて日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者

二 継続する四月間に通算して二十六日分以上(被扶養者の出産に係るものであるときは一月間に若しくは継続する二月間に通算して二十六日分以上又は継続する三月から六月までの間に通算して七十八日分以上)の保険料が納付されるに至った月において日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなり、又はその月の翌月中に第四百二十六条第三項の規定により日雇特例被保険者手帳を返納した後、初めて日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者

三 前に交付を受けた日雇特例被保険者手帳(前に二回以上にわたり日雇特例被保険者手帳の交付を受けたことがある場合においては、最後に交付を受けた日雇特例被保険者手帳)に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなった日又は第四百二十六条第三項の規定によりその日雇特例被保険者手帳を返納した日から起算して一年以上を経過した後日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者

2 特別分娩費受給票は、前項各号のいずれかに該当する日雇特例被保険者でその該当するに至った日の属する月の初日から起算して五月を経過していないものの申請により、保険者が交付する。

3 特別分娩費受給票の様式及び交付その他特別分娩費受給票に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

4 第三百三十四条の二第六項及び第七項の規定は、第一項の日雇特例被保険者又はその被扶養者に係る分娩の手当に要した費用に相当する金額の支給について準用する。この場合において、同条第七項中「第三項の規定による確認」とあり、及び「その確認」とあるのは、「特別分娩費受給票の交付」と読み替えるものとする。

第四百四十六条に見出しとして「日雇特例被保険者とならないこととなった場合」を付し、同条中「特別療養費」の下に「又は特別分娩費(前条第四項において準用する第三百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。 第四百四十八条において同じ。)」を加える。

第四百四十八条中「移送費」の下に「分娩費

(第三百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。)」を加え、「出産育児一時金」を「出産時一時金(次条において準用する第一百一条第三項の規定により支給される差額を含む。)」に改め、「家族移送費」の下に「家族分娩費(第四百四十二条の二第三項において準用する第三百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。)」を加え、「家族出産育児一時金又は特別療養費」を「家族出産時一時金(次条において準用する第一百一条第三項の規定により支給される差額を含む。)、特別療養費又は特別分娩費」に改める。

第四百四十九条の表第九十七条第二項の項の次に次のように加える。

第九十八条の二第二項	分娩費及び特別分娩費の支給
第九十八条の二第三項、第四項及び第六項から第九項まで	分娩費、家族分娩費及び特別分娩費の支給
第九十八条の三、第九十八条の四、第九十八条の十第一項、第九十八条の十三、第九十八条の十九から第九十八条の二十一まで並びに第九十八条の五において準用する第七十条第一項及び第七十二条第一項	分娩費、家族分娩費及び特別分娩費に係る分娩の手当
第九十八条の二十二及び第九十八条の二十三	分娩費、出産時一時金、家族分娩費及び家族出産時一時金に係る分娩の手当
第一百一条第二項から第七項まで	出産時一時金及び家族出産時一時金の支給
第四百四十九条の表第一百一十一条第二項の項の次に次のように加える。	
第四百四十二条の二第二項	家族分娩費の支給

第百五十二条の二の見出しを「出産交付金」に改め、同条中「出産育児一時金及び家族出産育児一時金」を「分娩費(第九十八条の二十第十(第九十八条の二十四第二項において準用する場合を含む。及び第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要

した費用に相当する金額を含む。）、出産時一時金（第一百一条第三項（第一百六条第二項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。）の規定により支給される差額を含む。以下この条及び第一百五十二条の五において同じ。）、家族分娩費

(第百十二條の二第三項において準用する第九十八條の二第十項及び第百四十二條の二第三項において準用する第百三十四條の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む)。家族出産時一時金(第百十四條第二項及び第百四十九條において準用する第百一條第三項の規定により支給される差額を含む)。以下この条及び第百五十二条の五において同じ。及び特別分娩費(第百四十五条の二第四項において準用する第百三十

四條の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。に、「出産育児一時金等」を「分娩費等」に、「第一百一条」を「出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に要する費用については、第一百一条第一項及び第六項(第六百六条第二項、第十四条第二項及び第四百九条において準用する場合を含む。第五百二十二条の五において同じ。)」に、「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める。

第百五十二条の三の見出しを「出産交付金の額」に改め、同条第一項中「規定する出産育児交付金」を「規定する出産交付金」に、「概算出産交付金の額と」を「概算出産交付金の額と」に改め、同項ただし書中「概算出産育児交付金」を「概算出産交付金」に、「確定出産育児交付金」を「確定出産交付金」に、

を「確定出產交付金」に、「出產育児交付調整金額」を「出產交付調整金額」に改め、同条第二項中「出產育児交付調整金額」を「出產交付調整金額」に、「概算出產育児交付金」を「概算出產交付金」に、「確定出產育児交付金」を「確定出產交付金」に改める。

「第百五十二条の四の見出しを「概算出産交付金」に改め、同条中「概算出産育児交付金」を「概算出産交付金」に、「出産育児一時金等」を「分娩費等」に、「出産育児支援金率」を「出産支援金率」に改める。

第百五十二条の五の見出しを「確定出產交付金」に改め、同条中「確定出產育児交付金」を「確定出產交付金」に、「出產育児一時金」を「分娩費等」に、「第百一条」を「出產時一時金及び家族出產時一時金の支給に要した費用について」は、第百一条第一項及び第六項」に、「出產育児支援金率」を「出產支援金率」に改める。

第百五十二条の六及び第百六十条第三項第二号中「出產育児交付金」を「出產交付金」に改める。

「第百九十四条の二第一項中「指定訪問看護事業業者」の下に「指定助産所等」を加える。

第百九十九条第二項中「又は第八十八条第一項を」を「第八十八条第一項又は第九十八条の二第一項第一号」に改める。

第二百五条の四第一項中「及び第八十八条第十一項」を「、第八十八条第十一項」に改め、「同号において同じ。」の下に、「第九十八条の二第二八項(第九十八条の二十四第二項、第一百二条の二第三項及び第四百九条において準用する場合を含む。 同号において同じ。)及び第四百一十五条第五項(第六十六条第二項、第一百四十二条及び第四百九条において準用する場合を含む。 同号において同じ。)」を加え、同項第一号中「及び第八十八条第十一項」を「、第八十八条第十一項、第九十八条の二第八項及び第四百一

第五項」に改める。

第二百十五条中「薬剤師」の下に、「助産師」を、「診療録」の下に、「助産録」を加える。

附則第四条の二中「附則第五条」を「次条」に改める。

附則第四条の三を削る。

附則第十条中「又は指定訪問看護事業者」を「指定訪問看護事業者又は指定助産所」に改め、同条の表第六十五条第三項第五号の項中「第六十五条第三項第五号」を「第六十五条第三項第六号」に改める。

(船員保険法の一部改正)

第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第三項中「第六十三條第四項」を「第六十三條第五項」に改める。

第五十三條第二項に次の一号を加える。

六 一部保険外療養（健康保険法第六十三條第二項第六号に規定する一部保険外療養をいう。以下同じ。）

第六十三條第一項中「又は選定療養」を「選

定療養又は一部保険外療養」に改め、同条第一項中「保険外併用療養費の」を「評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合」当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受けた場合を除く。における保険外併用療養費の」に改め、同項第一号中、次項

において「保険外併用療養費算定額」という。」を削り、同条第五項中「算定費用額」を「保険外併

用療養費算定額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該保険外併用療養費算定額及び入院時食事療養費算定額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該保険外併用療養費算定額及び入院時生活療養費算定額の合算額。第六十六条第四号において「算定費用額」という。）に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「及び選定療養」を、「選定療養及び一部

「保険外療養」に改め、同項を同条第五項とし、

同条第三項中「前項」を「前二項」に、「保険外併用療養費算定額」(当該療養に食事療養が含まれるときは当該保険外併用療養費算定額及び入院時食事療養費算定額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該保険外併用療養費算

定額及び入院時生活療養費算定額の合算額。以下「算定費用額」という。」を「健康保険法第八十六條第二項第一号又は第三項第一号イの規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の

額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額。以下この項及び第六項において「保険外併用療養費算定額」という。）（保険医療機関等から一部保険外療養を受ける場合当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受ける場合を含む。）にあつては、保険外併用療養費算定額から同号口の規定による厚生労働大臣の定めの場合により算定した額を控除した額に改め、同項に次のただし書を加へる。

ただし、当該療養に食事療養が含まれるときは当該保険外併用療養費算定額及び入院時食事療養費算定額の合算額とし、当該療養に生活療養が含まれるときは当該保険外併用療養費算定額及び入院時生活療養費算定額の合算額とする。

第六十三条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 一部保険外療養を受けた場合(当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。)における保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額(当該療養に食事療養が含まれるときは当該控除した額及び前項第二号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該控除した額

額及び同項第三号に掲げる額の合算額」とする。

一 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき健康保険法第八十六条第三項第一号イの規定による厚生労働大臣の定め例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から同号ロの規定による厚生労働大臣の定め例により算定した額を控除した額

二 前号に掲げる額に第五十五条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十七条第一項各号に掲げる措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）

第六十四条第二項中「について算定した費用の額」の下に「（一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）にあつては、当該費用の額から健康保険法第八十六条第三項第一号ロの規定による厚生労働大臣の定め例により算定した額を控除した額）」を加え、同条第四項中「前条第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第七十六条第二項第一号中「額」を「額。以下この号において同じ。」（保険医療機関等から一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）にあつては、当該費用の額から健康保険法第八十六条第三項第一号ロの規定による厚生労働大臣の定め例により算定した額を控除した額）」に改め、同条第三項中「及び選定療養」を「選定療養及び一部保険外療養」に改め、「選定療養を受ける場合」の下に「（当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と

令和八年四月二十八日 衆議院会議録第十六号

併せて一部保険外療養を受ける場合を除く。）」を加え、「前項第二号」を「（保険医療機関等から一部保険外療養を受ける場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受ける場合を含む。）にあつては同条第三項第一号の費用の額の算定、前項第二号」に改め、同条第六項中「第六項及び第八項」を「及び第六項」に改める。

第八十三条第二項中「家計」の下に「とりわけ長期にわたつて継続的に療養を受ける者の家計」を加える。

第百五十三条の十第一項中「第六十三条第四項」を「第六十三条第五項」に改める。

第四条 船員保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第一款 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給（第五十三条―第六十八条）」を「第一款 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費の支給（第六十八条の二―第六十八条の四）」

に、「〔出産育児一時金及び〕を〔出産時一時金及び〕に改め、「家族移送費」の下に「家族分娩費」を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金」に改める。

第二条第十二項中「又は指定訪問看護事業者（を）」を「指定訪問看護事業者（に）に改め、〇を受けようとする者」の下に「又は分娩取扱保険医療機関（同法第五十八条第三項に規定する分娩取扱保険医療機関をいう。以下同じ。）若しくは指定助産所（同法第九十八条の二第一項第一号に規定する指定助産所をいう。以下同じ。）から

分娩の手当を受けようとする者」を加え、「保険薬局又は指定訪問看護事業者を」を「保険薬局、指定訪問看護事業者又は分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所」に改める。

第二十八条の二第二項中「又は第六十五条第三項」を「第六十五条第三項」に、「の確認を」第六十八条の二第二項又は第七十九条の二第一項の確認に改める。

第二十九条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 分娩費の支給

第二十九条第一項第四号中「出産育児一時金」を「出産時一時金」に改め、同項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 家族分娩費の支給

第二十九条第一項第八号中「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金」に改める。

第三十三条第一項中「移送費」の下に「分娩費（第六十八条の二第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。第五項、第四十九条第二項、第六十六条第一項、第六十二条の二第一項及び第六十四条第二項において同じ。）」を加え、「出産育児一時金」を「出産時一時金（第七十三条第三項の規定により支給される差額を含む。第六十六条第一項、第六十二条の二第一項及び第六十四条第二項において同じ。）」に改め、同条第五項中「移送費」の下に「分娩費」を加え、「若しくは家族移送費」を「家族移送費若しくは家族分娩費（第七十九条の二第三項において準用する第六十八条の二第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。次項、第四十九条第二項、第六十二条の二第一項及び第六十四条第二項において同じ。）」に、「又は負傷」を「若しくは負傷又は出産」に、「又は療養費の支給」を「若しくは療養費の支給又は分娩の手当」に改め、同条第六項中

「家族移送費」の下に「家族分娩費」を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金（第八十一条第二項において準用する第七十三条第三項の規定により支給される差額を含む。第十二条の二第一項及び第六十四条第二項において同じ。）」に改め、「移送費」の下に「分娩費（同法第三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。）」を加え、「若しくは出産時一時金」を「若しくは出産育児一時金」を「若しくは出産時一時金（同法第九十九条の規定により支給される差額を含む。）」に改める。

「家族移送費」の下に「家族分娩費」を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金（第八十一条第二項において準用する第七十三条第三項の規定により支給される差額を含む。第十二条の二第一項及び第六十四条第二項において同じ。）」に改め、「移送費」の下に「分娩費（同法第三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。）」を加え、「若しくは出産育児一時金」を「若しくは出産時一時金（同法第九十九条の規定により支給される差額を含む。）」に改める。

第四十七条第三項中「又は指定訪問看護事業者（を）」を「指定訪問看護事業者又は分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所（に）」に、「又は第六十一条第四項」を「若しくは第六十一条第四項」に、「〇」を「若しくは第七十六条第四項の規定による支払」に、「若しくは第七十六条第四項」を「の規定による支払又は第六十八条の二第三項（第七十九条の二第三項において準用する場合を含む。若しくは第七十三条第二項（第八十一条第二項において準用する場合を含む。）」に、「又は指定訪問看護事業者（を）」を「当該指定訪問看護事業者又は当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所に」に改める。

第四十九条第一項中「薬剤師」の下に「助産師」を加え、「又は手当」を「若しくは手当又は分娩の手当」に改め、「診療録」の下に「助産録」を加え、同条第二項中「訪問看護療養費」の下に「分娩費」を加え、「若しくは家族訪問看護療養費」を「家族訪問看護療養費若しくは家族分娩費」に、「又は指定訪問看護」を「指定訪問看護又は分娩の手当」に改める。

第一款の二 分娩費の支給

(分娩費)

第六十八条の二 被保険者又は被保険者であつた者(後期高齢者医療の被保険者等である者を除く。以下この条、第六十八条の四、第七十三条及び第七十四条において同じ。)が、厚生労働省令で定めるところにより、第五十三条第六項各号に掲げる病院若しくは診療所(分娩を取り扱うものに限る。以下「分娩取扱保険医療機関等」という。)又は次に掲げる助産所(以下「指定助産所等」という。)のうち、自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者又は被保険者であつた者であることの確認を受け、分娩の手当を受けたときは、その分娩の手当に要した費用について、分娩費を支給する。

一 指定助産所

二 船員保険の被保険者に対して分娩の手当を行う助産所であつて、協会が指定したものの

2 分娩費の額は、当該分娩の手当につき健康保険法第九十八条の二第二項の規定による厚生労働大臣の定めの場合により算定した費用の額とする。

3 被保険者又は被保険者であつた者が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受けたときは、協会は、その被保険者又は被保険者であつた者が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき分娩の手当に要した費用について、分娩費として被保険者又は被保険者であつた者に対し支給すべき額の限度において、被保険者又は被保険者であつた者に代わり、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、被保険者又は被保険者であつた者に対し分娩費

の支給があつたものとみなす。

5 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、分娩の手当に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者又は被保険者であつた者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

6 健康保険法第九十八条の二第七項から第九項まで、第九十八条の四、第九十八条の十九及び第九十八条の二十の規定は、分娩取扱保険医療機関又は指定助産所から受けた分娩の手当及びこれに伴う分娩費の支給について準用する。

7 協会は、被保険者若しくは被保険者であつた者が分娩の手当を受ける場合において第一項の規定による分娩費の支給を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者若しくは被保険者であつた者が分娩取扱保険医療機関等若しくは指定助産所等以外の者から分娩の手当を受けた場合において協会がやむを得ないものと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、第二項の算定の例により算定した費用の額を基準として協会が定める当該分娩の手当に要した費用に相当する金額を支給することができる。ただし、その額は、現に当該分娩の手当に要した費用の額を超えることができない。

8 被保険者であつた者がその資格を喪失した日後に出産したことにより第一項の規定による分娩費の支給(前項の規定による分娩の手当に要した費用に相当する金額の支給を含む。)を受けるには、被保険者であつた者がその資格を喪失した日から六月以内に産出したこと及び被保険者の資格を喪失した日(疾病任意継続被保険者の資格を喪失した者にあつては、その資格を取得した日。以下この項において同じ。)前における被保険者(疾病任意

継続被保険者を除く。)であつた期間(第六十九條第六項、第七十三條第七項及び第七十四条第二項において「被保険者であつた期間」という。)が、その資格を喪失した日前一年間において三月以上又はその日前三年間に於いて一年以上(第六十九條第六項、第七十三條第七項及び第七十四条第二項において「支給要件期間」という。)であることを要する。

(分娩取扱保険医療機関等及び指定助産所等の責務)

第六十八条の三 指定助産所又は健康保険法第九十八条の四に規定する登録助産師が船員保険の分娩の手当を担当し、又は当該分娩の手当に当たる場合の準則については、同法第九十八条の十第一項及び第九十八条の十三第一項の規定による厚生労働省令の例による。

2 前項の場合において、同項に規定する厚生労働省令の例により難いとき、又はよることが適當と認められないときの準則については、厚生労働省令で定める。

3 第六十八条の二第一項第二号に掲げる助産所において行われる船員保険の分娩の手当に関する準則については、健康保険法第九十八条の十第一項及び第九十八条の十三第一項の規定による厚生労働省令の例によるものとし、これにより難いとき、又はよることが適當と認められないときの準則については、前項の規定による厚生労働省令の例による。

4 第五十四条の規定は、分娩取扱保険医療機関及び保険医(医師であるものに限る。)が行う船員保険の分娩の手当について準用する。この場合において、同条第一項中「同法」とあるのは、「健康保険法第九十八条の五において準用する同法」と読み替えるものとする。

5 第五十三條第六項第二号に掲げる病院又は診療所(分娩を取り扱うものに限る。)において行われる船員保険の分娩の手当に関する準

則については、健康保険法第九十八条の五において準用する同法第七十條第一項及び第七十二條第一項の規定による厚生労働省令の例によるものとし、これにより難いとき、又はよることが適當と認められないときの準則については、前項において準用する第五十四條第二項の規定による厚生労働省令の例による。

(分娩の手当の内容及び情報の提供)

第六十八条の四 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受けようとする被保険者又は被保険者であつた者に対し、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等において行われる分娩費及び出産時一時金の支給に係る分娩の手当の内容及び費用その他の厚生労働大臣が定める情報を提供するものとする。

第六十九條第六項中「被保険者の資格を喪失した日(疾病任意継続被保険者の資格を喪失した者にあつては、その資格を取得した日)前における被保険者(疾病任意継続被保険者を除く。)であつた期間が、その日前一年間において三月以上又はその日前三年間に於いて一年以上(第七十三條第二項及び第七十四條第二項において「支給要件期間」という。)」を「被保険者であつた期間が支給要件期間」に改める。

第四章第二節第三款の款名中「出産育児一時金」を「出産時一時金」に改める。

第七十三條の見出しを「(出産時一時金)」に改め、同条第一項中「(後期高齢者医療の被保険者等である者を除く。以下この条及び次条において同じ。)」が「分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から船員保険の分娩の手当を受け、」に、「(出産育児一時金)」を「(出産時一時金)」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項又は前項」

に、「出産育児一時金」を「出産時一時金」に、「日より」を「日から」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2 被保険者又は被保険者であった者が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から、第六十八条の二第一項の規定による分娩費に係る分娩の手当を受けたときは、協会は、被保険者又は被保険者であった者に代わり、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に対し、前項の出産時一時金(その被保険者又は被保険者であった者が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき出産に要した費用(同条第三項の規定により支払われる額に相当する額を除く。以下この項及び第四項において同じ。)に相当する額に限る。次項及び第五項において同じ。)を支払うことができる。この場合において、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、その被保険者又は被保険者であった者が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき出産に要した費用に係る債権の弁済に充てるものとする。

3 協会は、前項の規定による支払をした出産時一時金の額が第一項の政令で定める金額に満たないときは、厚生労働省令で定めるところにより、その差額を被保険者又は被保険者であった者に支給するものとする。

4 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、出産に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者又は被保険者であった者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

5 協会は、第二項の規定による出産時一時金の支払をするときは、当該支払に関する事務を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法(昭和二十三年法律第二百二十九号)による医療

情報基盤・診療報酬審査支払機構(第一百二十二条の二第一項及び第一百五十三条の十第一項において「基盤機構」という。)又は国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会(「第五十三条の十第一項において「国保連合会」という。)に委託することができる。

6 協会は、被保険者又は被保険者であった者が出産したにもかかわらず、第一項の規定による出産時一時金の支給を受けることができない場合において、協会がやむを得ない事情があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、出産時一時金として、政令で定める金額を支給することができる。

8 前各項に定めるもののほか、出産時一時金の支給に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章第二節第四款の款名中「家族移送費」の下に、「家族分娩費」を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金」に改める。

第七十九条の次に次の一条を加える。

〔家族分娩費〕

第七十九条の二 被扶養者が、厚生労働省令で定めるところにより、分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被扶養者であることの確認を受け、分娩の手当を受けたときは、被保険者に対し、その分娩の手当に要した費用について、家族分娩費を支給する。

2 家族分娩費の額は、当該分娩の手当につき第六十八条の二第二項の算定の例により算定した費用の額とする。

3 第六十八条の二第三項から第六項までの規定は家族分娩費の支給について、同条第七項の規定は被扶養者に係る分娩の手当に要した

費用に相当する金額の支給について、第六十八条の三及び第六十八条の四の規定は家族分娩費に係る分娩の手当について、それぞれ準用する。

第八十一条の見出しを「家族出産時一時金」に改め、同条中「被扶養者が」の下に「分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から船員保険の分娩の手当を受け、」を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第六十八条の四の規定は家族出産時一時金に係る分娩の手当について、第七十三条第二項から第六項まで及び第八項の規定は家族出産時一時金の支給について、それぞれ準用する。

第六十六条第一項中「移送費」の下に「分娩費を加え、「出産育児一時金」を「出産時一時金」に改める。

第一百二十二条第二項中「出産育児関係事務費拠出金」を「出産関係事務費拠出金」に改める。

第一百二十二条の二の見出しを「(出産交付金)」に改め、同条第一項中「(出産育児一時金及び家族出産育児一時金)」を「(分娩費、出産時一時金、家族分娩費及び家族出産時一時金)」に、「第七十三条第一項を「(出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に要する費用については、第七十三条第一項及び第六項(第八十一条第二項において準用する場合を含む。))」に、「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法(昭和二十三年法律第二百二十九号)による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構(第一百五十三条の十第一項において「基盤機構」という。))」を「基盤機構」に、「(出産育児交付金)」を「(出産交付金)」に改め、同条第二項中「(出産育児交付金)」を「(出産交付金)」に改める。

第一百二十一条第二項第一号中「(出産育児交付金)」を「(出産交付金)」に改める。

「分娩費」を加え、「(出産育児一時金)」を「(出産時一時金)」に改め、「(家族移送費)」の下に「(家族分娩費)」を加え、「(家族出産育児一時金)」を「(家族出産時一時金)」に改める。

第一百四十三条の二第一項中「(指定訪問看護事業者)」の下に「(指定助産所等)」を加える。

第一百五十三条の十第一項中「並びに第六十五条第十二項及び第七十八条第三項において準用する同法第八十八条第十一項に規定する事務の」を「第六十五条第十二項及び第七十八条第三項において準用する同法第八十八条第十一項、第六十八条の二第六項(第七十九条の二第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。))において準用する同法第九十八条の二第八項並びに第七十三条第五項(第八十一条第二項において準用する場合を含む。同号において同じ。))に規定する事務の」に、「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会」を「国保連合会」に改め、同項第一号中「並びに第六十五条第十二項を「第六十五条第十二項」に改め、「第八十八条第十一項」の下に「第六十八条の二第六項において準用する同法第九十八条の二第八項並びに第七十三

条第五項(第八十一条第二項において準用する場合を含む。同号において同じ。))に規定する事務の」に、「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会」を「国保連合会」に改め、同項第一号中「並びに第六十五条第十二項を「第六十五条第十二項」に改め、「第八十八条第十一項」の下に「第六十八条の二第六項において準用する同法第九十八条の二第八項並びに第七十三

条第五項(第八十一条第二項において準用する場合を含む。同号において同じ。))に規定する事務の」に、「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会」を「国保連合会」に改め、同項第一号中「並びに第六十五条第十二項を「第六十五条第十二項」に改め、「第八十八条第十一項」の下に「第六十八条の二第六項において準用する同法第九十八条の二第八項並びに第七十三

附則第八条を次のように改める。

第八条 削除

(国民健康保険法の一部改正)

第五条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第四項」を「第五項」に、「第十項第二号」を「第十一项第二号」に改める。

第八条第一項中「第六条各号(第九号及び第十号を除く。))のいずれか」を「第六条第十一号」に

改め、同条第二項中「第六条第九号又は第十号」を「第六条第一号から第十号までのいずれか」に改める。

第九条第三項中「第五十三条第三項」を「第五十三条第四項」に、「第五十四条の三第六項」を「第五十四条の三第七項」に改める。

第二十一条第一項中「第六条各号第九号及び第十号を除く。」のいずれかを「第六条第十一号」に改め、同条第二項中「第六条第九号」を「第六条第一号から第九号までのいずれか」に改める。

第三十六条第二項に次の一号を加える。

六 一部保険外療養（健康保険法第六十三条第二項第六号に規定する一部保険外療養をいう。以下同じ。）

第五十三条第一項中「又は選定療養」を「選定療養又は一部保険外療養」に改め、同条第二項中「保険外併用療養費」を「評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受けた場合を除く。」における保険外併用療養費」に改め、同条第四項中「第二項の下に「又は第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「健康保険法第六十四条並びに本法」を削り、「第五項まで」の下に「並びに健康保険法第六十四条」を加え、「及び選定療養」を「選定療養及び一部保険外療養」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

三 一部保険外療養を受けた場合当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。における保険外併用療養費の額は、第一号に規定する額から第二号に規定する額を控除した額当該療養に食事療養が含まれるときは、当該控除した額及び前項第二号に規定する額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは、

当該控除した額及び同項第三号に規定する額の合算額とする。

一 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき健康保険法第八十六条第三項第一号イの規定による厚生労働大臣の定めの場合により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）から同号ロの規定による厚生労働大臣の定めの場合により算定した額を控除した額の区分に応じ、同項各号に掲げる割合（第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、当該減ぜられた割合とする。）を乗じて得た額（療養の給付に係る第四十二条第一項の一部負担金について第四十四条第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額とする。）

第五十四条第三項中「について算定した費用の額の下に（一部保険外療養を受けた場合当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）にあつては、当該費用の額から健康保険法第八十六条第三項第一号ロの規定による厚生労働大臣の定めの場合により算定した額を控除した額」を加え、同条第四項中「前条第二項の下に「又は第三項」を加える。

第五十四条の三第一項中「第四項」を「第五項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「健康保険法第六十四条並びに本法」を削り、「第五十二条第五項、第五十三条第二項」を「第五十二条第五項、第五十三条第二項」の下に「並びに健康保険法第六十四条」を加え、「第五十三条第二項中「保険外併用療養費の額」とあるのは「特別療養費の額」と、

「健康保険法第八十六条第二項第一号」とあるのは「療養の給付を受けることができる場合は健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定めの場合により、保険外併用療養費の支給を受けることができる場合は同法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定めの場合により、訪問看護療養費の支給を受けることができる場合は同法第八十八条第四項」と読み替えるほか、その他を「これら」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

四 特別療養費の額は、第一号に規定する額（当該療養に食事療養が含まれるときは、当該額及び第二号に規定する額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは、当該額及び第三号に規定する額の合算額）とする。

一 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める額から、その額に第四十二条第一項各号の区分に応じ、同項各号に掲げる割合（第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、当該減ぜられた割合とする。）を乗じて得た額（療養の給付に係る第四十二条第一項の一部負担金について第四十四条第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額とする。）を控除した額

イ 療養の給付を受けることができる場合
合 健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定めの場合により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）
ロ 第五十三条第二項に規定する場合であつて、保険外併用療養費の支給を受ける

ことができる場合 健康保険法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定めの場合により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）

ハ 第五十三条第三項に規定する場合であつて、保険外併用療養費の支給を受けることができる場合 健康保険法第八十六条第三項第一号イの規定による厚生労働大臣の定めの場合により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）から同号ロの規定による厚生労働大臣の定めの場合により算定した額を控除した額

ニ 訪問看護療養費の支給を受けることができる場合 健康保険法第八十八条第四項の規定による厚生労働大臣の定めの場合により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）から、食事療養標準負担額を控除した額

二 当該食事療養につき健康保険法第八十五条第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする。）から、食事療養標準負担額を控除した額

三 当該生活療養につき健康保険法第八十五条第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額とする。）から、生活療養標準負担額を控除した額

第五十七条の第二項中「家計」の下に、「とりわけ長期にわたつて継続的に療養を受ける者の家計」を加える。

第六十五条第三項中「第五十三条第三項」を「第五十三条第四項」に改める。

第六十六条の第二項中「第四項、第七項及び第八項」を「第五項、第八項及び第九項」に改め、同条第二項中「第五十三条第三項」を「第五十三条第四項」に、「第五十四条の三第六項」を「第五十四条の三第七項」に改める。

第七十二条の三の二第一項中「六歳」を「十八歳」に改める。

第七十三条第一項中「納付に要する費用」を「納付に要する費用(第六項において「療養の給付等に要する費用等」という。)」に改め、同項第一号イ中「第三条第一項第八号」の下に「の申出をして」を加え、同条に次の二項を加える。

6 国は、組合が次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該組合に対し、療養の給付等に要する費用等について、同項第一号イに掲げる額及び同号ロに掲げる額の合算額に当該組合の財政力を勘案して百分の十以上百分の十三未満の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額並びに特定給付額及び特定納付費用額のそれぞれに特定割合を乗じて得た額の合算額の合算額を補助することができる。

一 組合の財政力が政令で定める基準に該当すること。

二 組合の財政運営の状況が政令で定める基準に該当すること。

三 組合の被保険者の健康の保持増進、医療の効率的な提供の推進その他医療費適正化等の取組の状況が政令で定める基準に該当すること。

令和八年四月二十八日 衆議院会議録第十六号

7 第二項から第五項までの規定は、前項の規定による補助をする場合について準用する。この場合において、第二項中「前項第二号」とあるのは「第六項」と、「百分の三十二」とあるのは「百分の十三」と、第三項中「対する第一項」とあるのは「対する第六項」と、「同項第一号イ」とあるのは「第一項第一号イ」と、第四項中「第一項」とあるのは「第六項」と、第五項中「前項」とあるのは「第七項において読み替えて準用する前項」と、「第三項」とあるのは「第七項において読み替えて準用する第三項」と読み替えるものとする。

第七十五条の三中「第五十三条第三項」を「第五十三条第四項」に改める。

第八十一条の二第十項第四号中「第三項」を「第四項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項第五号中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「に規定する」を「又は第三項の規定による取崩し及び繰入れを行う」に改め、「国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制その他の」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県は、前項の規定による取崩し及び繰入れに支障のない範囲内において、国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通しを勘案して国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制その他の都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために特に必要があると認められる場合に、政令で定めるところにより、これに要する額として

政令で定めるところにより算定した額の範囲内で財政安定化基金を取り崩し、当該額を当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れるものとする。

第八十二条第十四項第一号、第八十五条の三第一項及び第五百十三条の三第一項中「第五十三条第三項」を「第五十三条第四項」に改める。

第一百九条及び第一百九条の二中「第五十三条第三項」を「第五十三条第四項」に、「第五十四条の三第六項」を「第五十四条の三第七項」に改める。

第二百一十一条第二項中「第五十三条第三項」を「第五十三条第四項」に改める。

附則第七条中「及び第二項」を「及び同条第二項(同条第七項において読み替えて準用する場合を含む。)」に、「第八十一条の二第十項第四号」を「第八十一条の二第十一項第四号」に改める。

第六条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「又は第五十四条の二第三項」を「第五十四条の二第三項」に、「の確認」を「又は第五十四条の五第二項の確認」に改める。

第三十六条第三項中「保険医療機関等(の下に「保険医療機関」を、「規定する保険医療機関の下に」をいう。以下同じ。)」を加え、「保険薬局」を「同号に規定する保険薬局」に、「又は第五十四条の二第二項」を「第五十四条の二第一項」に改め、「指定訪問看護を受けようとする者」の下に「又は分娩取扱保険医療機関(同法第五十八条第三項に規定する分娩取扱保険医療機関をいう。以下同じ。若しくは指定助産所(同法第九十八条の二第二項第一号に規定する指定助産所をいう。以下同じ。))から分娩の手当を受けようとする者」を加え、「又は指定訪問看護事業者」を「指定訪問看護事業者又は分娩取扱保

険医療機関若しくは指定助産所」に改める。

第五十四条の四の次に次の七条を加える。

(分娩費)

第五十四条の五 市町村及び組合は、被保険者が、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、自己の選定する分娩取扱保険医療機関又は指定助産所について分娩の手当を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、その分娩の手当に要した費用について、分娩費を支給する。

2 分娩費の額は、当該分娩の手当につき健康保険法第九十八条の二第二項の規定による厚生労働大臣の定め例により算定した費用の額とする。

3 被保険者が分娩取扱保険医療機関又は指定助産所について分娩の手当を受けたときは、市町村及び組合は、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所に支払うべき分娩の手当に要した費用について、分娩費として当該世帯主又は組合員に対し支給すべき額の限度において、当該世帯主又は組合員に代わり、当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、世帯主又は組合員に対し分娩費の支給があつたものとみなす。

5 分娩取扱保険医療機関又は指定助産所は、分娩の手当に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした世帯主又は組合員に対し、厚生労働省令の定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

6 市町村及び組合は、分娩取扱保険医療機関又は指定助産所から分娩の手当に要した費用(分娩費として世帯主又は組合員に対し支給

すべき額を限度とする。第八項において同じ。の請求があつたときは、第二項に規定する額の算定方法並びに次条第一項及び第二項に規定する準則並びに同条第三項において準用する第四十条に規定する準則に照らして審査した上、支払うものとする。

7 第四十五条第五項から第七項までの規定は、前項の規定による審査及び支払について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

8 前各項に規定するもののほか、分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の分娩の手に要した費用の請求に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

9 市町村及び組合は、被保険者が分娩の手に受ける場合において第一項の規定による分娩費の支給を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所以外の者について分娩の手に受けた場合において市町村又は組合がやむを得ないものと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、第二項の算定の例により算定した費用の額を基準として市町村又は組合が定めるその分娩の手に要した費用に相当する金額を支給することができる。ただし、その額は、現にその分娩の手に要した費用の額を超えることができない。

10 被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けないで分娩取扱保険医療機関又は指定助産所について分娩の手に受けた場合において、市町村及び組合が、当該確認を受けなかつたことを、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときも、前項と同様とする。

(分娩取扱保険医療機関等及び指定助産所等の責務)

第五十四条の六 指定助産所又は登録助産師(健康保険法第九十八条の四に規定する登録助産師をいう。以下同じ。)が、国民健康保険の分娩の手を担当し、又は当該分娩の手に当たる場合の準則については、同法第九十八条の十第一項及び第九十八条の十三第一項の規定による厚生労働省令の例による。

2 前項の場合において、同項に規定する厚生労働省令の例により難しいとき又はよることが適当と認められないときの準則については、厚生労働省令で定める。

3 第四十条の規定は、分娩取扱保険医療機関又は分娩取扱保険医療機関において分娩の手に従事する保険医(分娩の手に従事する医師であるものに限る。次条及び第五十四条の八において同じ。)が、国民健康保険の分娩の手を担当し、又は当該分娩の手に当たる場合の準則について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(厚生労働大臣又は都道府県知事の指導)
第五十四条の七 分娩取扱保険医療機関及び指定助産所並びにこれらにおいて分娩の手に従事する保険医及び登録助産師は、国民健康保険の分娩の手に關し、厚生労働大臣又は都道府県知事の指導を受けなければならない。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の指導をする場合において、必要があると認めるときは、分娩の手に關する学識経験者とその関係団体の指定により指導に立ち会わせるものとする。ただし、関係団体が指定を行わない場合又は指定された者が立ち会わない場合は、この限りでない。

(分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の報告等)

第五十四条の八 厚生労働大臣又は都道府県知事は、分娩費に係る分娩の手に關して必要があると認めるときは、分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所若しくは分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所の開設者若しくは管理者、保険医、登録助産師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)に対し報告若しくは診療録、助産録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所の開設者若しくは管理者、保険医、登録助産師その他の従業者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所について設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第四十五条の二第二項及び前条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、第四十五条の二第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

3 都道府県知事は、分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所につきこの法律による分娩の手に關し健康保険法第八十条若しくは第九十八条の十五の規定による処分が行われる必要があると認めるとき、又は保険医若しくは登録助産師につきこの法律による分娩の手に關し健康保険法第八十一条若しくは第九十八条の十六の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

(分娩の手の内容等に関する情報の提供)
第五十四条の九 分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所について分娩の手に受けようとする被保険者に對し、当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所において行われる分娩費及び出産時一時金の支給に係る分娩の手の内容、費用その他の厚生労働大臣が定める情報を提供するものとする。

(健康保険法の準用)
第五十四条の十 健康保険法第九十八条の四及び第九十八条の十七第一項の規定は、国民健康保険の分娩の手に關して準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(出産時一時金)
第五十四条の十一 市町村及び組合は、被保険者が分娩取扱保険医療機関又は指定助産所について国民健康保険の分娩の手に受け、出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に對し、出産時一時金として、政令で定める基準に従つて条例又は規約で定める金額を支給する。

2 被保険者が分娩取扱保険医療機関又は指定助産所について第五十四条の五第一項の規定による分娩費に係る分娩の手に受けたときは、市町村及び組合は、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に代わり、当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所に對し、前項の出産時一時金(当該世帯主又は組合員が当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所に支払うべき出産に要した費用(同条第三項の規定により支払われる額に相当する額を除く。以下この項及び第四項において同じ。)に相当する額に限る。次項及び第六項において同じ。)を支払うことができる。この場合において、当該分娩取扱保険医療機関又は指定助

産所は、当該世帯の世帯主又は組合員が当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所に支払うべき出産に要した費用に係る債権の弁済に充てるものとする。

3 市町村及び組合は、前項の規定による支払をした出産時一時金の額が第一項の政令で定める基準に従つて条例又は規約で定める金額に満たないときは、厚生労働省令で定めるところにより、その差額を被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に支給するものとする。

4 分娩取扱保険医療機関又は指定助産所は、出産に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした世帯主又は組合員に対し、厚生労働省令の定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

5 市町村及び組合は、被保険者が出産したにもかかわらず、第一項の規定による出産時一時金の支給を受けることができない場合において、市町村及び組合がやむを得ない事情があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、出産時一時金として、政令で定める基準に従つて条例又は規約で定める金額を支給することができる。

6 第四十五条第五項の規定は、第二項の規定による出産時一時金の支払について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定による審査及び支払」とあるのは、「第五十四条の十一第二項の規定による支払」と読み替えるものとする。

7 前各項に規定するもののほか、出産時一時金の支給に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。
第五十六条の見出し中「給付」の下に「等」を加え、同条第一項中「による場合を含む。」の下に「第五項において同じ。」を加え、同条に次の四項を加える。

5 分娩費(第五十四条の五第九項又は第十項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。第七十五条の五第一項、第八十五条の三第一項、第八十七条、第八十九条及び第二百一十一条第二項を除き、以下同じ。)又は出産時一時金(第五十四条の十一第三項の規定により支給される差額を含む。第八十五条の三第一項を除き、以下同じ。)の支給は、被保険者の当該出産につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定によつて、それぞれの給付に相当する給付を受けることができる場合(健康保険法第九十八条の二十四第一項に規定する分娩費又は同法第六十一条第一項に規定する出産時一時金については、これらの給付を受けた場合に限る。)には、行わない。これらの法令以外の法令により国又は地方公共団体の負担においてそれぞれの給付に相当する給付が行われたときも、同様とする。

6 市町村及び組合は、前項に規定する法令による給付が分娩費又は出産時一時金に相当する額の支給である場合において、これらの支給額が、当該出産につきこの法律による分娩費又は出産時一時金の支給をすべきものとした場合における分娩費又は出産時一時金の額に満たないときは、その差額を当該被保険者に支給しなければならない。

7 前項の場合において、被保険者が分娩取扱保険医療機関又は指定助産所について当該分娩の手当を受けたときは、市町村及び組合は、同項の規定により被保険者に支給すべき額の限度において、当該被保険者が分娩取扱保険医療機関又は指定助産所に支払うべき当該出産に要した費用を、当該被保険者に代わつて分娩取扱保険医療機関又は指定助産所に

支払うことができる。

8 前項の規定により分娩取扱保険医療機関又は指定助産所に対して費用が支払われたときは、その限度において、被保険者に対し第六項の規定による支給が行われたものとみなす。

第五十七条中「前条第二項」の下に「若しくは第六項」を加え、「及び療養費の支給を」、「療養費の支給、第五十四条の五第九項又は第十項の規定による分娩の手当に要した費用に相当する金額の支給及び第五十四条の十一第五項の規定による出産時一時金の支給に」、「又は負傷を」、「負傷又は出産に」、「又は療養費を」、「療養費又は第五十四条の五第九項若しくは第十項の規定による分娩の手当に要した費用に相当する金額」に改める。

第五十八条第一項中「出産及び」及び「出産育児一時金の支給又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第五十九条中「又は入院時食事療養費を」(若しくは入院時食事療養費)に改め、「」の下に「又は分娩費若しくは出産時一時金の支給」を加える。

第六十三条の二第二項中「第五十六条第二項」の下に「若しくは第六項」を加える。

第六十五条第三項中「又は指定訪問看護事業者が」、「指定訪問看護事業者又は分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所が」に、「又は第五十二条第三項」を「若しくは第五十二条第三項」に、「若しくは第五十四条の二第五項」を「の規定による支払、第五十四条の二第五項の規定による支払又は第五十四条の五第三項若しくは第五十四条の十一第二項」に、「又は指定訪問看護事業者に」を、「当該指定訪問看護事業者又は当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所に」に改め、同条第四項中「又は指定訪問看護事

業者」を、「指定訪問看護事業者又は分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所に」改める。

第六十六条の二第二項中「第五十四条の四第一項」の下に、「第五十四条の五第一項、第九項及び第十項、第五十四条の十一第一項、第三項及び第五項を」、「第五十六条第二項」の下に「及び第六項」を加える。

第六十九条中「出産育児関係事務費拠出金」を「出産関係事務費拠出金」に改める。

第七十三条の二の見出しを「(出産交付金)」に改め、同条第一項中「出産育児一時金」を「分娩費及び出産時一時金」に改め、「費用」の下に「(出産時一時金の支給に要する費用について、」を加え、「第一百一条」を「第一百一条」に、「第五十八条第一項」を「第五十四条の十一第一項」に改め、「する。」の下に「及び同条第六項の政令で定める金額(第五十四条の十一第五項の規定に基づく条例又は規約で定める金額が、同法第一百一条第六項の政令で定める金額に満たないときは、当該条例又は規約で定める金額とする。)」を加え、「(出産育児交付金)を」(出産交付金)に改め、同条第二項中「出産育児交付金」を「(出産交付金)」に改める。

第七十五条の二第二項中「等に要する費用」の下に「並びに分娩費及び出産時一時金の支給に要する費用」を加える。

第七十五条の三「及び指定訪問看護事業者」を、「指定訪問看護事業者に」、「その他を」及び分娩取扱保険医療機関又は指定助産所が第五十四条の五第六項の規定により行つた請求その他」に改める。

第七十五条の五第一項中「第四十五条第六項」の下に「又は第五十四条の五第七項において準用する第四十五条第六項」を、「の審査」の下に「又は分娩費に係る請求書の審査」を加え、「同項」を「第四十五条第六項」に改める。

第七十六条第二項中「等に要する費用」の下に「並びに分娩費及び出産時一時金の支給に要する費用」を加える。

第八十一条の第二十一項第四号中「移送費」の下に「分娩費、出産時一時金」を加える。

第八十二条第十四項第一号中「及び指定訪問看護事業者が第五十四条の二第九項の規定により行つた請求」を、「指定訪問看護事業者が第五十四条の二第九項の規定により行つた請求及び分娩取扱保険医療機関又は指定助産所が第五十四条の五第六項の規定により行つた請求」に改める。

第八十五条の三第一項中「及び第五十四条の第十二項を」、「第五十四条の二第十二項、第五十四条の五第七項及び第五十四条の十一第六項」に、「及び訪問看護療養費を」、「訪問看護療養費及び分娩費」に、「支払の」を「支払並びに出産時一時金の支払に関する」に改める。

第八十七条第一項中「審査を」の下に「行い、又は第五十四条の五第七項において準用する第四十五条第五項の規定による委託を受けて分娩費に係る請求書の審査を」を加え、同条第二項中「の審査」の下に「又は同法第九十八条の二第八項の規定による委託を受けて行つた分娩費に係る請求書の審査」を加える。

第八十九条第一項中「の審査」の下に「又は分娩費に係る請求書の審査」を加え、「若しくは指定訪問看護を」、「指定訪問看護に改め、「事業所」の下に「若しくは指定助産所」を、「診療録」の下に「助産録」を加え、「若しくは当該保険医療機関等」を、「当該指定助産所の開設者若しくは管理者、当該保険医療機関等」に改め、「保険薬剤師の下に「若しくは当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所において分娩の担当を担当する保険医(医師であるものに限る。）」若しくは登録助産師」を加え、同条第二項ただし

書中「又は指定訪問看護」を、「指定訪問看護」に改め、「事業所」の下に「又は指定助産所」を、「診療報酬請求書」の下に「若しくは分娩費に係る請求書」を、「診療録」の下に「助産録」を加える。

第一百十一条の二第一項中「指定訪問看護事業者」の下に「指定助産所」を加える。

第一百三十三の三第一項中「及び第五十四条の二第十二項を」、「第五十四条の二第十二項、第五十四条の五第七項及び第五十四条の十一第六項」に改める。

第一百四十四条第一項中「薬剤師」の下に「助産師」を加え、「又は手当」を「若しくは手当又は分娩の手当」に改め、「診療録」の下に「助産録」を加え、同条第二項中「若しくは特別療養費を」、「特別療養費若しくは分娩費」に、「又は指定訪問看護」を、「指定訪問看護又は分娩の手当」に改める。

第一百九条中「並びに」を、「第五十四条の七第一項、同条第二項(第五十四条の八第二項において準用する場合を含む。)、第五十四条の八第一項並びに」に改める。

第一百九条の二中「第八十条第一項」を「第五十四条の七第一項、同条第二項(第五十四条の八第二項において準用する場合を含む。)、第五十四条の八第一項及び第三項、第八十条第一項」に改める。

第二百一十一条第二項中「行う者」の下に「若しくは第五十四条の五第七項において準用する第四十五条第七項の規定により厚生労働大臣の定める分娩費に係る請求書の審査を行う者」を加え、「これを」を「これらを」に改める。

第二百二十四条中「薬剤師」の下に「助産師」を、「診療録」の下に「助産録」を加え、「同条同項」を「同項」に改める。

「出産関係事務費拠出金」に改める。

附則第十条を削る。

(地方税法の一部改正)
第七條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七百三条の四第一項第一号中「出産育児関係事務費拠出金」を「出産関係事務費拠出金」に改め、同条第三項第一号イ中「移送費」の下に「分娩費(同法第五十四条の五第九項又は第十項の規定により支給される分娩の担当に要した費用に相当する額を含む。)、出産時一時金(同法第五十四条の十一第三項の規定により支給される差額を含む。)」を加え、同号二中「第八十一条の二第十項第二号」を「第八十一条の二第十項第二号」に改め、同項第二号二中「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める。

第七百三条の五第二項中「六歳を十八歳に改める。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)
第八條 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「出産育児支援金等」を「出産支援金等」に改める。

第七條第三項中「又は健康保険法」を「又は同法に、「規定による承認を受けて」を「申出をして」に改める。

第二十條ただし書中「相当する健康診査」を「相当する診査」に改め、「受け、」の下に「厚生労働省令で定めるところにより」を加え、「を証明する書面の提出」を「の記録の写しの提供」に改める。

第二十二條中の「結果を証明する書面の提出」を「に相当する診査の結果の記録の写しの提供」に改める。

「合計額」の下に「を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した額」を加える。

第五十四条第四項中「第七十六条第六項を」に、「第七十六条第七項」に、「第八十二条第六項を」に改める。

第五十九条第三項中「第七十六条第六項」を「第七十六条第七項」に改める。

第六百四條第二項に次の一号を加える。

六 要指導医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百五号)第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品をいう。又は一般用医薬品(同項第四号に規定する一般用医薬品をいう。との代替性が特に高い薬剤を用いた療養その他の適正な医療の提供を確保しつつ、公平かつ効率的な後期高齢者医療給付を行う必要性に鑑みその要する費用のうち一部を後期高齢者医療給付の対象としないものとする療養として厚生労働大臣が定めるもの(以下「一部保険外療養」という。))

第六十四條に次の一項を加える。

八 厚生労働大臣は、第二項第六号の定めをするに当たつては、所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の療養を受ける者の事情を踏まえた療養となるよう配慮するものとする。

第七十六条第一項中「又は選定療養」を、「選定療養又は一部保険外療養」に改め、同条第二項中「保険外併用療養費を」を「評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合(当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受けた場合を除く。))における保険外併用療養費」に改め、同条第七項中「第二項」の下に又は第三項」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「健康保険法第六十四条並び

に本法」を削り、「の規定は」を「並びに健康保険法第六十四条の規定は」に、「及び選定療養」を「選定療養及び一部保険外療養」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、同条第四項中「選定療養」の下に、「一部保険外療養」を、「第二項第一号」の下に「並びに第三項第一号イ及びロ」を加え、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。 3 一部保険外療養を受けた場合(当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。)における保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額(当該療養に食事療養が含まれるときは当該控除した額及び前項第二号に掲げる額の合計額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該控除した額及び同項第三号に掲げる額の合計額)とする。 一 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額 イ 当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額) ロ 医療費の動向及び後期高齢者医療の財政状況並びに療養を受ける者の事情その他の事項を考慮して後期高齢者医療給付の対象としな費用として厚生労働大臣が定める基準により算定した額 二 前号に掲げる額に第六十七条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定	める割合を乗じて得た額(療養の給付に係る同項の一部負担金について第六十九条第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額) 第七十七条第三項中「」について算定した費用の額」の下に「(一部保険外療養を受けた場合)当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。」にあつては、当該費用の額から前条第三項第一号ロの規定による基準により算定した額を控除した額」を加え、同条第四項中「前条第二項」の下に「又は第三項」を加える。 第八十二条第一項中「第四項」を「第五項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「健康保険法第六十四条並びに本法」及び「第七十六条第二項」を削り、「前条」の下に「並びに健康保険法第六十四条」を加え、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。 4 特別療養費の額は、第一号に掲げる額(当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合計額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合計額)とする。 一 当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める額から、その額に第六十七条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額(療養の給付に係る同項の一部負担金について第六十九条第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額)を控除した額	イ 療養の給付を受けることができる場合 合 第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額) ロ 第七十六条第二項に規定する場合であつて、保険外併用療養費の支給を受けることができる場合 同項第一号の規定による基準により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から、同号ロの規定による基準により算定した額を控除した額 ハ 第七十六条第三項に規定する場合であつて、保険外併用療養費の支給を受けることができる場合 同項第一号イの規定による基準により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から、同号ロの規定による基準により算定した額を控除した額 ニ 訪問看護療養費の支給を受けることができる場合 第七十八条第四項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額) 二 当該食事療養につき第七十四条第二項の規定による基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額から食事療養標準負担額を控除した額) 三 当該生活療養につき第七十五条第二項の規定による基準により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用	の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)から生活療養標準負担額を控除した額 第八十四条第二項中「家計」の下に「、とりわけ長期にわたつて継続的に療養を受ける者の家計」を加える。 第四百四条第一項及び第三項並びに第十六条第二項第一号から第四号までの規定中「出産育児支援金」を「出産支援金」に改める。 第四章第四節第五款の款名中「出産育児支援金等」を「出産支援金等」に改める。 第二百二十四条の二(見出しを含む。)中「出産育児支援金」を「出産支援金」に改める。 第二百二十四条の三の見出しを「(出産支援金の額)」に改め、同条第一項中「(出産育児支援金の額)」を「(出産支援金の額)」に改め、同条第一項中「(出産育児一時金、家族出産育児一時金、出産費及び家族出産費の支給)」を「(分娩費の支給(健康保険法第九十八条の二第十項の規定による分娩の正当に要した費用に相当する金額の支給及び医療保険各法(国民健康保険法を除く。)によるこれに相当する給付を含む。)、出産時一時金の支給(健康保険法第一百一条第三項の規定による差額の支給及び医療保険各法によるこれに相当する給付を含む。)、家族分娩費の支給(健康保険法第一百二十二条の二第三項において準用する同法第九十八条の二第十項の規定による分娩の正当に要した費用に相当する金額の支給及び医療保険各法(国民健康保険法を除く。)によるこれに相当する給付を含む。))」に改め、同条第二項において準用する同法第四十五条の二第六項又は第七項の規定による分娩の正当に要
--	---	--	---

した費用に相当する金額の支給を含む。」に、「出産育児一時金等」を「分娩費等」に、「出産育児支援金率」を「出産支援金率」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項を「前項」に、「出産育児支援金率」を「出産支援金率」に改め、同項を同条第二項とする。

第二百二十四条の四の見出しを「「出産交付金」」に改め、同条第一項中「「出産育児一時金等」」を「「分娩費等」」に、「「出産育児交付金」」を「「出産交付金」」に改め、同条第二項中「「出産育児交付金」」を「「出産交付金」」に、「「出産育児支援金」」を「「出産支援金」」に改め、同条第三項中「「出産育児交付金」」を「「出産交付金」」に改める。

第二百二十四条の五（見出しを含む。）及び第二百二十四条の六（見出しを含む。）中「「出産育児関係事務費拠出金」」を「「出産関係事務費拠出金」」に改める。

第二百二十四条の七第一項中「「出産育児一時金等」」を「「分娩費等」」に改める。

第二百二十四条の八中「「出産育児支援金」」を「「出産支援金」」に、「「出産育児関係事務費拠出金」」を「「出産関係事務費拠出金」」に改める。

第二百二十四条の九第一項中「「出産育児支援金」」を「「出産支援金」」に改め、同条第二項中「「出産育児関係事務費拠出金」」を「「出産関係事務費拠出金」」に、「「出産育児交付金」」を「「出産交付金」」に改める。

第二百三十四条第二項中「「出産育児関係事務費拠出金」」を「「出産関係事務費拠出金」」に改める。

第二百三十九条第一項第三号中「「出産育児支援金」」を「「出産支援金」」に、「「出産育児関係事務費拠出金」」を「「出産関係事務費拠出金」」に、「「出産育児交付金」」を「「出産交付金」」に改める。

第四百四十二条第一項中「「出産育児関係事務費拠出金」」を「「出産関係事務費拠出金」」に改め、同条第二項中「「出産育児支援金」」を「「出産支援金」」に

改める。

第四百四十六条第三項及び第四百四十八条中「「出産育児交付金」」を「「出産交付金」」に改める。

第四百五十五条第一項中「「第七十六条第六項」」を「「第七十六条第七項」」に改める。

第四百六十五条中「「第七十六条第六項」」を「「第七十六条第七項」」に、「「第八十二条第六項」」を「「第八十二条第七項」」に改める。

第四百六十五条の二第二項並びに第四百六十七条第二項第三号及び第四号中「「第七十六条第六項」」を「「第七十六条第七項」」に改める。

附則第十五条を削る。

第九条 高齢者の医療の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「「第三百三十八条」」を「「第三百三十八条の六」」に改める。

第四章第九節中第三百三十八条の次に次の五条を加える。

（報告書等に関する事項の報告）

第三百三十八条の二 前条第一項の規定によるもののほか、次の表の上欄に掲げる者（他の法令の規定により当該者とみなされた者がある場合にあつては、当該みなされた者。次項において「「提出義務者」という。）は、同表の中欄に掲げる規定に基づき同表の下欄に掲げる書類（以下この条において「「報告書等」という。）を税務署長に提出するときは、当該報告書等に記載すべきものとされる事項（被保険者その他の厚生労働省令で定める者に係る厚生労働省令で定める事項に限る。以下この条及び次条第一項において「「報告事項」という。）を、同表の中欄に掲げる規定に規定する期日まで、厚生労働省令で定める電子情報処理組織を使用する方法その他厚生労働省令で定める方法により、厚生労働省令で定める後期高齢者医療広域連合に報告しなければならない。

金融商品取引業者等（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十七条の十一の第三項第一号に規定する金融商品取引業者等という。）

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五条第一項第一号及び第二号に規定する者

租税特別措置法第三十七条の十一の三第七項

租税特別措置法第三十七条の十一の三第七項に規定する報告書

信託の受託者（所得税法第二百二十七条に規定する信託の受託者をいう。）

所得税法第二百二十七条

所得税法第二百二十七条に規定する計算書（上場株式等の配当等に係るものに限る。）

業務に関連して他人のために名義人として所得税法第二十三條第一項に規定する利子等又は同法第二十四条第一項に規定する配当等の支払を受ける者

所得税法第二百二十八条第一項

所得税法第二百二十八条第一項に規定する調書（上場株式等の配当等に係るものに限る。）

2 提出義務者（提出すべき報告書等の枚数が少ないと見込まれる者として厚生労働省令で定める者に限る。）が、前項の表の中欄に掲げる規定に基づき税務署長に対し報告書等の提出（租税特別措置法第四十二条の二の第二項第一号に掲げる方法であつて厚生労働省令で定めるものをもつて行われたものに限る。）をしたときは、当該提出を受けた税務署長は、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告書等に係る報告事項を前項の後期高齢者医療広域連合に提供するものとする。この場合においては、その提出の日に

3 前二項に定めるもののほか、後期高齢者医療広域連合に対する報告事項の報告に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。（指定法人への委託）

第四百三十八条の三 後期高齢者医療広域連合は、前条第一項の規定による報告及び同条第二項の規定による提供の受理に関する事務並びに報告事項に係る情報の収集又は整理に関する事務を指定法人に委託することができる。

2 前項の規定により後期高齢者医療広域連合から事務の委託を受けた指定法人の役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その実施に関して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

(関係者の協力)

第百三十八条の四 後期高齢者医療広域連合及び指定法人並びに税務署長は、第百三十八条の二の規定により行われる事務及び前条第一項の規定による委託により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(報告の徴取等)

第百三十八条の五 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定法人について、第百三十八条の三第一項の規定による委託を受けて行う事務に關する報告を徴し、又は当該職員に実地による状況を検査させることができる。

2 第百六十六條の十第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により報告を徴し、又は検査した場合において、指定法人の第百三十八条の三第一項の規定による委託を受けて行う事務が法令に違反していると認めるとき又は当該事務が著しく適正な執行を欠くと認めるときは、期間を定めて、指定法人又はその役員に対し、当該事務について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができ

(厚生労働省令への委任)

第百三十八条の六 前三条に定めるもののほか、指定法人の第百三十八条の三第一項の規定による委託を受けて行う事務の実施に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第百六十五条中「(附則第十条において準用する場合を含む。）」の下に、「第百三十八条の五第一項、第三項及び第四項」を加える。

第百六十七條第一項中「又は第百二十五條の四第三項」を、「第百二十五條の四第三項又は第百三十八條の三第二項」に改める。

第百六十七條の三を次のように改める。

第百六十七條の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第百三十八條の二第一項の規定による報告(同条第二項の規定により当該報告がされたとみなされる税務署長への提出を含む。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第百六十一條の二第六項の規定による命令に違反したとき。

第百七十條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定法人が、第百三十八條の五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき、又は同条第三項の規定による命令に違反したときは、その役員を二十万円以下の過料に処する。

附則第十三條の二中「(昭和三十二年法律第二十六号)」を削る。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正す

る。

第三條第四項中「出産育児関係事務費拠出金」を出産関係事務費拠出金に改める。

第四十六條第三項中「又は第五十六條の二第二項」を、「第五十六條の二第二項」に改め、「規定する指定訪問看護事業者」の下に「又は同号に掲げる保険医療機関(分娩を取り扱うものに限る。以下「分娩取扱保険医療機関」という。若しくは第六十一條第一項第三号に掲げる指定助産所を加え、「又は被扶養者」を「若しくは被扶養者」に改め、「療養」の下に「若しくは分娩の手当」を、「費用の支払」の下に「又は第六十二條第二項(第六十二條の二第二項において準用する場合を含む。）」の規定による支払を加え、「又は当該指定訪問看護事業者」を、「当該指定訪問看護事業者又は当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所」に改める。

第五十條第一項第三号から第五号までを次のように改める。

三 分娩費

四 家族分娩費

五 出産時一時金

第五十條第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 家族出産時一時金

第五十三條の二第二項中「又は第五十六條の二第一項を」、「第五十六條の二第一項」に、「の確認」を「又は第六十一條第一項(第六十一條の二第三項において準用する場合を含む。）」の確認に改める。

第五十四條第二項に次の一号を加える。

六 健康保険法第六十三條第二項第六号に掲げる療養(以下「部保険外療養」という。)

第五十五條第一項中「者又は」を「者、」に改め、「指定訪問看護を受けようとする者」の下に「又は次に掲げる医療機関(分娩を取り扱うもの

に限る。以下「分娩取扱保険医療機関等」という。若しくは第六十一條第一項に規定する指定助産所等から分娩の手当を受けようとする者」を加え、「又は当該指定訪問看護事業者」を「当該指定訪問看護事業者又は当該分娩取扱保険医療機関等若しくは指定助産所等」に改める。

第五十五條の五第一項中「又は選定療養」を「選定療養又は一部保険外療養」に改め、同条第二項中「保険外併用療養費」を「評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合(当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受けた場合を除く。）」における保険外併用療養費に、「金額と」を「金額」に改め、同条第四項中「第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 一部保険外療養を受けた場合(当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）」における保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(当該療養に食事療養が含まれるときは当該控除した金額及び前項第二号に掲げる金額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該控除した金額及び同項第三号に掲げる金額の合算額)とする。

一 当該療養(食事療養及び生活療養を除く。）」について健康保険法第八十六條第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から同号ロに規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる

算定の例により算定した額を控除した金額
二 前号に掲げる金額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た金額療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十五条の第二項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の金額)

第五十六条第三項中「現に療養(食事療養又は生活療養を除く。)」を「現に当該療養」に改め、「現に療養に要した費用の額」の下に「(一部保険外療養を受けた場合(当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。))にあつては、当該費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から健康保険法第八十六条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した額を控除した額)」を加え、「その額が現に食事療養を」その額が現に当該食事療養に改め、同条第四項中「前条第二項の下に」又は第三項を加える。

第五十七条第二項第一号中「額」の下に「(保険医療機関等から一部保険外療養を受けた場合(当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。))にあつては、当該費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から健康保険法第八十六条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した額を控除した額)」を加え、同条第三項中「及び選定療養」を「選定療養及び一部保険外療養」に改め、「選定療養を受ける場合」の下に「当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受ける場合を除く。」

を加え、「前項第二号」を「一部保険医療機関等から一部保険外療養を受ける場合(当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受ける場合を含む。))にあつては同条第三項の療養についての費用の額の算定、前項第二号」に改める。

第五十八条第一項中「従事する保険医」の下に「健康保険法第六十四条に規定する保険医をいう。第六十一条の第三項及び第百七十七条において同じ。」を加え、「健康保険法第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう」を「同法第六十四条に規定する保険薬剤師をいう。第百七十七条第一項において同じ」に改める。

第五十九条第三項第二号中「第六十一条第二項ただし書」を「第六十一条第八項ただし書、第六十二条第六項ただし書」に改める。

第六十条の二第二項中「家計」の下に「、とりわけ長期にわたつて継続的に療養を受ける者の家計」を加える。

第六十一条を次のように改める。
(分娩費)

第六十一条 組合員が、財務省令で定めるところにより、分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等(次に掲げる助産所をいう。以下同じ。)から、電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け、分娩の手当を受けたときは、その分娩の手当に要した費用について分娩費を支給する。
一 組合又は連合会の経営する助産所
二 組合員(地方の組合の組合員及び私学共済制度の加入者を含む。)に対し分娩の手当を行う助産所で組合員の分娩の手当について組合が契約しているもの
三 指定助産所(健康保険法第九十八条の二第一項第一号に規定する指定助産所をいう。以下同じ。)

2 分娩費の額は、当該分娩の手当について健康保険法第九十八条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額とする。

3 組合員が第五十五条第一項第一号に掲げる医療機関(分娩を取り扱うものに限る。又は第一項第一号に掲げる助産所から分娩の手当を受けた場合において、組合がその組合員の支払うべき分娩の手当に要した費用のうち分娩費として組合員に支給すべき金額に相当する金額の支払を免除したときは、組合員に対し分娩費を支給したものとみなす。

4 組合員が第五十五条第一項第二号若しくは第三号に掲げる医療機関(分娩を取り扱うものに限る。又は第一項第二号若しくは第三号に掲げる助産所から分娩の手当を受けた場合)には、組合は、その組合員が当該医療機関又は助産所に支払うべき分娩の手当に要した費用について分娩費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、当該医療機関又は助産所に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し分娩費を支給したものとみなす。

6 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、分娩の手当に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。

7 組合は、組合員が分娩の手当を受ける場合において第一項の規定による分娩費の支給をすることが困難であると認めるとき、又は組合員が分娩取扱保険医療機関等若しくは指定助産所等以外の者から分娩の手当を受けた場合において組合がやむを得ないと認めるときは、財務省令で定めるところにより、第二項の算定の例により算定した費用の額を基準と

して組合が定めるその分娩の手当に要した費用に相当する金額を支給することができる。ただし、その額は、現にその分娩の手当に要した費用の額を超えることができない。

8 前各項の規定は、組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者(以下「一年以上組合員であつた者」という。)が退職後六月以内に分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受けた場合について準用する。ただし、退職後分娩の手当を受けるまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

第六十一条の次に次の四条を加える。
(家族分娩費)

第六十一条の二 被扶養者(前条第八項本文の規定の適用を受ける者を除く。)が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受けたときは、その分娩の手当に要した費用について組合員に対し家族分娩費を支給する。

2 家族分娩費の額は、当該分娩の手当について健康保険法第九十八条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額とする。

3 前条第一項及び第三項から第六項までの規定は家族分娩費の支給について、同条第七項の規定は被扶養者に係る分娩の手当に要した費用に相当する金額の支給について、それぞれ準用する。
(指定助産所の分娩の手当担当等)

第六十一条の三 指定助産所又は分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所において分娩の手当に従事する登録助産師(健康保険法第九十八条の四に規定する登録助産師をいう。第百七十七条第三項において同じ。)は、同法及び

これに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の分娩の手当並びにこれに係る事務を担当し、又は分娩の手当に当たらなければならない。

2 分娩取扱保険医療機関又は分娩取扱保険医療機関において分娩の手当に従事する保険医(医師であるものに限る。)は、健康保険法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の分娩の手当並びにこれに係る事務を担当し、又は分娩の手当に当たらなければならない。

(分娩の手当の内容等に関する情報の提供)
第六十一条の四 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等の管理者は、財務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受けようとする組合員又は被扶養者に対し、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等において行われる分娩費及び出産時一時金又は家族分娩費及び家族出産時一時金の支給に係る分娩の手当の内容、費用その他の健康保険法第九十八条の二十二に規定する厚生労働大臣が定める情報を提供するものとする。

(他の法令による分娩の手当との調整)
第六十一条の五 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において分娩の手当を受けたときは、その受けた限度において、分娩費(第六十一条第七項(同条第八項において準用する場合を含む。))の規定により支給される分娩の手に要した費用に相当する金額を含む。第九十九条の二第一項において同じ。)又は家族分娩費(第六十一条の二第三項において準用する第六十一条第七項の規定により支給される分娩の手に要した費用に相当する金額を含む。第六十五条及び第九十九条の二

第一項において同じ。)の支給は、行わない。
第六十二条を次のように改める。
(出産時一時金)

第六十二条 組合員が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受け、出産したときは、出産時一時金として、政令で定める金額を支給する。

2 組合員が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から、第六十一条第一項の規定による分娩費に係る分娩の手当を受けたときは、組合員は、組合員に代わり、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に対し、前項の出産時一時金(その組合員が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき出産に要した費用(同条第四項の規定により支払われる金額に相当する金額を除く。以下この項及び第四項において同じ。)に相当する金額に限る。次項において同じ。)を支払うことができる。この場合において、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、その組合員が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき出産に要した費用に係る債権の弁済に充てるものとする。

3 組合員は、前項の規定による支払をした出産時一時金の額が第一項の政令で定める金額に満たないときは、財務省令で定めるところにより、その差額を組合員に支給するものとする。

4 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、出産に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。

5 組合員は、組合員が出産したにもかかわらず、第一項の規定による出産時一時金の支給を受けることができない場合において、組合員がやむを得ない事情があると認めるときは、

財務省令で定めるところにより、出産時一時金として、政令で定める金額を支給することができる。

6 前各項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職後六月以内に、分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受け、出産した場合について準用する。ただし、退職後出産するまでの間に他の組合員の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

第六十二条の次に次の一条を加える。
(家族出産時一時金)

第六十二条の二 被扶養者(前条第六項本文の規定の適用を受ける者を除く。)が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受け、出産したときは、家族出産時一時金として、組合員に対し同条第一項の政令で定める金額を支給する。

2 前条第二項から第五項までの規定は、家族出産時一時金の支給について準用する。

第六十五条中「家族出産費」を「家族分娩費、家族出産時一時金(第六十二条の二第二項において準用する第六十二条第三項の規定により支給される差額を含む。)」に、「出産育児一時金」を「分娩費(同法第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手に要した費用に相当する金額を含む。)、出産時一時金(同法第百四十九条において準用する同法第百一条第三項の規定により支給される差額を含む。)」に改める。

第九十九条第一項第一号中「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める。

第九十九条の二の見出しを「(出産交付金)」に改め、同条第一項中「出産費及び家族出産費」を「分娩費、家族分娩費、出産時一時金(第六十二条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。))の規定により支給される差額を含む。以下この項において同じ。)」及び家族出産時一時金(第六十二条の二第二項において準用する第六十二条第三項の規定により支給される差額を含む。以下この項において同じ。)」に、「第六十一条第一項(同条第二項を「出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に要する費用について、第六十二条第一項(同条第六項)に、「第三項」を「第五項(同条第六項及び第六十二条の二第二項において準用する場合を含む。)」に、「出産育児交付金」を「出産交付金」に改め、同条第二項中「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める。

含む。))の規定により支給される差額を含む。以下この項において同じ。))及び家族出産時一時金(第六十二条の二第二項において準用する第六十二条第三項の規定により支給される差額を含む。以下この項において同じ。))に、「第六十一条第一項(同条第二項を「出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に要する費用について、第六十二条第一項(同条第六項)に、「第三項」を「第五項(同条第六項及び第六十二条の二第二項において準用する場合を含む。)」に、「出産育児交付金」を「出産交付金」に改め、同条第二項中「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める。

第百十二条の二第一項中「指定訪問看護事業者」の下に、「指定助産所等」を加える。

第百十七条第一項中「当該給付」を「当該短期給付」に改め、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 財務大臣は、組合の分娩の手に関する短期給付についての費用の支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、医師若しくは助産師若しくはこれらの者を使用する者に対し、その行つた分娩の手に関し、報告若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員をして質問させ、又は当該短期給付に係る分娩の手当を行つた分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所若しくは当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所の開設者若しくは管理者、保険医(医師であるものに限る。)、登録助産師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)から報告若しくは資料の提出を求め、当該分娩取扱

保険医療機関若しくは指定助産所の開設者若しくは管理者、保険医（医師であるものに限る。）、登録助産師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、若しくは当該職員をして関係者に対し質問し、若しくは当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所につき設備若しくは診療録、助産録その他その業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

第二百二十八条第二号中「第百十七條第三項」を「第百十七條第四項」に改める。

第三百三十一条中「薬剤師」の下に、「助産師」を、「第百十七条第一項」の下に「若しくは第三項を、「診療録」の下に、「助産録を加え、「同項」を「同条第一項若しくは第三項」に改める。

附則第十一条の三を削る。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第十一條 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第四十九條第三項中「又は第五十八條の第二項」を、「第五十八條の第二項」に改め、「規定する指定訪問看護事業者」の下に「又は同号に掲げる保険医療機関（分娩を取り扱うものに限る。以下「分娩取扱保険医療機関」という。）若しくは第六十三條第一項第三号に掲げる指定助産所を加え、「又は被扶養者」を若しくは被扶養者に改め、「療養」の下に「若しくは分娩の手当」を、「費用の支払」の下に「又は第六十四條第二項（第六十四條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による支払」を加え、「又は当該指定訪問看護事業者」を、「当該指定訪問看護事業者又は当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所」に改める。

第五十三条第一項第三号から第五号までを次のように改める。

三分娩費

四 家族分娩費

五 出產時一時金

第五十三條第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 家族出産時一時金

第五五條の第二項中「又は第五十八條の第二項を」、「第五十八條の第二項に」、「又は第六十三條第一項（第六十三條の第二第三項において準用する場合を含む。）の確認」に改める。

第五十六条第二項に次の一号を加える。

六 健康保険法第六十三条第二項第六号に掲げる療養（以下「一部保険外療養」という。）

第五十七条第一項中「者又は」を「者、」に改

め、「指定訪問看護を受けようとする者」の下に「又は次に掲げる医療機関（分娩を取り扱うものに限る。以下「分娩取扱保険医療機関等」という。）若しくは第六十三条第一項に規定する指定助産所等から分娩の手当を受けようとする者」を加え、「又は当該指定訪問看護事業者を」、「当該指定訪問看護事業者又は当該分娩取扱保険医療機関等若しくは指定助産所等」に改める。

第五十七条の五第一項中「又は選定療養」を「選定療養又は一部保険外療養」に改め、同条第二項中「保険外併用療養費」を「評価療養者申出療養又は選定療養を受けた場合当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受けた場合を除く。」における「保険外併用療養費」に改め、同条第四項中「第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 一部保険外療養を受けた場合(当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又

は選定療養を受けた場合を含む。）における保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該控除した金額及び前項第二号に掲げる金額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該控除した金額及び前項第三号に掲げる金額の合算額）とする。

一 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について健康保険法第八十六条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から同号ロに規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した額を控除した金額

二 前号に掲げる金額に第五十七条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た金額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十七条の二第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の金額）

の金額)

第五十八条第三項中「現に療養に要した費用の額」の下に「（一部保険外療養を受けた場合）（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）」にあつては、当該費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から健康保険法第八十六条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した額を控除した額を加え、同条第四項中「前条第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第五十九条第二項第一号中「額」の下に「（保

険医療機関等から一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）にあつては、当該費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に

療養に要した費用の額から健康保険法第八十六條第三項第一号口に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した額を控除した額」を加え、同条第三項中「及び選定療養」を「選定療養及び一部保険外療養」に改め、「選定療養を受ける場合」の下に「〔当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受ける場合を除く。〕」を加え、「前項第二号」を「保険医療機関等から一部保険外療養を受ける場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受ける場合を含む）」にあつては同条第三項の療養についての費用の額の算定、前項第二号に改める。

第六十条第

「健康保険法第六十四条に規定する保険医をいう。第六十三条の第三第二項及び第四百四十四条の二十八において同じ。」を加え、「健康保険法第六十四条に規定する保険医又は」を「同法第六十四条に規定する」に改める。

第六十一条第三項第二号中「第六十三条第二

項ただし書」を「第六十三条第八項ただし書、第六十四条第六項ただし書」に改める。

第六十二条の二第二項中「家計」の下に「、とりわけ長期にわたつて継続的に療養を受ける者の家計」を加える。

第六十三條を次のように改める。
(分娩費)

第六十三条

ろにより、分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等(次に掲げる助産所をいう。以下同

じ。から、電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け、分娩の手当を受けたときは、その分娩の手当に要した費用について分娩費を支給する。

一 組合の経営する助産所

二 組合員(国の組合の組合員及び私学共済制度の加入者を含む。)に対し分娩の手当を行う助産所で組合員の分娩の手当について組合が契約しているもの

三 指定助産所(健康保険法第九十八条の二第一項第一号に規定する指定助産所をいう。以下同じ。)

2 分娩費の額は、当該分娩の手当について健康保険法第九十八条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額とする。

3 組合員が第五十七条第一項第一号に掲げる医療機関(分娩を取り扱うものに限る。)又は第一項第一号に掲げる助産所から分娩の手当を受けた場合において、組合がその組合員の支払うべき分娩の手当に要した費用のうち分娩費として組合員に支給すべき金額に相当する金額の支払を免除したときは、組合員に対し分娩費を支給したものとみなす。

4 組合員が第五十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる医療機関(分娩を取り扱うものに限る。)又は第一項第二号若しくは第三号に掲げる助産所から分娩の手当を受けた場合は、組合は、その組合員が当該医療機関又は助産所に支払うべき分娩の手当に要した費用について分娩費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、当該医療機関又は助産所に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し分娩費を支給したものとみなす。

6 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、分娩の手当に要した費用について支払を

受ける際に、その支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。

7 組合は、組合員が分娩の手当を受ける場合において第一項の規定による分娩費の支給をすることが困難であると認めるとき、又は組合員が分娩取扱保険医療機関等若しくは指定助産所等以外の者から分娩の手当を受けた場合において組合がやむを得ないと認めるときは、主務省令で定めるところにより、第二項の算定の例により算定した費用の額を基準として組合が定めるその分娩の手当に要した費用に相当する金額を支給することができる。

ただし、その額は、現にその分娩の手当に要した費用の額を超えることができない。

8 前各項の規定は、組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者(以下「一年以上組合員であつた者」という。)が退職後六月以内に分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受けた場合について準用する。ただし、退職後分娩の手当を受けるまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

第六十三条の次に次の四条を加える。

(家族分娩費)

第六十三条の二 被扶養者(前条第八項本文の規定の適用を受ける者を除く。)が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受けたときは、その分娩の手当に要した費用について組合員に家族分娩費を支給する。

2 家族分娩費の額は、当該分娩の手当について健康保険法第九十八条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額とする。

3 前条第一項及び第三項から第六項までの規

定は家族分娩費の支給について、同条第七項の規定は被扶養者に係る分娩の手当に要した費用に相当する金額の支給について、それぞれ準用する。

(指定助産所の分娩の手当担当等)

第六十三条の三 指定助産所又は分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所において分娩の手当に従事する登録助産師(健康保険法第九十八条の四に規定する登録助産師をいう。第百四十四条の二十八第三項において同じ。)は、同法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の分娩の手当並びにこれに係る事務を担当し、又は分娩の手当に当たらなければならない。

2 分娩取扱保険医療機関又は分娩取扱保険医療機関において分娩の手当に従事する保険医(医師であるものに限る。)は、健康保険法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の分娩の手当並びにこれに係る事務を担当し、又は分娩の手当に当たらなければならない。

(分娩の手当の内容等に関する情報の提供)

第六十三条の四 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等の管理者は、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受けようとする組合員又は被扶養者に対し、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等において行われる分娩費及び出産一時金又は家族分娩費及び家族出産一時金の支給に係る分娩の手当の内容、費用その他の健康保険法第九十八条の二十二に規定する厚生労働大臣が定める情報を提供するものとする。

(他の法令による分娩の手当との調整)

第六十三条の五 他の法令の規定により国又は

地方公共団体の負担において分娩の手当を受けたときは、その受けた限度において、分娩費(第六十三条第七項(同条第八項において準用する場合を含む。))の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。第百十三条の二第一項において同じ。)又は家族分娩費(第六十三条の二第三項において準用する第六十三条第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。第六十七条及び第百十三条の二第一項において同じ。)の支給は、行わない。

(出産時一時金)

第六十四条 組合員が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受け、出産したときは、出産時一時金として、政令で定める金額を支給する。

2 組合員が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から、第六十三条第一項の規定による分娩費に係る分娩の手当を受けたときは、組合は、組合員に代わり、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に対し、前項の出産時一時金(その組合員が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき出産に要した費用(同条第四項の規定により支払われる金額に相当する金額を除く。以下この項及び第四項において同じ。)に相当する金額に限る。次項において同じ。)を支払うことができる。この場合において、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、その組合員が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき出産に要した費用に係る債権の弁済に充てるものとする。

3 組合は、前項の規定による支払をした出産時一時金の額が第一項の政令で定める金額に満たないときは、主務省令で定めるところに

より、その差額を組合員に支給するものとする。

4 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、出産に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。

5 組合は、組合員が出産したにもかかわらず、第一項の規定による出産時一時金の支給を受けることができない場合において、組合がやむを得ない事情があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、出産時一時金として、政令で定める金額を支給することができる。

6 前各項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職後六月以内に、分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受け、出産した場合について準用する。ただし、退職後出産するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

第六十四条の次に次の一条を加える。

(家族出産時一時金)

第六十四条の二 被扶養者(前条第六項本文の規定の適用を受ける者を除く。)が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受け、出産したときは、家族出産時一時金として、組合員に同条第一項の政令で定める金額を支給する。

2 前条第二項から第五項までの規定は、家族出産時一時金の支給について準用する。

第六十七条中「家族出産費」を「家族分娩費、家族出産時一時金(第六十四条の二第二項において準用する第六十四条第三項の規定により支給される差額を含む。)」に、「出産育児一時金」を「分娩費(同法第三百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要し

た費用に相当する金額を含む。)、出産時一時金(同法第四百九条において準用する同法第一百条第三項の規定により支給される差額を含む。)」に改める。

第百十三条第一項中「出産育児関係事務費拠出金」を「出産関係事務費拠出金」に、「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める。

第百十三条の二の見出しを「(出産交付金)」に改め、同条第一項中「出産費及び家族出産費」を「分娩費、家族分娩費、出産時一時金第六十四条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。))の規定により支給される差額を含む。以下この項において同じ。及び家族出産時一時金(第六十四条の二第二項において準用する第六十四条第三項の規定により支給される差額を含む。以下この項において同じ。)」に、「第六十三条第一項(同条第二項)を「出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に要する費用については、第六十四条第一項(同条第六項)に、「第三項」を「第五項(同条第六項及び第六十四条の二第二項において準用する場合を含む。)」に、「出産育児交付金」を「出産交付金」に改め、同条第二項中「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める。

第百四十四条の二十四の二第一項中「指定訪問看護事業者」の下に、「指定助産所等」を加える。

第百四十四条の二十八第一項及び第二項中「当該給付」を「当該短期給付」に改め、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
3 主務大臣は、組合の分娩の適正化を図るため必要があると認めるときは、医師若しく

は助産師若しくはこれらの者を使用する者に對し、その行つた分娩の手段に關し、報告若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員に質問させ、又は当該短期給付に係る分娩の手段を行つた分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所若しくは当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所の開設者若しくは管理者、保険医(医師であるものに限る。)、登録助産師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。))から報告若しくは資料の提出を求め、当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所の開設者若しくは管理者、保険医(医師であるものに限る。)、登録助産師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。))に對し出頭を求め、若しくは当該職員に關係者に對し質問させ、若しくは当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所につき設備若しくは診療録、助産録その他その業務に關する帳簿書類を検査させることができる。

第百四十七条第二号中「第百四十四条の二十八第三項」を「第百四十四条の二十八第四項」に改める。

第百五十条中「薬剤師」の下に、「助産師」を、「第百四十四条の二十八第一項」の下に「若しくは第三項」を、「診療録の下に」、助産録を加え、「同項」を「同条第一項若しくは第三項」に改める。

附則第十七条の三を削る。

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第十二条 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項第四号及び第五号を次のように改める。

四 分娩費

五 家族分娩費

第二十條第一項第五号の次に次の二号を加える。

五の二 出産時一時金

五の三 家族出産時一時金

第二十二條第二項中「出産育児関係事務費拠出金」を「出産関係事務費拠出金」に改める。

第二十五條中「第六十一條第二項」を、「第六十一條第一項第一号及び第二号並びに第八項、第六十二條第六項」に改め、同条の表第六十條第二項の次に次のように加える。

第六十一條第一項 第一号		組合又は連合会		事業団	
第六十一條第一項 第二号		組合員(地方の組合の組合員及び私学共済制度の加入者)		加入者(他の法律に基づく共済組合の組合員)	
組合が		組合員		加入者の	
組合が		加入者の		事業団が	
第六十二條第六項		組合員で		加入者で	

第二十五條の表第六十一條第二項の項中「第六十一條第二項」を「第六十一條第八項」に改め、同項の次に次のように加える。

第三十四条の二の見出しを「(出産交付金)」に改め、同条第一項中「(出産費及び家族出産費)」を「(分娩費第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第七項(第二十五条において準用する同法第六十一条第八項において準用する場合を含む。))の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。)、家族分娩費(第二十五条において準用する同法第六十一条の二第三項において準用する同法第六十一条第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。))、出産時一時金(第二十五条において準用する同法第六十二条第三項(第二十五条において準用する場合を含む。))の規定により支給される差額を含む。以下この項において同じ。及び家族出産時一時金(第二十五条において準用する同法第六十二条第三項の規定により支給される差額を含む。以下この項において同じ。))に改め、「費用」の下に「(出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に要する費用については)」を加え、「国家公務員共済組合法第六十一条第一項」を「同法第六十二条第一項」に、「第六十一条第二項」を「第六十二条第六項」に、「第三項」を「第五項(第二十五条において準用する同法第六十二条第六項及び第六十二条の二第二項において準用する場合を含む。))」に、「(出産育児交付金)」を「(出産交付金)」に改め、同条第二項中「(出産育児交付金)」を「(出産交付金)」に改める。

第四十五条第一項中「第三項において同じ」を「第四項において同じ。」、指定助産所等第二十五条において準用する同法第六十一条第一項に規定する指定助産所等という」に改める。

第四十六条第一項中「(当該給付)」を「(当該短期給付)」に、「(保険医、保険薬剤師)」を「(保険医(第二十五条において準用する同法第五十八条第一項に規定する保険医をいう。))」に改め、同条第六項中「(第四項を第五項に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「若しくは保険薬局)」を「(保険薬局、分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所)」に、「そのを」これらの」に、「前二項を」前三項」に、「又は指定訪問看護事業者」を「分娩取扱保険医療機関、指定助産所又は指定訪問看護事業者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 文部科学大臣は、事業団の分娩の妥当に関する短期給付についての費用の支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、当該短期給付に係る分娩の手当を行った分娩取扱保険医療機関(第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第四十六条第三項に規定する分娩取扱保険医療機関をいう。以下この項及び次項において同じ。若しくは指定助産所(第二十五条において準用する同法第六十一条第一項第三号に規定する指定助産所をいう。以下この項及び次項において同じ。若しくは当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所の開設者若しくは管理者、保険医(医師であるものに限る。)、登録助産師(第二十五条において準用する同法第六十一条の三第一項に規定する登録助産師をいう。))その他の従業者であつた者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所について、その管理者の同意を得て、実地に診療録、助産録その他の帳簿書類を検査させることができる。

第五十二条中「(第四十六条第四項を」第四十六条第五項」に改める。

附則第二十五項中「(出産育児関係事務費拠出金)」を「(出産関係事務費拠出金)」に改める。

附則第二十九項を削る。

第十三条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(の一部改正)

第十三条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中第三章の四 再編計画の認定(第十三条―第十三条の九)を「第三章の四 再編計画の認定(第十三条の九)を」第三章の五 病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に関する認定等(第十三条の十一―第十三条の十四)に改める。

第三条第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 地域における医療機関の業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に関する基本的な方向に関する事項

第四条第二項第二号中トをチとし、への次に次のように加える。

ト 医療介護総合確保区域における医療機関の業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善の支援に関する事業

第十三条の十を第十三条の十四とし、第三章の四の次に次の一章を加える。

第三章の五 病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に関する認定等(業務効率化及び勤務環境改善に関する認定等)

第十三条の十 病院の管理者は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院が次に掲げる要件に適合するものである旨の認定を申請することができる。

一 当該病院の管理者が、総合確保方針(第三条第二項第六号に掲げる事項に係る部分に限る。))に即して、当該病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組に関する計画(以下「業務効率化・勤務環境改善計画」という。))を作成していること。

二 厚生労働省令で定めるところにより、業務効率化・勤務環境改善計画に基づく取組の進捗及び実施の効果に関する評価を行う委員会を設置し、その評価の結果を勘案し、当該業務効率化・勤務環境改善計画に検討を加え、又は変更し、これを踏まえ、業務効率化・勤務環境改善計画に基づく取組を円滑に実施するための体制を確保しているものであること。

三 その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

2 業務効率化・勤務環境改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 計画期間

二 当該病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組により達成しようとする目標

三 当該病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組の内容及びその実施時期

四 その他厚生労働省令で定める事項

3 第一項の認定の申請は、当該申請に係る病院の所在地を管轄する都道府県知事を経由してするものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る病院が同項各号に掲げる要件に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

5 厚生労働大臣は、第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨を第三項の都道府県知事に通知しなければならない。

6 第一項の認定を受けた病院の管理者は、業務効率化・勤務環境改善計画を変更したときは、速やかに、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 第一項の認定を受けた病院の管理者は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

8 第三項から第五項までの規定は、第六項の変更の認定について準用する。

9 第一項の認定(第六項の規定による変更の認定を含む。第十三条の十二において同じ。)を受けた病院(次条、第十三条の十二第一項及び第十三条の十三において「認定病院」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、当該病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組の実施状況を公表しなければならない。

(報告の徴収)

第十三条の十一 厚生労働大臣は、認定病院の開設者又は管理者に対し、当該病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組の実施状況に関し報告をさせることができる。

(認定の取消し)

第十三条の十二 厚生労働大臣は、認定病院が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

一 第十三条の十第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき。

二 認定病院の管理者が当該認定に係る業務

効率化・勤務環境改善計画に従つて当該病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組を実施しないとき。

三 第十三条の十第九項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

2 第十三条の十第五項の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

(認定病院の表示等)

第十三条の十三 認定病院は、第十三条の十第一項の認定から六年に限り、同項の認定を受けた者として厚生労働省令で定める表示をすることが出来る。

2 認定病院でないものは、前項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

第四十一条の次に次の一条を加える。

第四十一条の二 第十三条の十三第二項の規定に違反して同条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示をしたときは、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十二条第一項中「第十三条の六」の下に「第十三条の十二」を加え、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第四十二条の二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

(医療法の一部改正)

第十四条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三十条の十九中「当該病院又は診療所に勤務する」を「良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、当該病院又は診療所における業務の効率化及びその」に改める。

第三十条の二十一第一項中「都道府県は、」の下に「病院又は診療所における業務の効率化及

びその」を加え、同項第一号及び第二号中「勤務する」を「における業務の効率化及びその」に改め、同項第三号中「ほか、」の下に「病院又は診療所における業務の効率化及びその」を加え、同条第三項中「よる委託」の下に「(第一項各号に掲げる事務であつて医療従事者の勤務環境の改善に係るもの(以下「勤務環境改善関連事務」という。))に係る委託に限る。」を加え、「第一項各号に掲げる事務」を「勤務環境改善関連事務」に、「係る事務」を「係る勤務環境改善関連事務」に改め、同条第四項中「第二項の規定による委託」の下に「(勤務環境改善関連事務に係る委託に限る。)」を加え、「第一項各号に掲げる事務」を「勤務環境改善関連事務」に、「当該委託に係る事務」を「当該委託に係る勤務環境改善関連事務」に改める。

第三十条の二十五第五項中「第三十条の二十一第一項各号に掲げる事務」を「勤務環境改善関連事務」に、「同条第二項」を「第三十条の二十一第二項」に、「事務を実施する者」を「勤務環境改善関連事務を実施する者」に改める。

附則第三百三十四条第三項中「よる委託」の下に「(勤務環境改善関連事務に係る委託に限る。)」を加え、「同条第一項各号に掲げる事務」を「勤務環境改善関連事務」に、「係る事務」を「係る勤務環境改善関連事務」に改める。

第十五条 母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)の一部を次のように改正する。

第八条の三第一項第一号中「若しくは第十三条第一項」を「第十三条第一項若しくは第十三条の二」に改める。

第十三条第一項中「妊産婦又は乳児若しくは幼児」を「妊婦」に改め、同条第二項中「による妊婦に対する健康診査」を「により市町村が行い、及び勧奨する健康診査(第四項及び第五項並びに第十三条の三において「市町村妊婦健診」とい

う。)」に改め、「基準」の下に「並びに当該基準に基づく健康診査の実施に係る標準的な費用の額(次項及び第四項において「標準額」という。)」を加え、同条に次の三項を加える。

3 標準額は、健康保険の診療報酬その他内閣府令で定める事項を勘案して定めるものとする。

4 市町村並びに病院、診療所及び助産所は、市町村妊婦健診の実施に当たつては、第二項の基準及び標準額を勘案するよう努めるものとする。

5 市町村は、妊婦が市町村妊婦健診を受けるために、市町村妊婦健診に関する情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

第十三条の次に次の二条を加える。

第十三条の二 前二条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

第十三条の三 内閣総理大臣は、妊婦による市町村妊婦健診の適切な選択に資するよう、市町村妊婦健診の内容、費用その他内閣府令で定める情報を収集し、及び健康保険法(大正十一年法律第七十号)第九十八条の二十三第二項の規定により厚生労働大臣が行う公表と一体として、内閣府令で定めるところにより、これを妊婦に分かりやすい形で公表するとともに、その周知に努めるものとする。

2 市町村妊婦健診を行う病院、診療所及び助産所(第八条の二の規定により市町村妊婦健診の実施の委託を受けた者を含む。)の管理者は、前項の情報について内閣総理大臣から求めがあつた場合には、これを提供するよう努めなければならない。

第十七条第一項中「第十三条第一項」の下に「又は第十三条の二」を加える。

第十九条の二第一項中「若しくは第十三条第

一項を、「第十三条第一項若しくは第十三条の二」に改める。

第二十一条中「第十二条第一項」の下に「及び第十三条第一項を加え、」及び「を」並びに「に改める。

(医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法の一部改正)

第十六条 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法昭和二十三年法律第二百十九号の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「第十二号」を「第十三号」に改める。

第十八条第一項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 第九号及び第十号に準じ、分娩費又は家族分娩費の支払及び審査を行うこと。

第十八条第六項中「第一項第十四号」を「第一項第十五号」に改める。

第十九条第一項中「及び第十一号」を「から第十二号まで」に改め、「診療報酬請求書」の下に「又は分娩費若しくは家族分娩費に係る請求書」を加える。

第二十一条第一項中「診療報酬請求書」の下に「又は分娩費若しくは家族分娩費に係る請求書」を、「診療担当者」の下に「又は分娩費若しくは家族分娩費に係る分娩の担当する者(以下この条及び次条において「分娩の担当担当者」という。)」を、「診療録」の下に「助産録を加え、同条第二項中「診療担当者」の下に「又は分娩の担当担当者」を、「診療報酬請求書」の下に「又は分娩費若しくは家族分娩費に係る請求書」を、「診療録」の下に「助産録」を加え、同条第三項中「診療担当者」の下に「又は分娩の担当担当者」を加える。

第二十二条中「診療担当者」の下に「又は分娩の担当担当者」を、「診療録」の下に「助産録」

を、「診療報酬」の下に「又は分娩費若しくは家族分娩費」を加える。

第二十四条第一項中「診療報酬請求書」の下に「又は分娩費若しくは家族分娩費に係る請求書」を加え、「及び第十一号」を「から第十二号まで」に改める。

第二十八条第一項中「第十三号」を「第十四号」に、「第十四号」を「第十五号」に改める。

第三十五条中「第十一号」を「第十二号」に改め、「診療報酬請求書」の下に「又は分娩費若しくは家族分娩費に係る請求書」を加える。

(社会保険医療協議会法の一部改正)

第十七条 社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第八十六条第二項第一号」の下に「並びに第三項第一号イ及びロ」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同項第三号中「及び第五号」を「第五号及び第六号」に改める。

第十八条 社会保険医療協議会法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「(限る。)」の下に「、同法第九十八条の十第一項、第九十八条の十一及び第九十八条の十三第一項の規定による厚生労働省令」を、「第六十五条第十項の規定による厚生労働省令」の下に「、同法第六十八条の三第二項の規定による厚生労働省令」を加え、「並びに同法第五十四条の二第十項」を「、同法第五十四条の二第十項」に、「に関する事項」を並びに同法第五十四条の六第二項の規定による厚生労働省令に関する事項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 健康保険法第九十八条の二第二項の規定による定めに関する事項

第二条第二項中「及び保険薬局」を「、保険薬局及び指定助産所」に、「及び保険薬剤師」を

「、保険薬剤師及び登録助産師」に改める。

第八条第二項中「又は第二号」を「から第三号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中健康保険法第七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第七条の二十九の次に一条を加える改正規定並びに同法第六十条の三の改正規定並びに同法附則第五条の三の改正規定及び同法附則第五条の四を附則第五条の九とし、附則第五条の三の次に五条を加える改正規定、第三条中船員保険法第七十六条第六項の改正規定並びに第八条中高齢者の医療の確保に関する法律第二十條ただし書及び第二十二条の改正規定並びに次条から附則第十号まで並びに附則第十六条及び第三十八

条の規定 公布の日

二 第一条中健康保険法第十五条第二項の改正規定、第三条中船員保険法第八十三条第二項の改正規定、第五条中国民健康保険法第五十七條の二第二項の改正規定、第八条中高齢者の医療の確保に関する法律第八十四条第二項の改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第六十条の二第二項の改正規定及び第十一

条中地方公務員等共済組合法第六十二条の二第二項の改正規定 令和八年八月一日

三 第十三条中地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第四条第二項第二号の改正規定 令和九年一月一日

四 第一条中健康保険法第五十八条第三項、第六十三条、第六十五条第三項第二号、第七十条第二項、第七十二条第二項、第八十条第一号及び第三号から第五号まで、第八十一条第

一号及び第三号、第八十二条第一項、第八十六条、第八十七条第二項及び第三項、第一百

条第二項第一号及び第三項、第三百三十一条第一項、第四百九十九條の表並びに第二百五條の四第一項の改正規定、第三条中船員保険法第四十七條第三項、第五十三條第二項、第六十三條、第六十四條第二項及び第四項、第七十七

條第二項第一号及び第三項並びに第五百五十三條の十第一項の改正規定、第五条中国民健康保険法第四条第三項の改正規定(「第四項」を「第五項」に改める部分に限る。並びに同法

第九條第三項、第三十六條第二項、第五十三條、第五十四條第三項及び第四項、第五十四條の三、第六十五條第三項、第六十六條の二、第七十五條の三、第八十二條第十四條第一

号、第八十五條の三第一項、第一百十三條の三第一項、第一百十九條、第一百十九條の二並びに第二百一十一條第二項の改正規定、第八條中高

齢者の医療の確保に関する法律第五十四條第四項、第五十九條第三項、第六十四條、第七十六條、第七十七條第三項及び第四項、第八十二條、第一百五十五條第一項、第一百六十五

條第二項第三号及び第四号の改正規定、第七條中国家公務員共済組合法第五十四條第二項、第五十五條の五、第五十六條第三項及び

第四項並びに第五十七條第二項第一号及び第三項の改正規定、第十一条中地方公務員等共済組合法第五十六條第二項、第五十七條の五、第五十八條第三項及び第四項並びに第五

十九條第二項第一号及び第三項の改正規定並びに第十七條の規定並びに附則第十一条、第十七條、第二十條、第二十五條、第二十八條

及び第三十一條の規定、附則第三十九條中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表

第一国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の項の改正規定(第五十三條第三

号及び第三号、第八十二条第一項、第八十六

項」を「第五十三條第四項」に、「第五十四條の三第六項」を「第五十四條の三第七項」に改める部分に限る。）及び同表高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の項の改正規定（第七十六條第六項）を「第七十六條第七項」に、「第八十二条第六項」を「第八十二条第七項」に改める部分に限る。）並びに附則第四十七條の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第五条中国民健康保険法第八条及び第二十条の改正規定並びに附則第二十一条の規定
令和十年四月一日

第二条、第四条及び第六条の規定、第七條中地方税法第七百三條の四第一項第一号並びに第三項第一号イ及び第二号ニの改正規定、第八條中高齡者の医療の確保に関する法律の目次の改正規定、同法第一百四條第一項及び第三項、第一百六條第二項第一号から第四号まで、第四章第四節第五款の款名、第二百二十四條の二（見出しを含む）、第二百二十四條の三

(見出しを含む)。第二百二十四条の四(見出しを含む)。、第二百二十四条の五(見出しを含む)。、第二百二十四条の六(見出しを含む)。、第二百二十四条の七第一項、第二百二十四条の八、第二百二十四条の九、第二百三十四条第二項、第二百三十九条第一項第三号、第二百四十二条、第四百四十六条第三項並びに第四百四十八条の改正規定並びに同法附則第十五条を削る改正規定、第十条の規定(第二号及び第四号に掲げる改正規定を除く。)、第十一条の規定(第二号及び第四号に掲げる改正規定を除く。))並びに第十二条、第十五条、第十六条及び第十八条の規定並びに附則第十三条から第十五条まで、第十八条、第十九条、第二十二條、第二十三条、第二十六条、第二十九条、第三十条、第三十二条から第三十五条まで及

び第三十七条の規定、附則第三十九条中地方自治法別表第一「国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）」の項の改正規定（第四号に掲げる改正規定を除く。）、附則第四十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十二の三の項の改正規定並びに同法別表第二及び別表第四の改正規定、附則第四十二条、第四十三条及び第四十五条の規定、附則第四十八条中「医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）」第六條の改正規定（「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める部分に限る。）並びに同法第十条及び第十一条の改正規定並びに附則第四十九条の規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

七 第九條の規定並びに附則第二十七條の規定、附則第三十九條の規定（第四号及び前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第四十一条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後において、持続可能な医療保険制度を実現する観点から、社会経済情勢の変化及び社会の要請に対応し、必要な保険給付等の適切な実施並びに世代間及び世代内の負担の公平性の確保を図るための更なる改革について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

政府は、第一条の規定（前条第四号に掲げる改正規定に限る。次条第一項及び附則第十一条において同じ。）による改正後の健康保険法第六十三条第二項第六号及び第八十六条第三項第一号の規定並びに第八十八条の規定（前条第四号に掲げる改正規定に限る。次条第二項及び附則第二十五条において同じ。）による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第六

号及び第七十六条第三項第一号の規定について、軽度の疾病等に係る要指導医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品をいう。以下この項において同じ。）及び一般用医薬品（同項第四号に規定する一般用医薬品をいう。）（以下この項において「要指導医薬品等」という。）の服用に関する国民の理解並びに（要指導医薬品等に関する医師、歯科医師及び薬剤師の理解を深めるための取組の状況、医師若しくは歯科医師によって使用され又はこれらの者の処方箋の交付を受けて使用すべき医薬品に係る要指導医薬品への転用に係る状況等を勘案し、これらの規定に係る厚生労働大臣の定めの中に在り方等について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 前項に定める事項のほか、政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（中央社会保険医療協議会への諮問等に係る準備行為）

第三條 厚生労働大臣は、第一条の規定による改正後の健康保険法第六十三條第二項第六号又は第八十六條第三項第一号イ若しくはロの定めをしようとするときは、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）前においても、第一条の規定による改正後の同法第八十二條第一項及び第八十六條第四項の規定の例により、中央社会保険医療協議会に諮問することができる。

2 厚生労働大臣は、第八条の規定による改正後
の高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条

第二項第六号の定めをしようとするとき、又は第八條の規定による改正後の同法第七十六條第三項第一号イ若しくはロの規定による基準を定めようとするときは、第四号施行日前においても、同条第五項の規定の例により、中央社会保険医療協議会の意見を聴くことができる。

3 厚生労働大臣は、第二条の規定による改正後の健康保険法（以下「第六号新健康保険法」という。）第九十八条の十第一項（第六号新健康保険法第九十八条の二十四第二項、第一百二十二条の二第三項及び第四百九十九条において準用する場合を含む。）、第九十八条の十一若しくは第九十八

条の十三第一項(第六号新健康保険法第九十八
条の二十四第二項、第六百十二條の二三項及び
第四百九十九條において準用する場合を含む。)の
厚生労働省令を定めようとするとき、又は第六
号新健康保険法第九十八條の二第二項(第六号
新健康保険法第四百九十九條において準用する場
合を含む。)の定めをしようとするときは、附則
第一条第六号に掲げる規定の施行の日(以下「第
六号施行日」という。)前においても、第六号新
健康保険法第九十八條の十七第一項の規定の例
により、中央社会保険医療協議会に諮問するこ
とができる。第四条の規定による改正後の船員
保険法(以下「第六号新船員保険法」という。)第
六十八條の三第二項(第六号新船員保険法第七
十九條の二第三項において準用する場合を含む。
。)の厚生労働省令及び第六條の規定による改
正後の国民健康保険法(以下「第六号新国民健康
保険法」という。)第五十四條の六第二項の厚生
労働省令を定めようとするときも、同様とす
る。

4 厚生労働大臣は、第六号新健康保険法第九十八条の五において準用する第六号新健康保険法第七十条第一項、第七十条の二第二項又は第七十二条第一項の厚生労働省令（分娩の手当に係る事項に限る。）を定めようとするときは、第六

号施行日前においても、第六号新健康保険法第八十二条第一項の規定の例により、中央社会保険医療協議会に諮問することができる。第六号新船員保険法第六十八条の三第四項において準用する第六号新船員保険法第五十四条第二項の厚生労働省令(分娩の手段に係る事項に限る。)及び第六号新国民健康保険法第五十四条の六第三項において準用する第六号新国民健康保険法第四十条第二項の厚生労働省令(分娩の手段に係る事項に限る。)を定めようとするときも、同様とする。

(指定助産所の指定に係る準備行為)

第四条 第六号新健康保険法第九十八条の二第一項第一号の指定を受けようとする助産所は、第六号施行日前においても、第六号新健康保険法第九十八条の六第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により申請があつた場合には、第六号施行日前においても、第六号新健康保険法第九十八条の二第一項第一号、第九十八条の六第二項、第九十八条の七、第九十八条の十七第二項及び第九十八条の十八の規定の例により、指定をすることができる。この場合において、当該指定は、第六号施行日において同号の規定によりされたものとみなす。

3 前項の規定による厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

4 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(登録助産師の登録に係る準備行為)

第五条 第六号新健康保険法第九十八条の四の登録を受けようとする助産師は、第六号施行日前においても、第六号新健康保険法第九十八条の十二第一項の規定の例により、その申請を行う

令和八年四月二十八日 衆議院会議録第十六号

ことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により申請があつた場合には、第六号施行日前においても、第六号新健康保険法第九十八条の四、第九十八条の十二第二項及び第三項並びに第九十八条の十八の規定の例により、登録をすることができる。この場合において、当該登録は、第六号施行日において第六号新健康保険法第九十八条の四の規定によりされたものとみなす。

3 前項の規定による厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

4 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(国民健康保険法の一部改正に伴う準備行為)

第六条 国民健康保険団体連合会は、第六号施行日前においても、第六号新国民健康保険法第八十五条の三第一項に規定する分娩費の請求に関する審査及び支払並びに出産時一時金の支払に関する業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

第七条 市町村(特別区を含む。附則第二十一条において同じ。)又は国民健康保険組合は、第六号新国民健康保険法(これに基づく命令を含む。)の施行のために必要な条例又は規約の制定又は改正その他の行為については、第六号施行日前においても行うことができる。

(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正に伴う準備行為)

第八条 病院の管理者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第十三条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(次項及び附則第三十六条において「新総確法」という。)第十三条の十の規定の例により、同条第一

健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

項の認定の申請を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により認定の申請があつた場合には、施行日前においても、新総確法第十三条の十の規定の例により、当該認定を行うことができる。この場合において、当該認定を受けた病院は、施行日において同条第四項の規定により厚生労働大臣の認定を受けたものとみなす。

(医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法の一部改正に伴う準備行為)

第九条 社会保険診療報酬支払基金は、第六号施行日前においても、第十六条の規定による改正後の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十八条第一項第十二号に掲げる業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 第一条の規定(附則第一条第一号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の健康保険法附則第五条の三から第五条の七までの規定は、令和八年度以後の各年度における全国健康保険協会に対する国庫補助の額について適用し、令和七年度以前の各年度における全国健康保険協会に対する国庫補助の額については、なお従前の例による。

第十一条 第四号施行日に行われた療養(薬剤の支給については、第四号施行日前に医師又は歯科医師から処方箋の交付を受けたものを含む。)に係る第一条の規定による改正前の健康保険法の規定による保険給付については、なお従前の例による。

第十二条 第一条の規定(附則第一条第一号、第二号及び第四号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。)による改正後の健康保険法第三条第一項(第八号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)及び第二百四条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に申出をする場合について適用し、施行日

前に第一条の規定による改正前の健康保険法第三条第一項の承認に係る申請を行う場合については、なお従前の例による。

第十三条 第六号施行日から起算して三年が経過する日までの間に指定助産所(第六号新健康保険法第九十八条の二第一項第一号に規定する指定助産所をいう。以下この条において同じ。)の管理者となる登録助産師(第六号新健康保険法第九十八条の四に規定する登録助産師をいう。以下この条において同じ。)については、第六号新健康保険法第九十八条の十一第一項第二号の規定は、当該登録助産師が当該指定助産所の管理者となる日から三年が経過する日までの間(当該者が引き続き当該指定助産所の管理者である間に限る。)は、適用しない。

第十四条 健康保険の被保険者若しくは被保険者の資格を喪失した日(任意継続被保険者の資格を喪失した者にあつては、その資格を取得した日)の前日まで引き続き一年以上被保険者(任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。)であつた者(次条第一項において「一年以上被保険者であつた者」という。)又は被扶養者が第六号施行日前にした出産については、第六号新健康保険法の規定(分娩費、出産時一時金、家族分娩費、家族出産時一時金及び特別分娩費の支給に関するものに限る。)は適用せず、第二条の規定による改正前の健康保険法の規定(出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給に関するものに限る。)の例による。

第十五条 健康保険の被保険者若しくは一年以上被保険者であつた者又は被扶養者が特別分娩取扱施設(第二条の規定の施行の際現に存する病院若しくは診療所(分娩を取り扱うもの)に限り、第二条の規定の施行の際現に存する健康保険法第六十三条第三項第二号又は第三号に掲げる病院又は診療所を除く。)又は現に存する助産所であつて、当該病院若しくは診療所の開設者

又は当該助産所の開設者が、第六号施行日以後に、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、この法律による改正前の医療保険各法(高齢者の医療の確保に関する法律第七十七条第一項に規定する医療保険各法をいう。)に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給(これらに相当する給付を含む。)に關し厚生労働省令で定める事項の届出をしたものをいう。以下同じ。)又は第二条の規定の施行の際現に存する健康保険法第六十三条第三項第二号若しくは第三号に掲げる病院若しくは診療所(分娩を取り扱うものであつて、第二条の規定による改正前の同法第一条、第六十六条、第一百四十四条、第三百三十七条及び第三百四十四条に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金(第四項において「旧出産育児一時金等」という。)に係る分娩の分娩の手術を行うものとして健康保険組合の規約の分娩の手術に係る事項において定めるものに限る。)においてした出産については、当分の間、第六号新健康保険法の規定(分娩費、出産時一時金、家族分娩費、家族出産時一時金及び特別分娩費の支給に関するものに限る。)は適用せず、第二条の規定による改正前の健康保険法第一条、第六十六条、第一百四十四条、第三百三十七条及び第三百四十四条の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた第二条の規定による改正前の健康保険法第一条、第六十六条、第一百四十四条、第三百三十七条及び第三百四十四条に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金は、第六号新健康保険法による保険給付とみなす。この場合において、第六号新健康保険法第五十二条の二及び第六号新健康保険法第五十二条の五の規定の適用については、第六号新健康保険法第五十二条の二(「特別分娩費(第四百四十五条の二第四項において準用する第三百四十五条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手術に要した費用に相当する金額を含む。)」並びに健康保険法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するもの」とされた同法第二条の規定による改正前の第一条、第六十六条、第一百四十四条、第三百三十七条及び家族出産育児一時金(以下この条及び第五百二十二条の五において「出産育児一時金等」という。))と、「に限る」とあるのは「に限り、出産育児一時金等の支給に要する費用については、同法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の第一条の政令で定める金額に係る部分に限る」と、第六号新健康保険法第五十二条の五中「に限る」とあるのは「に限り、出産育児一時金等の支給に要した費用については、健康保険法等の一部を改正する法律附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するもの」とされた同法第二条の規定による改正前の第一条の政令で定める金額に係る部分に限る」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 特例分娩取扱施設が特例分娩取扱施設でなくなることを希望するときは、当該特例分娩取扱施設の開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨の届出をするものとする。ただし、特例分娩取扱施設である助産所が第六号新健康保険法第九十八条の二第一項第一号の指定を受けたときは、当該届出をしたものとみなす。

4 第一項に規定する健康保険法第六十三条第三項第二号又は第三号に掲げる病院又は診療所に

において、これらが行う旧出産育児一時金等に係る分娩の手術に關し、健康保険組合の規約の分娩の手術に係る事項の変更によりこれらが当該旧出産育児一時金等に係る分娩の手術を行うものでなくなったときは、当該変更の日以後にその病院又は診療所においてした出産については、第六号新健康保険法の規定を適用する。

第十六条 前条第一項の届出は、第六号施行日前においても、同項の規定の例により、行うことができる。この場合において、当該届出は、第六号施行日においてされたものとみなす。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 第四号施行日前に行われた療養(薬剤の支給については、第四号施行日前に医師又は歯科医師から処方箋の交付を受けたものを含む。)に係る第三条の規定(附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の船員保険法の規定による保険給付については、なお従前の例による。

第十八条 船員保険の被保険者若しくは被保険者であった者又は被扶養者が第六号施行日前にした出産については、第六号新船員保険法の規定(分娩費、出産時一時金、家族分娩費及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。)は適用せず、第四条の規定による改正前の船員保険法の規定(出産育児一時金及び家族出産育児一時金に関するものに限る。)の例による。

第十九条 船員保険の被保険者若しくは被保険者であった者又は被扶養者が特例分娩取扱施設においてした出産については、当分の間、第六号新船員保険法の規定(分娩費、出産時一時金、家族分娩費及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。)は適用せず、第四条の規定による改正前の船員保険法第七十三条及び第八十一条の規定は、なおその効力を有する。

法第七十三条及び第八十一条に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金は、第六号新船員保険法による保険給付とみなす。この場合において、第六号新船員保険法第一百二十二条の二第一項の規定の適用については、同項中「家族分娩費及び家族出産時一時金」とあるのは「家族分娩費及び家族出産時一時金並びに健康保険法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)附則第十九条第一項の規定によりなおその効力を有するもの」とされた同法第四条の規定による改正前の第七十三条及び第八十一条に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金(「に限る」とあるのは「に限り、同法附則第十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四条の規定による改正前の第七十三条及び第八十一条に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給に要する費用については、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四条の規定による改正前の第七十三条第一項の政令で定める金額に係る部分に限る」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 第四号施行日前に行われた療養(薬剤の支給については、第四号施行日前に医師又は歯科医師から処方箋の交付を受けたものを含む。)に係る第五条の規定(附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の国民健康保険法の規定による保険給付については、なお従前の例による。

第二十一条 第五条の規定(附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の国民健康保険法第八号及び第二十一条の規定は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険又は国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者が国民健康保険法第六号第一号から第八号までのいずれかに該当するに至つ

た日(以下この条において「資格喪失に係る事由が生じた日」という。)が附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第五号施行日」という。)以後である場合について適用し、資格喪失に係る事由が生じた日が第五号施行日前である場合については、なお従前の例による。

第二十二條 国民健康保険の被保険者が第六号施行日前にした出産については、第六号新国民健康保険法の規定(分娩費及び出産時一時金の支給に関するものに限る。)は適用せず、第六条の規定による改正前の国民健康保険法の規定(出産育児一時金の支給に関するものに限る。)の例による。

第二十三條 国民健康保険の被保険者が特例分娩取扱施設においてした出産については、当分の間、第六号新国民健康保険法の規定(分娩費及び出産時一時金の支給に関するものに限る。)は適用せず、第六条の規定による改正前の国民健康保険法第五十八條第一項の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた第六条の規定による改正前の国民健康保険法第五十八條第一項に規定する出産育児一時金は、第六号新国民健康保険法による保険給付とみなす。この場合において、第六号新国民健康保険法第七十三條の二第二項の規定の適用については、同項中「分娩費及び出産時一時金」とあるのは「分娩費及び出産時一時金並びに健康保険法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)附則第二十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第六條の規定による改正前の第五十八條第一項に規定する出産育児一時金」と、「に限る」とあるのは「に限り、健康保険法等の一部を改正する法律附則第二十三條第一項の規定によりなおそ

の効力を有するものとされた同法第六條の規定による改正前の第五十八條第一項に規定する出産育児一時金の支給に要する費用については、同法附則第十五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二條の規定による改正前の健康保険法第一百條の政令で定める金額(健康保険法等の一部を改正する法律附則第二十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第六條の規定による改正前の第五十八條第一項の規定に基づく条例又は規約で定める金額が、同法附則第十五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二條の規定による改正前の健康保険法第一百條の政令で定める金額に満たないときは、当該条例又は規約で定める金額とする。)に係る部分に限る」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
第二十四條 第七條の規定(附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の地方税法第七百三條の四及び第七百三條の五の規定は、令和九年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和八年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第二十五條 第四号施行日前に行われた療養(薬剤の支給については、第四号施行日前に医師又は歯科医師から処方箋の交付を受けたものを含む。)に係る第八條の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療給付については、なお従前の例による。

第二十六條 附則第十五條第一項、第十九條第一項、第二十三條第一項、第三十條第一項、第三十三條第一項及び第三十五條第一項の規定は、健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

用がある場合における第八條の規定(附則第一条第六号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第二百二十四條の第三第一項の規定の適用については、同項中「支給を含む。」とあるのは、「支給を含む。」並びに健康保険法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)附則第十五條第一項、第十九條第一項、第二十三條第一項、第三十條第一項、第三十三條第一項及び第三十五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた出産育児一時金、家族出産育児一時金、出産費及び家族出産費の支給とする。

第二十七條 第九條の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第三百三十八條の二の規定は、附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日以後に第九條の規定による改正後の同法第三百三十八條の二第二項の表の中欄に掲げる規定により同表の下欄に掲げる書類を提出すべき場合に該当することとなる場合について適用する。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)
第二十八條 第四号施行日前に行われた療養(薬剤の支給については、第四号施行日前に医師又は歯科医師から処方箋の交付を受けたものを含む。)に係る第十條の規定(附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の国家公務員共済組合法の規定による短期給付については、なお従前の例による。

第二十九條 国家公務員共済組合の組合員若しくは組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であった者(次条第一項において「一年以上組合員であった者」という。)又は被扶養者が第六号施行日前にした出産については、第十條の規定(附則第一条第六号に掲げる改正規定に限る。以下この条及び次条第一項に

おいて同じ。)による改正後の国家公務員共済組合法(次条及び附則第三十四條において「第六号新国共済法」という。)の規定(分娩費、家族分娩費、出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。)は適用せず、第十條の規定による改正前の国家公務員共済組合法(次条第一項及び第二項並びに附則第三十四條並びに第三十五條第一項及び第二項において「旧国共済法」という。)の規定(出産費及び家族出産費の支給に関するものに限る。)の例による。

第三十條 国家公務員共済組合の組合員若しくは一年以上組合員であった者又は被扶養者が特例分娩取扱施設又は第十條の規定の施行の際現に存する国家公務員共済組合法第五十五條第一項第一号若しくは第二号に掲げる医療機関(分娩を取り扱うものであつて、旧国共済法第六十一條に規定する出産費及び家族出産費(第三項において「旧出産費等」という。)に係る分娩の手当を行うものとして国家公務員共済組合の定款の分娩の手当に係る事項において定めるものに限る。)においてした出産については、当分の間、第六号新国共済法の規定(分娩費、家族分娩費、出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。)は適用せず、旧国共済法第六十一條の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国共済法第六十一條に規定する出産費及び家族出産費は、第六号新国共済法による短期給付とみなす。この場合において、第六号新国共済法第九十九條の二第二項の規定の適用については、同項中「の支給に要する費用」とあるのは「並びに健康保険法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)附則第三十條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第十條の規定(同法附則第一条第六号に掲げる改正規定に限る。以下この項にお

いて同じ。)による改正前の第六十一条に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用(と、)に限定とあるのは)に限り、同法附則第三十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第十條の規定による改正前の第六十一条に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用については、同条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び第三項に規定する政令で定める金額に係る部分に限る)とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

において同じ。)による改正後の地方公務員等共済組合法(次条において「第六号新地共済法」という。)の規定(分娩費、家族分娩費、出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。)は適用せず、第十一條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(次条第一項及び第二項において「旧地共済法」という。)の規定(出産費及び家族出産費の支給に関するものに限る。)の例による。

第三十三條 地方公務員共済組合の組合員若しくは一年以上組合員であつた者又は被扶養者が特例分娩取扱施設又は第十一條の規定の施行の際現に存する地方公務員等共済組合法第五十七條第一項第一号若しくは第二号に掲げる医療機関(分娩を取り扱うものであつて、旧地共済法第六十三條に規定する出産費及び家族出産費(第三項において「旧出産費等」という。)に係る分娩の手当を行うものとして地方公務員共済組合の定款の分娩の手当に係る事項において定めるもののに限る。)においてした出産については、第六号新地共済法の規定を適用する。

3 第一項に規定する国家公務員共済組合法第五十五條第一項第一号又は第二号に掲げる医療機関において、これらが行う旧出産費等に係る分娩の手当に関し、国家公務員共済組合の定款の分娩の手当に係る事項の変更にによりこれらが当該旧出産費等に係る分娩の手当を行うものでなくなつたときは、当該変更の日以後にその医療機関においてした出産については、第六号新地共済法の規定を適用する。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三十一條 第四号施行日前に行われた療養(薬剤の支給については、第四号施行日前に医師又は歯科医師から処方箋の交付を受けたものを含む。)に係る第十一條の規定(附則第一條第四号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の地方公務員等共済組合法の規定による短期給付については、なお従前の例による。

第三十二條 地方公務員共済組合の組合員若しくは組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者(次条第一項において「一年以上組合員であつた者」という。)又は被扶養者が第六号施行日前にした出産については、第十一條の規定(附則第一條第六号に掲げる改正規定に限る。以下この条及び次条第一項

は一年以上組合員であつた者又は被扶養者が特例分娩取扱施設又は第十一條の規定の施行の際現に存する地方公務員等共済組合法第五十七條第一項第一号若しくは第二号に掲げる医療機関(分娩を取り扱うものであつて、旧地共済法第六十三條に規定する出産費及び家族出産費(第三項において「旧出産費等」という。)に係る分娩の手当を行うものとして地方公務員共済組合の定款の分娩の手当に係る事項において定めるもののに限る。)においてした出産については、当分の間、第六号新地共済法の規定(分娩費、家族分娩費、出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。)は適用せず、旧地共済法第六十三條の規定は、なおその効力を有する。

3 第一項に規定する地方公務員等共済組合法第五十七條第一項第一号又は第二号に掲げる医療機関において、これらが行う旧出産費等に係る分娩の手当に関し、地方公務員共済組合の定款の分娩の手当に係る事項の変更にによりこれらが当該旧出産費等に係る分娩の手当を行うものでなくなつたときは、当該変更の日以後にその医療機関においてした出産については、第六号新地共済法の規定を適用する。

(私立学校教職員共済法の一部改正に伴う経過措置)

第三十四條 私立学校教職員共済制度の加入者若しくは加入者の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上加入者であつた者(次条第一項において「一年以上加入者であつた者」という。)又は被扶養者が第六号施行日前にした出産については、第十二條の規定による改正後の私立学校教職員共済法(次条において「新私学共済法」という。)第二十五條において準用する第六号新地共済法の規定(分娩費、家族分娩費、出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。)は適用せず、第十二條の規定による改正前の私立学校教職員共済法(次条第一項及び第二項において「旧私学共済法」という。)第二十五條において準用する旧国共済法の規定(出

産費及び家族出産費の支給に関するものに限る。)の例による。

第三十五條 私立学校教職員共済制度の加入者若しくは一年以上加入者であつた者又は被扶養者が特例分娩取扱施設又は第十二條の規定の施行の際現に存する私立学校教職員共済法第二十五條において読み替へて準用する国家公務員共済組合法第五十五條第一項第一号若しくは第二号に掲げる医療機関(分娩を取り扱うものであつて、旧私学共済法第二十五條において読み替へて準用する旧国共済法第六十一條に規定する出産費及び家族出産費(第三項において「旧出産費等」という。)に係る分娩の手当を行うものとして共済運営規則(日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)第二十五條第二項に規定する共済運営規則をいう。第三項において同じ。)の分娩の手当に係る事項において定めるものに限る。)においてした出産については、当分の間、新私学共済法の規定(分娩費、家族分娩費、出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。)は適用せず、旧私学共済法第二十五條において読み替へて準用する旧国共済法第六十一條の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧私学共済法第二十五條において読み替へて準用する旧国共済法第六十一條に規定する出産費及び家族出産費は、新私学共済法による短期給付とみなす。この場合において、新私学共済法第三十四條の二第一項の規定の適用については、同項中「の支給に要する費用」とあるのは「並びに健康保険法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)附則第三十五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第十二條の規定による改正前の第二十五條(以下この項において「なお効力を有する第二十五條」という。)において読み替へて準

第三十五條 私立学校教職員共済制度の加入者若しくは一年以上加入者であつた者又は被扶養者が特例分娩取扱施設又は第十二條の規定の施行の際現に存する私立学校教職員共済法第二十五條において読み替へて準用する国家公務員共済組合法第五十五條第一項第一号若しくは第二号に掲げる医療機関(分娩を取り扱うものであつて、旧私学共済法第二十五條において読み替へて準用する旧国共済法第六十一條に規定する出産費及び家族出産費(第三項において「旧出産費等」という。)に係る分娩の手当を行うものとして共済運営規則(日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)第二十五條第二項に規定する共済運営規則をいう。第三項において同じ。)の分娩の手当に係る事項において定めるものに限る。)においてした出産については、当分の間、新私学共済法の規定(分娩費、家族分娩費、出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。)は適用せず、旧私学共済法第二十五條において読み替へて準用する旧国共済法第六十一條の規定は、なおその効力を有する。

用する同法第十条の規定(同法附則第一条第六号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の国家公務員共済組合法(以下この項において「旧国共済法」という。)第六十一条に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用(一)と、「同法第六十二条第一項」とあるのは「国家公務員共済組合法第六十二条第一項」と、「に限る」とあるのは「に限り、なお効力を有する第二十五条において読み替えて準用する旧国共済法第六十一条に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用について準用する場合は含む。」及び第三項に規定する政令で定める金額に係る部分に限る」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	る場合における第六号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任) 第三十八条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 (地方自治法の一部改正) 第三十九条 地方自治法の一部を次のように改正する。 別表第一国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の項中「第五十三条第三項を第五十三条第四項」に、「第五十四条の三第六項」を「第五十四条の三第七項」に、「第八十条第一項」を「第五十四条の七第一項、同条第二項第五十四条の八第二項において準用する場合を含む。、第五十四条の八第一項及び第三項、第八十条第一項」に改め、同表高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の項中「第七十六条第六項」を「第七十六条第七項」に、「第八十二条第六項」を「第八十二条第七項」に改め、「附則第十条において準用する場合を含む。」の下に、「第三百三十八条の五第一項、第三項及び第四項」を加える。 (地方財政法の一部改正) 第四十条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。 第十一条の二ただし書中「六歳」を「十八歳」に改める。 (住民基本台帳法の一部改正) 第四十一条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。 別表第一の七十二の三の項中「第六十四条の下に」又は第九十八条の四を加え、同表中七十二の七の項を七十三の八の項とし、七十三の六の項の次に次のように加える。	七十三の七 高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項に規定する指定法人 高年齢者の医療の確保に関する法律第二百三十八条の二第一項の報告、同条第二項の提供又は同法第二百三十八条の三第一項の情報の収集若しくは整理に関する事務であつて総務省令で定めるもの	別表第二の五の十二の項及び別表第四の四の十二の項中「若しくは第十三条を」から第十三条の二まで」に改める。 (日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正) 第四十二条 日本私立学校振興・共済事業団法の一部を次のように改正する。 第二十三条第二項及び第三十三条第一項第二号並びに附則第十三条の二中「出産育児関係事務費拠出金」を「出産関係事務費拠出金」に改める。 (発達障害者支援法の一部改正) 第四十三条 発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。 第五条第一項中「第十三条」を「第十三条の二」に改める。 (子ども・子育て支援法の一部改正) 第四十四条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。 第七十一条の二第三項中「承認を受けて」を「申出をして」に改める。 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正) 第四十五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。 別表一の項中「若しくは保険薬剤師」を「、保険薬剤師若しくは登録助産師」に改める。
3 第一項に規定する私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第五十五条第一項第一号又は第二号に掲げる医療機関において、これらが行う旧出産費等に係る分娩の手段に関し、共済運営規則の分娩の手段に係る事項の変更によりこれらが当該旧出産費等に係る分娩の手段を行うものでなくなったときは、当該変更の日以後にその医療機関においてした出産については、新私学共済法の規定を適用する。 (地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第三十六条 この法律の施行の際現に新総確法第十三条の十三第一項の表示又はこれと紛らわしい表示をしているものについては、同条第二項の規定は、施行日後六月間は、適用しない。 (罰則の適用に関する経過措置) 第三十七条 附則第一条第六号に掲げる規定の施行前にした行為並びに附則第十五条第一項、第十九条第一項、第二十三条第一項、第三十条第一項、第三十三条第一項及び第三十五条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる	第三十九号 附則第三号から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 (地方自治法の一部改正) 第三十九条 地方自治法の一部を次のように改正する。 別表第一国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の項中「第五十三条第三項を第五十三条第四項」に、「第五十四条の三第六項」を「第五十四条の三第七項」に、「第八十条第一項」を「第五十四条の七第一項、同条第二項第五十四条の八第二項において準用する場合を含む。、第五十四条の八第一項及び第三項、第八十条第一項」に改め、同表高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の項中「第七十六条第六項」を「第七十六条第七項」に、「第八十二条第六項」を「第八十二条第七項」に改め、「附則第十条において準用する場合を含む。」の下に、「第三百三十八条の五第一項、第三項及び第四項」を加える。 (地方財政法の一部改正) 第四十条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。 第十一条の二ただし書中「六歳」を「十八歳」に改める。 (住民基本台帳法の一部改正) 第四十一条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。 別表第一の七十二の三の項中「第六十四条の下に」又は第九十八条の四を加え、同表中七十二の七の項を七十三の八の項とし、七十三の六の項の次に次のように加える。	七十三の七 高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項に規定する指定法人 高年齢者の医療の確保に関する法律第二百三十八条の二第一項の報告、同条第二項の提供又は同法第二百三十八条の三第一項の情報の収集若しくは整理に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部改正) 第四十六条 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。 附則第四十七条第四項第三号中「第八条の規定による改正後の」及び「(以下この号において「新国民健康保険法」という。)」を削り、「、新国民健康保険法」を「及び同法」に、「並びに新国民健康保険法」を「並びに同法」に改め、「第七十三条第一項」の下に「及び第六項」を加える。 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正) 第四十七条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和七年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。 附則第一条第三号中「第十項」の下に「、第六条の二を、」(「第十七条」の下に「、第二十一条の二を加える。、 附則第十六条の次に次の一条を加える。 (健康保険法の一部改正) 第十六条の二 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。 第六十三条第二項第六号中「第四条第五項第三号」を「第四条第九項第三号」に改める。 附則第二十一条の次に次の一条を加える。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)
第二十一条の二 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第六十四条第二項第六号中「第四条第五項第三号」を「第四条第九項第三号」に改める。
(医療法等の一部を改正する法律の一部改正)
第四十八条 医療法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第六号のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三条第二項の改正規定中「第六号を第七号」を「第七号を第八号」に、「第五号を第六号とし」を「第六号を第七号とし、第五号を第六号とし」に改め、同法第十条の次に十三号を加える改正規定中「出産育児交付金」を「出産交付金」に改め、同法第四十二条第二項を削り、同条の次に二条を加える改正規定を次のように改める。

第四十二条の二を次のように改める。
第四十二条の二 第四十条の二の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。
第四十二条の二の次に次の一条を加える。
第四十二条の三 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」という。)を含む。以下この項において同じ。)の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第四十条の二、第四十条の三、第四十一条の二又は第四十二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、

その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
第九条のうち国民健康保険法第七十五条の七第一項、第七十六条第一項及び第二項並びに第八十一条の二第十項第四号及び第五号の改正規定中「第八十一条の二第十項第四号」を「第八十一条の二第十一項第四号」に改める。
第十条のうち地方税法附則第三十八条の表第一項第一号の項の改正規定中「出産育児関係事務費拠出金」を「出産関係事務費拠出金」に改める。

第十一条のうち高齢者の医療の確保に関する法律第一百四十四条第一項及び第三項並びに第一百六条第二項第一号から第四号までの改正規定中「出産育児支援金」を「出産支援金」に改める。
附則第一条第九号中「第八十一条の二第十項」を「第八十一条の二第十一項」に改める。
(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律等の一部改正に伴う調整規定)
第四十九条 医療法等の一部を改正する法律附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日が第六号施行日前である場合には、前条(同法第六条の改正規定(「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める部分に限る。))並びに同法第十条及び第十一条の改正規定に限る。)の規定は適用しない。
2 前項の場合においては、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条中地方税法第七百三条の五第二項の改正規定	第七百三条の五第二項中「六歳」を「十八歳」に改める。	第七百三条の五第二項中「六歳」を「十八歳」に改める。 附則第三十八条の表第一項第一号の項中「出産育児関係事務費拠出金」を「出産関係事務費拠出金」に改める。
第十三条中地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第四十二条の改正規定	第四条第二項第二号中トをチとし、 への次に次のように加える。 ト 医療介護総合確保区域における医療機関の業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善の支援に関する事業	第四条第二項第二号中トをチとし、 への次に次のように加える。 ト 医療介護総合確保区域における医療機関の業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善の支援に関する事業 第十条の十四第二項中「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める。
附則第一条第六号	第二号二 並びに第十二条、	第二号二の改正規定並びに同法附則第三十八条の表第一項第一号の項 、第十二条の規定、第十三条中地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十条の十四第二項の改正規定並びに

理 由

持続可能な医療保険制度の実現に向け、必要な保険給付等の適切な実施並びに世代間及び世代内での負担の公平性の確保を図るため、出産に係る給付体系の見直し、一部保険外療養の創設、国民健康保険における子どもに係る均等割保険料等の軽減の拡充、後期高齢者医療における金融所得の保険料等への勘案等の措置を講ずるほか、医療機関の業務効率化と勤務環境改善の取組に係る措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、持続可能な医療保険制度の実現に向け、必要な保険給付等の適切な実施並びに世代間及び世代内での負担の公平性の確保を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性が特に高い薬剤を用いた療養等について、その要する費用のうち一部を保険給付の対象外とする一部保険外療養を創設すること。

2 後期高齢者医療において、上場株式等の配当等を保険料の算定等に公平に反映することができるよう、金融機関等がオンラインにより当該配当等の支払等の金融所得に係る情報を後期高齢者医療広域連合に対して提供する義務等を設けること。

3 出産に係る保険給付体系を見直すほか、妊婦に対する健康診査について、国は望ましい基準に係る標準額を定めるとともに、市町村及び医療機関は当該基準及び標準額を勘案するよう努めなければならないこととする。

4 国民健康保険における均等割保険料等の五割を軽減する措置について、その対象を十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者まで拡充すること。

5 高額療養費の支給要件等を定める際には、特に長期療養者の家計への影響が適切に考慮されるよう、法律上明確化すること。

6 業務効率化・勤務環境改善に取り組む医療機関を支援する新たな事業を地域医療介護総合確保基金に設けるほか、計画を作成して業務効率化・勤務環境改善に取り組む病院を厚生労働大臣が認定する仕組みを設けること。

7 令和八年度から令和十年度までの特例として、全国健康保険協会に対する国庫補助に係る特例減額の控除額を引き上げる時限的措置を講ずること。

8 この法律は、一部の規定を除き、令和九年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

持続可能な医療保険制度の実現に向け、必要な保険給付等の適切な実施並びに世代間及び世代内での負担の公平性の確保を図るため、所要の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに

決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、令和八年度一般会計予算において、地域医療介護総合確保基金に設ける業務効率化・勤務環境改善に取り組む医療機関を支援する新たな事業に係る経費約三十四億円が計上されている。また、本案施行に伴い、全国健康保険協会に対する国庫補助の額は、令和八年度から令和十年度までの各年度において約五百億円減少する。

右報告する。

令和八年四月二十四日

厚生労働委員長 大串 正樹

衆議院議長 森 英介殿

(別紙)

健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 出産の標準的な費用に係る給付体系の見直しに当たっては、妊産婦の経済的負担の軽減や妊産婦が納得感を持つてサービスを選択できる環境整備が重要であり、その前提となるサービス内容と費用の見える化、それに基づく標準化を確実に実施し、安全・安心な出産ができる環境整備に向け、周産期医療提供体制の確保に最大限努めること。また、当分の間、出産育児一時金の適用を受けることを可能とする経過措置については、妊産婦の選択に不利益・不公平が生じたり、保険者に過度な事務負担が生じたりすることのないようにしつつ、厳しい労働・経営環境に置かれた分娩施設の状態と意向を十分に踏まえること。さらに、新たな給付体系へ速やかに移行できるよう、国から分娩施設への丁寧な説明など、所要の措置を講ずること。

二 分娩施設の体制維持・確保、産科医の確保や地域偏在の解消など、周産期医療提供体制の整

備は、国のインフラ整備に関わる問題であり、公費による支援を含む必要な対応策を検討すること。

三 分娩費、出産時一時金等の金額の設定に当たっては、医療保険財政及び保険料負担への影響を十分に考慮するとともに、分娩施設を始めとする関係者の意見を十分に踏まえること。とりわけ、地域における分娩施設の経営実態を踏まえた標準的費用の設定、加算措置その他必要な措置を講ずること。また、物価動向や人件費その他の経済状況の変化に適切に対応する観点から、関係者の意見も踏まえつつ、不断に見直すこと。

四 妊婦の希望に応じて安全・安心な出産ができる環境整備に向け、麻酔を実施する医師の確保や安全管理体制の標準化など、安全で質の高い無痛分娩や痛みの緩和を目的とした処置の提供体制確保のための方策を講ずること。

五 多胎妊婦に対する妊婦健康診査について、単胎妊娠を前提とした現行制度との間に生じている経済的負担及び支援の地域間格差の実態を踏まえ、多胎妊娠の医学的特性に応じた標準的な健診内容の在り方の検討を行うとともに、多胎妊婦健康診査支援事業の全国的な実施率向上に向けた具体的な方策や国の関与の在り方を含め検討すること。また、民間団体等との連携による周知・支援体制の強化及び申請手続による当事者の負担の軽減に必要な措置を検討すること。

六 医療機関における業務効率化・勤務環境改善への責務明確化に当たっては、医療機関における業務効率化・勤務環境改善への取組推進に向けて適切に支援するとともに、現場の実態を幅広く把握・検証し、医療の安全性や質の担保、患者のプライバシー・個人情報保護への留意とともに、現場労働者の負担軽減に資する取組となるよう留意すること。

七 一部保険外療養の施行に当たっては、薬剤の支給において、要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性の高いものであっても、配慮が必要な者への措置は将来にわたって維持すること。また、国民の受診機会の確保、重症化の防止及び医療費への影響等を総合的に勘案し、患者に過度な負担を生じさせることのないよう十分配慮すること。さらに、制度導入後の影響について実態を把握・検証し、適時、ホームページ等で広く公表しつつ可逆的な見直しを含む必要に応じた見直しを行うこと。

八 一部保険外療養の対象範囲については、薬剤以外の診療行為を含めるべきではないという指摘もあったこと等を踏まえ、十分に検討すること。

九 一部保険外療養に係る対象薬剤や要配慮者の範囲、患者負担割合の検討に当たっては、患者・国民及び関係者に対して丁寧な説明を行い、その意見を十分に踏まえること。また、検討過程の透明性を確保する観点から、検討のための資料及びデータ、前提条件等について出来る限り詳細に関係審議会等に提出し、議論の内容を明らかにすること。

十 医療保険制度において、高額療養費等の制度が国民の生命及び生活を守る上で欠くことのできない中核的な役割を果たしていることに鑑み、将来の見直しに際しても、高額療養費等の支給を受ける者が療養に必要な費用の負担により生活に困窮することのないよう、高額療養費等の支給要件、支給額その他高額療養費等の支給に関する事項は、高額療養費等の支給を受ける者の「療養等に必要な費用の負担が家計に与える影響」及び「必要かつ適切な受診に与える影響」を考慮して定めること。また、その際には、高額療養費等の支給を受ける者の「給与等の収入の状況及び当該収入の変動状況」、「子等の扶養に係る支出、とりわけ教育費に係る支出

等の状況」及び「療養等の状況等の生活の実態」など、高額療養費等の支給を受ける者の多様性に留意すること。さらに、高額療養費等の支給を受ける者の収入の状況等に応じ、きめ細かく、かつ、できる限り利便性に配慮した支給要件とすること。加えて、高額療養費等の支給要件、支給額その他高額療養費等の支給に関する事項を定めるに当たっては、引き続き、その手続に当たり、高額療養費等の支給額の算定に関する資料その他の必要な資料を提示して、高額療養費等の支給を受ける者、高額療養費等の支給を受ける者に対する医療に従事する者、高額療養費等に関して学識経験を有する者、保険者や保険料納付者である労使等を社会保障審議会に参画させ、その意見を聴くための措置を講ずること。

十一 高額療養費制度の支給要件等の見直しに当たっては、多数回該当や年間上限に該当しない患者であつても必要な医療へのアクセスが阻害されないように留意すること。また、制度の見直しによって、国民の健康状態の悪化や医療費の増大につながるのではないよう、所得区分別、年齢別、疾病別など詳細な影響を継続的に検証し、必要に応じて速やかに見直しを行うこと。さらに、制度の一層の機能強化に向け、保険者間の情報連携などの方策について検討を進めること。個人事業主の長期の療養の保障に向け、被用者保険との格差は正に向けて検討を進めること。

十二 高額療養費制度において、現役世代の負担軽減に向け、保険者変更に関わる多数回該当の初期化、合算可能レセプトに係る金額要件や歴月単位判定、償還払いによる一時的負担など制度運用の改善に向けて継続的に検討を進めること。

十三 後期高齢者医療制度における金融所得の勘

案に当たっては、公平な負担及び支払い能力に応じた負担の実現という観点から、持続可能な医療保険制度の在り方を検討すること。制度導入後の後期高齢者の受診などへの影響について実態を把握・検証し、必要な見直しを行うこと。また、同制度においては、現在、現役並み所得の被保険者の給付費が公費負担の対象とならないことも踏まえ、高齢者の窓口負担割合の検討の中で現役世代の保険料負担への配慮も含めた制度の在り方を検討し、所要の措置を講ずること。

十四 金融所得の公平な反映を目指す後期高齢者医療制度や国民健康保険の事務の実施について、デジタル技術の活用や都道府県国民健康保険団体連合会の活用を推進するなど自治体の事務負担の軽減に努めること。その際、自治体支援を進めるため、同連合会の全国組織である公益社団法人国民健康保険中央会の強化について、その在り方も含めて検討し、必要な措置を講ずること。

十五 全国健康保険協会への国庫補助の在り方については、国庫補助が財政基盤の安定につながってきたことや、保険者機能の十分な発揮の観点、その財政運営の実態等も勘案しつつ検討するとともに、今回の改正による時限措置終了後における保険財政運営の在り方については、中長期的な視点で検討すること。その際、きめ細かく有効な疾病予防・健康づくりの推進を可能とする体制を確立するよう努めること。

十六 子育て世帯の保険料負担の更なる軽減について、軽減措置の更なる拡充を含めた検討を進めること。

十七 国民健康保険制度の財政安定化基金の運用見直しについて、保険料抑制に向けて、制度導入後の影響について実態を把握・検証し、必要な見直しを行うこと。

出入国管理及び難民認定法(昭和三十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第一条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三条」の下に、「第四条」を加え、「第四条」を「第五条」に、「第九条」を「第十条」に改める。

第二条の四第二項第四号中「第七条の二第三項を「第七条の三第三項」に改める。

第三条の見出しを「(入国の禁止)」に改め、同条第一項に次の二号を加える。

三 本邦に上陸することなく本邦を経由して本邦外の地域に赴こうとする者(乗員、第十七条第一項に規定する船舶等に乗っている者で同項に規定する外国人以外のもの、第十八条第一項に規定する外国人その他法務省令で定める者を除く。次条において「直行通過者」という。)であつて、次条の認証を受けていないもの

四 本邦に上陸しようとする者(乗員並びに第十七条第一項及び第十八条第一項に規定する外国人を除く。)であつて、次のイからハまでのいずれにも該当しないもの

イ その所持する旅券に日本国領事官等の

査証(以下「査証」という。)を受けた者

ロ 第七条の二又は第十五条の二の認証を受けた者

ハ 第七条第一項第五号イからハまでに掲げる者、第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者(第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定により再入国の許可を受けたもの、以下同じ。)、第六十一条の二の十五第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者その他これらに準ずるものとして法務省令で定める者

第二章第二節の節名を削る。

第四条を次のように改める。

(直行通過者の入国の認証)

第四条 出入国在留管理庁長官は、直行通過者から、法務省令で定めるところにより、次に掲げる条件に適合していることを証明するために必要な情報として法務省令で定める事項が電磁的方式によつて提供されたときは、当該条件に適合している旨の認証をすることができる。

一 有効な旅券を所持していること。

二 本邦に上陸することなく本邦を経由して本邦外の地域に赴く目的をもつて本邦に入ろうとするものであること。

第四条の次に次の節名を付する。

第二節 外国人の上陸

第六条第一項中「日本国領事官等の査証」を「査証に改め、同項ただし書中「日本国領事官等の」を削り、「外国人」の下に「次条第一項第五号及び第七条の二において「査証免除対象者」という。」を加え、「(第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。以下同じ。)」を削る。

第七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(入国審査官の審査)」を付し、同条第一項第三号中「規定に基づく」を削り、「の規定に適合するものを」で定める在留期間を超えない範囲内に改め、同項に次の一号を加える。

五 査証免除対象者であつて、本邦において別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとするもの(次に掲げる者を除く。)にあつては、次条の認証を受けたこと。ただし、同条の認証を受けることができなかった場合において、その所持する旅券に与えられた査証が有効であるときは、この限りでない。

イ 第九条第八項第一号ハに該当するものとして同項の登録を受けた者
ロ 国の行政機関の長が招へいする者
ハ イ又はロに掲げる者に準ずるものとして法務省令で定める者

第七条第二項中「次条第一項」を「第七条の三第一項」に改める。

第七条の二第二項中「前条第一項第二号」を「第七条第一項第二号」に改め、同条を第七条の三とし、第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二 出入国在留管理庁長官は、査証免除対象者であつて、本邦において別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとするものから、法務省令で定めるところにより、次に掲げる条件に適合していることを証明するために必要な情報として法務省令で定める事項が電磁的方式によつて提供されたときは、当該条件に適合している旨の認証をすることができる。

一 有効な旅券を所持していること。
二 本邦において行おうとする活動が虚偽のものでないこと。
三 在留しようとする期間が第二条の二第三項の法務省令で定める在留期間を超えない

範囲内であること。

四 当該外国人が第五条第一項各号のいずれにも該当しないこと。

第九条第四項中「その他の」を、「在留資格及び在留期間(次項の規定により短期滞在の在留資格及び在留期間が決定された場合に限り)その他」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次のイからハまでのいずれかに該当する者(イ又はハに該当する者にあつては、その者の写真、氏名、国籍の属する国又は第二条第五号ロの政令で定める地域、生年月日、性別その他の法務省令で定める事項が電磁的方式により記録された旅券を所持しているものに限り)であること。
イ 第七条の二の認証を受けた者
ロ 第八項の登録を受けた者
ハ 第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者

第九条第五項中「次条第一項又は第八項の規定により交付を受けた特定登録者カードを所持する」を「第七条の二の認証を受けた外国人又は第八項第一号ハに該当するものとして同項の登録を受けた」に、「当該特定登録者カードにその旨を明示しなければ」を「法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、当該在留資格及び在留期間を通知しなければ」に改め、同条第六項中「第十条を」を「次条」に改め、同条第七項及び第八項第一号ハ(2)中「第十条第八項」を「次条第八項」に改める。

第九条の二を削る。
第十条第一項中「第九条第六項」を「前条第六項」に改め、同条第九項中「第九条第三項」を「前条第三項」に改める。
第十四条第一項中「除く。」を「除き、第十五条の二の認証を受けた者に限り。」に、「を許可する」を「の許可をする」に改める。

第十四条の二第二項中「除く」を「除き、第十五条の二の認証を受けた者に限り。」に、「を許可する」を「の許可をする」に改め、同条第二項中「除く」を「除き、第十五条の二の認証を受けた者に限り」に改める。

第十五条第一項中「除く」を「除き、次条の認証を受けた者に限り」に、「ある間」を「ある間法務省令で定める期間を超えない範囲内で」に、「を許可する」を「の許可をする」に改め、同条第二項中「除く」を「除き、次条の認証を受けた者に限り」に、「を許可する」を「の許可をする」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(上陸の特例の認証)

第十五条の二 出入国在留管理庁長官は、第十四条第一項、第十四条の二第二項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の許可を受けて上陸しようとする外国人から、法務省令で定めるところにより、次に掲げる条件に適合していることを証明するために必要な情報として法務省令で定める事項が電磁的方式によつて提供されたときは、当該条件に適合している旨の認証をすることができる。

一 有効な旅券を所持していること。
二 次のイからホまでに定める許可の区分に応じ、当該イからホまでに定める期間を経過して本邦に残留するおそれがないこと。
イ 第十四条第一項の許可 七十二時間
ロ 第十四条の二第二項の許可 三十日

(当該許可に係る指定旅客船が本邦内の寄港地の数が一である航路に就航するものである場合にあつては、七日)
ハ 第十四条の二第二項の許可 三十日
二 前条第一項の許可 同項の法務省令で定める期間
ホ 前条第二項の許可 三日

三 当該外国人が第五条第一項各号のいずれにも該当しないこと。

第十八条の見出し中「遭難」を「遭難等」に改め、同条第一項中「遭難船舶等」を「遭難その他航行上の支障(以下「遭難等」という。)により航行することができなくなつた船舶等」以下この項において「遭難等船舶等」という。)に、「当該船舶等」及び「当該遭難船舶等」を「当該遭難等船舶等」に、「遭難」を「遭難等」に、「を許可する」を「の許可をする」に改め、同条第二項中「前項の」を「前項に規定する」に、「遭難」を「遭難等」に、「を許可する」を「の許可をする」に改め、同条第四項中「遭難」を「遭難等」に改める。

第十九条の四第一項第一号中「に規定する」を「の政令で定める」に改める。

第二十三条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同項第六号中「遭難」を「遭難等」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第七号を第六号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十四条第一号中「第三条」を「第三条第一項」に改め、同条第四号及び第六号中「遭難」を「遭難等」に改める。

第二十六条第一項中「から」を「から第十五条まで又は第十六条から」に改める。
第四十六条中「第三条第一項第二号」を「第三条第一項第一号」に、「を除く」を「に限り」に、「その号」を「これらの規定」に改める。

第五十六条の二中「運送業者がないときは、当該船舶等の長」を削り、同条を第五十六条の三とし、第五十六条の次に次の一条を加える。
(本邦に入る船舶等に係る予約者に関する報告の義務等)

第五十六条の二 本邦に入る船舶等を運航する運送業者(運送業者がないときは、当該船舶等の長。以下この条及び次条において同じ。)は、当該船舶等に係る予約者(乗船券又は航

空券の予約をした者をいう。)に係る乗船券又は航空券を発行する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時まで、出入国在留管理庁長官に対し、当該予約者の氏名その他の法務省令で定める事項を報告しなければならない。

一 乗船券を発行する場合 本邦に入る船舶に係る乗客の数、当該事項の報告に必要な設備の整備の状況その他の事情を勘案して法務省令で定める時

二 航空券を発行する場合 当該航空券を発行する時

2 出入国在留管理庁長官は、前項の規定により報告を受けたときは、遅滞なく、当該報告をした運送業者に対し、当該報告に係る者を本邦に入らせることが相当であるかどうかを通知しなければならない。

3 出入国在留管理庁長官は、前項の規定により、第一項の規定による報告に係る者を本邦に入らせることが相当である旨の通知をした後において、当該通知に係る者を本邦に入らせることが相当でないことが判明したときは、当該通知を受けた運送業者に対し、その旨を通知することができる。

4 運送業者は、前二項の規定により第一項の規定による報告に係る者を本邦に入らせることが相当でない旨の通知を受けたときは、当該通知に係る者を当該船舶等に乘せて本邦に入らせてはならない。ただし、当該船舶等が本邦外の地域から本邦に向けて出発した後、当該運送業者が当該通知を受けたときは、この限りでない。

5 前項ただし書に規定する場合において、当該運送業者は、同項に規定する通知に係る者を当該船舶等に乘せて本邦に入るときは、出入国在留管理庁長官に対し、当該通知を受け

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案及び同報告書

た後速やかに、その旨、当該船舶等が本邦外の地域から本邦に向けて出発した年月日時その他の法務省令で定める事項を報告しなければならない。

第五十七条の見出しを「(本邦に入る船舶等に係る乗客等に関する報告の義務)」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「規定による」を削り、同条第七項中「の規定による通過上陸」を削り、同条第八項中「出入国管理及び難民認定法」を「この法律」に改め、「以下この項において同じ」を削り、同条第九項後段を削る。

第五十九条第一項第三号中「とき」を「時」に改め、同条第三項中「有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持する」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 有効な旅券で査証を受けたものを所持する者

二 前号に掲げる者のほか、有効な旅券を所持する者で第七条の二の認証を受けたもの

第五十九条の二第一項中「出入国在留管理庁長官はの下に」、第四条、第七条の二若しくは第十五条の二の認証を加える。

第六十一条の二の四第一項第二号中「遭難」を「遭難等」に改める。

第六十七条を次のように改める。

第六十七条 外国人は、次の各号に掲げる許可を受ける場合には、当該許可に係る記載、交付又は証印の時に、当該各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において、政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第二十条第三項本文の規定による在留資格の変更の許可 十万円

二 第二十一条第三項の規定による在留期間の更新の許可 十万円

三 第二十二条第二項の規定による永住許可 三十万円

四 第二十六条第一項の規定による再入国の許可(同条第五項の規定による有効期間の延長の許可を含む) 一万円

2 前項の政令で定める額は、実費並びに外国人の適正な在留の確保に関する事務に要する費用、本邦に適法に在留する外国人が安定的かつ円滑に在留することができるようするための支援に関する事務に要する費用その他の外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額及び諸外国における同種の手数料の額を勘案して定めるものとする。

3 法務大臣は、第一項第一号から第三号までに掲げる許可を受ける者(同号に掲げる許可を受ける者にあつては、第二十二条第二項ただし書又は第六十一条の二の十四に規定する場合に該当する者に限る。)が経済的困難その他特別の理由により手数料を減額し、又は免除することが相当である者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

第六十七条の二中「、第九条の二第一項若しくは第八項の規定により特定登録者カードの交付を受け」及び「別に」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第六十七条の三 外国人は、第四条、第七条の二又は第十五条の二の認証を受けようとする場合には、これらの規定により情報を提供する時に、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 外国人は、第七条の二若しくは第十五条の二の認証を受け、又は第九条第八項第一号ハに該当するものとして同項の登録を受けるときは、実費並びにこれらの認証又は登録を受

ける外国人に係る出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額その他の事情を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第六十九条の二第一項中「出入国管理及び難民認定法」を「この法律」に改め、同項ただし書中「第七条の二第三項」を「第七条の三第三項」に改め、同条第二項中「出入国管理及び難民認定法」を「この法律」に改める。

第七十条第一項第一号中「第三号」を「第三号第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)」に改め、同項第七号中「遭難」を「遭難等」に改める。

第七十七条第一号の二中「第五十六条の二」を「第五十六条の三」に改め、同条同条第一号の四とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

一の二 第五十六条の二第一項又は第五項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一の三 第五十六条の二第四項の規定に違反して当該通知に係る者を当該船舶等に乘せて本邦に入らせた者

第七十七条第二号中「第九項前段」を「第九項」に改める。

別表第一中「、第七条、第七条の二を」「第七条の三」に改める。

(出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部改正)

第二条 出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律(平成十七年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「昭和二十六年政令第三百十九号」の下に「。以下「入管法」という。」を、「除く」の下に「。以下同じ」を加え、「同法」を「入管法」に、「日本国領事官等(同法第二条第四号)を」「入

管法第三条第一項第四号イに、「日本国領事官等をいう。の査証を「査証(以下「査証」という。に改め、本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2 前項の規定により査証を要しないとされる外国人は、入管法第七条第一項第五号に係る部分に限る。及び第七条の二の規定の適用については、入管法第六条第一項に規定する査証免除対象者とみなす。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和十一年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第一条中出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。第六十七条の改正規定及び附則第五条の規定 令和九年三月三十一日までの間において政令で定める日

三 次条の規定 令和十年十月三十一日までの間において政令で定める日

(認証に関する準備行為)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。以後に本邦に入ろうとし、又は上陸しようとする外国人であつて、第一条の規定(前条第二号に掲げる改正規定を除く。による改正後の入管法(以下「新入管法」という。第四条、第七条の二(第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第二号第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律(次条第二項第二号において「新特例法」という。第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条において同じ。又は第十五条の二の認証を受けようとするものは、施行日前においても、新入管法第四条、第七条の二又は第十五条の二の規定の例により情報の提供を行う

ことができる。

2 出入国在留管理庁長官は、前項の規定による情報の提供があつた場合には、施行日前においても、新入管法第四条、第七条の二又は第十五条の二及び第五十九条の二の規定の例により認証をすることができ。この場合において、当該認証は、施行日以後は、それぞれ新入管法第四条、第七条の二又は第十五条の二の認証とみなす。

3 第一項の規定により新入管法第四条、第七条の二又は第十五条の二の規定の例による情報の提供を行う外国人及び前項の規定により新入管法第七条の二又は第十五条の二の規定の例による認証を受ける外国人は、新入管法第六十七条の三の規定の例により手数料を納付しなければならない。

(認証等に関する経過措置)

第三条 新入管法第三条第一項(第四号に係る部分に限る。の規定は、出入国及び在留の公正な管理を害するおそれが少ないと認められるものとして法務省令で定める外国人については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

2 新入管法第七条第一項(第五号に係る部分に限る。の規定は、前項の法務省令で定める外国人であつて次の各号のいずれかに該当するものについては、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

一 新入管法第六条第一項に規定する査証免除対象者であつて、本邦において入管法別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行うおとするもの

二 新特例法第一項の政令で定める者

3 第一項の法務省令で定める外国人に係る寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可及び通過上陸の許可については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、新入管法第十四条第

一項、第十四条の二第一項及び第二項並びに第十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 第一項の法務省令を定めるに当たっては、本邦において在留し、又は在留していた外国人の国籍の属する国又は入管法第二条第五号口の政令で定める地域、当該国又は地域に属する国籍を有する外国人のうち入管法第十条第七項若しくは第十一項又は第十一条第六項の規定により退去を命ぜられた外国人で遅滞なく本邦から退去しないもの及び在留期間を経過して本邦に残留する外国人の数の他の事情を考慮するものとする。

第四条 新入管法第七条第一項(第五号に係る部分に限る。の規定は、施行日以後にする入管法第六条第二項の上陸の申請について適用し、施行日前にした同項の上陸の申請に係る上陸のための条件については、なお従前の例による。

(手数料に関する経過措置)

第五条 次に掲げる許可に係る手数料の納付については、第一条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。による改正後の入管法第六十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第二号施行日」という。前にされた入管法第二十条第二項の規定による申請に対する在留資格の変更の許可

二 第二号施行日前にされた入管法第二十一条第二項の規定による申請に対する在留期間の更新の許可

三 第二号施行日前にされた入管法第二十二条第一項の規定による申請に対する永住許可

四 第二号施行日前にされた入管法第二十六条第一項の申請に対する再入国(数次再入国を含む。以下この号において同じ。の許可及び同条第五項の申請に対する再入国の許可の有

効期間の延長の許可

(罰則に関する経過措置)

第六条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(住民基本台帳法等の一部改正)

第八条 次に掲げる法律の規定中「第七条の二第一項」を「第七条の三第一項」に改める。

一 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号別表第一の四十の項

二 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和六十二年法律第二十九号)第三条第二項第一号口及び第二十一条の三第二項第一号口

三 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第一百七号)第十六条の四第一項、第十六条の五第一項、第十六条の六第一項及び第十六条の七第一項

理 由

我が国における出入国管理の現状等に鑑み、厳格な出入国管理を実現し、併せて上陸審査の手続の一層の円滑化を図るため、査証を必要としないこととされている外国人で本邦に短期間滞在して観光等の活動を行うおとするものについて、認証を受けたことを上陸のための条件とするとともに、当該認証を受けた場合には上陸許可の証印に代わる措置を可能とする制度の創設等を行うほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を推進するため、在留資格の変更の許可等に係る手数料の額の上限額を引き上げる等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、査証を必要としないこととされている外国人で本邦に短期間滞在して観光等の活動を行おうとするものについて、認証を受けたことを上陸のための条件とするほか、在留資格の変更の許可等に係る手数料の額の上限額を引き上げる等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 厳格な出入国管理を実現するための措置

(一) 出入国在留管理庁長官は、査証を必要としないこととされている外国人であつて本邦に短期間滞在して観光等の活動を行おうとするものから、必要な情報が電磁的方式により提供されたときは、適法に上陸するための条件に適合している旨の認証をすることができるとし、当該認証を受けたことを上陸のための条件とすること。

(二) 出入国在留管理庁長官は、寄港地上陸の許可等を受けて本邦に上陸しようとする外国人から、必要な情報が電磁的方式により提供されたときは、不法残留するおそれがないこと等の条件に適合している旨の認証をすることができるとし、当該認証を受けたことを当該許可等の申請の要件とすること。

(三) 本邦に上陸しようとする外国人について、旅券に査証を受けたこと又は(一)若しくは(二)の認証を受けたこと等を入国の要件とする。

(四) 出入国在留管理庁長官は、本邦に上陸することなく本邦を経由して本邦外の地域に赴く目的をもって本邦に入ろうとする外国

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 学校教育法等の一部を改正する法律案及び同報告書

人から、必要な情報が電磁的方式により提供されたときは、適法に入国するための条件に適合している旨の認証をすることができるとし、当該認証を受けたことを入国の要件とすること。

(五) 本邦に入る船舶等を運航する運送業者等は、出入国在留管理庁長官に対し、所定の時までに当該船舶等に係る乗船券等の予約をした者の氏名等を報告しなければならな

いこととし、出入国在留管理庁長官から、当該報告に係る者を本邦に入らせることが相当でない旨の通知を受けたときは、当該通知に係る者を当該船舶等に乘せて本邦に入らせてはならないこととする。

2 入国審査官は、1(一)の認証を受けた外国人が上陸のための条件に適合していると認定したときは、上陸許可の証印を省略し、これに代わる記録をすることができるとすること。

3 在留資格の変更の許可、在留期間の更新の許可及び永住許可に係る手数料の額の上限額を引き上げる等の措置を講ずること。

4 この法律は、一部の規定を除き、令和十一年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、査証を必要としないこととされている外国人で本邦に短期間滞在して観光等の活動を行おうとするものについて、認証を受けたことを上陸のための条件とするほか、在留資格の変更の許可等に係る手数料の額の上限額を引き上げる等の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

令和八年四月二十四日

衆議院議長 森 英介殿
法務委員長 井上 英孝
衆議院議長 森 英介殿

(別紙)

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 電子渡航認証制度(JESTA)の導入に当たっては、収集する情報の項目を、適正な出入国在留管理及びテロ対策のために必要不可欠な範囲に限定すること。また、保有する情報の管理に当たり、サイバーセキュリティ対策に万全を期すとともに、通信障害や災害発生のリスクを想定したバックアップ体制を含む堅牢な情報通信システムの構築等運用の継続を図るための措置を講じること。

二 JESTAの審査における透明性及び公平性を確保するため、不認証とした件数を公表すること。また、JESTAの運用に係る継続的な検証を行い、統計資料の定期的な公表を通じて、その透明性の向上に努めること。

三 JESTAの導入により、難民を含む真に保護を必要とする者の我が国への渡航及び入国が不当に妨げられることのないよう、関係国際機関と緊密に連携するとともに、国際的な人道支援の観点から十分な配慮を行うこと。

四 政令により在留資格の変更許可等に係る手数料の額を定めるに当たっては、在留外国人、難民支援団体、外国人労働者を雇用する企業等の関係者の意見を幅広く聴取した上で、その金額が過度な負担とならないよう配慮するとともに、諸外国の手数料水準に関する調査結果を公表し、算定根拠を明確にすること。

五 「経済的困難その他特別の理由」により手数料が減額又は免除される場合について、具体的な要件や判断基準を定めたガイドラインを速やかに策定し、周知徹底を図ること。その際、人道上の観点から特段の配慮を要する者については、当該外国人の置かれている状況を踏まえ、個別の事情に応じた適切に減額又は免除の対象とすること。なお、手数料の改定が、「経済的困難その他特別の理由」に当たらない者においても、在留資格の変更許可等の申請に不当な影響を与えないよう、配慮すること。

六 JESTAに係る手数料及び改定後の在留資格の変更許可等に係る手数料の歳入額を明らかにするよう努めること。また、徴収した手数料を適切に活用し、日本語教育の支援や相談体制の拡充など多文化共生社会の実現及び外国人施策の充実強化に向け、必要な予算措置を講ずること。

七 JESTAの導入による不法就労・不法残留への抑止効果や、在留資格の変更許可等に係る手数料額の引上げが在留手続の履行に及ぼす影響について継続的に調査・分析を行い、その結果に基づき、必要に応じて制度や運用の在り方の見直しを検討すること。

八 本法の施行に当たっては、国内外への十分な周知広報を行うとともに、適正かつ迅速な事務処理を担保するため、人員の確保及び入管行政の更なるDX化に向けた予算措置を含め、必要な体制の整備を図ること。

学校教育法等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

令和八年四月七日

内閣総理大臣 高市 早苗

学校教育法等の一部を改正する法律

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「おいては、」の下に「教科書」を加え、「教科用図書又は」を「教科用の教材又は」に、「教科用図書を」を「教科用の教材をいう。次項及び附則第九条において同じ。」を「に改め、同条第四項中「教科用図書及び第二項に規定する教材」を「教科書」に改め、同条第五項中「教科用図書」を「教科用の教材」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

附則第九条第一項中「第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を」を「教科書以外の教科用の教材」に改め、同条第二項を削る。

(教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正)
第二条 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において「教科書」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三十四条第一項に規定する教科書をいう。

第二条第二項中「製造供給する」を「製造し、及び配布、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)」の利用その他の文部科学省令で定める方法により供給する」に改める。

第三条第一項中「その表紙に「教科書」の文字を、その末尾に」を「文部科学省令で定めるところにより、」に、「発行者の氏名住所及び」を「又は名称、発行者の氏名又は名称及び住所」に、「並びに印刷者の氏名住所及び印刷の年月日」を「その他文部科学省令で定める事項」に

改め、同条第二項及び第三項を削る。

第六条第一項中「基き」を「基づき」に、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」を「義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律」に、「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改め、同条第二項中「第二条第一項に規定する学校」を「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校」に改める。

第七条第一項中「(昭和二十二年法律第二十六号)」を削る。
第八条中「部数」を「数」に改める。
第九条中「左の各号の一に当る」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条第二号中「信用状態」を「又は信用状態」に改め、同条第五号中「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」を「義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律」に改める。

第十条第二項中「教科書を各学校に供給する」を「第二条第二項の文部科学省令で定める供給の方法」ことに供給のために必要な行為として文部科学省令で定める行為が完了する」に改める。

第十二条中「発行部数」を「発行数に、「一分にあたる」を「百分の一に相当する額の」に改める。

第十三条中「第十条」を「第十条第一項」に改め、同条に次のただし書を加える。
ただし、同項の義務に係る業務の履行の状況が、当該義務を相当程度履行したものとして文部科学省令で定める状況にある場合は、同項の義務の履行が完了する前においても、文部科学省令で定めるところにより、その一部の還付を請求し、又は当該請求に係る債権を譲渡することができる。

第十八条を削り、第十九条を第十八条とする。

(文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正)

第三条 文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律(昭和二十四年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「時期までに製造供給するにたる」を「期間を通じて製造し、及び供給するに足りる」に、「第三条」を「次条」に改める。

第四条第一項中「見積つた」を「見積もつた」に、「予定部数」を「予定数」に改める。

第五条第一項中「二部当り」を「一点当たり」に改め、同条第二項中「付しよう」を「付そう」に、「少くとも」を「少なくとも」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「左を「次」に改め、同項第一号中「部数」を「数」に改め、同条第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第七条中「第五条第五項」を「第五条第四項」に改める。

第十条中「部数」を「数」に改める。

第十二条中「すみやかに」を「速やかに」に、「部数」を「数」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第十三条中「責め」を「責め」に、「製造供給」を「製造し、及び供給すること」に、「発行部数が五万部を越えない」を「発行数が五万を超えない」に、「やすく」を「安く」に改める。

第十四条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「信用状態」を「又は信用状態」に、「製造供給する」を「製造し、及び供給する」に改め、同項第四号中「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」を「義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律」に、「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改め、同条第二項中「ととのわな」を「調わない」に改める。

第十七条中「学校教育法(昭和二十二年法律第

二十六号)第三十四条第二項(同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。)に規定する教材その他の」を削る。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律の一部改正)

第四条 義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律(昭和三十七年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

義務教育諸学校の教科書等の無償に関する法律

第一条第一項中「教科用図書」を「教科書及び学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)附則第九条に規定する教科用の教材」に改める。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正)

第五条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律

目次中「無償給付及び給与」を「無償給付等及び給与等」に改める。

第一条中「教科用図書」を「教科書等」に改める。

第二条第二項及び第三項を次のように改める。

2 この法律において「教科書等」とは、学校教育法第三十四条第一項に規定する教科書(以下「教科書」という。)及び同法附則第九条に規定する教科用の教材をいう。

3 この法律において「発行」とは、教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。)第二条第二項に規定する発行をいう。

「第二章 無償給付及び給与」を「第二章 無償給付等及び給与等」に改める。

第三条の見出しを「教科書等の無償給付等」に改め、同条中「教科用図書」を「教科書等であつて、」に、「を購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給付する」を「について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 当該教科書等のうち図書であるもの 購入及び義務教育諸学校の設置者への無償給付

二 当該教科書等のうち電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五条第一項において同じ。)であるもの 使用権(許諾により当該電磁的記録を児童又は生徒に使用させることができる権利をいう。同項において同じ。)の購入及び義務教育諸学校の設置者への無償移転又はこれらに類するものとして文部科学省令で定める措置

第四条中「教科用図書の」を「教科書等の」に、「より購入すべき教科用図書を購入する旨」を「よる措置を講ずるため」に改める。

第五条の見出しを「教科書等の給与等」に改め、同条第一項中「第三条を」第三条(第一号に係る部分に限る。)に、「教科用図書を」図書(第二号に係る部分に限る。)の規定により国から移転を受けた使用権に係る電磁的記録については、児童又は生徒に無償で使用させる」に改め、同条第二項中「教科用図書を」教科書等」に、「給与しない」を「給与せず、又は無償で使用させない」に改める。

第六条中「教科用図書の無償給付及び給与」を「前三条の規定による措置に、「行なう」を「行

う」に改める。

第九条中「教科用図書の無償給付及び給与」を「第三条から第五条までの規定による措置」に改める。

第十条中「教科用図書を」教科書等」に、「市」を「市町村」に改め、「町村」を削る。

第十一条の見出しを「教科書等選定審議会」に改め、同条第一項中「行なうとする」を「行う」に、「教科用図書選定審議会」を「教科書等選定審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第十二条第一項中「教科用図書採択地区」を「教科書等の採択に係る地区」に改め、同条第二項中「変更しようとする」を「変更する」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十三条の見出しを「教科書等の採択」に改め、同条第一項中「教科用図書を」教科書等」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「教科用図書を」教科書等」に、「きいて」を「聴いて」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「教科用図書を」教科書等」に改め、同条第六項中「採択」を「採択(教科書の採択に限る。)」に、「教科書の発行に關する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。))を臨時措置法」に、「教科用図書の」を「教科書の」に改め、同項ただし書を削る。

第十四条の見出しを「同一教科書等を採択する期間」に改め、同条中「教科用図書を」教科書等」に改める。

第十五条見出しを含む。)及び第十六条第二項中「教科用図書を」教科書等」に改める。

第十八条第一項中「教科用図書(学校教育法附則第九条第一項に規定する教科用図書を除く。以下この章において同じ。))を「教科書」に、「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改め、同

項第一号ハ中「教科用図書」を「教科書」に改める。

第十九条から第二十一条までの規定中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改める。

第二十二条中「教科用図書の」を「教科書の」に、「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改める。

附則第三項から第十二項までを削る。

(著作権法の一部改正)

第六条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十條第二項第一号中「(同条第四項)を」若しくは第二項(これらの規定を同条第五項)に、「第三十三條の第三項」を若しくは第二項」に改める。

第三十三條の見出しを「教科書等への掲載等」に改め、同条第一項中「教科用図書を」教科書」に改め、「(同法第四十九條、第四十九條の八、第六十二條、第七十條第一項及び第八十二條において準用する場合を含む。))を削り、「以下」の下に「この条及び次条において」を加え、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「教科用図書を」教科書」に改め、「掲載の下に」並びにその掲載された著作物の利用を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「教科用図書を」教科書」に改め、「用途」の下に「前項の規定による著作物の利用の態様及び利用状況」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 教科書に掲載された著作物は、義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第百八十二号)第十三條の規定による教科書の採択、教科書の発行に關する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二條第二項に規定する発行その他これらに準ずる行為として文部科学省令で定める

もの又は学校教育の目的上必要な教科書としての通常の使用(営利を目的としないものに限る。)に伴つて、必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

第三十三條の二を削る。

第三十三條の三第一項中「教科用図書を」教科書」に改め、同条第四項中「教科用図書を」教科書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物(点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書」という。))を「教科用拡大図書等」に、「教科用図書を」を「教科書を」に、「当該教科用拡大図書等を頒布する」を、「当該教科用拡大図書等を頒布し、又は当該教科用拡大図書等に掲載された著作物の公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。))を行う」に、「第三十三條第二項」を「前条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により作成された教科用の図書その他の複製物(点字により複製するものを除き、当該教科書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項及び次項において「教科用拡大図書等」という。)に複製された著作物は、前項に規定する児童又は生徒の学習の用に供するために必要と認められる限度において、当該教科用拡大図書等の使用に伴つて、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利

用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

第三十二条の二を第三十二条の二とする。

第三十七条第三項中「第百二条第四項」を「第百二条第三項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第四十七条の六第一項第一号中「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項第三号中「第三十三條の三第一項」を削る。

第四十七条の七本文中「(同条第四項)を「若しくは第二項(これらの規定を同条第五項)に」、「第三十三条の三第一項若しくは第四項」を「第二項若しくは第五項」に改め、同条ただし書中「第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第七項」の下に「第三十三条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「第三十三条の三第一項若しくは第四項」を「第二項若しくは第五項」に改め、「第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第七項」の下に「第三十三条第二項」を加える。

第四十八條第一項第一号中「同条第四項」を「若しくは第二項（これらの規定を同条第五項）に、第三十三條の第三第一項」を「若しくは第二項」に改める。

第四十九條第一項第一号中「第九項第一号」の下に、「第三十三條第二項（同條第五項において準用する場合を含む。次項第二号において同じ。）を加え、「第三十三條の三第一項若しくは第四項」を第二項若しくは第五項に改め、同條第二項第一号中、「第三十三條の三第一項」を削り、同項第二号中「第三十條の三」の下に、「第三十三條第二項、第三十三條の二第二項」を加える。

第七十一条第一号中「第三十三条第二項（同条第四項）を「第三十三条第三項（同条第五項）」に、「第三十三条の二第二項又は第三十三条の三

第二項」を「又は第三十三條の二第三項」に改める。

第七十四条第一項中「第三十三條第二項（同條第四項）を」第三十三條第三項（同條第五項）に、「第三十三條の二第二項、第三十三條の三第二項」を「第三十三條の二第三項」に改める。

第八十六条第一項中「同条第四項を及び第二項（これらの規定を同条第五項）に」、「第三十三條の第三項及び第四項」を「第二項及び第五項」に改め、「第三十一条第一項第一号」の下に「、第三十三條第二項ただし書（同条第五項において準用する場合を含む）、第三十三條の第二項ただし書を加え、同条第二項第二号中「第七項第一号」の下に「、第三十三條第二項（同条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）を加え、「第三十三條の第三項若しくは第四項を「第二項若しくは第五項」に改め、同条第三項中「第三十三條の第二項、第三十三條の第三項」を「第三十三條第二項、第三十三條の第二項及び第五項」に改め、「第三十三條第五項」の下に「、第三十三條第二項ただし書、第三十三條の第二項ただし書を加えらる。

第百一条第一項中第九項第一号」を「第八項第一号」に、「第三十二条」を「第三十三條の二」に、「著作隣接権の目的となつてゐる実演」を「著作隣接権の目的となつてゐる実演」に改め、「準用し」及び、「第三十三條から第三十三條の三までの規定は、著作隣接権の目的となつてゐる放送又は有線放送の利用について」を削り、「準用する」を、「それぞれ準用する」に改め、「係る自動公衆送信」との下に、「第三十三條第三項中」その旨を著作作者」とあるのは「実演を利用する場合にあつてはその旨を実演家」とを加え、同条第二項中「同條第四項」を若しくは第三項（これらの規定を同條第五項）に、「第三十三條の三第一項」を「若しくは第二項」に改

め、「若しくは第四項」を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第八項

までを一項ずつ繰り上げ、同条第九項第一号中「第九項第一号」の下に、「第三十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）を加え、第三十三条の第三項若しくは第四項を」「第二項若しくは第五項」に改め、同項第五号中「第三十三条の第三項又は」及び「若しくは」は第四項を削り、同項を同条第八項とする。

第二百二条の二中「同条第七項及び第八項」を同条第六項及び第七項」に改める。

第百三条中「から第三十三条の三までの規定による」を「及び第三十三条の二の規定による実演、レコード、」に改める。

（障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部改正）

第七條 障害のある児童及び生徒のための教科用
特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成
二十年法律第八十一号）の一部を次のように改
正する。

第二条第一項中「検定教科用図書等」を「教科書」に改め、同条第二項中「検定教科用図書等」を「教科書」に改め、「(同法第四十九条、第四十条の八、第六十二条及び第七十条第一項において準用する場合を含む。)」を削り、「教科用図書」を「教科書」に改め、同条第三項中「製造供給する」を「製造し、及び配布、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)」の利用その他の文部科学省令で定める方法により供給する」に改め、同条第四項中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に、「検定教科用図書等」を「教科書」に改める。

第四条の見出しを「(教科書発行者の責務)」に

改め、同条中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に、「検定教科用図書等」を「教科書」に改める。

第五条の見出し中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改め、同条第一項中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に、「検定教科用図書」を「教科書」に改め、同条第二項中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改め、同条第三項中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に、「検定教科用図書等」を「教科書」に改める。

第六條第二項及び第三項中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に、「検定教科用図書等」を「教科書」に改める。

第七條、第八條（見出しを含む。）及び第九條第一項中「検定教科用図書等」を「教科書」に改める。

第十條の見出し中「無償給付」を「無償給付等」に改め、同条中「検定教科用図書等」を「教科書」に、「を購入し、小中学校の設置者に無償で給付する」を「について、次の各号に掲げる区分に
め、同条に次の各号を加える。」

一 当該教科用特定図書等のうち図書であるもの 購入及び小中学校の設置者への無償 給付

二 当該教科用特定図書等のうち電磁的記録であるもの 使用権（許諾により当該電磁的記録を視覚障害その他の障害のある児童又は生徒に使用させることができる権利をいう。第十二条第一項において同じ。）の購入及び小中学校の設置者への無償移転又はこれらに類するものとして文部科学省令で定める措置

第十一条中「より購入すべき教科用特定図書等を購入する旨」を「よる措置を講ずるため」に改める。

第十二条の見出し中「給与」を「給与等」に改

め、同条第一項中「第十条」を「第十条（第一号に係る部分に限る。）」に、「教科用特定図書等を」を「図書については」に、「給与する」を「給与し、同条（第二号に係る部分に限る。）の規定により国から移転を受けた使用権に係る電磁的記録については、当該学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童又は生徒に無償で使用させる」に改め、同条第二項中「給与しない」を「給与せず、又は無償で使用させない」に改める。

第十三条中「教科用特定図書等の無償給付及び給与」を「前三条の規定による措置」に改める。

第十五条中「教科用特定図書等の無償給付及び給与」を「第十条から第十二条までの規定による措置」に改める。

第十六条第一項第一号中「検定教科用図書等」を「教科書」に改め、同項第二号中「附則第九条第一項に規定する教科用図書」を「附則第九条に規定する教科用の教材」に改める。

第十七条第一項中「部数」を「数」に改める。

附則第四条中「第三十三条の第三項及び第二項」を「第三十三条の第二項 同法第二百一条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。」及びに改め、「並びに第二百三条第三項」を削り、「第三十三条の第三項中」を「第三十三条の第二項中」に、「教科用図書」を「教科書」に、「同条第二項中」当該教科用拡大図書等を頒布する」とあるのは、「当該教科用拡大図書等を頒布し、又は当該教科用拡大図書等によって当該著作物の公衆送信を行う」と、同法第八十六条第三項中「第三十三条の第四項」とあるのは「第三十三条の第三項及び第四項」と、同法第二百三条第三項中「レコード」とあるのは「レコードについて」と、「その複製物」とあるのは、「送信可能化を行い、若しくはその複製物」を同法第八十六条第三項中「第三十三条の第二項及び第五項」とあるのは「第三十三

条の二第一項、第二項及び第五項」に改める。

附則

第一条 この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(教科用図書等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の学校教育法（以下この条において「旧学校教育法」という。）第三十四条第一項（旧学校教育法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書（次項において「教科用図書」という。）であるものは、第一条の規定による改正後の学校教育法第三十四条第一項に規定する教科書（次項及び第六項において「教科書」という。）とみなす。

第六項において「教科書」という。）とみなす。

2 前項の規定により教科書とみなされた教科用図書（以下この条において「特定教科書」という。）の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）である教材の使用については、旧学校教育法第三十四条第二項及び第三項（これらの規定を旧学校教育法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。以下この条において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧学校教育法第三十四条第二項中「前項に規定する教科用図書以下この条において「教科用図書」という。」とあるのは「学校教育法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）附則第二条第二項に規定する特定教科書（次項において「特定教科書」という。）と、「同項」とあるのは「同法」第一条の規定による改正後の第三十四条第一

項」と「教科用図書」とあるのは「同項に規定する教科書（次項において「教科書」という。）に」と、同条第三項中「教科用図書」とあるのは「教科書」と、「教科用図書に用いられた」とあるのは「特定教科書に用いられた」と、「教科用図書に代えて」とあるのは「教科書に代えて」とする。

3 特定教科書に掲載された著作権の目的となっている著作物（著作隣接権の目的となつてゐる放送又は有線放送を含む。第五項において「著作物」という。）の前項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替へて適用される旧学校教育法第三十四条第二項に規定する教材（以下この条において「教科書代替教材」という。）への掲載及び教科書代替教材の使用に伴う利用については、第六条の規定による改正前の著作権法（以下この条において「旧著作権法」という。）第三十三条の二第一項旧著作権法第八十六条第一項及び第三項並びに第一百二条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧著作権法第三十三条の二

3 特定教科書に掲載された著作権の目的となつ

第一項中「教科用図書に掲載された」とあるのは「学校教育法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）附則第二条第二項に規定する特定教科書に掲載された」と、「教科用図書代替教材 学校教育法第三十四条第二項又は第三項（これらの規定を同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により教科用図書に代えて使用することができる同法第三十四条第二項に規定する教材をいう。以下この項及び次項において同じ。）」とあるのは「同条第三項に規定する教科書代替教材」と、「教科用図書代替教材の当該使用」とあるのは当該教科書代替教材の同法第一条の規定による改正後の学校教育法第三十四条第一項に規定する教科書に代えての使用」とする。

4 前項の場合における第六条の規定による改正後の著作権法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十條第二項 第一号	又は第三十四條第一項	若しくは第三十四條第一項又は学校教育法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号。以下「改正法」という。）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第六条の規定による改正前の第三十三条の第二項（以下「なお効力を有する第三十三条の第二項」という。）
第四十七條の六 第一項第三号	又は第四十七條	若しくは第四十七條又はなお効力を有する第三十三条の第二項
第四十七條の七	又は第四十七條の五	若しくは第四十七條の五又はなお効力を有する第三十三条の第二項
	若しくは第四十七條の五	若しくは第四十七條の五若しくはなお効力を有する第三十三条の第二項
第四十八條第一項第一号	又は第四十七條第一項	若しくは第四十七條第一項又はなお効力を有する第三十三条の第二項

第四十九条第一項第一号	又は第四十七条の五第一項	若しくは第四十七条の五第一項又はなお効力を有する第三十三條の二第一項
第四十九条第二項第一号	又は第四十七条第一項若しくは第三項	若しくは第四十七条第一項若しくは第三項又はなお効力を有する第三十三條の二第一項
第八十六条第二項第二号	又は第四十七条の五第一項	若しくは第四十七条の五第一項又は改正法附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第六條の規定による改正前の第八十六条第一項において準用する改正法第六條の規定による改正前の第三十三條の二第一項
第二百二条第二項	第四十七条	第四十七条若しくは改正法附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第六條の規定による改正前の第二百二条第一項において準用する改正法第六條の規定による改正前の第三十三條の二第一項(第八項第一号において「なお効力を有する準用第三十三條の二第一項」という。)
第二百二条第八項第一号	又は第四十七条の五第一項	若しくは第四十七条の五第一項又はなお効力を有する準用第三十三條の二第一項

5 第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧著作権法第三十三條の二第一項の規定による教科書代替教材への著作物の掲載に係る特定教科書を発行する者への通知及び著作権者(放送又は有線放送を利用する場合にあつては、著作隣接権者)への補償金の支払については、なお従前の例による。

6 令和十年三月三十一日までに教科書となつた教科用の教材(文部科学大臣の検定を経たものに限る。)については、特定教科書とみなして、第二項から前項までの規定を適用する。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に第五條の規定による改正前の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(次項において「旧無償措置法」という。)

等は無償措置に関する法律(次項において「新無償措置法」という。)

2 この法律の施行の際現にされている旧無償措置法第十八条第一項の申請は、新無償措置法第十八条第一項の申請とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(産業教育振興法の一部改正)

第六条 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六條の見出しを「教科書」に改め、同条中「教科用図書」を「教科書」に、「基き」を「基づき」に改める。

令和八年四月二十八日 衆議院會議録第十六号

学校教育法等の一部を改正する法律案及び同報告書

に改める。

(高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正)

第七條 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第四條の見出し中「教科用図書」を「教科書」に改め、同条第一項中「教科用図書」を「教科書」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第二項中「教科用図書」を「教科書」に改める。

(特別支援学校への就学奨励に関する法律の一部改正)

第八條 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「教科用図書」を「学校教育法第三十四條第一項に規定する教科書及び同法附則第九条に規定する教科用の教材」に改める。

(文部科学省設置法の一部改正)

第九條 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十号中「教科用図書」を「教科書」に改め、同項第十一号中「教科用図書その他の教授上用いられる図書」を「教科書」に、「教科用図書の」を「教科書等(義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第八十二号)第二条第二項に規定する教科書等をいう。)」に改める。

附則第二項中「教科用図書」を「教科書」に改める。

(著作権法の一部を改正する法律の一部改正)

第十條 著作権法の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「新法第二百九條第九項」を「著作権法第二百八項」に改める。

理由

情報通信技術の進展に鑑み、児童生徒の教育の充実を図るため、小学校等において電磁的記録を含む教科書の使用を可能とするとともに、当該教科書の発行及び無償措置に係る規定を整備する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、情報通信技術の進展に鑑み、教科書にデジタルの良さを取り入れることにより児童生徒の教育の充実を図るため、小学校等においてデジタルな形態を含む教科書の使用を可能とするとともに、当該教科書の発行及び無償措置に係る規定を整備する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 学校教育法の一部改正

- (一) 小学校、中学校、高等学校等において使用しなければならぬ「教科用図書」について、紙媒体に限定している「教科用図書」という現行規定を改め、デジタルな形態を含み得るよう、新たに「教科書(文部科学大臣の検定を経た教科用の教材又は文部科学省が著作の名義を有する教科用の教材)として規定すること。
- (二) (一)に伴い、教科用図書の内容を電磁的に記録した教材がある場合に、教育課程の全部又は一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができることとした制度を廃止すること。
- (三) 特別支援学校や高等学校の専門教科等において、(一)に規定する教科書がない場合等に当該教科書に代えて使用することができるものについても、(一)と同様に、デジタルな形態を含み得るよう、教科用の教材として規定すること。

2 教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正 教科書発行義務や保証金の制度等について、デジタルな形態を含む新たな教科書の発行に対応するために必要な措置を講ずること。	令和八年四月二十四日 文部科学委員長 斎藤 洋明 衆議院議長 森 英介殿 〔別紙〕 学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。 一 デジタル教科書のアクセシビリティ機能を充実にし、障がいの有無や不登校、言語の壁を越えて、一人ひとりが得意を伸ばし自分らしく輝ける質の高い教育環境を全国に整備し、公教育の再生を加速化すること。また、国内外のアクセシビリティに関する標準規格を踏まえ、デジタルな教科用特定図書等が満たすべき技術的標準規格の策定に当たっては、当事者の声が規格策定のプロセスに適切に反映されるよう、参加の機会を確保すること。 二 ICTやデジタル教科書を賢く使いながらも、五感を通じた体験活動を子どもたちに保障し、紙の教科書・デジタル活用・体験活動のベスミックスでバランスがとれた学びを実現すること。国は、紙とデジタル教科書の最適な組み合わせについて、多角的に調査研究し続け、エビデンスに基づいて子どもの発達段階や教科特性を踏まえた指針を示すこと。 三 国は教員の専門性を最大限に引き出す支援に万全を期すこと。そのために、現職教員が受講しやすいよう、オンライン研修も含めた多様な形態による教員研修の抜本的拡充や効果的な活用事例の共有、教員養成課程での実践的指導法の修得、ICT支援員の配置による技術的サポート体制を国の責任において支援拡充すること。 四 新たな負担や格差を生まないよう、高校生等奨学給付金による端末購入支援や家庭の通信環境の整備支援の拡充に取り組むこと。また転	校・進学時の学習履歴の継続性の確保及びネットワーク障害時でも学びが止まらないセーフティネットを構築すること。 五 デジタルな形態を含む教科書を活用するためには、学校における安定した通信環境が必要であることから、地方公共団体ことの通信環境の違いが児童生徒の学習環境の格差につながるのではないよう、ICT環境の整備に努めること。 六 地域間の格差が生じないよう、全ての教育委員会が適切な判断を行えるようにするため、教育委員会の採択負担の軽減策を講じること。 七 デジタルな形態の教科書の使用が認められることを契機として、教員がデジタルの活用も含めた授業研究のための時間を十分に確保できるようにするため、教員業務支援員の学校を支えるスタッフの配置の一層の拡充等必要な措置を講ずるよう努めるとともに、併せて必要な予算措置を講ずること。 八 デジタル教科書の導入に伴うアカウント設定・管理等の事務的負担が学校現場において大きな課題となっていることを踏まえ、国は教科書発行者等と連携しながら負担軽減に向けた取組を進めるとともに、有効な対策や好事例を学校現場に積極的に周知・共有すること。 九 デジタル教科書の使用による児童生徒の視力低下など健康面に関する留意点を整理し、教育委員会や学校等への周知・啓発を図ること。スマートフォン等のSNS依存等のリスクに対し、医学的知見に基づき、学校での利用ルールのガイドライン等の周知を保護者等にも徹底すること。 十 より良い教科書を子どもたちに確実に届けるため、教科書発行者との連携を図り、教科書の定価については、物価の変動や技術の進展等に伴い必要なコストに見合った適正な価格に設定すること。また義務教育段階の教科書の無償措	置を実現するために必要な財政上の措置を確実に行うこと。 十一 著作物等を教科書に掲載する際の補償金額の検討に当たっては、学校教育における教科書の役割、教科書の安定的な発行・供給の確保、権利者への適切な対価還元等に十分留意すること。
3 義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正 (一) デジタルな形態を含む新たな教科書等を無償とすること。 (二) デジタルな形態を含む新たな教科書等を無償とする措置について必要な事項を定めること。	4 著作権法の一部改正 デジタルな形態を含む新たな教科書の発行・使用等に伴い、音楽や動画を含む著作物等の公衆送信等の利用に係る権利制限の拡充等の措置を講ずること。 5 その他関係法律の一部改正 デジタルな形態を含み得るよう、新たに「教科書」を規定すること等に伴い、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。 6 この法律は、一部を除き、令和九年四月一日から施行すること。	二 議案の可決理由 情報通信技術の進展に鑑み、教科書にデジタルの良さを取り入れることにより児童生徒の教育の充実を図るため、小学校等においてデジタルな形態を含む教科書の使用を可能とするとともに、当該教科書の発行及び無償措置に係る規定を整備する等の措置を講ずる本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。 なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。 右報告する。	